

京田辺市 こども計画

“こども・若者”と“こども・若者を育てるみなさん”を
みんなで支えるための計画です



令和7年(2025年)3月
京田辺市

ご あ い さ つ

現在、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもたちを取り巻く状況は、年々深刻になっています。

こういった状況を打開するため、国では、こどもの最善の利益を第一に、こどもに関する政策を社会の真ん中に据えて進めるため、令和 5 年(2023年)に「こども基本法」を施行、「こども家庭庁」を設置し、「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」を定めました。令和 6 年(2024年)には、各種こども・子育て支援策を網羅した「こどもまんなか実行計画」を決定し、こどもや保護者の視点、意見を尊重し、ともに考え、こども・子育て支援策を各ライフステージにわたって切れ目なくつなぎ、支援していくことを目指しています。



本市でも、この動きに合わせ、こども・子育て支援を次のステップに進めようと、令和 6 年(2024年) 2 月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、このたび、宣言を実行するプランとなる「京田辺市こども計画」を策定いたしました。

今回の計画では、大切に引き継いできた基本理念「みんなで子育て こども☆キラキラ 京田辺～こどもの輝きが、すべての市民を結ぶ～」を念頭に置きながら、国や京都府の動向を考慮するとともに、市民ニーズの把握に努めました。

これらを反映させ、こどもたちが、健康で、豊かな人間性を育み、可能性を広げ、未来に挑戦する力を蓄えられるよう応援するとともに、保護者のみなさんが不安なくその成長を支える取組を盛り込み、より一層のこども・子育て支援を進めてまいります。

こどもたちがこのまちで幸せに育ち、思い描く未来に夢と希望があふれるまち、また、京田辺で生み育てて良かったと思えるまちを実現するには、市民・地域・企業・市民活動団体・行政などが、それぞれの役割を担うとともに、互いの垣根をこえて連携・協力し、社会全体で取り組むことが大切です。引き続き、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、こども計画がより良い計画となるよう、熱心にご議論をいただきました「京田辺市子ども・子育て会議」の委員のみなさんをはじめ、調査等にご協力をいただいた多くの市民のみなさん、ワークショップやパブリックコメントでご意見を届けてくださったみなさん、他にもご意見やご提言をいただきました関係機関・団体のみなさんに心から感謝申し上げます。

令和 7 年(2025年)3 月

京田辺市長 上村 崇

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	国における近年の動向.....	2
3	計画の基本的な事項・位置づけ.....	5
4	本計画における「こども・若者」の定義.....	9
5	計画の期間.....	9
6	計画の策定過程.....	10

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1	京田辺市の状況.....	13
2	各種調査結果等からみえる現状.....	25
3	第2期計画の成果.....	86
4	本計画に向けた課題.....	89

第3章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念.....	92
2	基本的な視点.....	93
3	基本目標.....	95
4	施策の体系.....	97

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり.....	99
基本目標Ⅱ	こどもを生ま育てる喜びが実感できる環境づくり.....	116
基本目標Ⅲ	こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり.....	126

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに放課後児童対策パッケージに基づく取組

1	基本事項.....	131
2	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	132
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	133
4	令和4年(2022年)児童福祉法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策.....	141
5	令和6年(2024年)子ども・子育て支援法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策..	143
6	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	145
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	145
8	放課後児童対策パッケージに基づく取組.....	146

第6章 計画の推進にあたって

- 1 こども・若者の意見の聴取・反映に努めます。.....147
- 2 情報発信の強化、ICT化を進め市民の利便性の向上を図ります。.....148
- 3 事業の評価、改善を進め、事業効果の最大化を目指します。.....148
- 4 市民・大学・企業・関係機関との連携を進めます。.....149
- 5 国・京都府の事業などと効果的な連携を図ります。.....149

第7章 参考資料

- 1 京田辺市子ども・子育て会議委員名簿.....150

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

ここ数年のこども・子育て家庭を取り巻く環境の変化として、令和 3 年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

令和 5 年(2023年)4 月には「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が創設され、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた子ども・子育て支援事業計画や少子化対策を含むこども政策が、こども家庭庁に一本化することとなりました。さらに同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成されていた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を束ね、こども大綱に一元化されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充などに向けた検討も進められていました。(P.2～3「国における近年の動向」参照)

新たな制度のもと、「一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、こどもの視点に立ち、こどもの発達が保障されるよう、良質かつ適切なこども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

本市では、平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度)までの 5 年間を計画期間とする第 1 期子ども・子育て支援事業計画(以下「第 1 期計画」という。)を実施し、その後、第 1 期計画の基本理念や計画の視点等を継承しつつ、令和 2 年度(2020年度)～令和 6 年度(2024 年度)を計画期間とする第 2 期子ども・子育て支援事業計画(以下「第 2 期計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援事業を進めてきました。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。また、こども大綱では、自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策の関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されています。

これらを踏まえ、本市においても、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、「京田辺市こども計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

本計画では、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 国における近年の動向

(1) こども基本法の施行

こども施策※を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年(2022年)6 月に成立し、令和 5 年(2023年)4 月に施行されました。こども施策に関わる基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、こども等の意見を政策に反映し、社会のさまざまな活動に参加できるようにすることなどが定められました。

※こども施策とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策、その他の分野におけるこどもに関する施策をいい、当該施策の性質上こどものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとする。

(2) 子ども・子育て支援法の改正

① 妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和 6 年度(2024年度)から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう、提供体制の整備が行われました。

また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援(妊産婦等生活援助事業)が制度に位置づけられました。

② こども誰でも通園制度の創設

保育所等に通っていない満 3 歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)を創設することとなりました。

(3) 児童福祉法の改正

① 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)について

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規 3 事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

② こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

③ こどもの権利擁護に関して

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭のこどもに対する入所措置や一時保護等の際、こどもの利益を考慮し、意見を反映させるためにこどもの意見聴取措置をとることとなりました。

また、社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援を強化していくこととなりました。

(4) こども未来戦略の策定

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和 5 年(2023年)12月に「こども未来戦略」が策定されました。「子育て世帯の家計を応援」「すべてのこどもと子育てを応援」「共働き・共育てを応援」するための施策が盛り込まれています。出産・子育て応援交付金や出産費用の保険適用の導入、児童手当の拡充などが進められています。

(5) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりの推進が定められました。

(6) SDGsの理念と整合

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

令和12年(2030年)までの達成に向けて、貧困の撲滅や人や国の不平等をなくす対策等、世界の国々が解決すべき課題に関する17のゴール(目標)とそれらを達成するための具体的な169のターゲット、230の指標で構成されています。これらは、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本計画において、「誰一人として取り残さない」社会の実現に向け、SDGsの視点を持って施策の推進を図ります。



17の目標のうち、本計画と特に関連の深い項目

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	17 パートナリープで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の基本的な事項・位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、子ども・子育て・若者支援に係る総合的な計画として策定するものです。

【こども基本法(第10条第2項)】

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【子ども・若者育成支援推進法(第9条第2項)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条第2項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第8条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 各法律の概要

① こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

《こども施策の基本理念》

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

② 子ども・若者育成支援推進法

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱える子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22年(2010年)4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン(子供・若者育成支援推進大綱)」が策定されました。

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどのさまざまな問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年(2016年)2月に策定されました。さらに、令和3年(2021年)4月に改正が行われ、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもたちの6人に1人が貧困線(全国の世帯所得の中央値の半分の所得)を下回る世帯で暮らしていること(平成24年(2012年)厚生労働省データ)、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年(2013年)6月に成立しました。

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年(2014年)8月に閣議決定し、その後、令和元年(2019年)6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立しています。改正後の法では、その目的に、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年(2019年)8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことを踏まえ、政府は、令和元年(2019年)11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。

令和6年(2024年)9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が施行され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、子どもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます。

④ 次世代育成支援対策推進法

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(平成6年(1994年))をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年(1999年))などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、子どもを生き育てやすい環境づくりに努めてきました。

平成17年(2005年)4月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成26年(2014年)の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和6年(2024年)の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

⑤ 子ども・子育て支援法

平成24年(2012年)8月、日本の急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

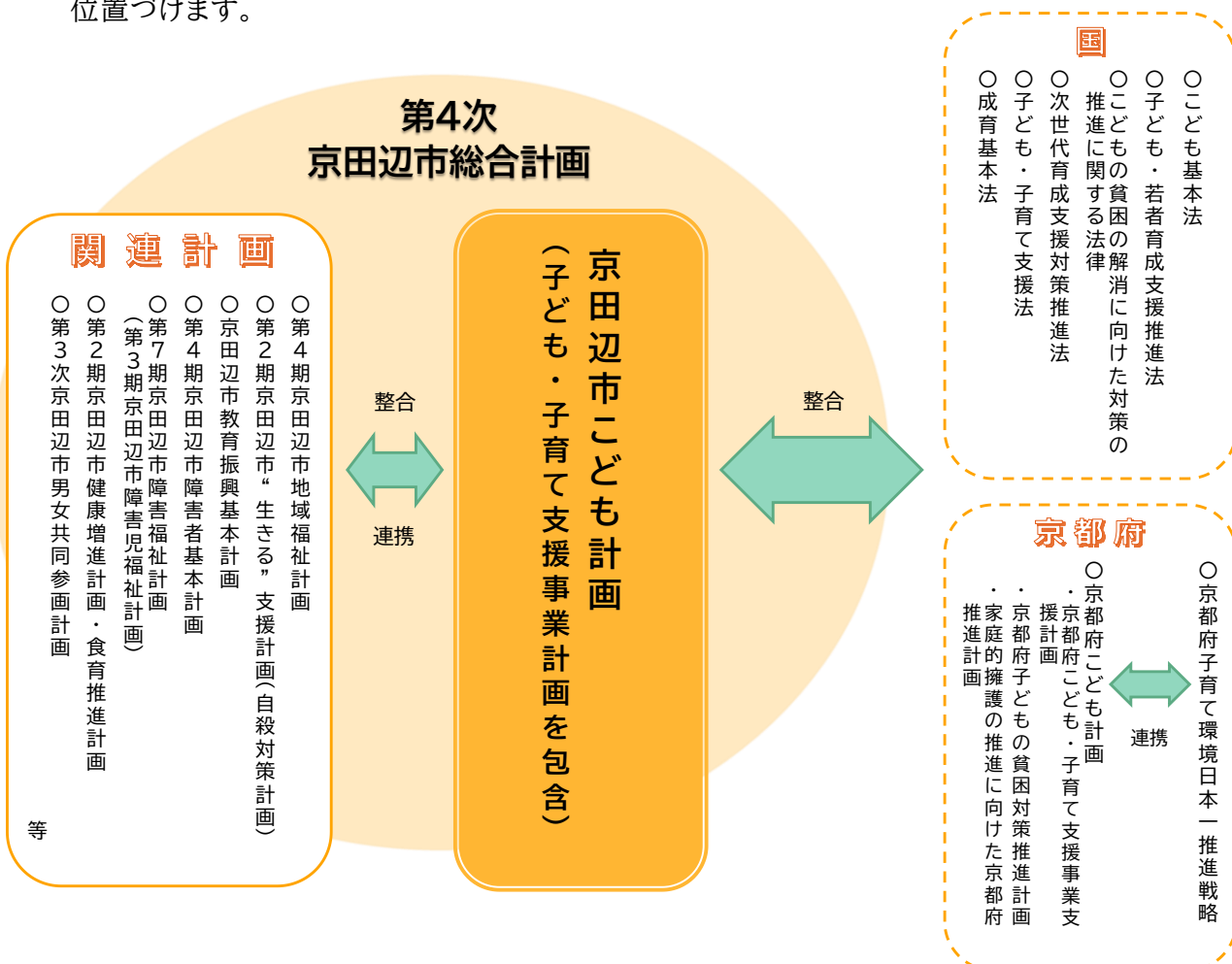
近年では、令和3年(2021年)12月、子ども・子育て支援法及び児童手当法が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。

令和4年(2022年)6月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規3事業の創設や、こども家庭センター及び地域子育て相談機関の整備の努力義務化、子どもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和6年(2024年)6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 本計画における「こども・若者」の定義

「子ども・子育て支援法」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、本計画における「こども」は概ね18歳まで、「若者」は概ね18歳から概ね30歳までと定義します。

【子ども・子育て支援法(第6条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【子供・若者育成支援推進大綱】

若者：思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

計画の対象

本計画では、「こども・若者」と「親、保護者など、その家族」を対象とします。また、子育て支援を本市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

5 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとしていますので、本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画期間	第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画					京田辺市こども計画				

6 計画の策定過程

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

- ア)京田辺市在住の就学前児童、小学生の保護者(無作為抽出:各1,500名)
- イ)令和5年(2023年)11月の妊婦健診受診者(全数調査)
- ウ)子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等(全数調査)

② 調査期間

- ア)令和6年(2024年)2月22日(木)～令和6年(2024年)3月7日(木)
- イ)令和6年(2024年)3月12日(火)～令和6年(2024年)3月29日(金)
- ウ)令和6年(2024年)3月12日(火)～令和6年(2024年)3月29日(金)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	1,500通	702通	46.8%
小学生の保護者	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	1,500通	735通	49.0%
妊婦	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	217通	148通	68.2%
子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	496通	192通	38.7%

(2) こどもの生活状況調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「こどもの生活状況調査」を実施し、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、こどもの学習・生活・心理などさまざまな面での影響の把握を行いました。

① 調査対象

- 京田辺市立小学5年生及びその保護者、京田辺市立中学2年生及びその保護者(全数調査)

② 調査期間

- 令和6年(2024年)2月22日(木)～令和6年(2024年)3月7日(木)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生及びその保護者	さくら連絡網による調査、WEBによる回答	705通	158通	22.4%
中学2年生及びその保護者	さくら連絡網による調査、WEBによる回答	622通	137通	22.0%

(3) こども・若者意識調査の実施

こども・若者育成支援施策を効果的に推進するに当たり、こども・若者の現状と課題を的確に把握するために行いました。

① 調査対象

- 京田辺市在住の15歳～39歳(無作為抽出:3,000名)

② 調査期間

- 令和6年(2024年)6月21日(金)～令和6年(2024年)7月12日(金)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
15歳～39歳	郵送による配布、 WEBによる回答	3,000通	526通	17.5%

(4) こども・若者ワークショップ

本計画の策定に当たり、“住みやすいまち”についてこども・若者が意見を出し合い、出た意見を主体的に取り組むきっかけとするため、ワークショップを開催しました。

① 参加者

- 京田辺市に在住・通学する小学生11名、中学生4名、高校生3名、大学生15名

② 調査期間

- 令和6年(2024年)6月2日(日)

③ テーマ

- 「わたしたちにとって、住みやすいまち」

④ 開催結果

- <https://www.city.kyotanabe.lg.jp/cmsfiles/contents/0000021/21159/69.pdf>

- 二次元コード ▶



(5) 京田辺市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「京田辺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(6) パブリックコメントの実施

この計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

① 意見募集期間

- 令和6年(2024年)12月18日(水)～令和7年(2025年)1月17日(金)

② 意見募集方法

- 計画(案)を本市ホームページに掲載するとともに、下記の場所で閲覧を実施し、意見提案用紙により、市民から意見を募集しました。

【閲覧場所】

市役所こども未来政策推進室・保育幼稚園課・学校教育課、北部・中部住民センター、南部まちづくりセンター、三山木福祉会館、社会福祉センター、中央図書館、中央公民館、市立4児童館、市内4地域子育て支援拠点、市内14保育所(園)・こども園、市内9幼稚園、市立9小学校、市立3中学校、府立田辺高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社大学、同志社女子大学

③ 意見募集結果

- 意見提出者 76人 (フォーム75人、電子メール1人)
- 意見総数 127件
- 二次元コード ▶



第 2 章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

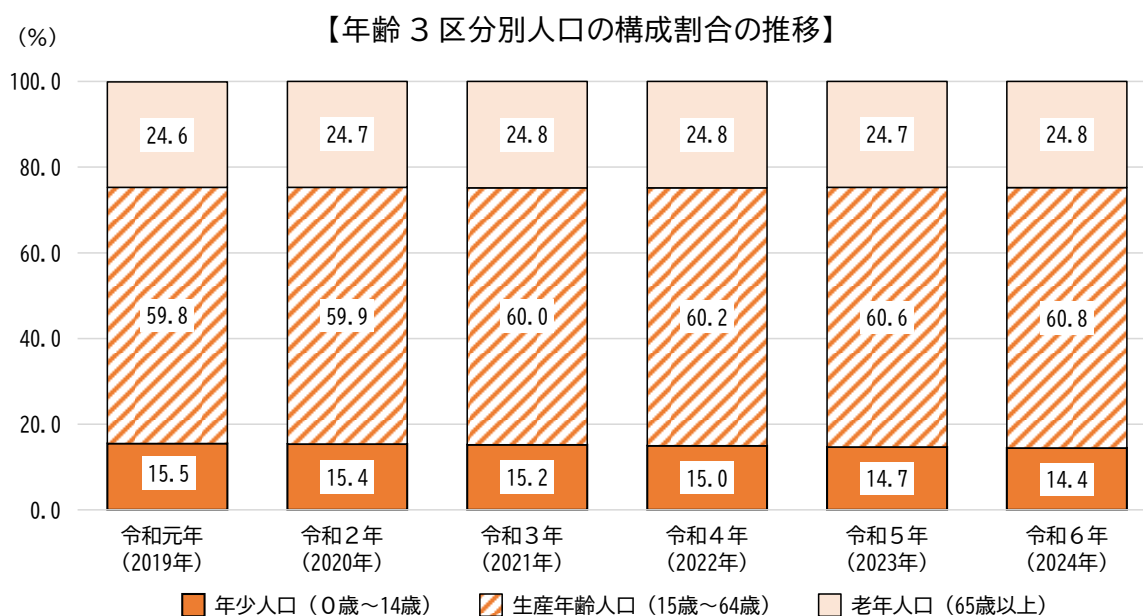
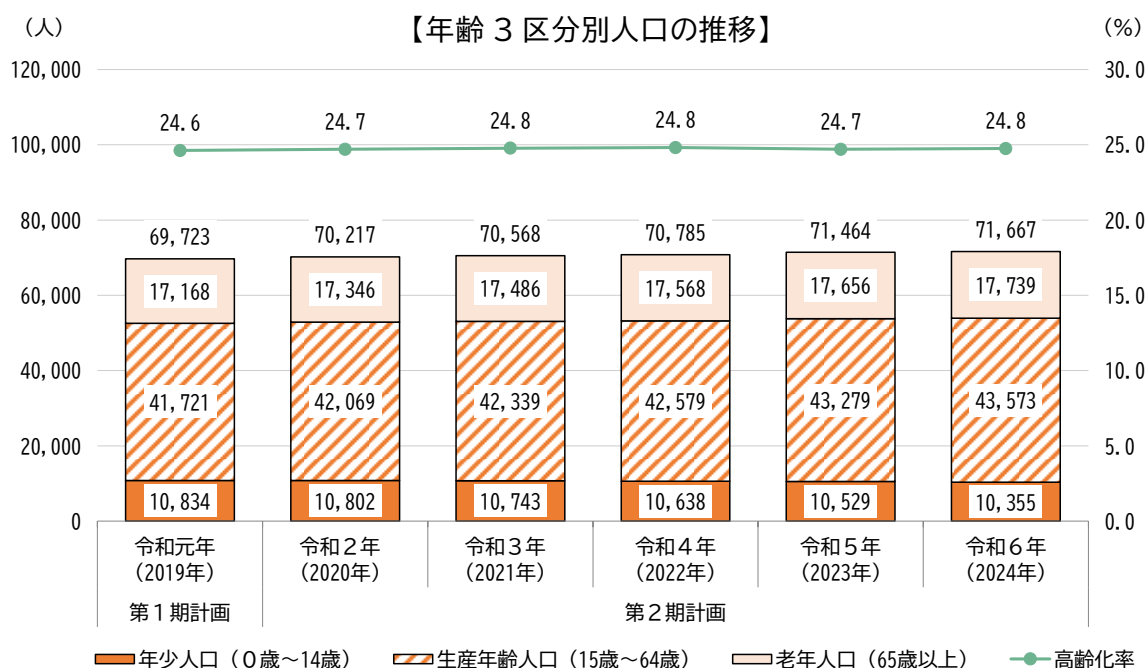
1 京田辺市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、令和6年(2024年)で71,667人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口(65歳以上)は横ばいであるものの、年少人口(0歳～14歳)は減少傾向にあり、少子高齢化が緩やかに進んでいます。



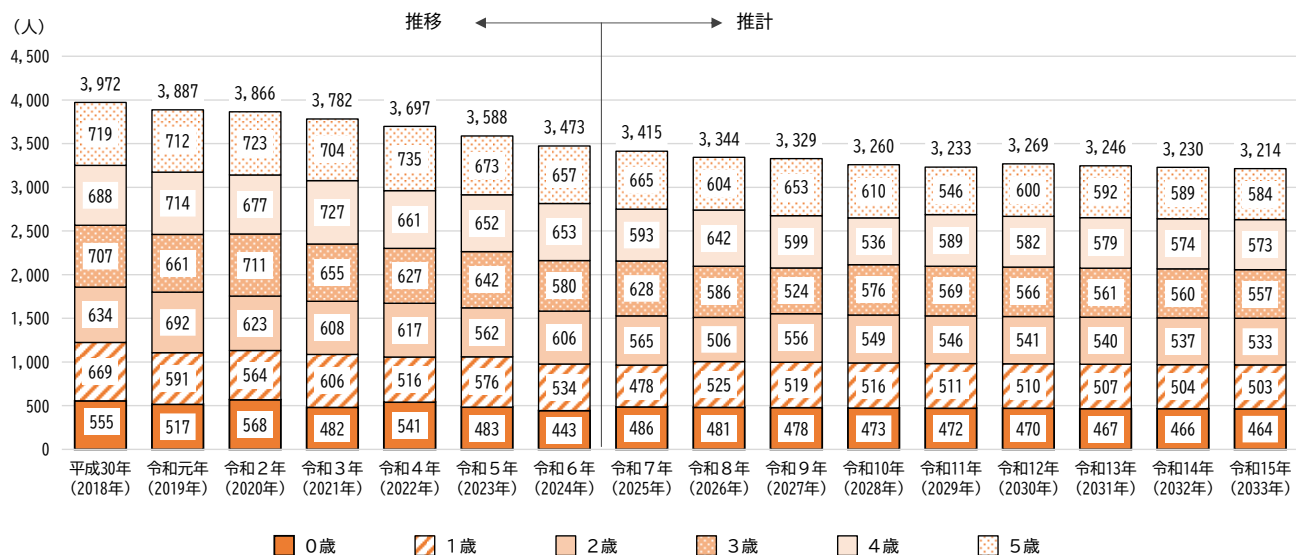
※すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢別児童数の推移と推計

本市の0歳～5歳のこどもの人口は平成30年(2018年)以降減少しており、令和6年(2024年)4月現在で3,473人となっており、今後もこどもの人口数は緩やかに減少していくと予測されます。

【こどもの人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

※令和7年(2025年)以降は、住民基本台帳に基づく推計値

【年齢別児童数の推移と推計】

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	555	517	568	482	541	483	443	486	481	478	473	472
1歳	669	591	564	606	516	576	534	478	525	519	516	511
2歳	634	692	623	608	617	562	606	565	506	556	549	546
3歳	707	661	711	655	627	642	580	628	586	524	576	569
4歳	688	714	677	727	661	652	653	593	642	599	536	589
5歳	719	712	723	704	735	673	657	665	604	653	610	546
小計	3,972	3,887	3,866	3,782	3,697	3,588	3,473	3,415	3,344	3,329	3,260	3,233
6歳	760	726	726	726	717	753	686	668	676	614	664	621
7歳	766	778	733	736	736	736	762	696	678	686	623	674
8歳	737	771	789	745	741	745	734	769	703	684	692	629
9歳	772	747	769	798	755	750	758	742	777	710	691	699
10歳	806	778	741	777	809	757	755	762	746	781	714	695
11歳	790	818	780	756	789	826	754	763	770	754	790	722
小計	4,631	4,618	4,538	4,538	4,547	4,567	4,449	4,400	4,350	4,229	4,174	4,040
12歳	768	796	817	788	769	801	842	763	772	779	763	800
13歳	748	774	801	825	794	770	815	849	769	779	786	769
14歳	770	759	780	810	831	803	776	822	857	776	786	793
小計	2,286	2,329	2,398	2,423	2,394	2,374	2,433	2,434	2,398	2,334	2,335	2,362

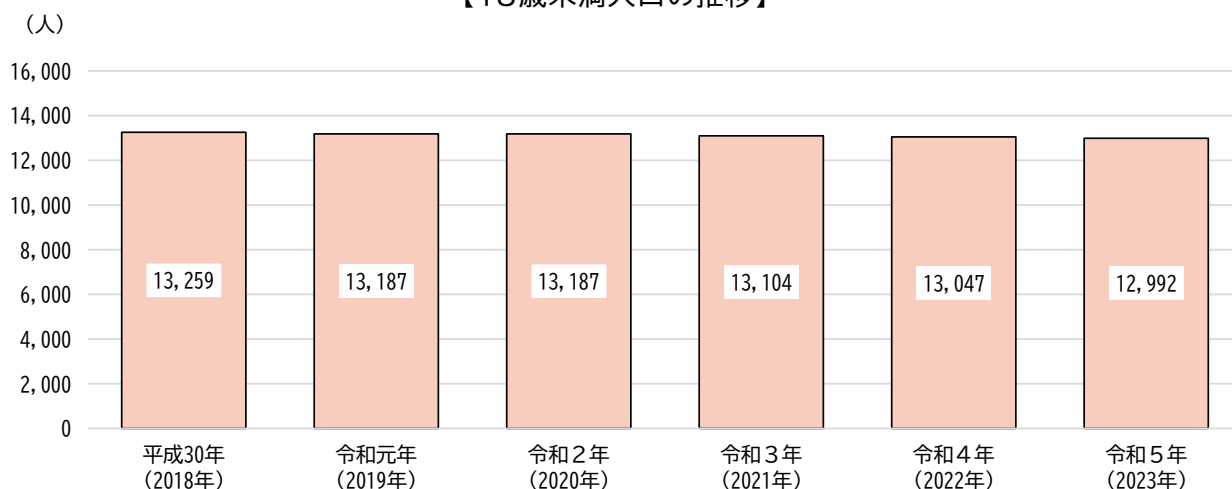
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

※令和7年(2025年)以降は、住民基本台帳に基づく推計値

③ 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口の推移をみると、平成30年(2018年)の13,259人から令和5年(2023年)の12,992人へと年々減少傾向が続いています。

【18歳未満人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

④ 人口動態の推移

本市の人口動態の推移をみると、自然動態では平成28年(2016年)までは出生が死亡を上回る自然増を示していましたが、平成29年(2017年)に死亡が出生を上回りました。

社会動態では、毎年転入が転出を上回る社会増の状況が続いており、総人口の増加傾向を示しています。

【人口動態の推移】

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成22年(2010年)	570	416	154	2,996	2,434	562	716
平成23年(2011年)	590	439	151	2,904	2,344	560	711
平成24年(2012年)	566	490	76	3,276	2,403	873	949
平成25年(2013年)	572	532	40	3,003	2,694	309	349
平成26年(2014年)	552	479	73	3,258	2,441	817	890
平成27年(2015年)	536	499	37	3,226	2,544	682	719
平成28年(2016年)	565	527	38	3,248	2,494	754	792
平成29年(2017年)	538	584	△46	3,471	2,551	920	874
平成30年(2018年)	559	497	62	3,240	2,676	564	626
令和元年(2019年)	542	562	△20	3,341	2,869	472	452
令和2年(2020年)	481	553	△72	3,121	2,801	320	248
令和3年(2021年)	547	590	△43	3,107	2,724	383	340
令和4年(2022年)	440	672	△232	3,509	2,766	743	511

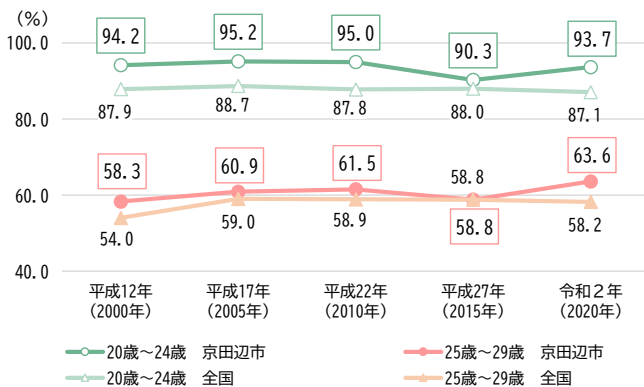
資料:京田辺市統計書

⑤ 未婚率の推移

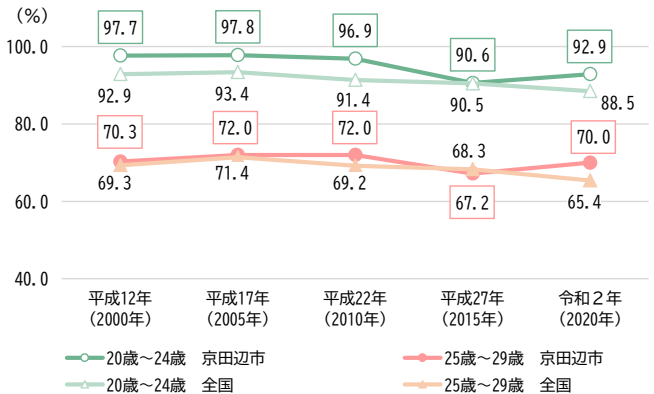
本市の年齢別未婚率の推移をみると、女性の25歳～29歳の未婚率は、平成12年(2000年)の58.3%から令和2年(2020年)の63.6%へと5.3ポイント増加しています。また、男女とも20歳～24歳の未婚率は、国の平均よりも高い状況となっていますが、これは市内にある大学に通う学生の占める割合が多いことに起因すると考えられます。

性別を合わせた全体の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年(2015年)に比べ令和2年(2020年)では、主に29歳以下の未婚化が進行していることがうかがえます。

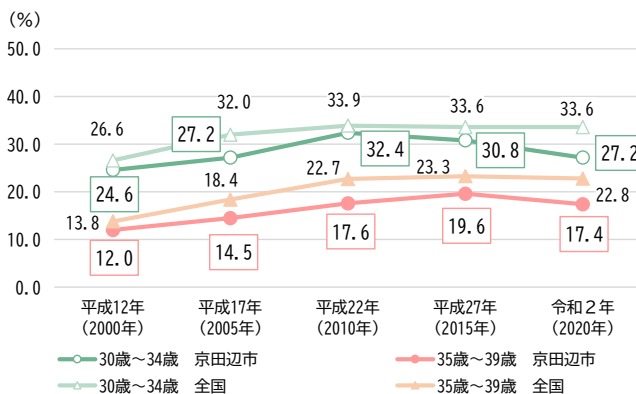
【年齢別未婚率の推移(女性：20歳代)】



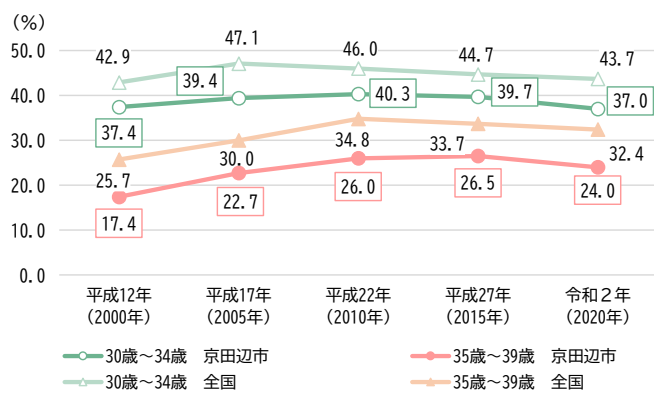
【年齢別未婚率の推移(男性：20歳代)】



【年齢別未婚率の推移(女性：30歳代)】

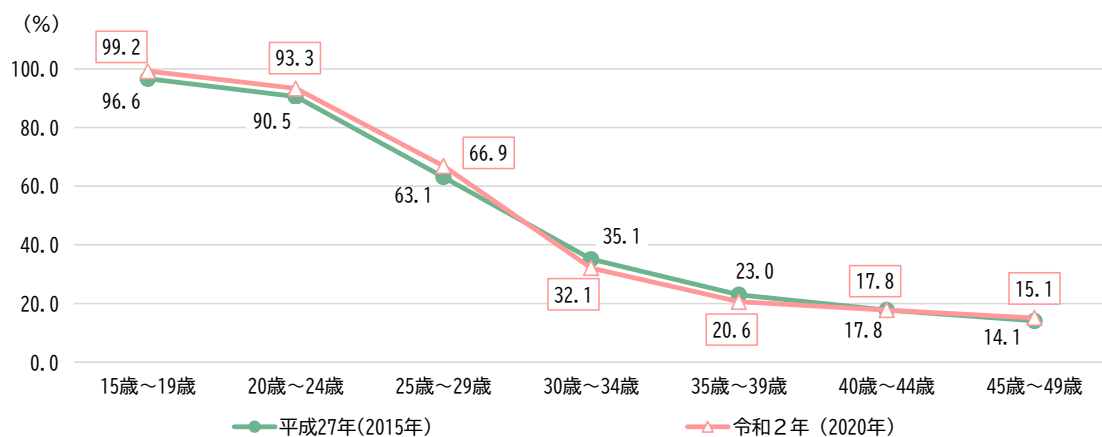


【年齢別未婚率の推移(男性：30歳代)】



資料：国勢調査

【年齢別未婚率の推移(性別を合わせた全体)】

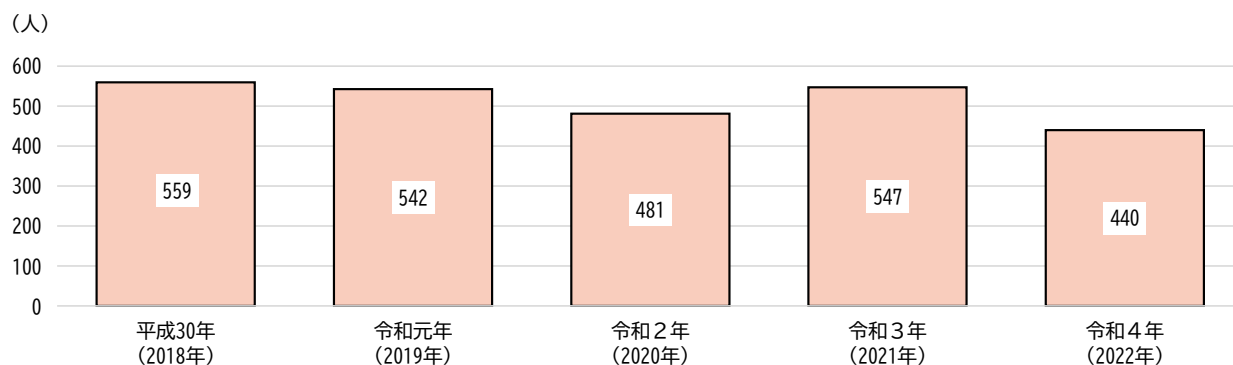


資料：国勢調査

⑥ 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、令和 3 年(2021年)に一度増加したものの、減少傾向にあり、令和 4 年(2022年)では440人となっています。

【出生数の推移】



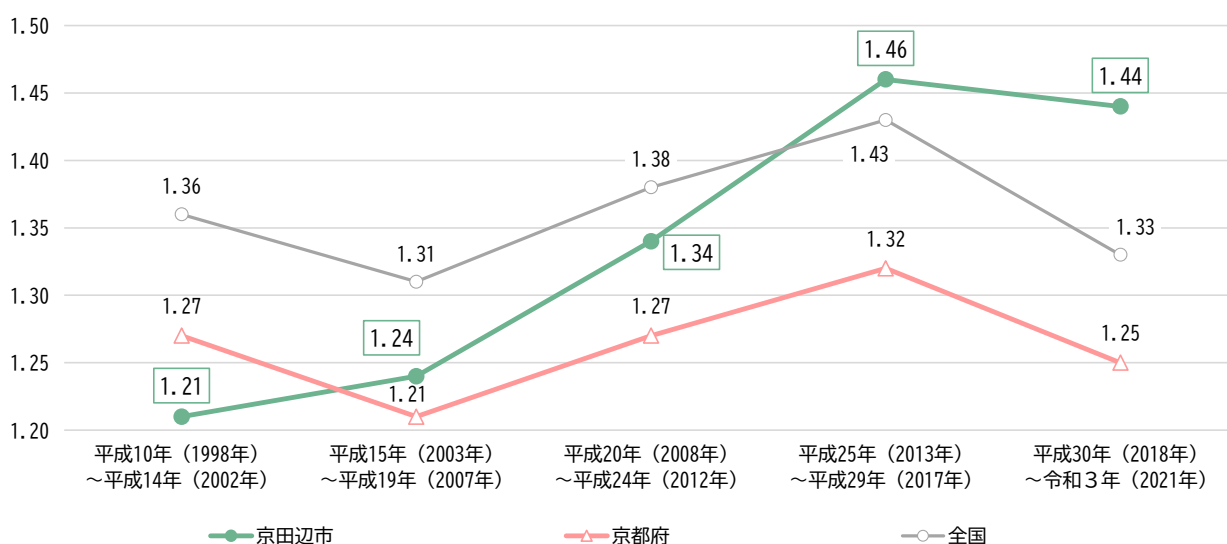
資料:京田辺市統計書

⑦ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本市の合計特殊出生率の最新値は、1.44となっており、全国・府と比較すると全国より0.11ポイント、府より0.19ポイント上回っています。

【合計特殊出生率の推移】

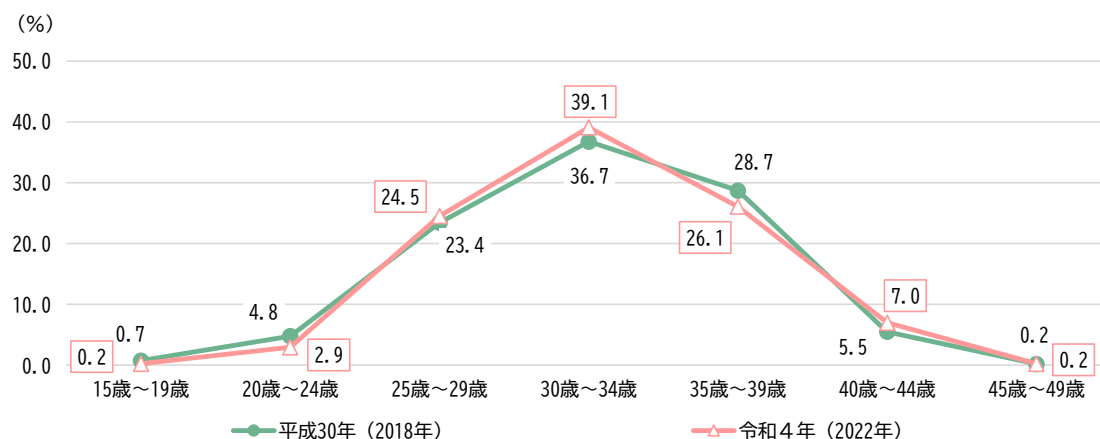


資料:京都府の見える化ツール

⑧ 母親の年齢(5歳階級)別出生率の推移

本市の母の年齢(5歳階級)別出生率の推移をみると、平成30年(2018年)に比べ令和4年(2022年)で、25歳～34歳と40歳～44歳の割合が増加しているのに対し、35歳～39歳の割合が減少しています。

【母の年齢(5歳階級)別出生率の推移】



資料：京都府保健福祉統計

⑨ 昼間人口

本市における昼間人口率は、15歳～24歳では110.0%を超えているものの、30歳～49歳では90.0%未満となっており、他市町村で就労している人が多いことがうかがえます。

【年齢別昼夜間人口】

年齢	種別	昼間人口	夜間人口	昼間人口率
15歳未満		10,618人	10,641人	99.8%
15歳～19歳		5,199人	4,617人	112.6%
20歳～24歳		7,843人	5,302人	147.9%
25歳～29歳		2,598人	2,838人	91.5%
30歳～34歳		2,738人	3,291人	83.2%
35歳～39歳		3,353人	4,137人	81.0%
40歳～44歳		4,325人	5,133人	84.3%
45歳～49歳		5,359人	6,250人	85.7%
50歳～54歳		4,125人	4,559人	90.5%
55歳～59歳		3,643人	3,839人	94.9%
60歳～64歳		3,169人	3,172人	99.9%
65歳～69歳		3,801人	3,727人	102.0%
70歳～74歳		4,902人	4,895人	100.1%
75歳～79歳		3,832人	3,890人	98.5%
80歳～84歳		2,399人	2,412人	99.5%
85歳以上		2,381人	2,387人	99.7%
年齢不詳		2,663人	2,663人	100.0%
合 計		72,948人	73,753人	98.9%

資料：国勢調査(令和2年(2020年))

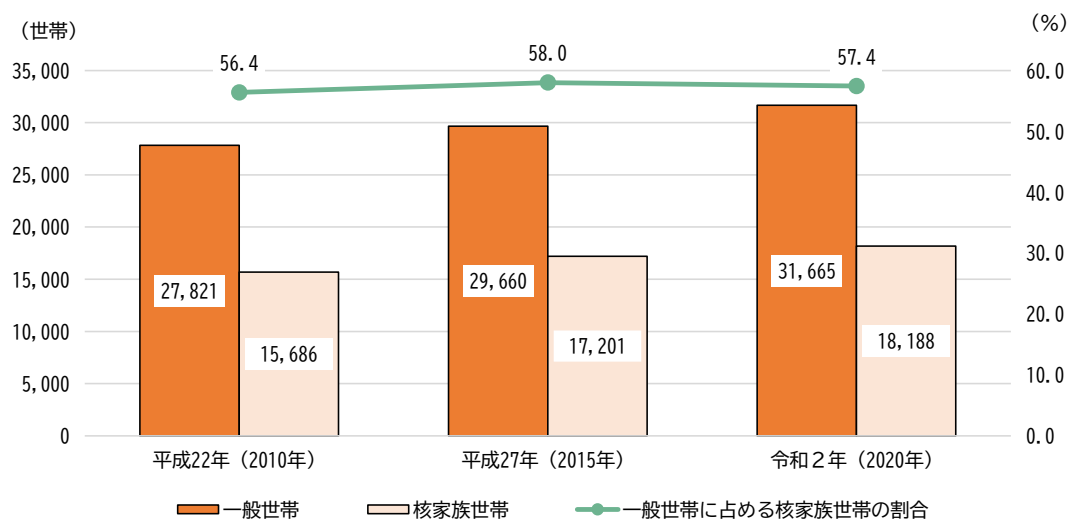
(2) 世帯の状況

① 世帯数と世帯人員

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和 2 年(2020年)で18,188世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばい傾向で推移しています。

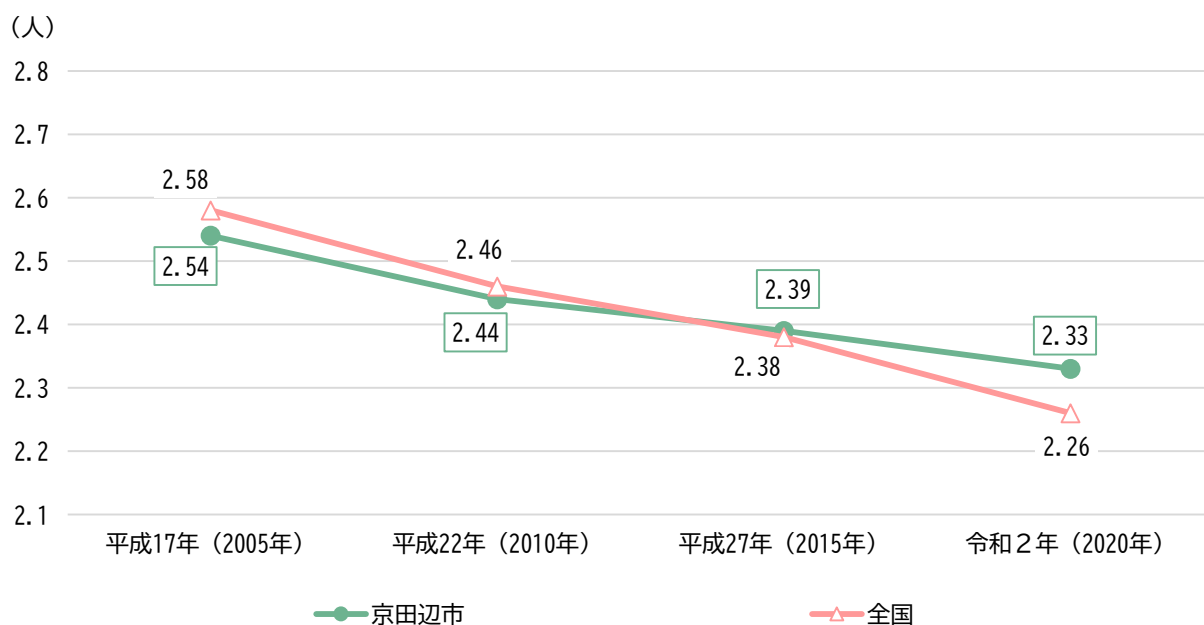
一方で、1 世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成17年(2005年)では2.54人でしたが、令和 2 年(2020年)では2.33人となっています。

【世帯数の推移】



資料:国勢調査

【1 世帯当たり人員の推移】

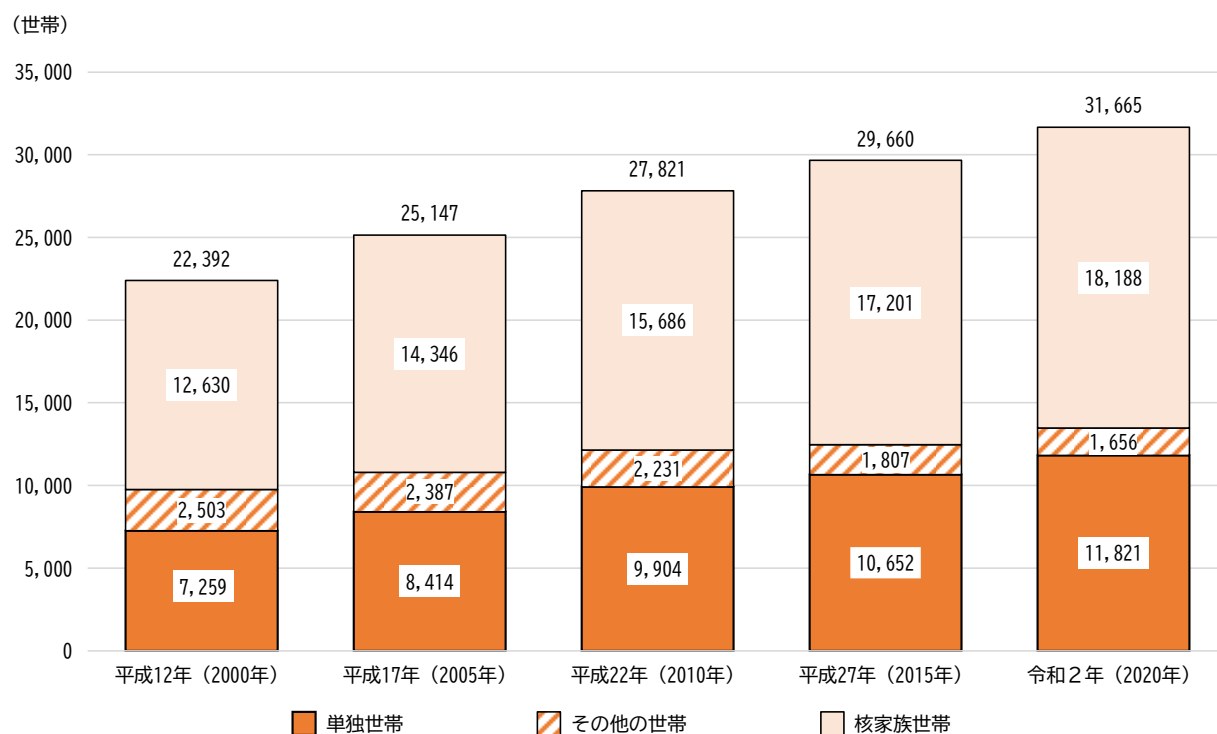


資料:国勢調査

② 一般世帯における世帯構成

本市の一般世帯における世帯構成の推移をみると、核家族世帯と単独世帯が年々増加し、令和2年(2020年)には核家族世帯は18,188世帯、単独世帯は11,821世帯となっています。

【一般世帯における世帯構成の推移】



資料:国勢調査

③ 婚姻件数・離婚件数

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数・離婚数ともに増減を繰り返し、令和4年(2022年)に婚姻数は181件、離婚数は103件となっています。

【婚姻数・離婚数の推移】

	婚姻数	離婚数
平成28年(2016年)	223件	90件
平成29年(2017年)	241件	95件
平成30年(2018年)	234件	90件
令和元年(2019年)	224件	92件
令和2年(2020年)	231件	87件
令和3年(2021年)	178件	84件
令和4年(2022年)	181件	103件

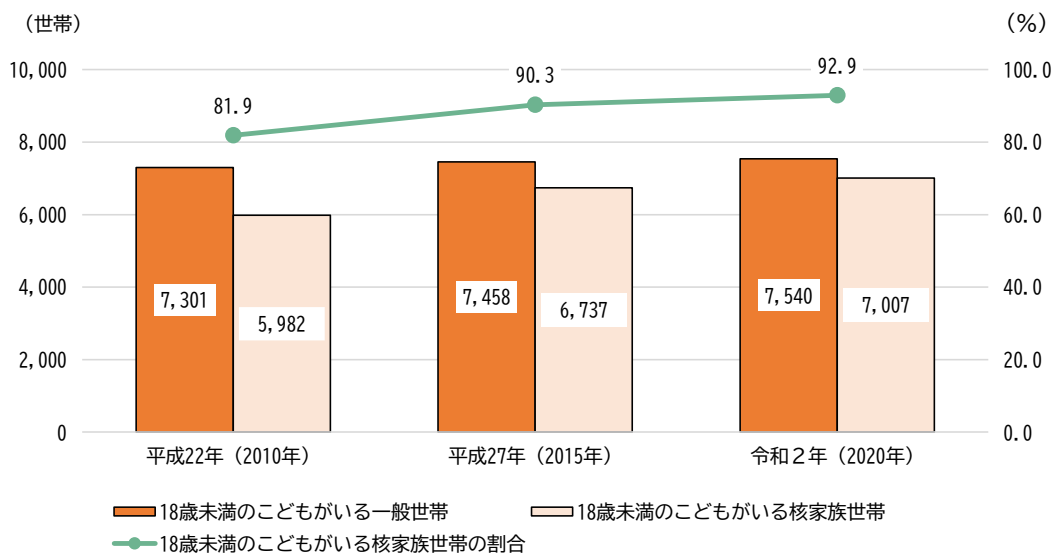
資料:京都府保健福祉統計

④ こどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々増加しており、令和2年(2020年)で7,540世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合も増加傾向となっています。

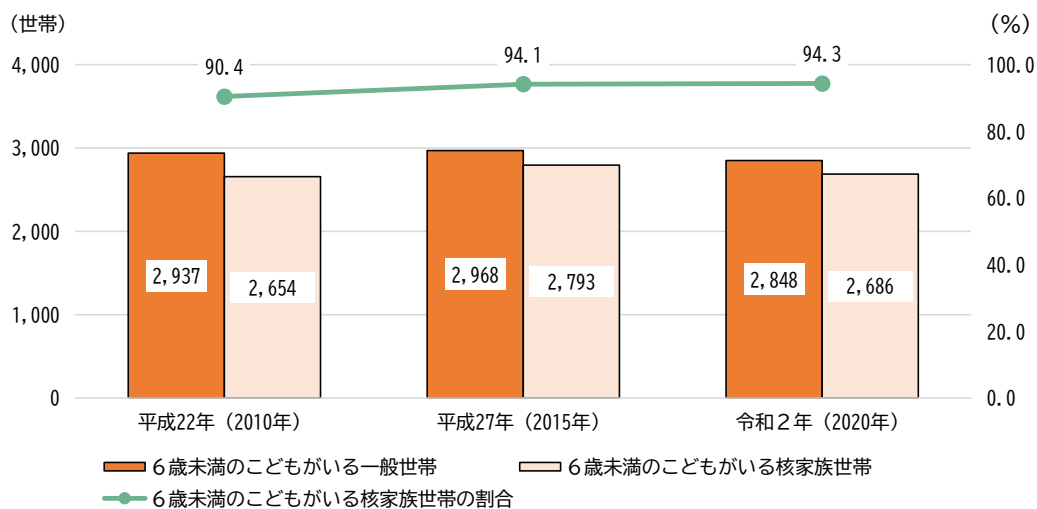
一方で、6歳未満のこどもがいる一般世帯数は平成27年(2015年)で増加しましたが、令和2年(2020年)では減少し、2,848世帯となっています。しかし、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

【18歳未満のこどもがいる世帯の状況】



資料: 国勢調査

【6歳未満のこどもがいる世帯の状況】



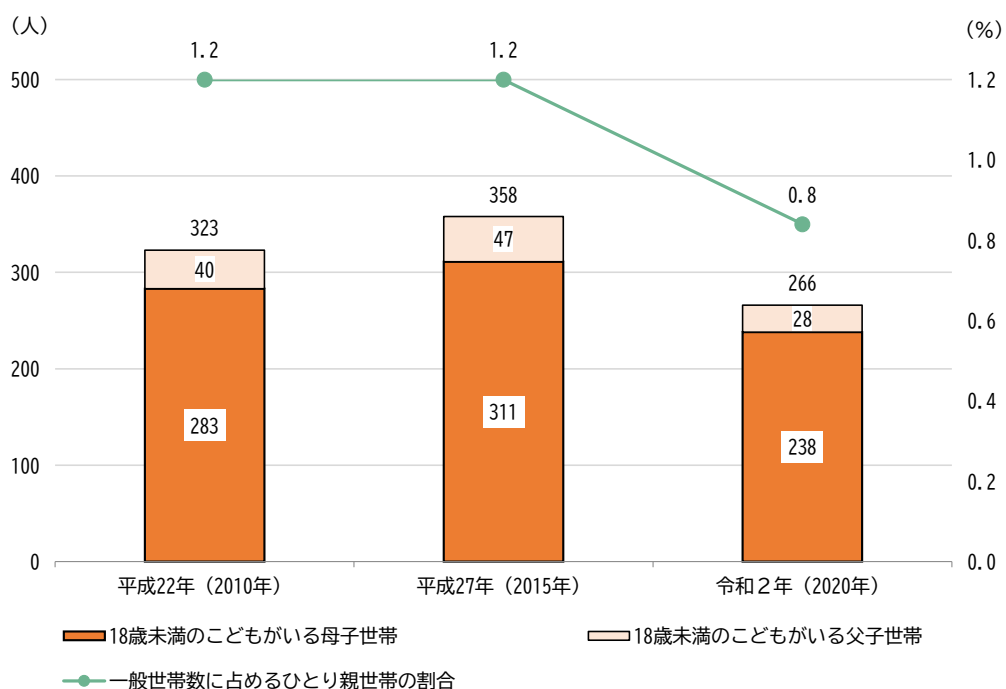
資料: 国勢調査

⑤ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は、平成27年(2015年)で311世帯と増加しましたが、令和2年(2020年)では238世帯と減少しています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯も同様に、平成27年(2015年)で47世帯と増加しましたが、令和2年(2020年)では28世帯と減少しています。

一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて横ばいとなっており、令和2年(2020年)では0.8%と減少しています。

【18歳未満のこどもがいる世帯の状況】



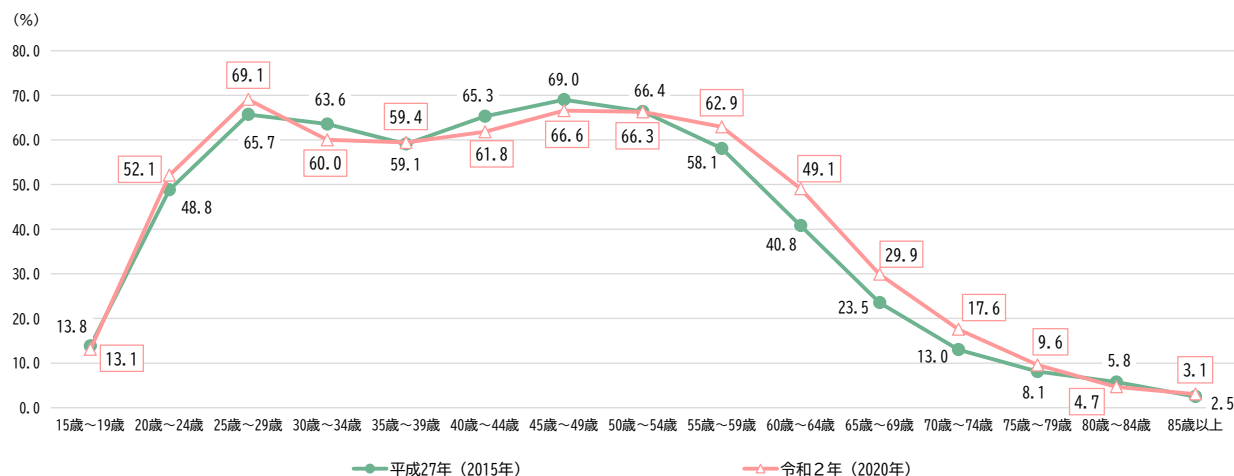
資料:国勢調査

(3) 女性の就労状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いていますが、30歳～34歳は、平成27年(2015年)の63.6%から令和 2 年(2020年)の60.0%と3.6ポイント低くなっている一方で、35歳～39歳は、平成27年(2015年)の59.1%から令和 2 年(2020年)の59.4%と0.3ポイント高くなっています。

【女性の年齢別就業率の推移】

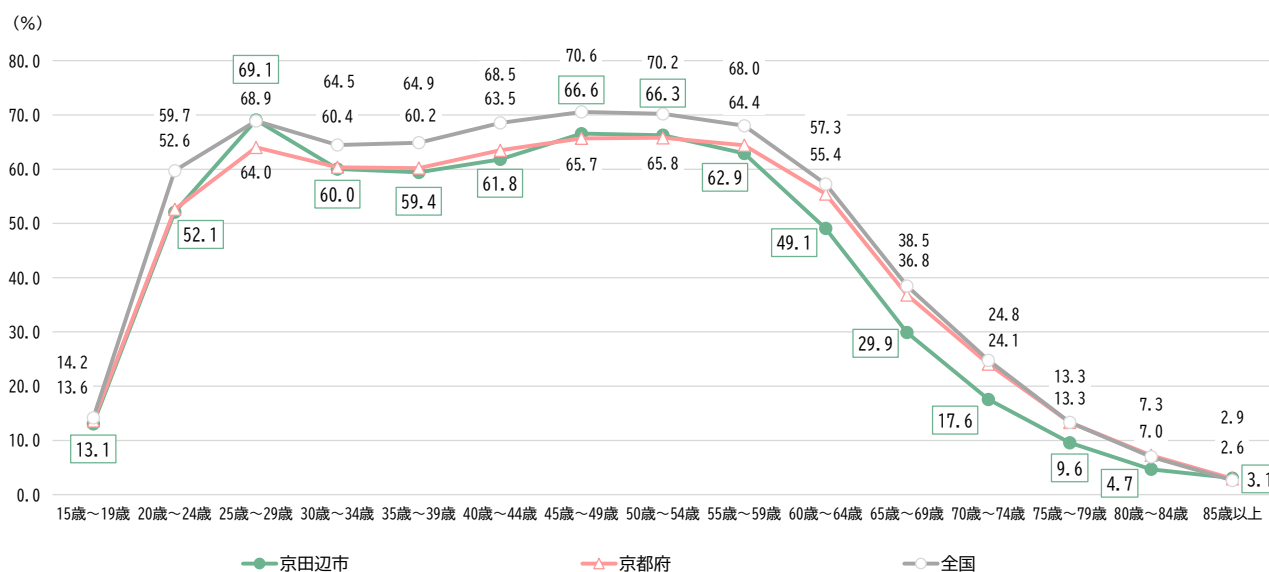


資料:国勢調査

② 女性の年齢別就業率(国・府比較)

本市の令和 2 年(2020年)の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、25歳～29歳で、全国、京都府よりも高いものの、30歳～44歳は、全国、京都府よりも低くなっています。

【女性の年齢別就業率(国・府比較)】

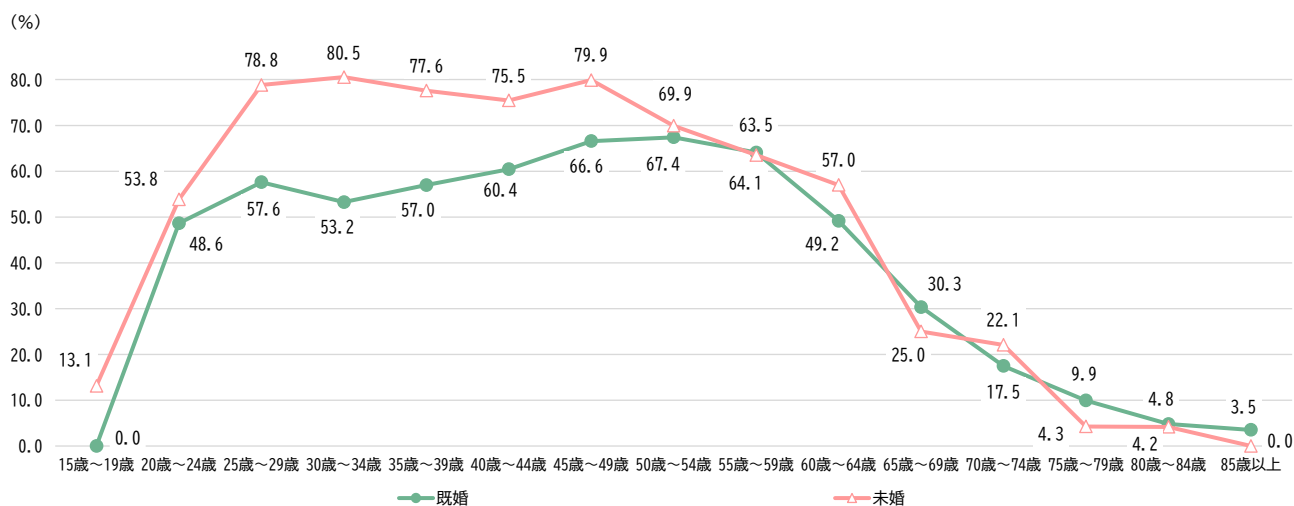


資料:国勢調査(令和2年(2020年))

③ 女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

本市の令和2年(2020年)の女性の既婚・未婚別就業率をみると、15歳～54歳と60歳～64歳、70歳～74歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

【女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)】



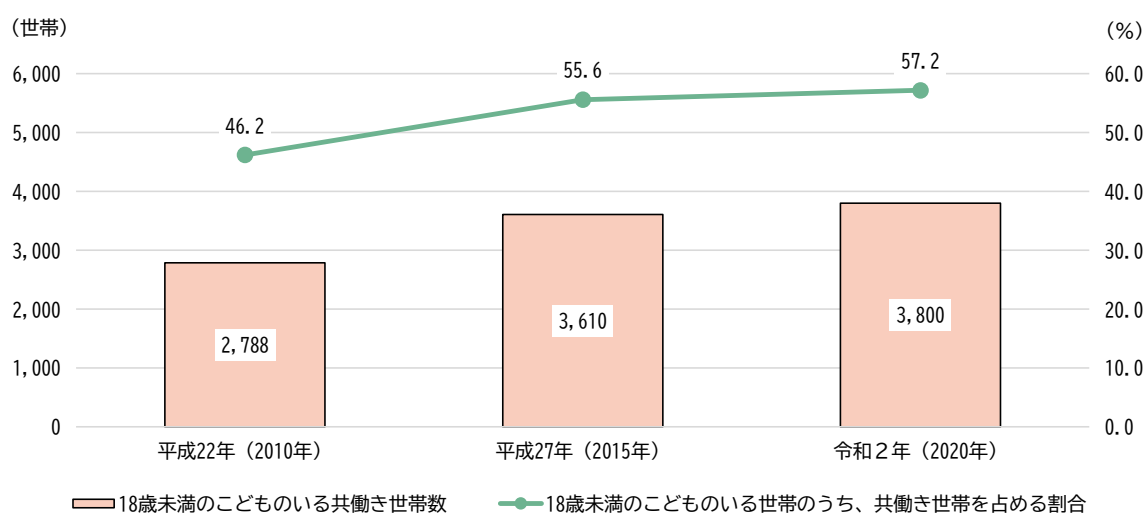
資料:国勢調査(令和2年(2020年))

④ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満のこどものいる共働き世帯数は、増加傾向にあり、令和2年(2020年)で3,800世帯となっています。

また、その割合は増加傾向にあり、令和2年(2020年)で約6割となっています。

【共働き世帯の状況】



資料:国勢調査

2 各種調査結果等からみえる現状

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童、小学生の保護者)

※平成30年度(2018年度)調査(以下「前回調査」という。)と令和 5 年度(2023年度)～令和 6 年度(2024年度)調査(以下「今回調査」という。)を比較している箇所があります。

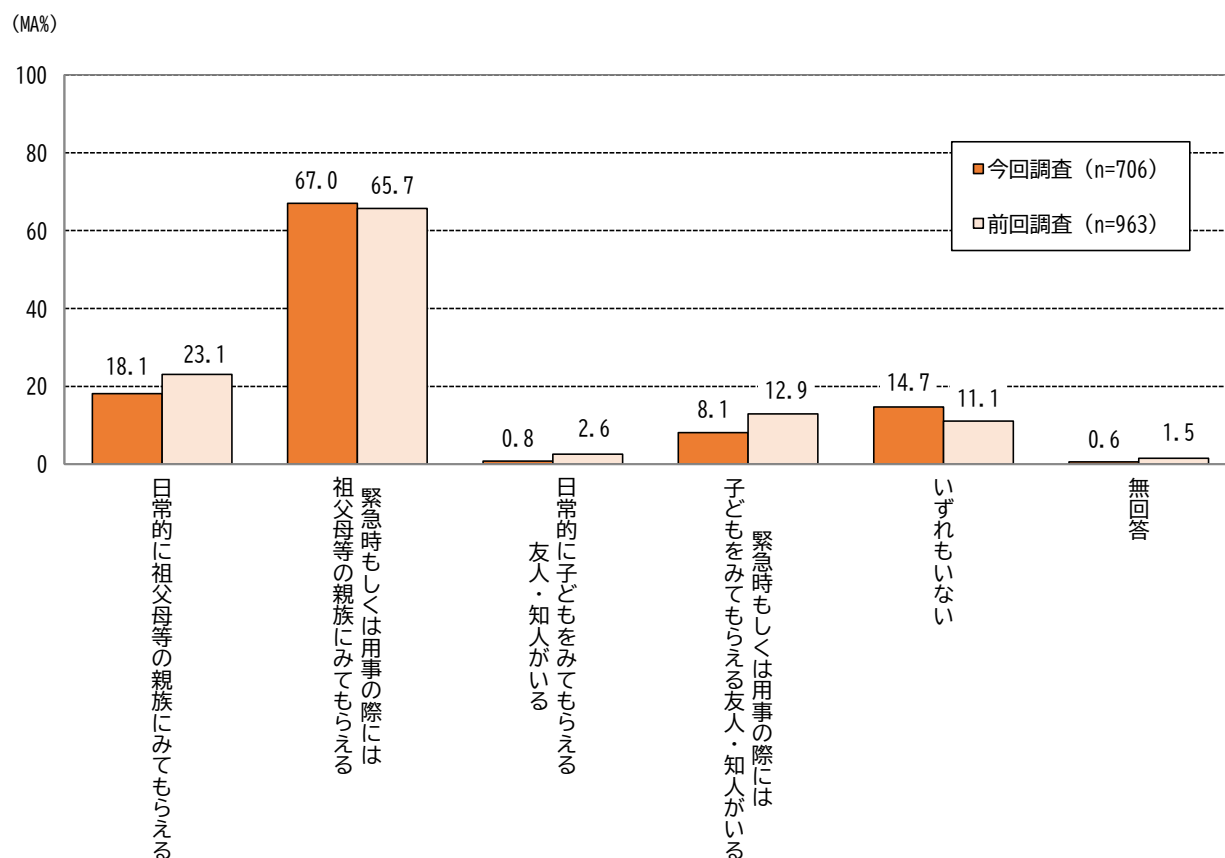
なお、前回調査、今回調査の記載がないものは、今回調査の結果となっています。

■ こどもと家族の状況について

① こどもを、日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっている一方で、「いずれもない」が前回調査と比較して3.6ポイント高くなっています。

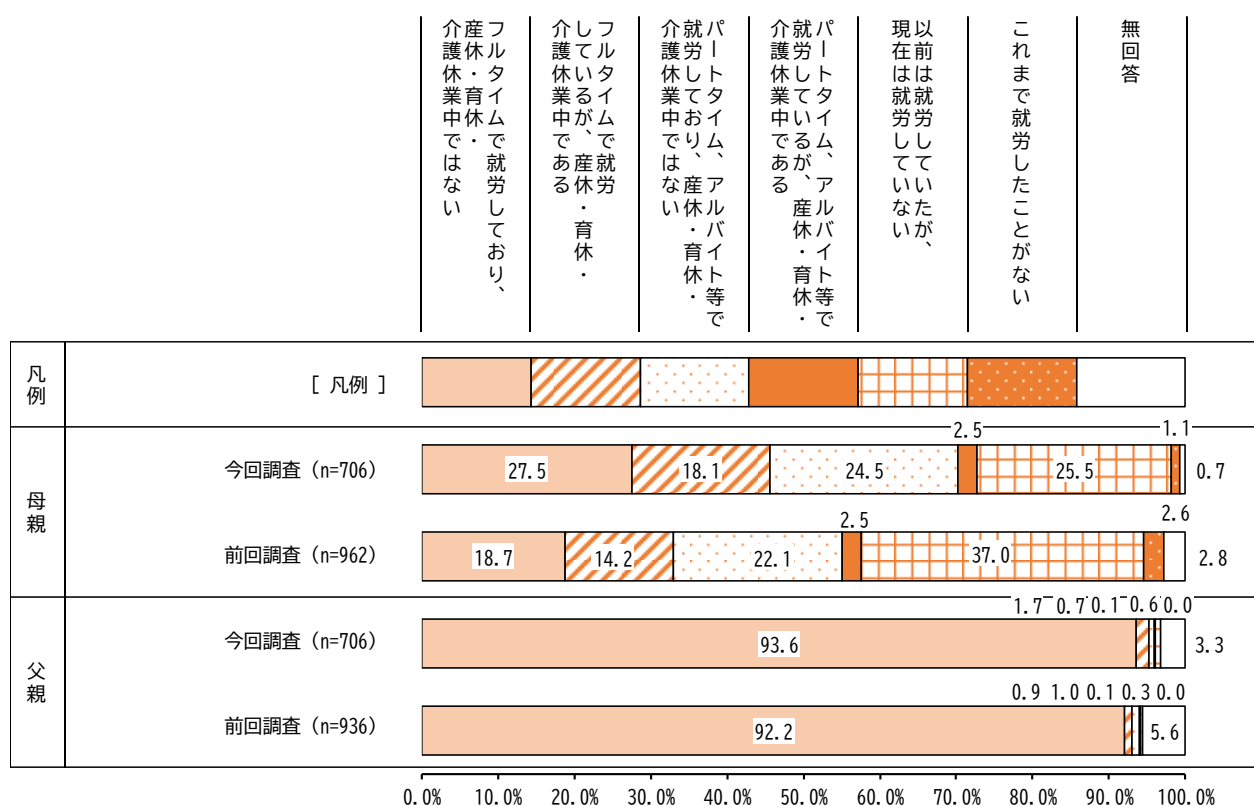
【こどもをみてもらえる環境(複数回答)】



② 保護者の就労状況(就学前児童調査)

前回調査と比較して、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、母親が8.8ポイント増加し27.5%、父親が1.4ポイント増加し93.6%となっています。

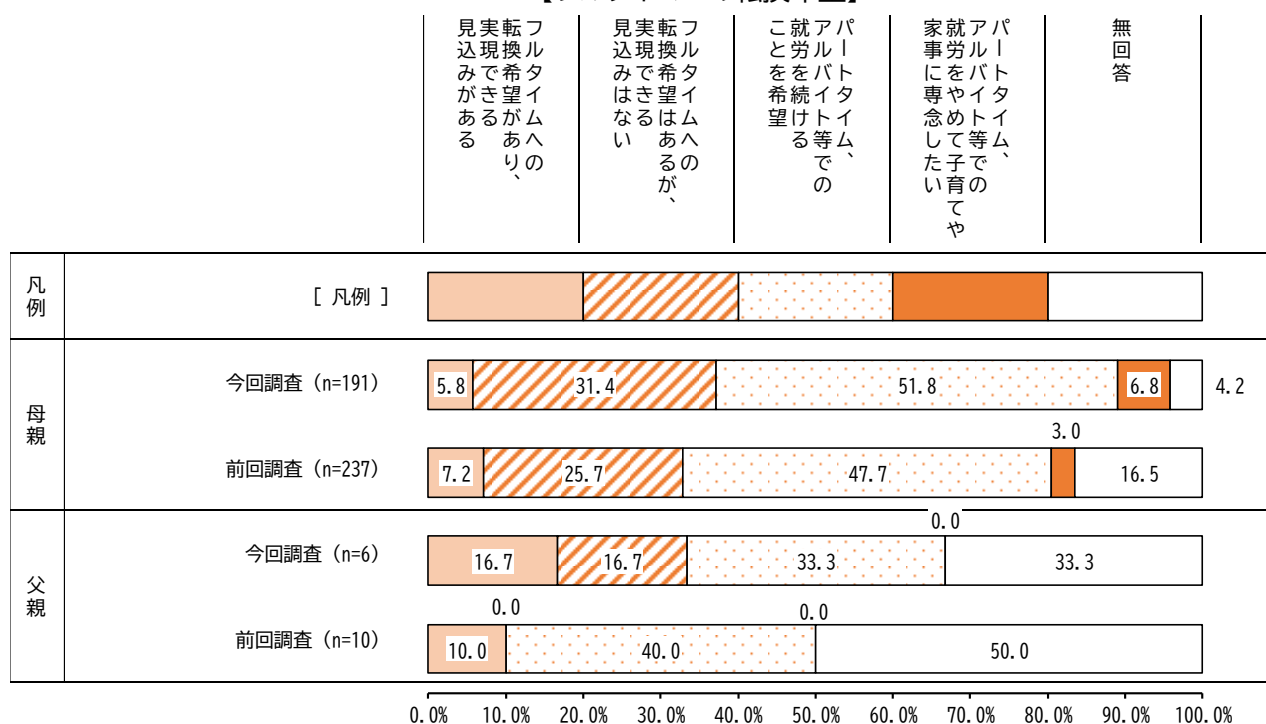
【就労状況】



③ 保護者のフルタイムへの転換希望(就学前児童調査)

前回調査と比較して、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は、母親が5.7ポイント増加し31.4%、父親が0.0%から16.7%となっています。

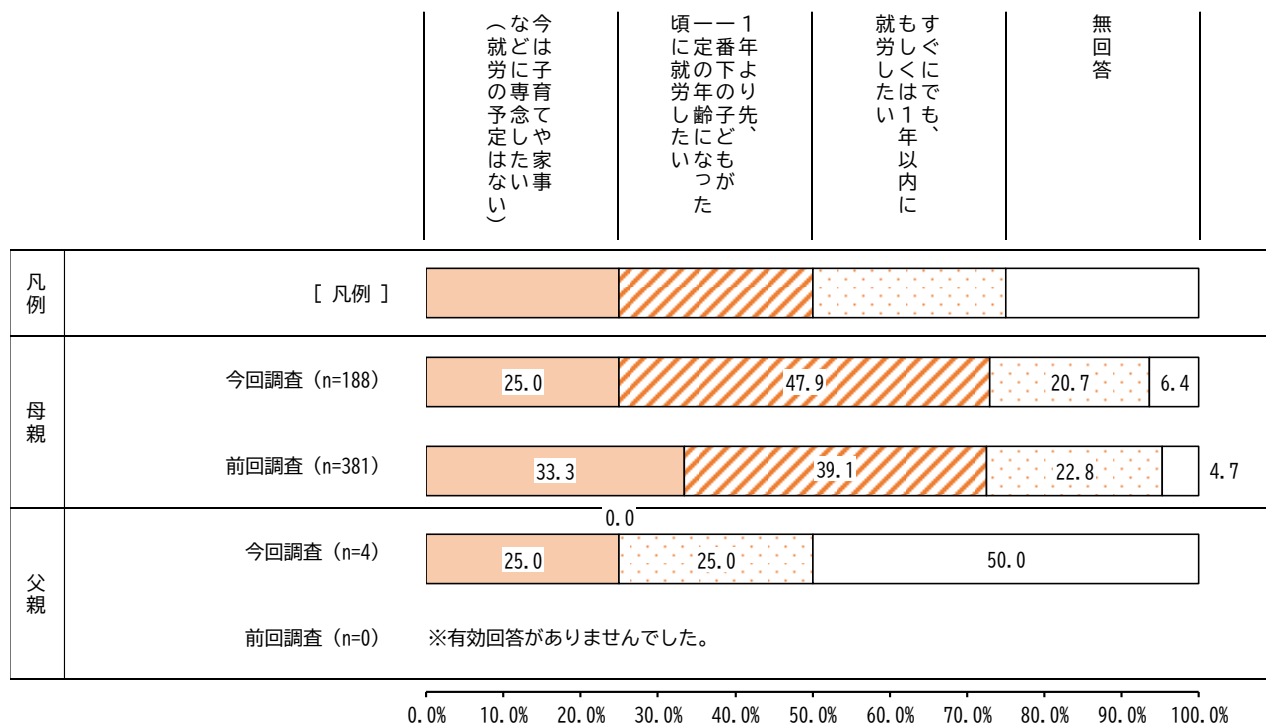
【フルタイムへの転換希望】



④ 保護者の就労希望(就学前児童調査)

前回調査と比較して、「1 年より先、一番下の子どもが一定の年齢になった頃に就労したい」「すぐにでも、もしくは1 年以内に就労したい」を合わせた“就労希望のある人”は、母親が6.7ポイント増加し68.6%となっています。

【就労希望】

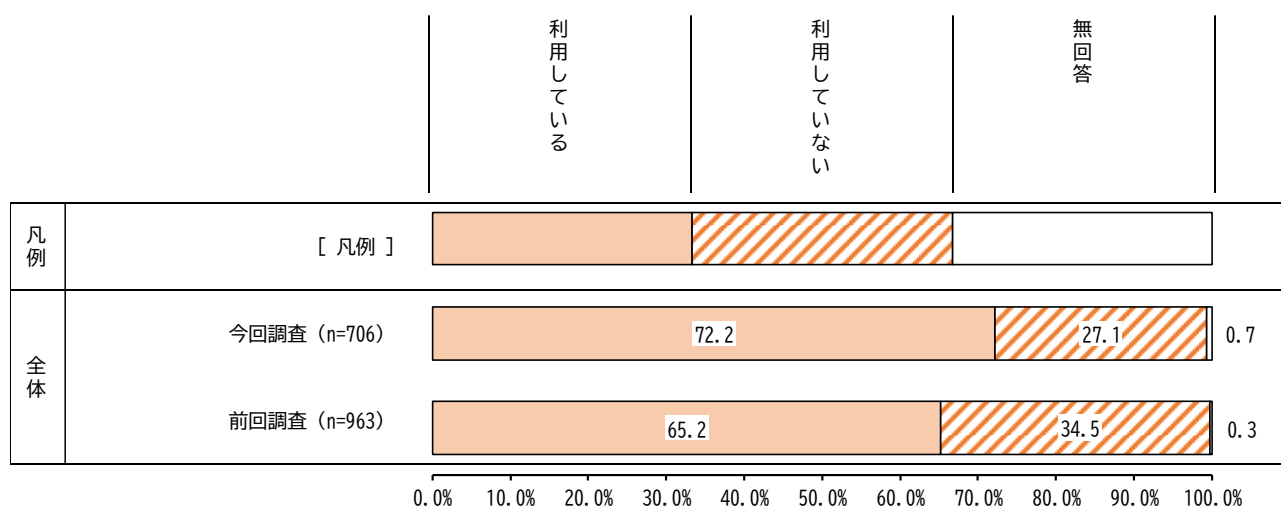


■ 平日の定期的な教育・保育の利用状況について

① 定期的な教育・保育の利用状況(就学前児童調査)

前回調査と比較して、「利用している」は7.0ポイント増加し、72.2%となっています。

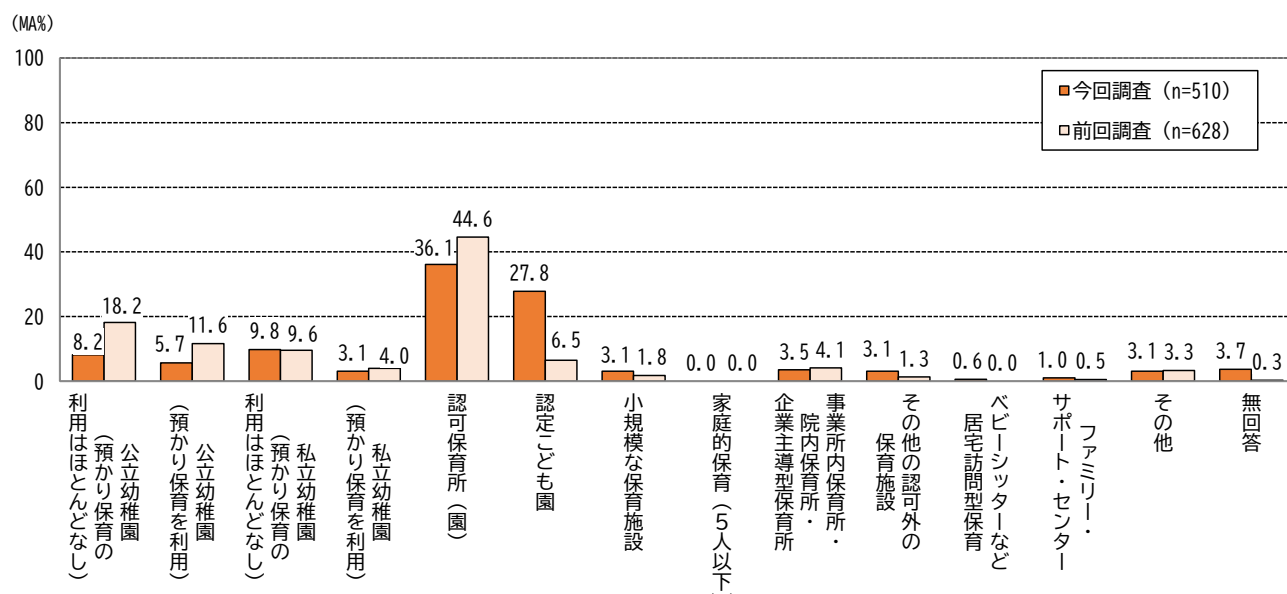
【教育・保育の利用状況】



② 定期的な教育・保育の利用内容(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「認可保育所(園)」が最も多くなっています。

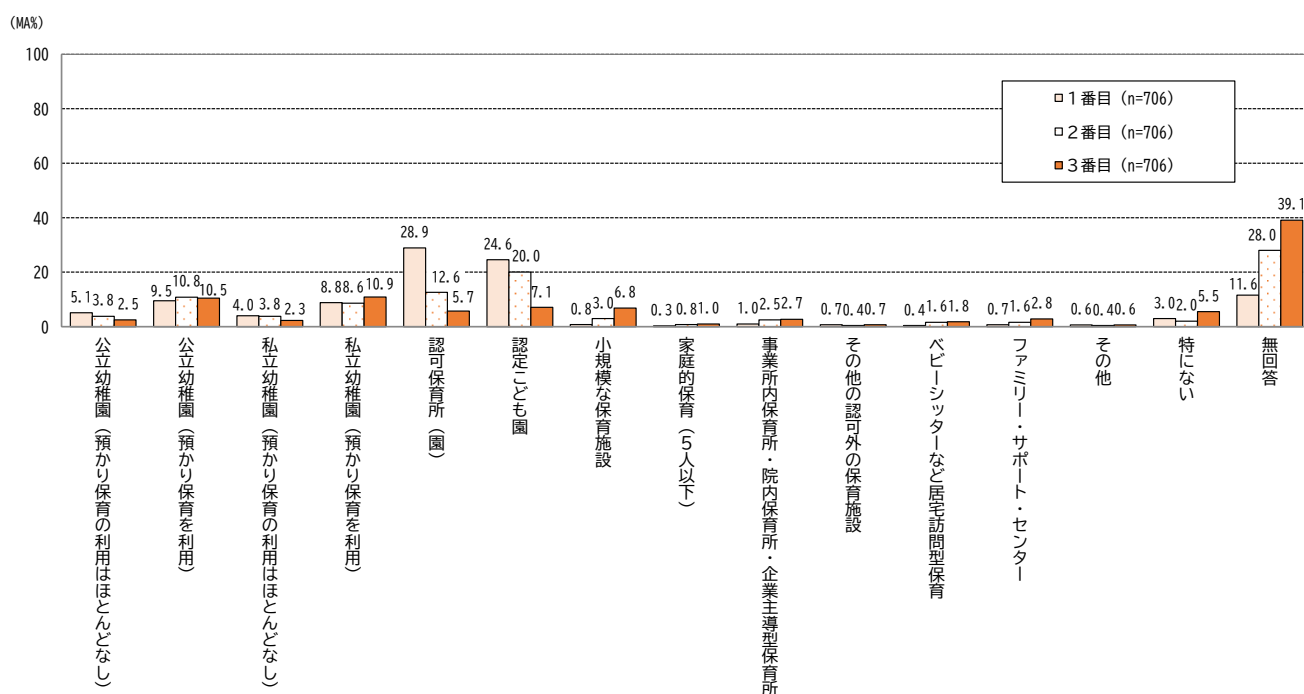
【教育・保育の利用内容(複数回答)】



③ 利用したい定期的な教育・保育の利用内容(就学前児童調査)

「認可保育所(園)」が最も利用したい教育・保育の利用内容となっています。

【利用したい教育・保育の利用内容(複数回答)】

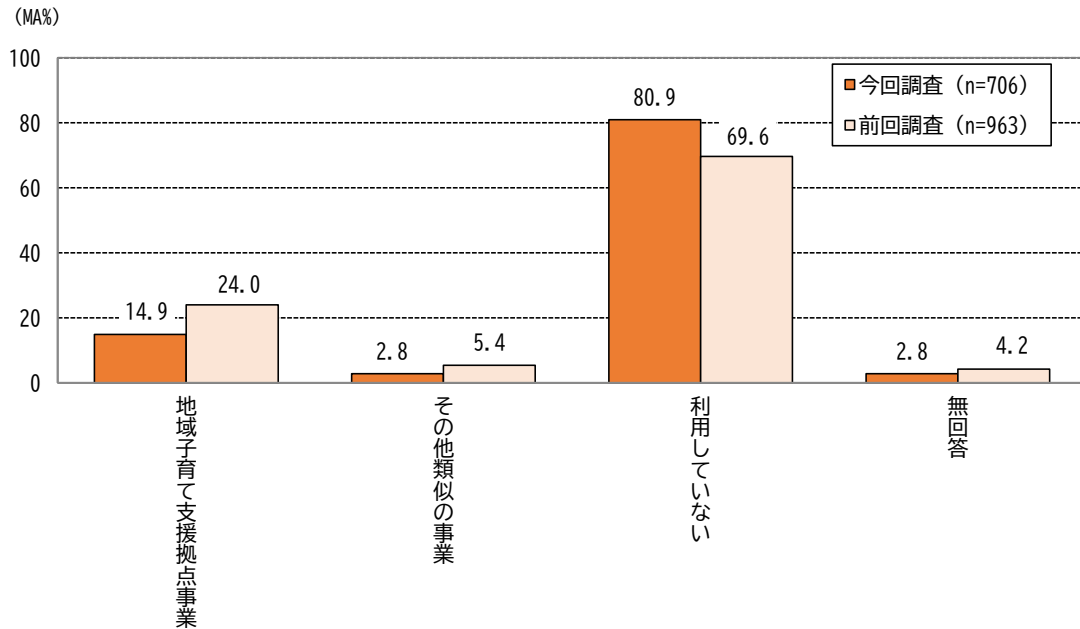


■ 地域の子育て支援事業の利用状況

① 地域の子育て支援事業の利用状況(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「利用していない」が最も多くなっていますが、前回調査と比較して11.3ポイント増加し80.9%となっています。

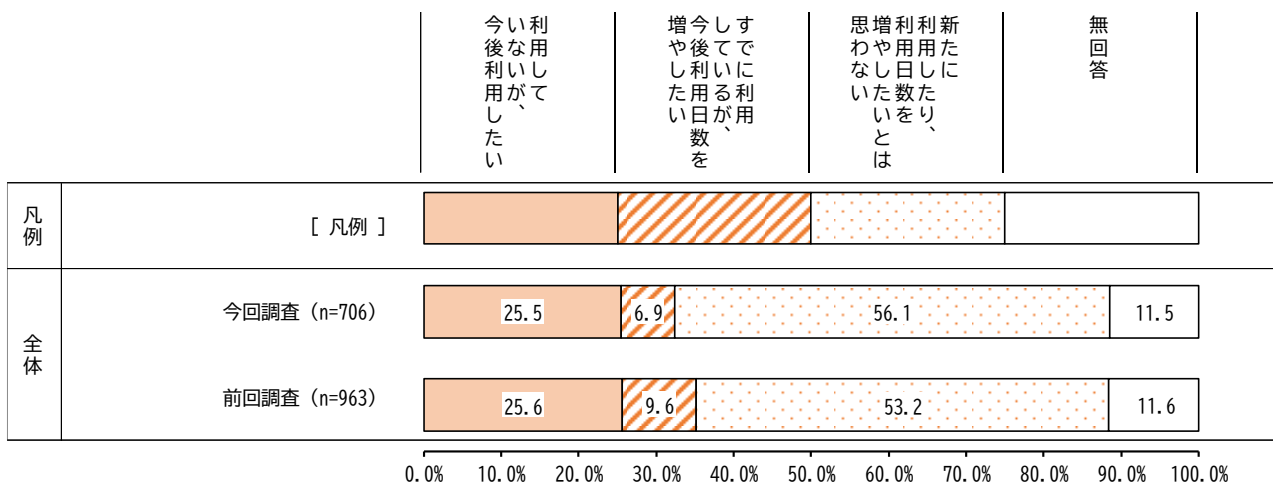
【地域の子育て支援事業の利用状況(複数回答)】



② 地域の子育て支援事業の今後の利用希望(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も多くなっています。

【地域の子育て支援事業の今後の利用希望】

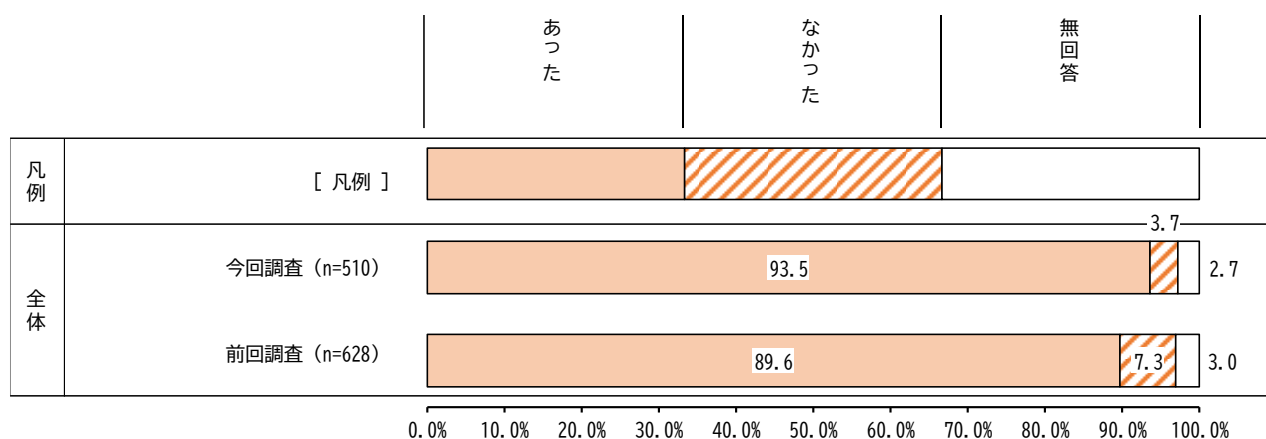


■ 病気等の際の対応について

① こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「あった」が最も多くなっています。

【通常の事業の利用ができなかった経験の有無】

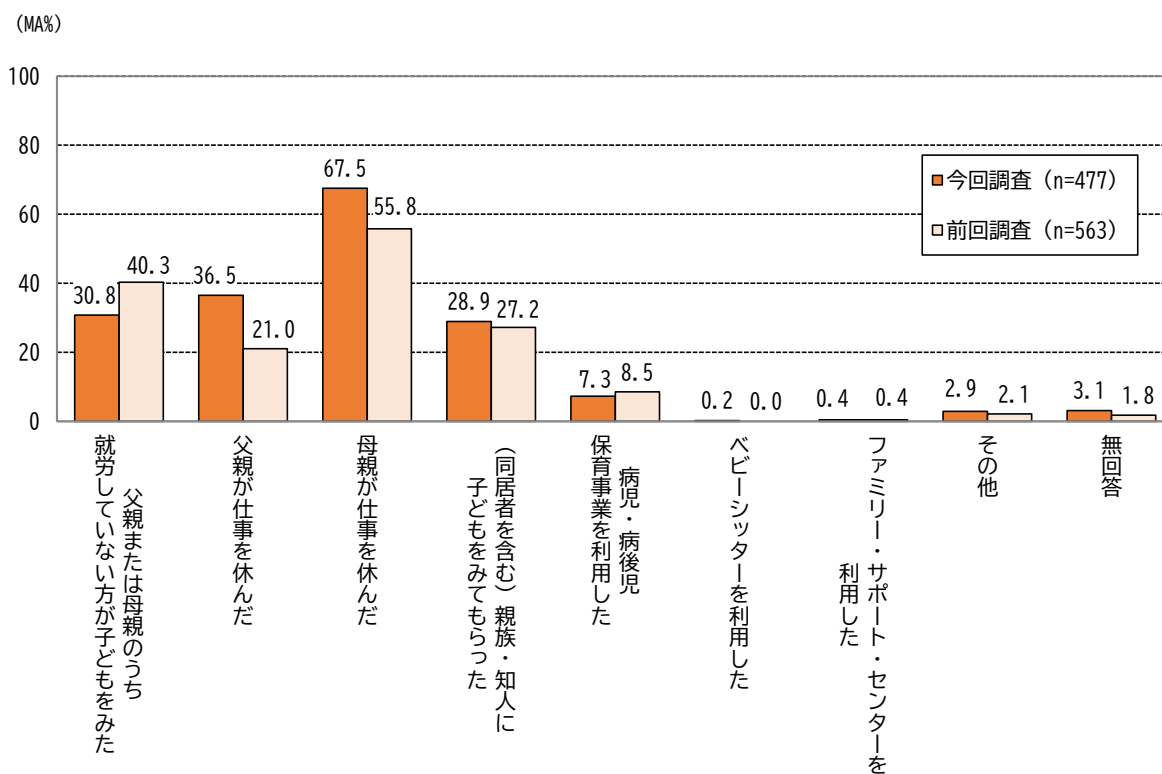


② こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「母親が仕事を休んだ」が最も多くなっています。

また、前回調査と比較して「父が仕事を休んだ」が15.5ポイント増加し36.5%となっています。

【通常の事業の利用ができなかった場合の対応(複数回答)】

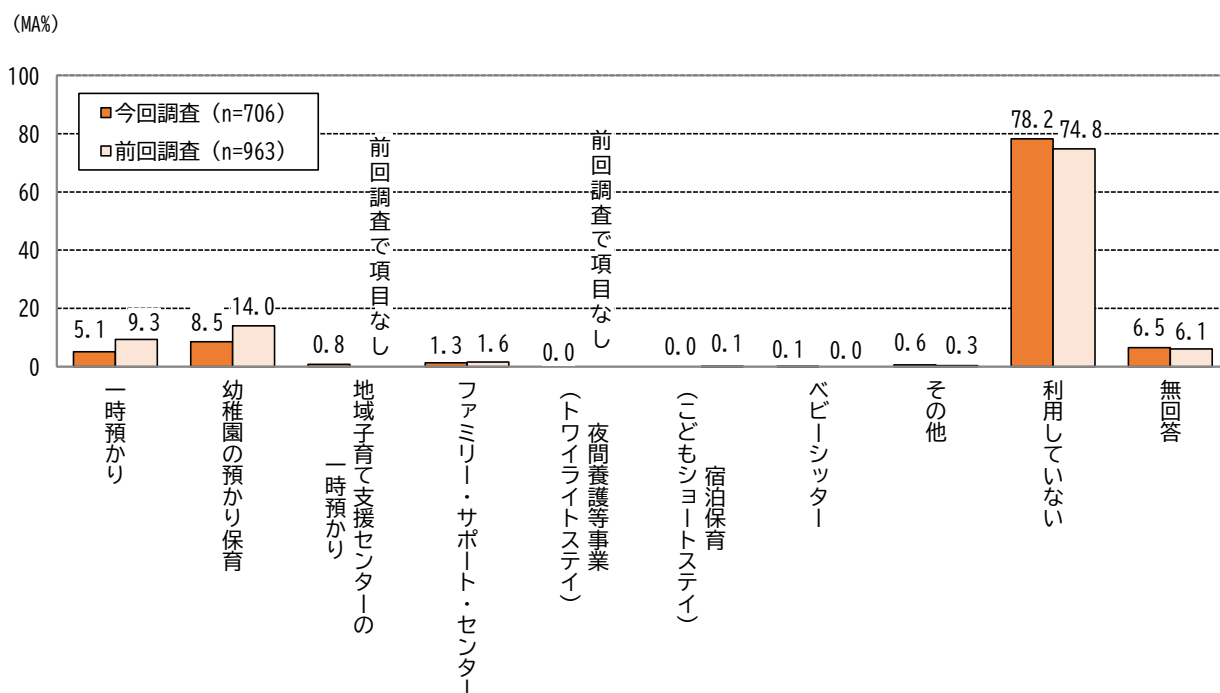


■ 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況(就学前児童調査)

前回調査、今回調査ともに、「利用していない」が最も多くなっています。

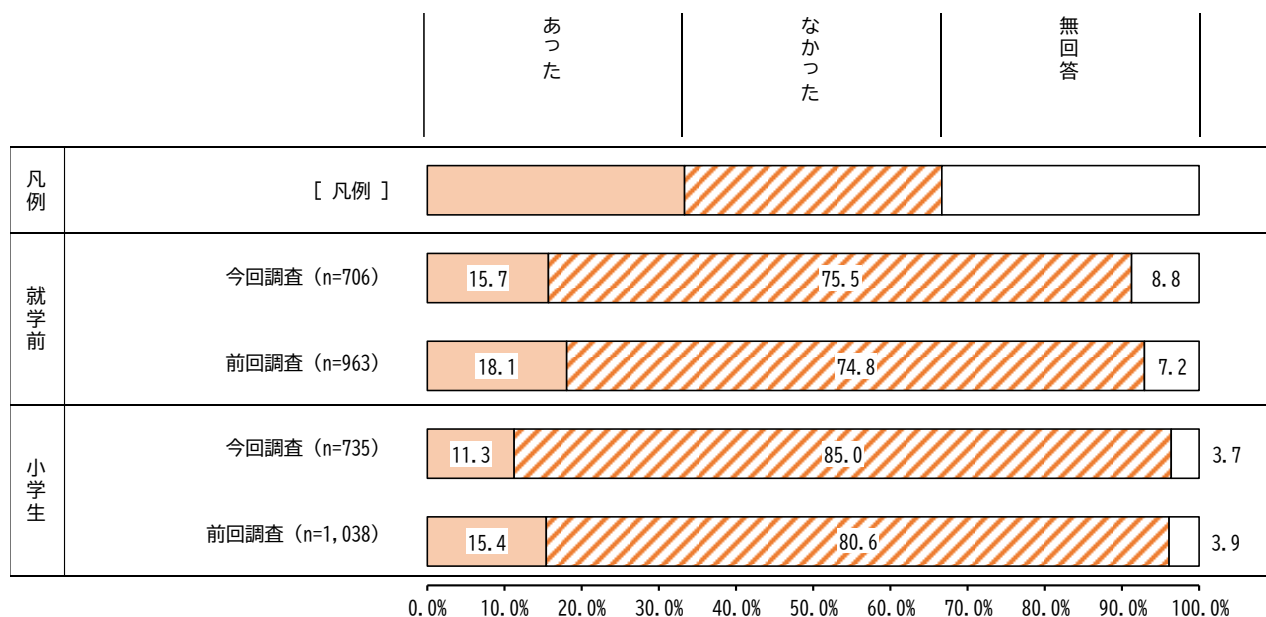
【不定期の教育・保育の利用状況(複数回答)】



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

就学前児童調査、小学生調査ともに、「あった」は前回調査と比較して、少なくなっています。

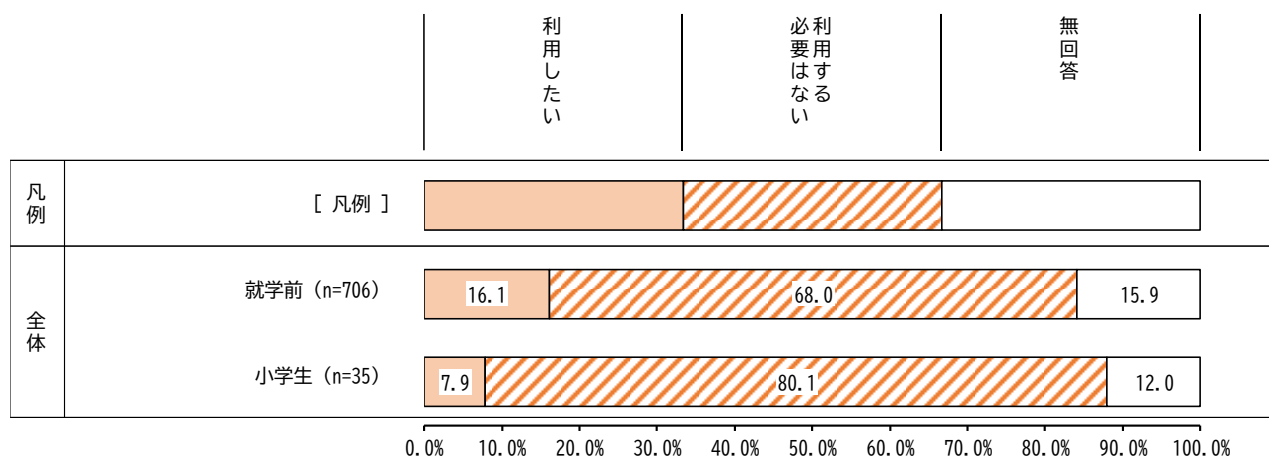
【宿泊を伴う一時預かり等の有無】



③ ショートステイの利用希望

ショートステイの利用希望について、「利用したい」は就学前児童調査が16.1%、小学生調査が7.9%となっており、就学前児童調査のほうが8.2ポイント多くなっています。

【ショートステイの利用希望】



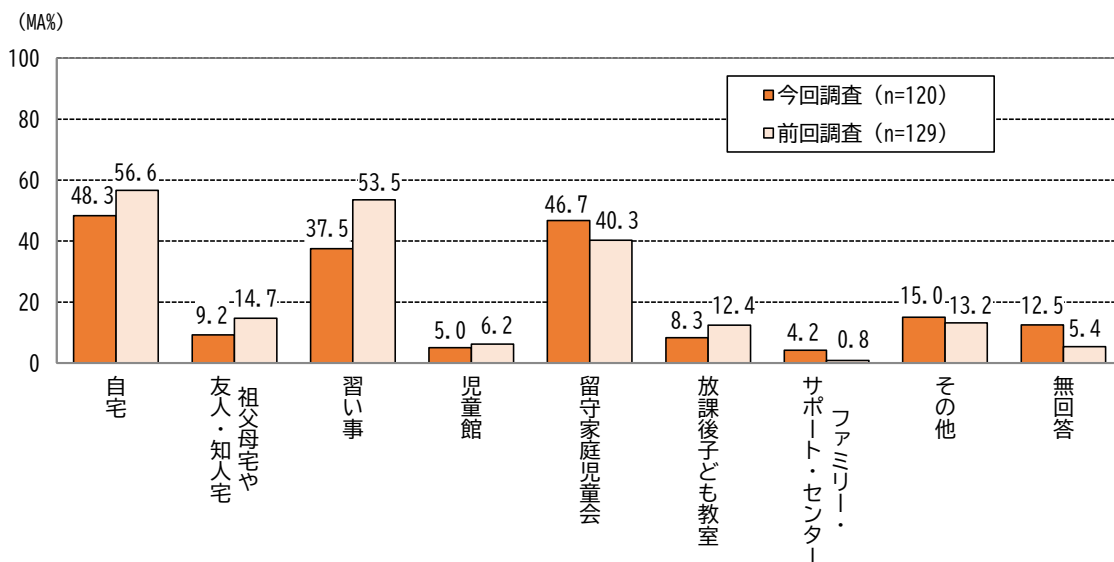
■ 小学校就学後の過ごし方について

① 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所(就学前児童調査)

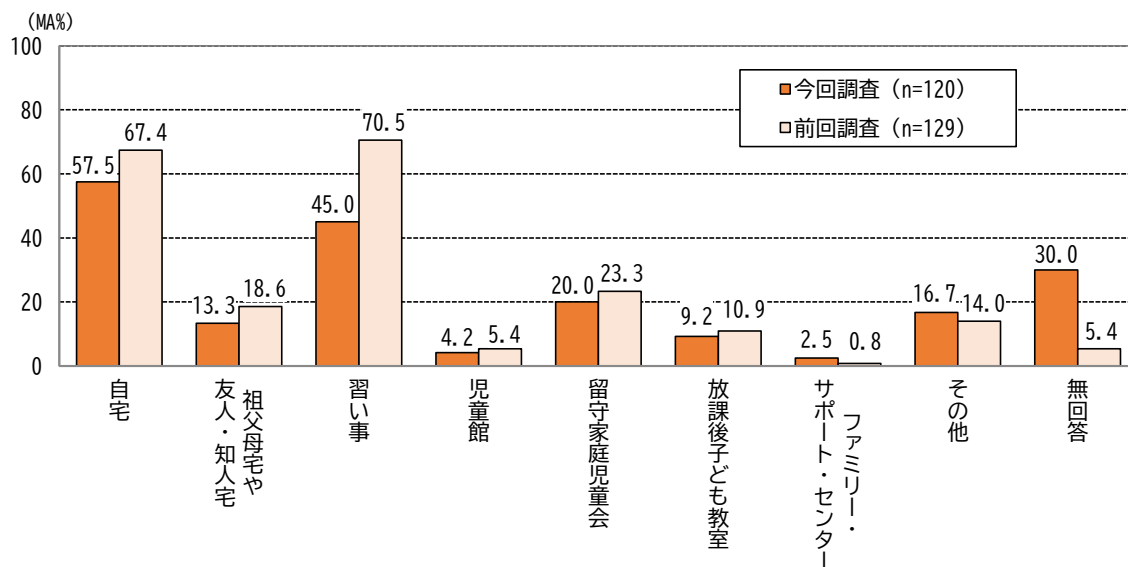
低学年、高学年ともに、「自宅」が最も多くなっています。次いで、低学年では「留守家庭児童会」が多くなっている一方、高学年では「習い事」が多くなっています。

また、前回調査と比較して、「習い事」が低学年で16.0ポイント減少し37.5%、高学年では25.5ポイント減少し45.0%となっています。

【低学年のとき、放課後に過ごさせたい場所(複数回答)】



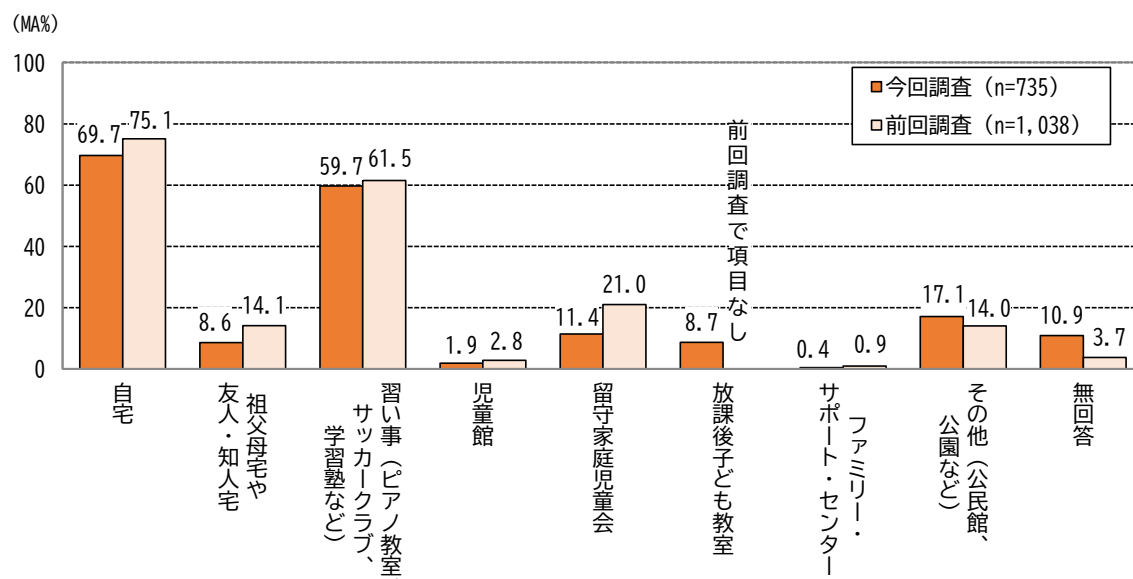
【高学年のとき、放課後に過ごさせたい場所(複数回答)】



② 小学校就学後(高学年)の放課後に過ごさせたい場所(小学生調査)

前回調査、今回調査ともに、「自宅」が最も多くなっています。

【高学年のとき、放課後に過ごさせたい場所(複数回答)】



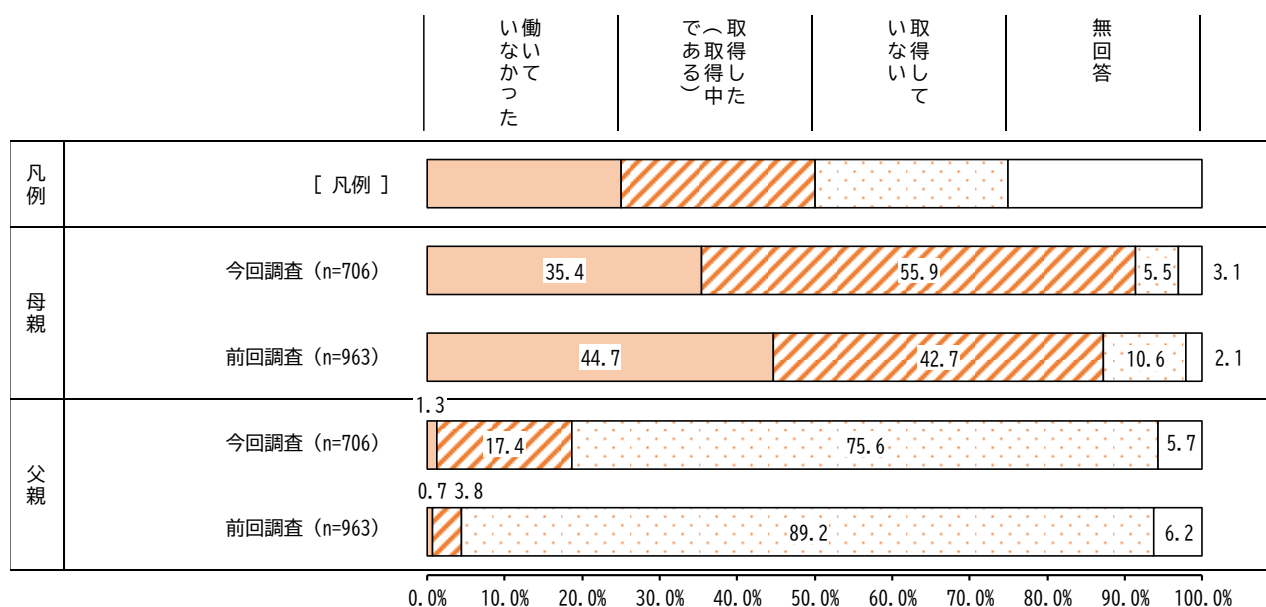
■ 育児休業制度や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 保護者の育児休業の取得状況(就学前児童調査)

母親をみると、前回調査では「働いていなかった」が44.7%と最も多くなっているのに対し、今回調査では「取得した(取得中である)」が55.9%と最も多くなっています。

父親をみると、前回調査、今回調査ともに「取得していない」が多くなっている一方、「取得した(取得中である)」が13.6ポイント増加し17.4%となっています。

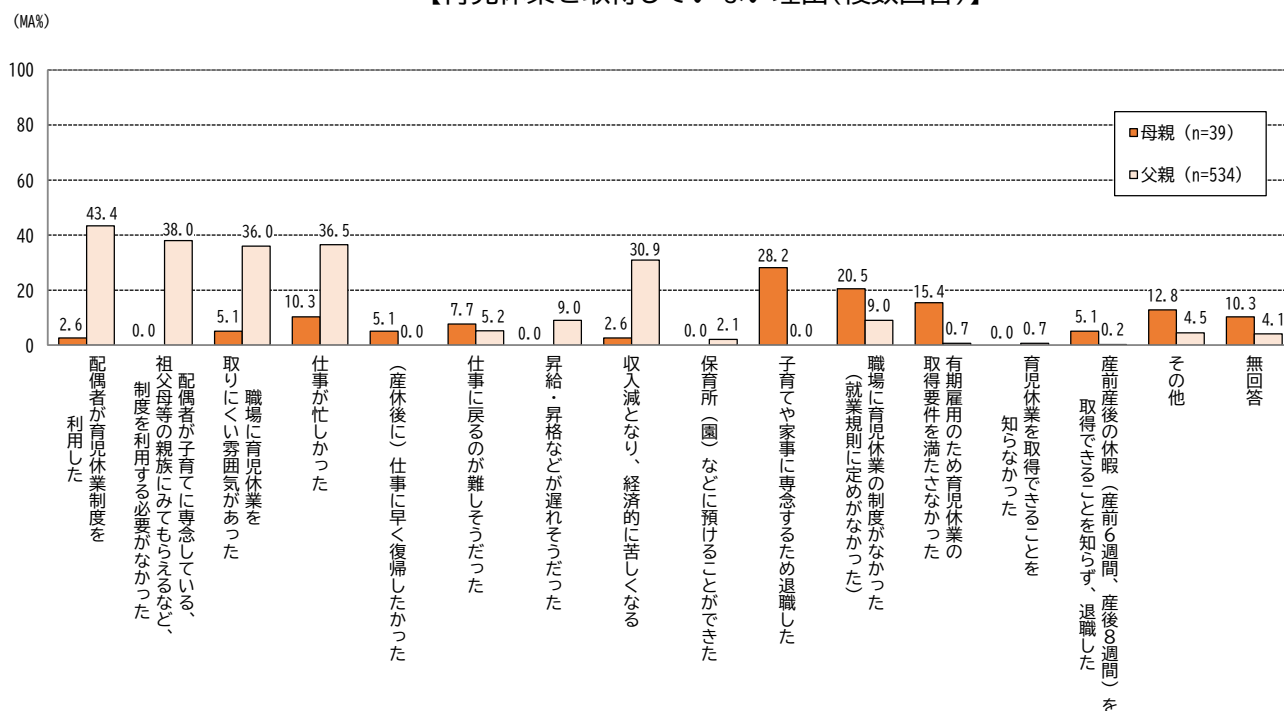
【育児休業の取得状況】



② 保護者の育児休業を取得していない理由(就学前児童調査)

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が28.2%と最も多くなっているのに対し、父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が43.4%と最も多くなっています。

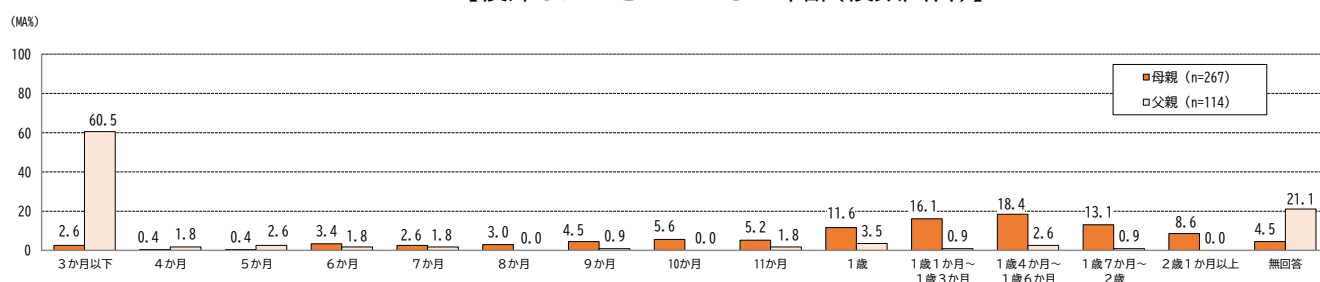
【育児休業を取得していない理由(複数回答)】



③ 保護者の育児休業の期間(復帰したときのこどもの年齢)(就学前児童調査)

母親では、「1歳1か月～1歳3か月」が16.1%、「1歳4か月～1歳6か月」が18.4%、「1歳7か月～2歳」が13.1%と多くなっているのに対し、父親では、「3か月以下」が60.5%と最も多くなっています。

【復帰したときのこどもの年齢(複数回答)】

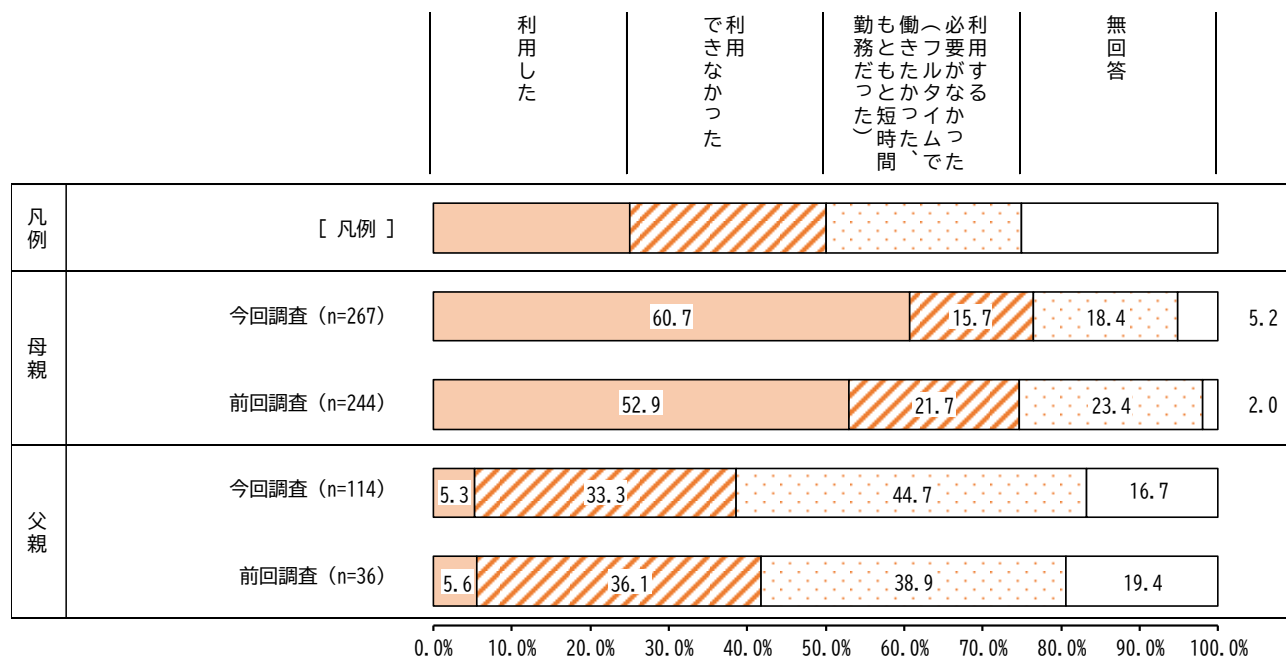


④ 保護者の育児休業からの復帰時の短時間勤務制度の利用状況(就学前児童調査)

母親では、前回調査、今回調査ともに「利用した」が最も多くなっており、前回調査と比較すると7.8ポイント増加し60.7%となっています。

父親では、前回調査、今回調査ともに「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が最も多くなっており、前回調査と比較すると5.8ポイント増加し44.7%となっています。

【短時間勤務制度の利用状況】

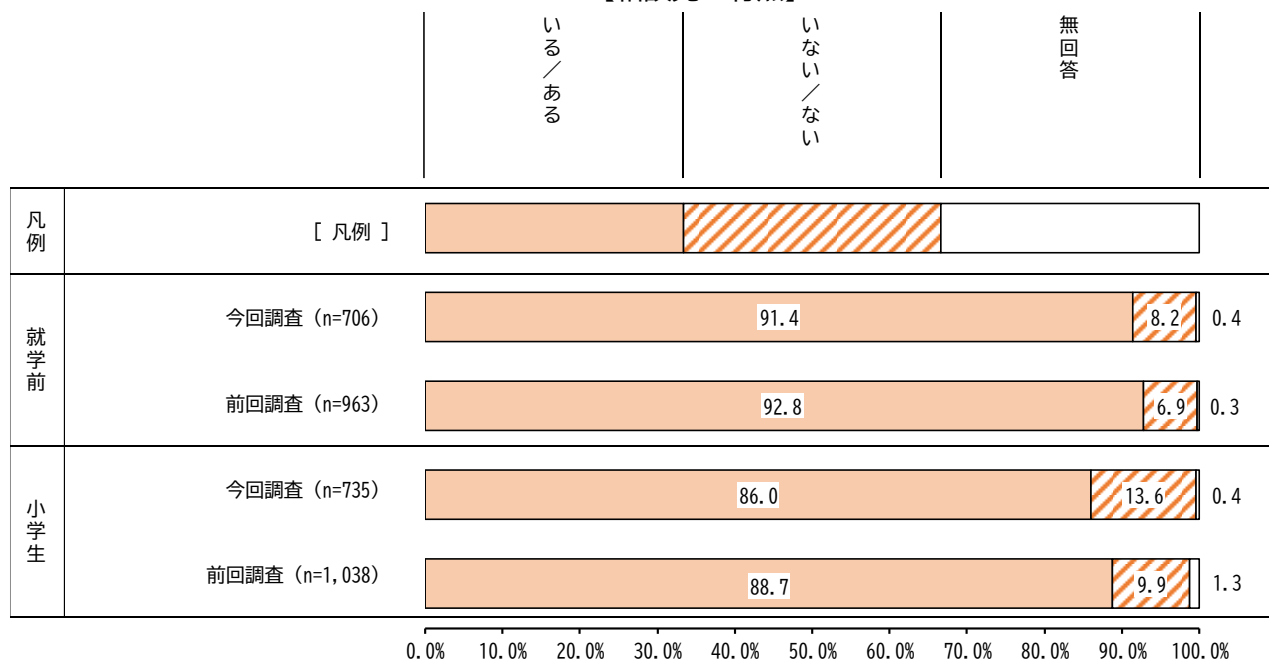


■ 相談の状況について

① 気軽に相談できる相談先の有無

就学前児童調査、小学生調査ともに、「いる／ある」は前回調査と比較して今回調査のほうが少なくなっています。

【相談先の有無】

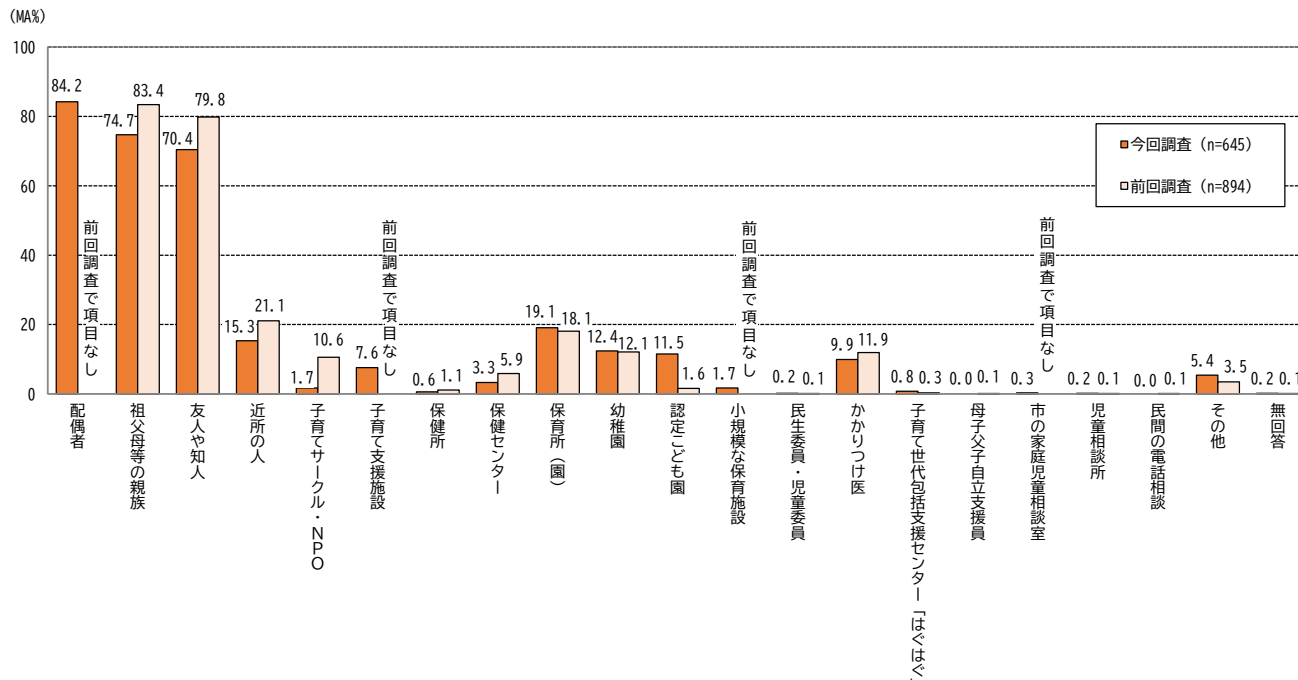


② 気軽に相談できる相談先

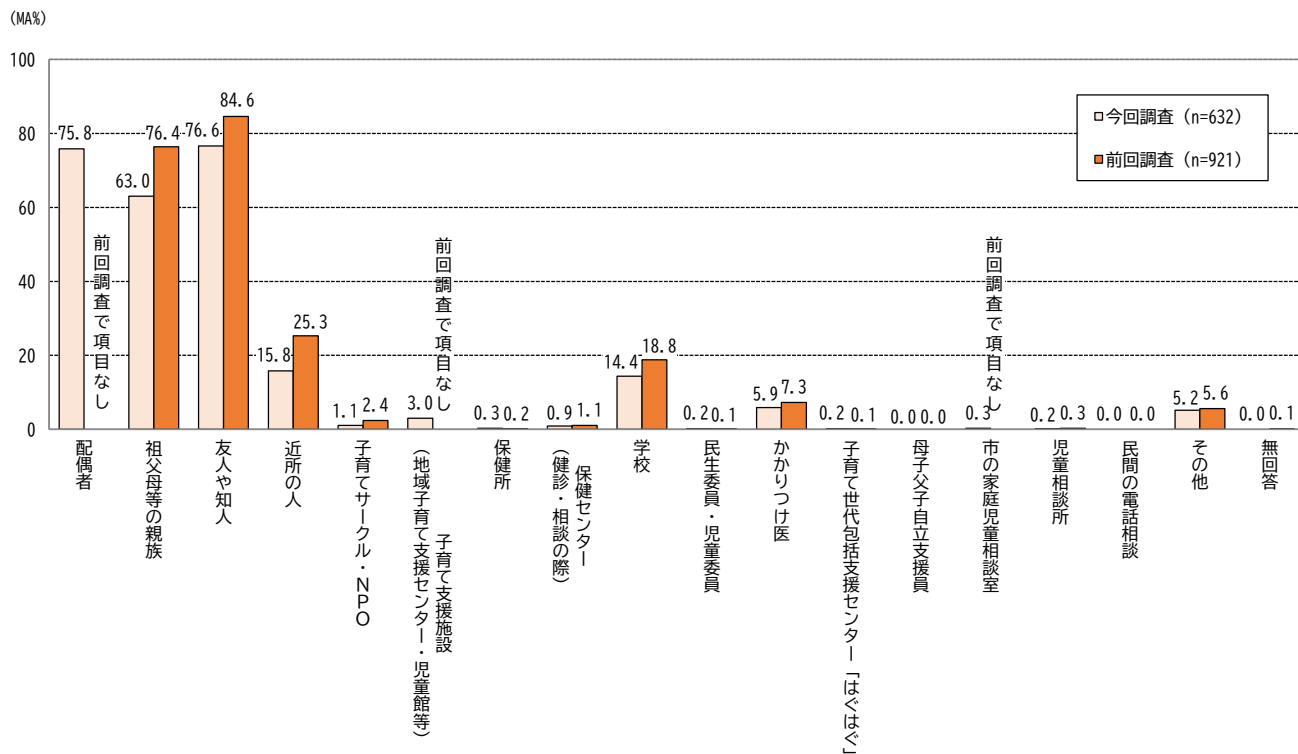
就学前児童調査をみると、前回調査では「祖父母等の親族」が最も多くなっていたのに対し、今回調査では「配偶者※前回調査では項目なし」が最も多くなっています。

一方で、小学生調査をみると、前回調査、今回調査ともに「友人や知人」が最も多くなっています。

【相談先(就学前児童調査・複数回答)】



【相談先(小学生調査・複数回答)】

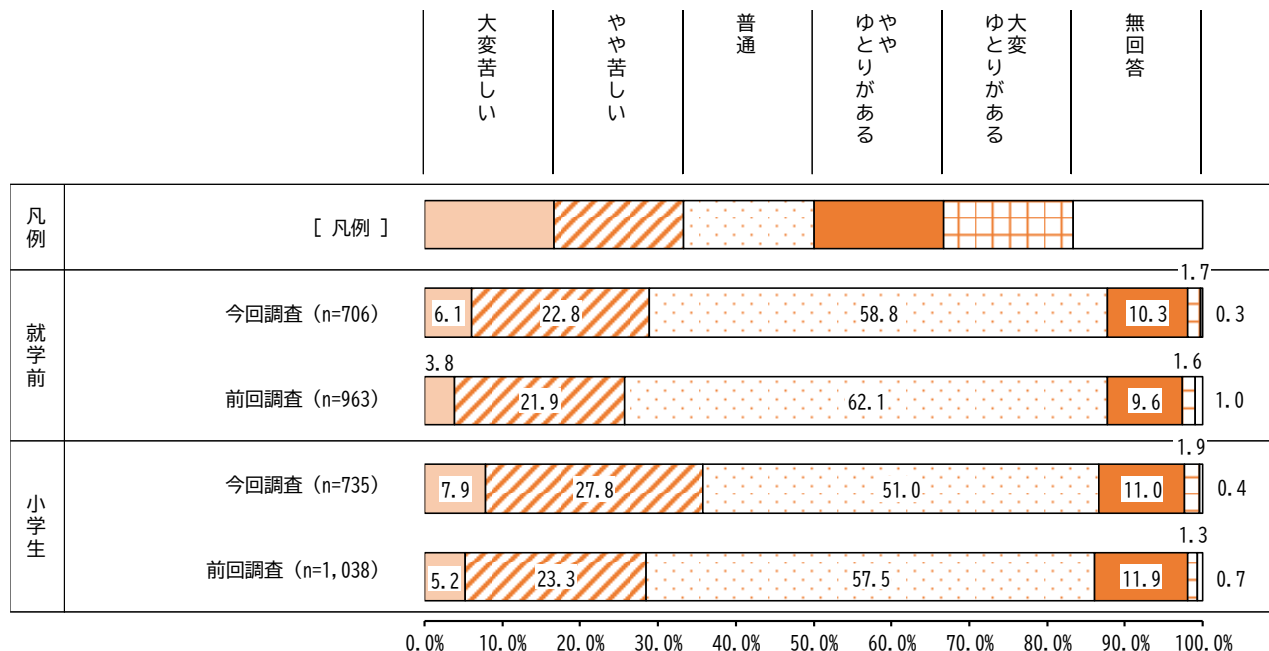


■ 子育て全般について

① 現在の暮らしの状況

就学前児童調査、小学生調査ともに、「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた“苦しい人”は前回調査と比較して今回調査のほうが多くなっています。

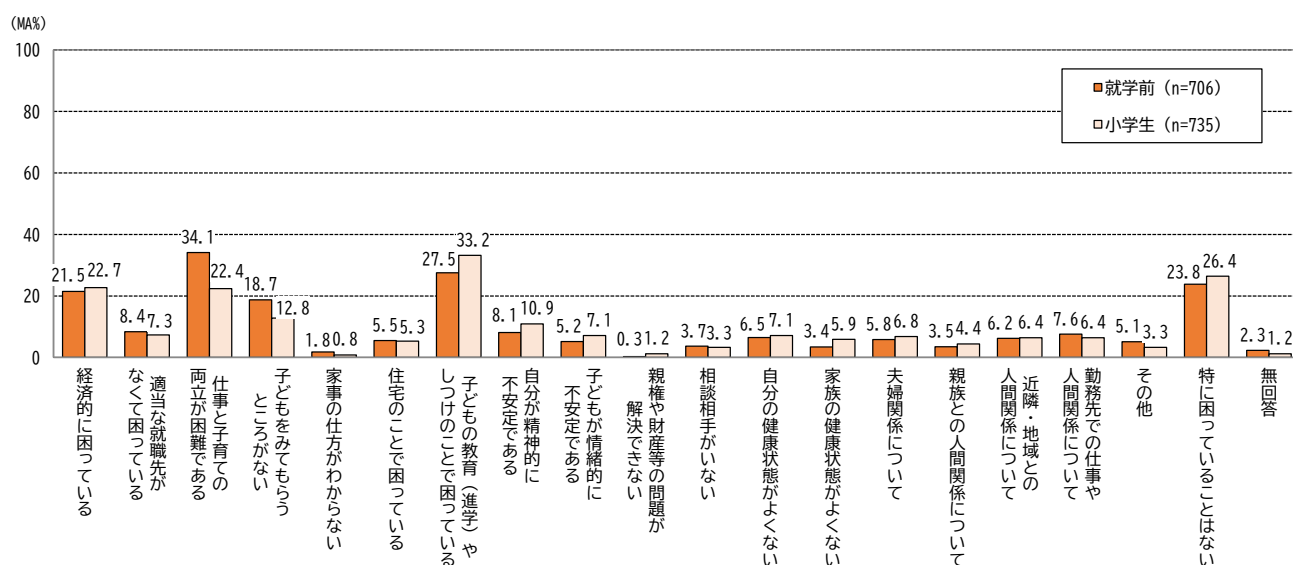
【生活状況】



② 現在、不安に感じること

就学前児童調査では、「仕事と子育ての両立が困難である」が34.1%と最も多くなっているのに対し、小学生調査では、「こどもの教育(進学)やしつけのことで困っている」が33.2%と最も多くなっています。

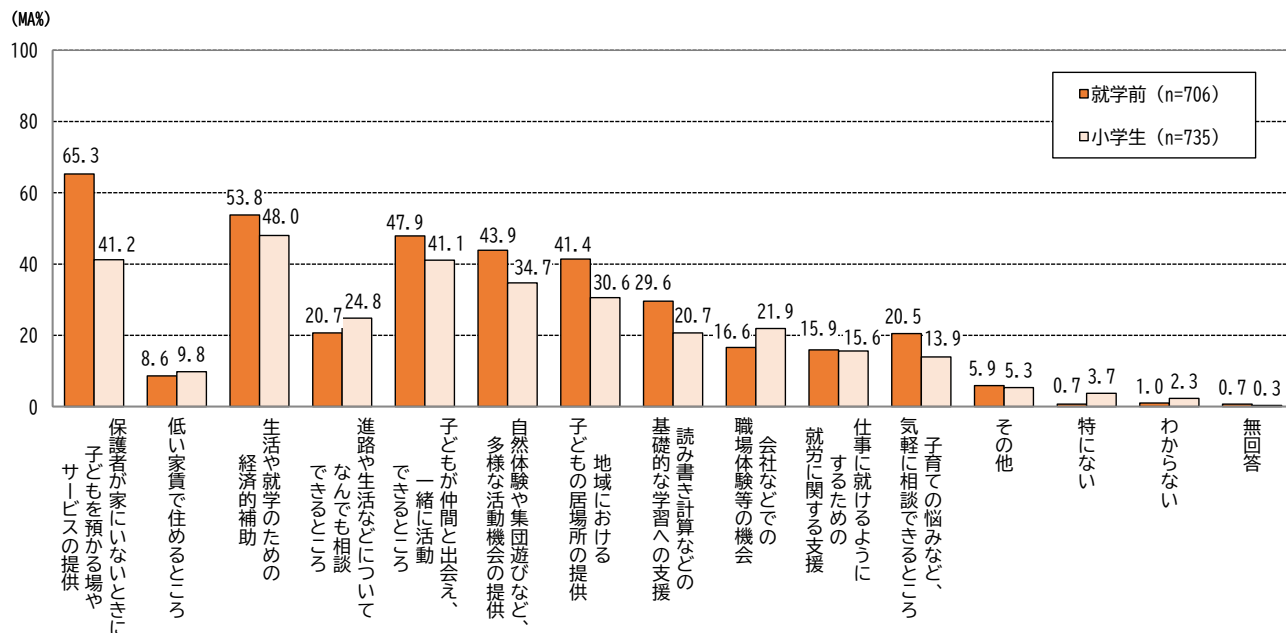
【不安に感じること(複数回答)】



③ 求める支援

就学前児童調査では、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が65.3%と最も多くなっているのに対し、小学生調査では、「生活や就学のための経済的補助」が48.0%と最も多くなっています。

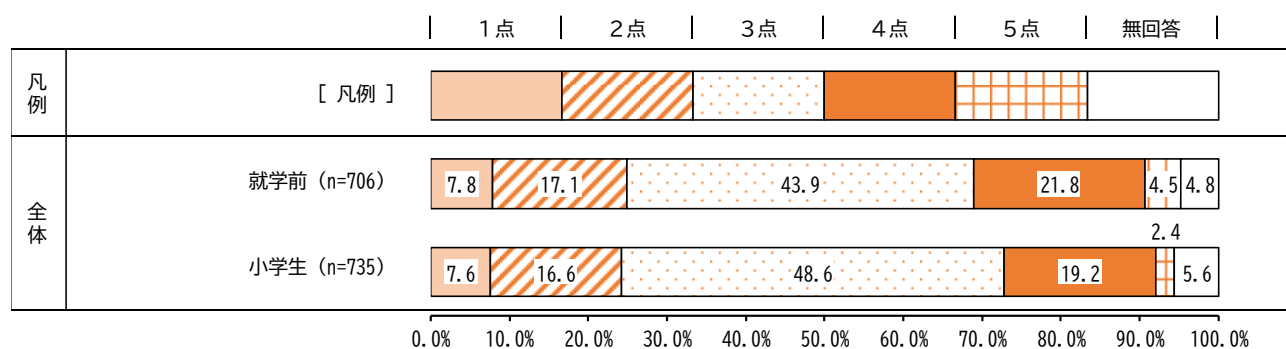
【どのような支援があるとよいか(複数回答)】



④ 地域における子育ての環境や支援の満足度

就学前児童調査、小学生調査ともに、「3点」が最も多くなっています。

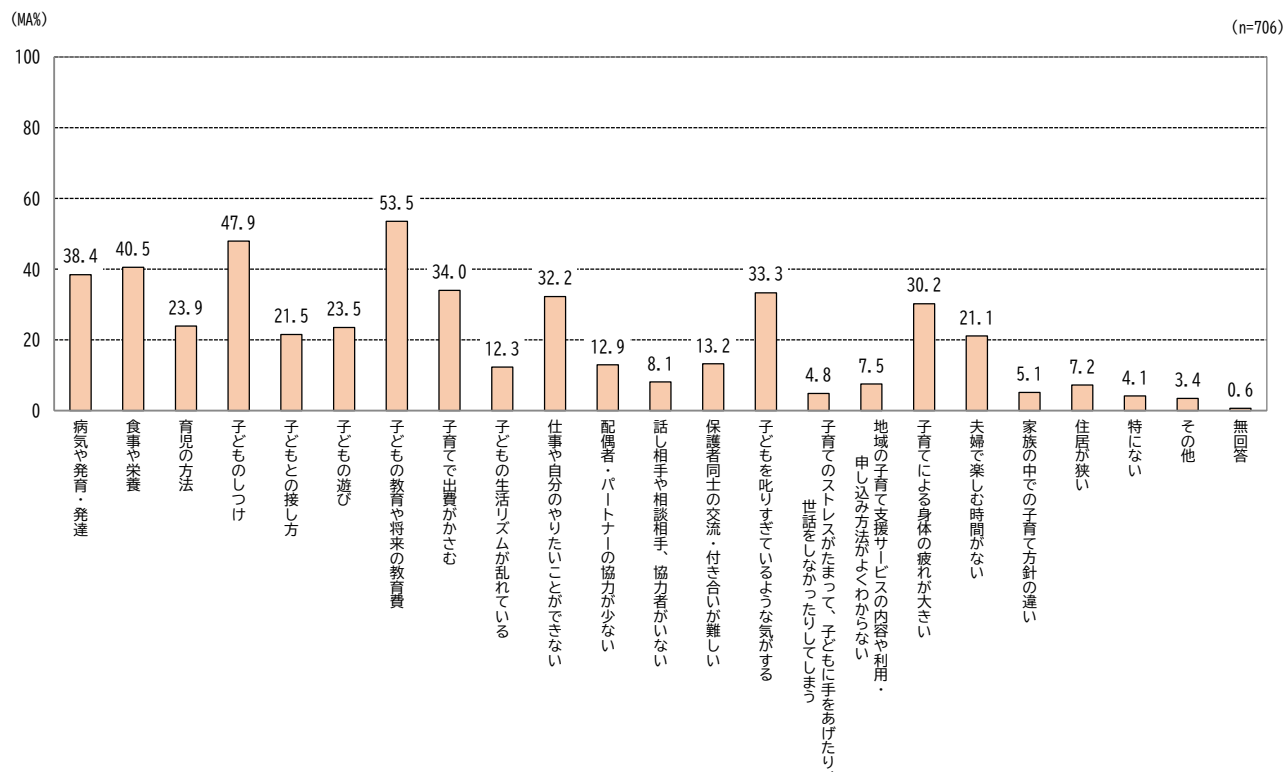
【満足度】



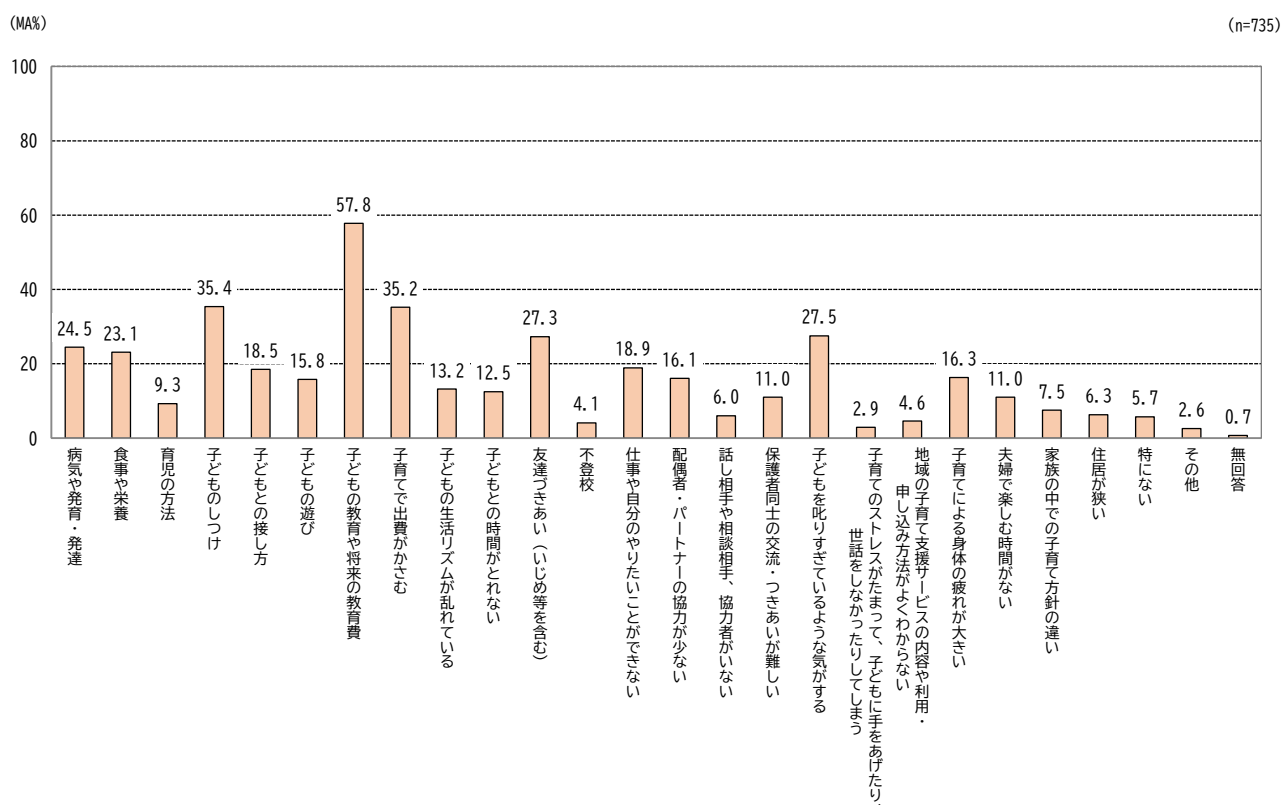
⑤ 現在の悩み・不安

就学前児童調査、小学生調査ともに、「子どもの教育や将来の教育費」が最も多くなっています。

【悩み・不安(就学前児童調査・複数回答)】



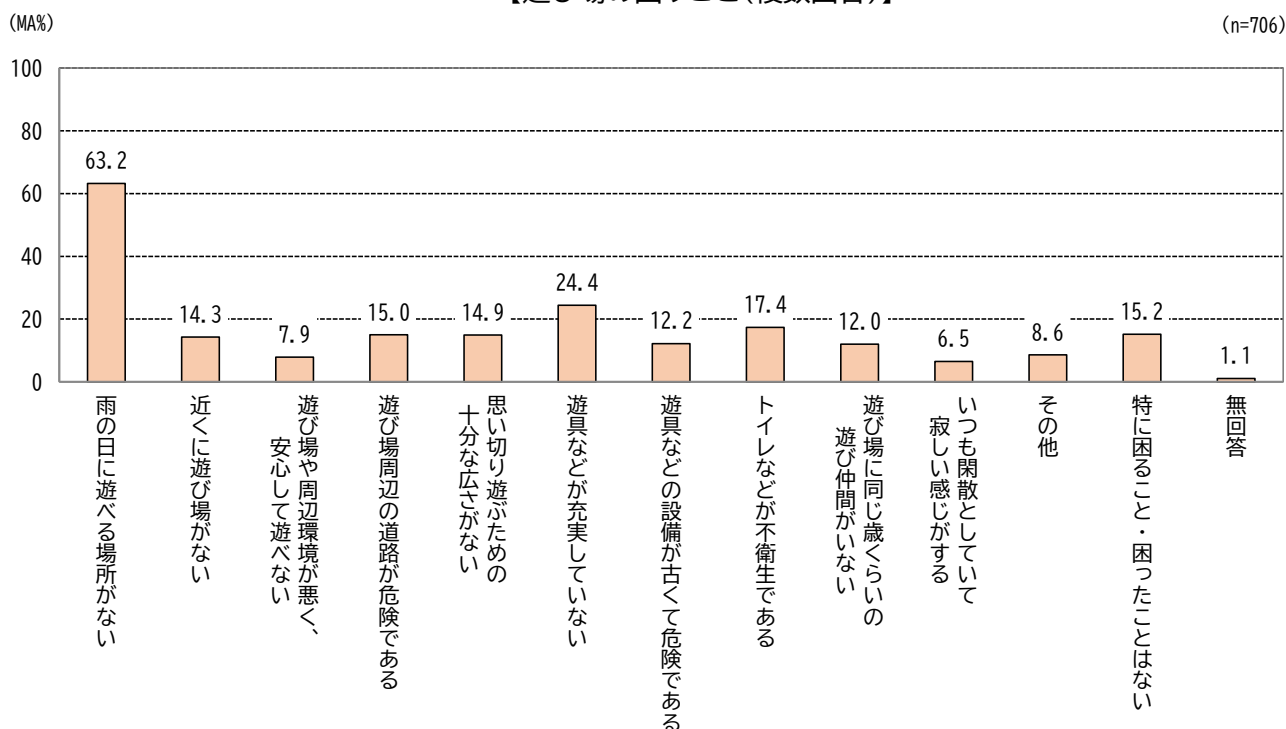
【悩み・不安(小学生調査・複数回答)】



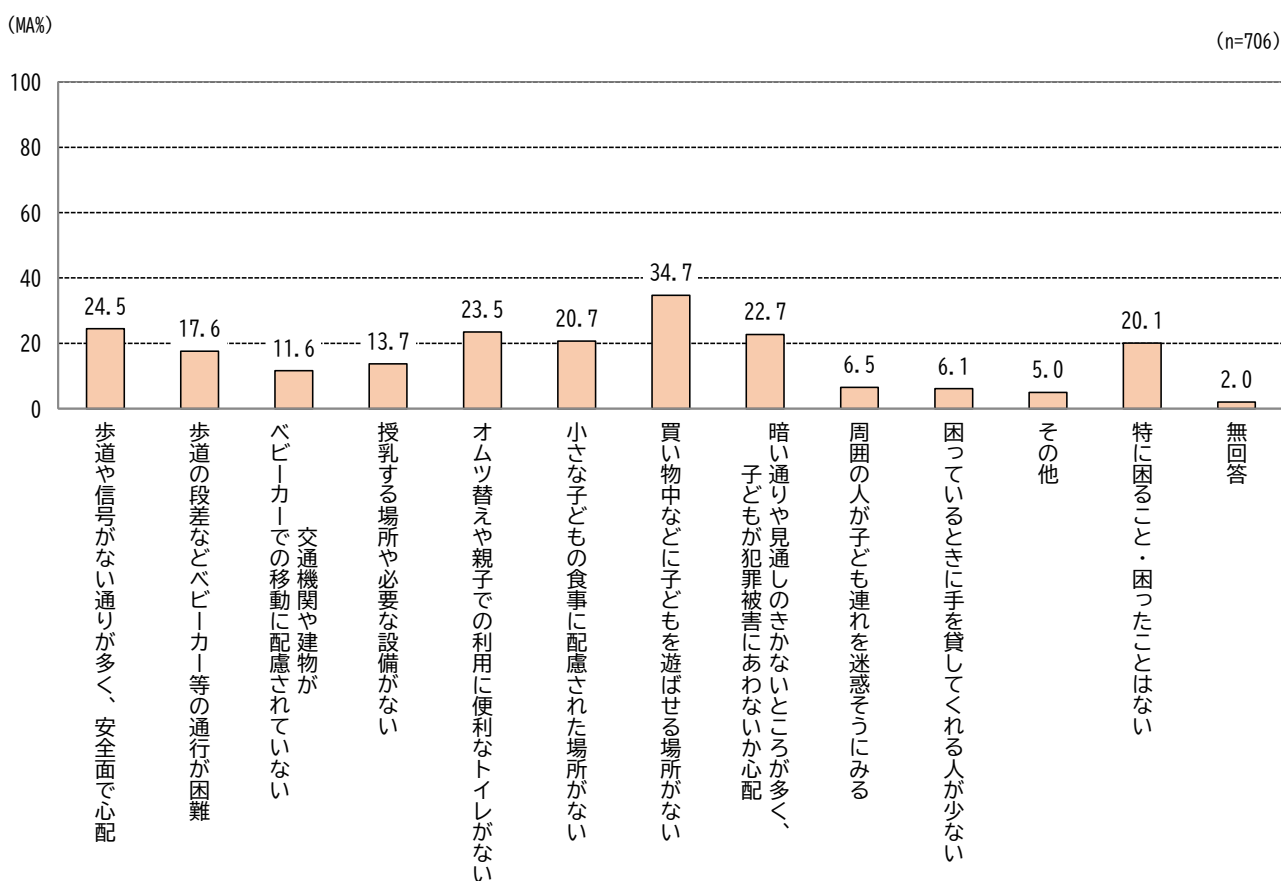
⑥ 遊び場や外出時の困りごと(就学前児童調査)

困りごとについて、遊び場では「雨の日に遊べる場所がない」が63.2%と最も多くなっており、外出時では「買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」が34.7%と最も多くなっています。

【遊び場の困りごと(複数回答)】



【外出時の困りごと(複数回答)】

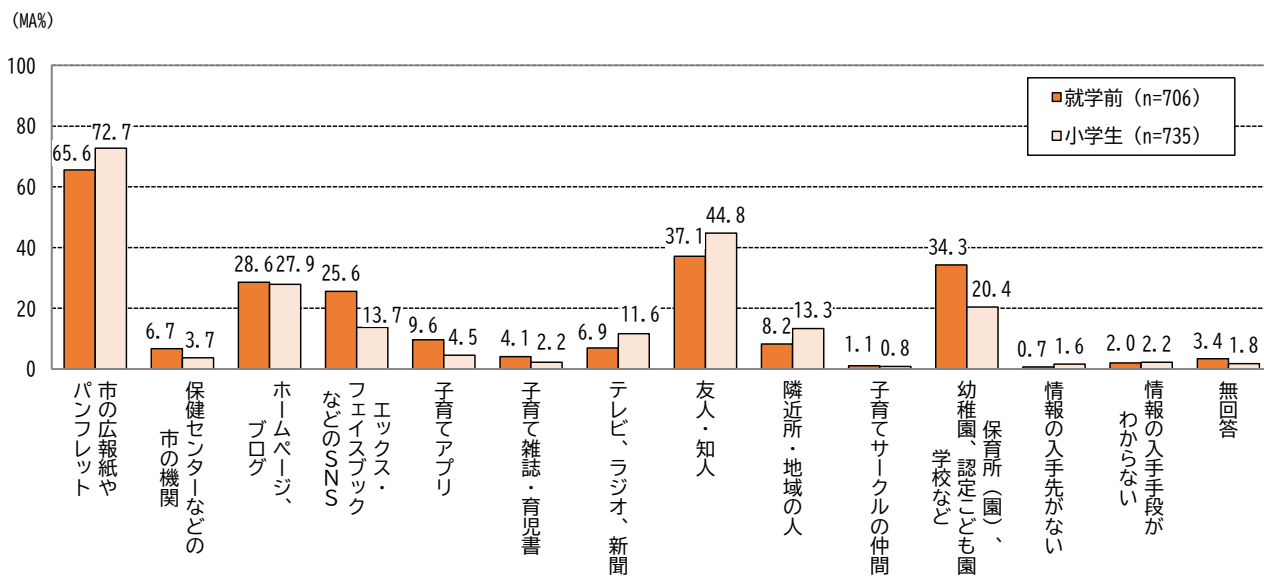


⑦ 情報の入手先と希望の入手先

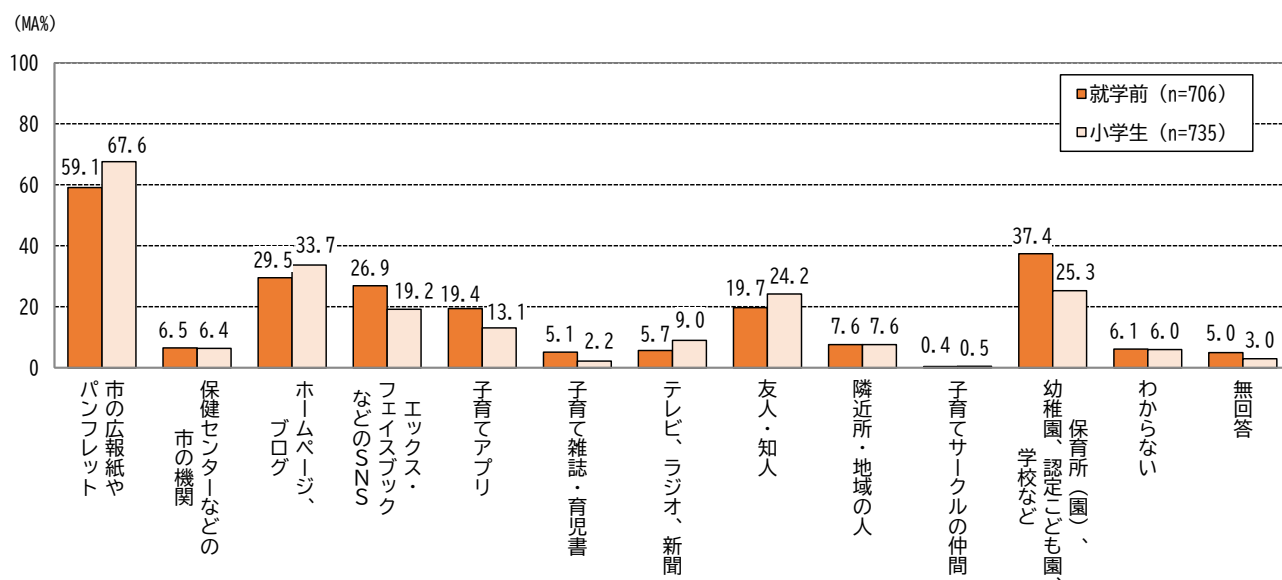
情報の入手先、希望の入手先について、就学前児童調査、小学生調査ともに「市の広報紙やパンフレット」が最も多くなっています。

情報の入手先をみると、「情報の入手先がない」や「情報の入手手段がわからない」と回答した人も一定数います。

【情報の入手先(複数回答)】



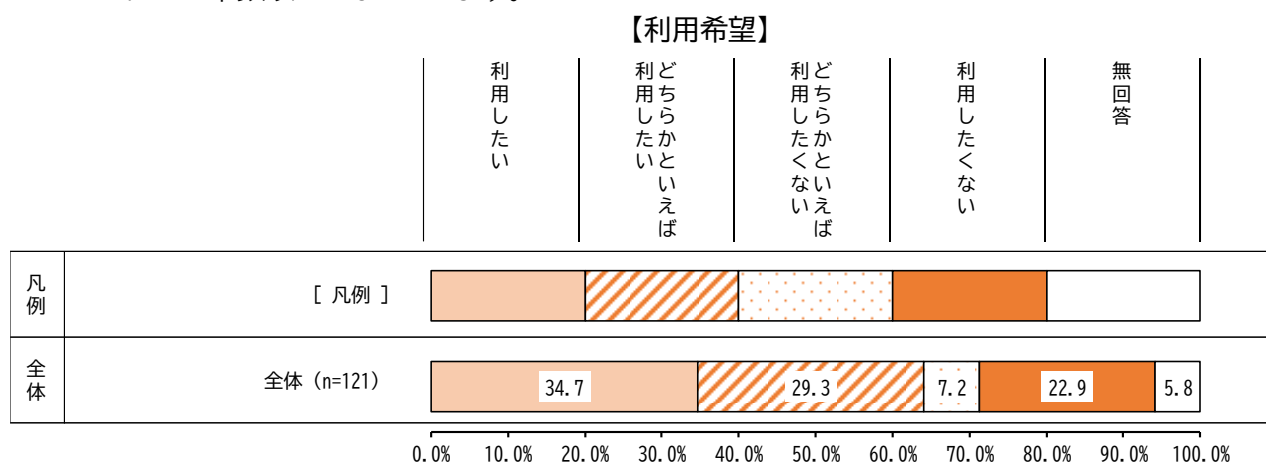
【情報の希望入手先(複数回答)】



■ こども誰でも通園制度(仮称)の利用について

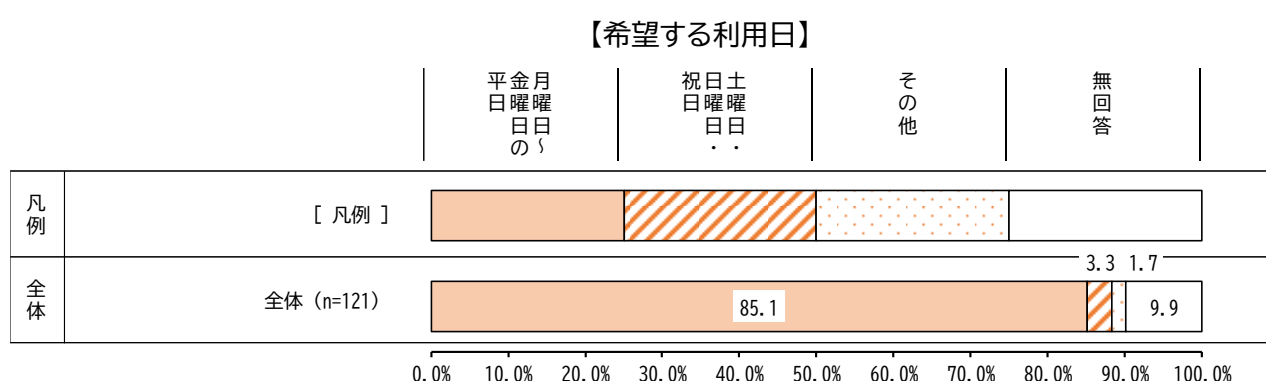
① こども誰でも通園制度(仮称)の利用希望

利用希望について、「利用したい」「どちらかといえば利用したい」を合わせた“利用したい人”が64.0%と半数以上となっています。



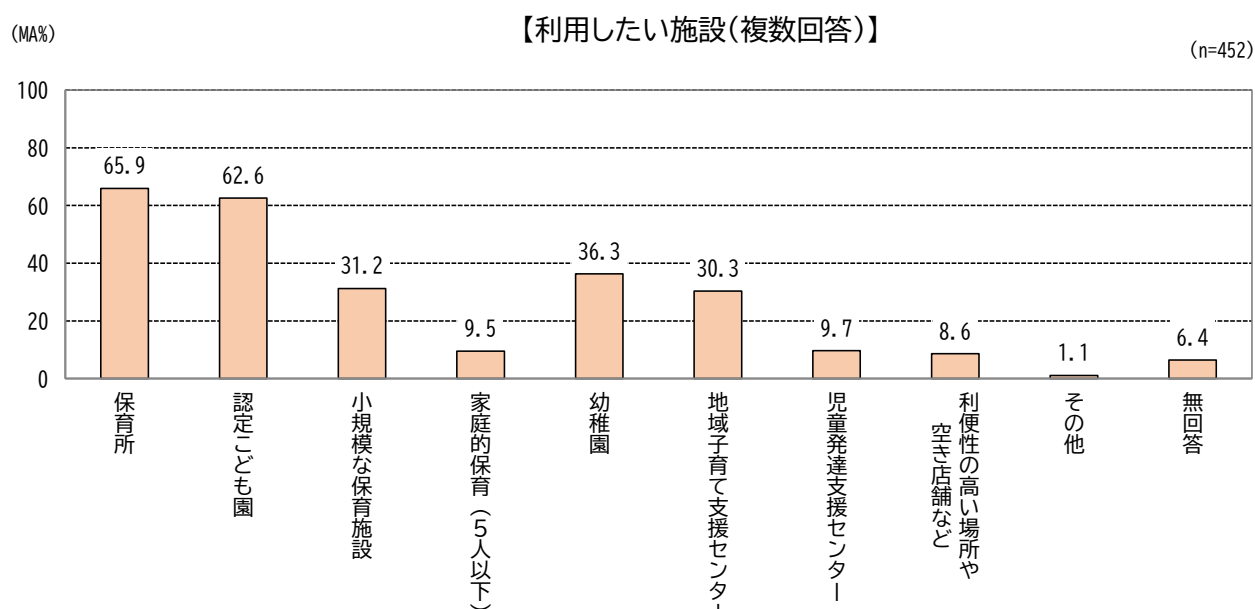
② こども誰でも通園制度(仮称)の希望する利用日

希望する利用日について、「月曜日～金曜日の平日」が85.1%と最も多くなっていますが、「土曜日・日曜日・祝日」や「その他」も一定数います。



③ こども誰でも通園制度(仮称)で利用したい施設

利用したい施設について、「保育所」が65.9%、「認定こども園」が62.6%と多くなっています。



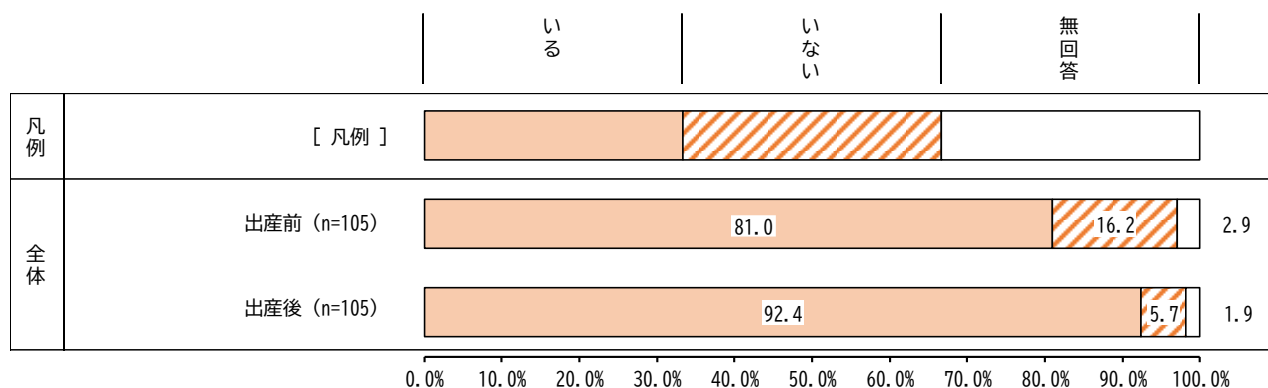
(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(妊婦調査)

① 出産前後のお手伝い

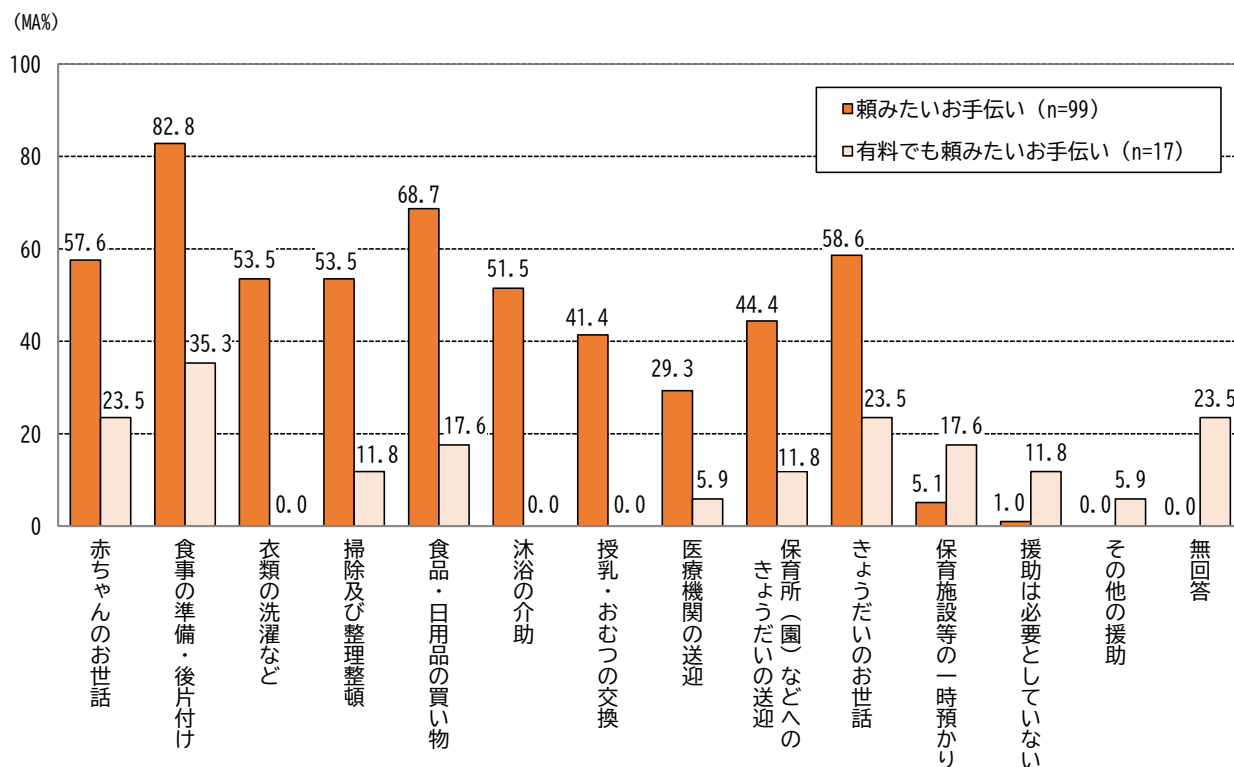
出産前後のお手伝いについて、出産前、出産後ともに「いる」が8割を超えており、多くなっています。

頼みたいお手伝いについて、「食事の準備・後片付け」が82.8%で最も多くなっています。また、有料でも頼みたいと思っている人は少なくなっている一方、こちらも「食事の準備・後片付け」が35.3%で最も多くなっています。

【お手伝いをしてくれる人の有無】



【頼みたいお手伝い(複数回答)】

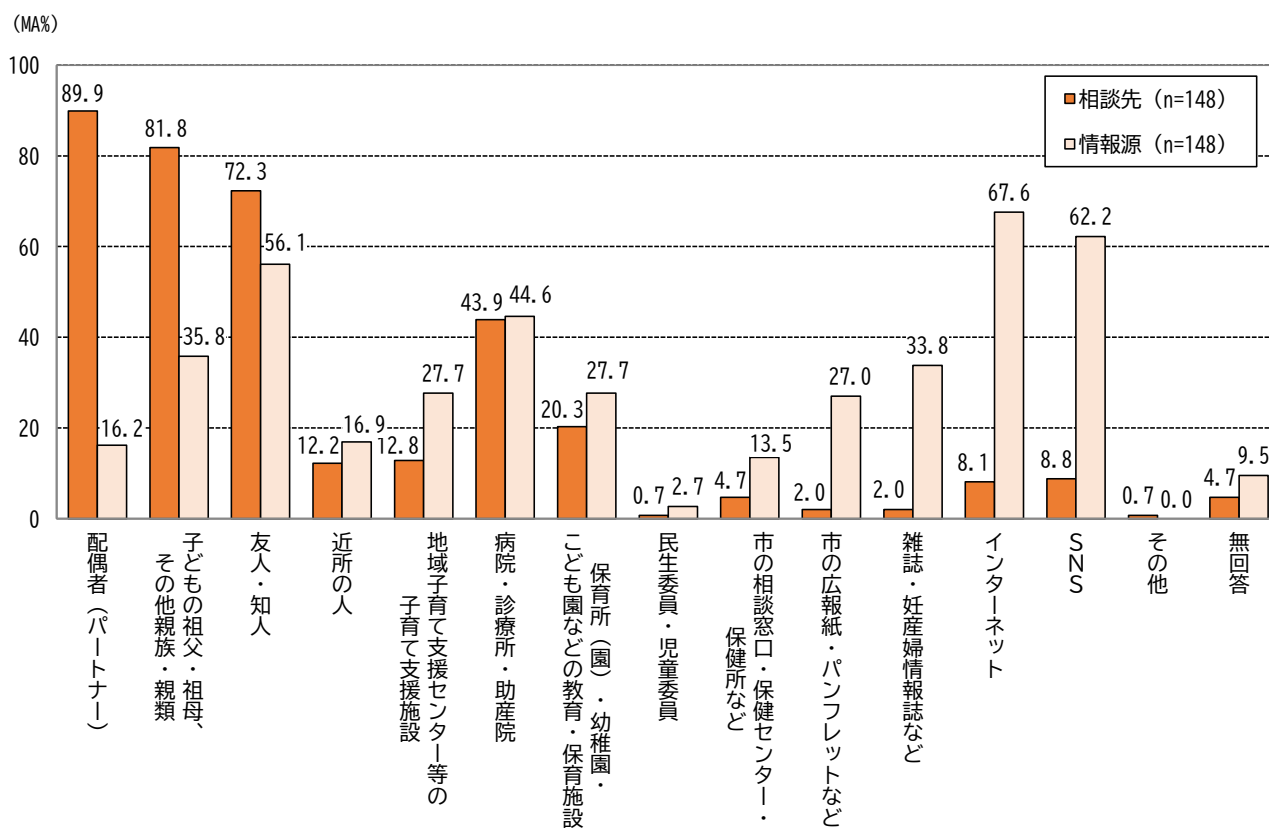


② 出産や子育て・教育に関する相談先と情報源

相談先について、「配偶者(パートナー)」が89.9%で最も多く、次いで「子どもの祖父・祖母、その他親族・親類」が81.8%、「友人・知人」が72.3%となっています。

情報源について、「インターネット」が67.6%で最も多く、次いで「SNS」が62.2%、「友人・知人」が56.1%となっています。

【相談先と情報源(複数回答)】



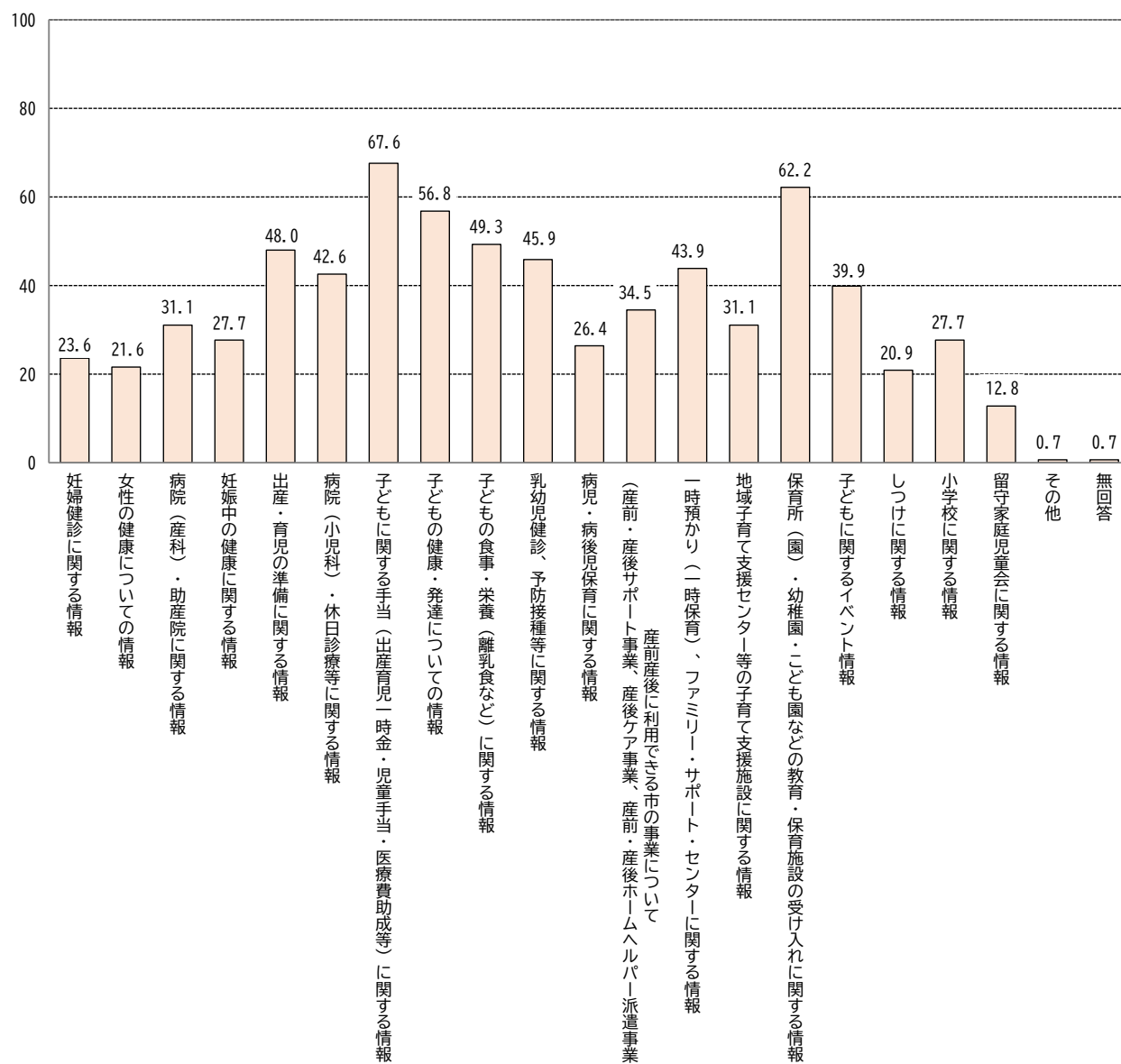
③ 知りたい情報

知りたい情報について、「子どもに関する手当(出産育児一時金・児童手当・医療費助成等)」に関する情報が67.6%で最も多く、次いで「保育所(園)・幼稚園・こども園などの教育・保育施設の受け入れに関する情報」が62.2%、「子どもの健康・発達についての情報」が56.8%となっています。

【知りたい情報(複数回答)】

(MA%)

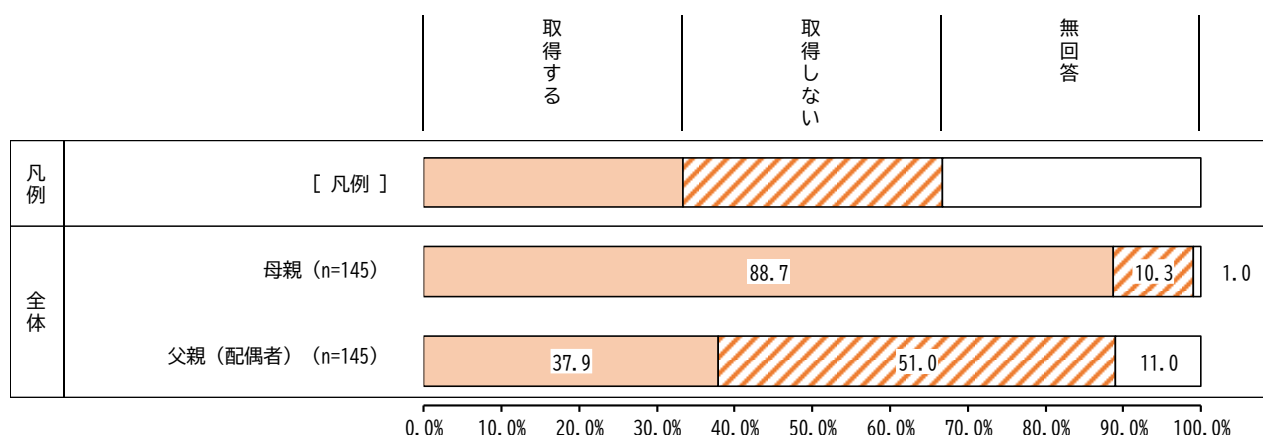
(n=148)



④ 育児休業の取得予定

育児休業の取得予定について、母親は「取得する」が88.7%と多くなっている一方、父親(配偶者)は「取得しない」が51.0%と多くなっています。

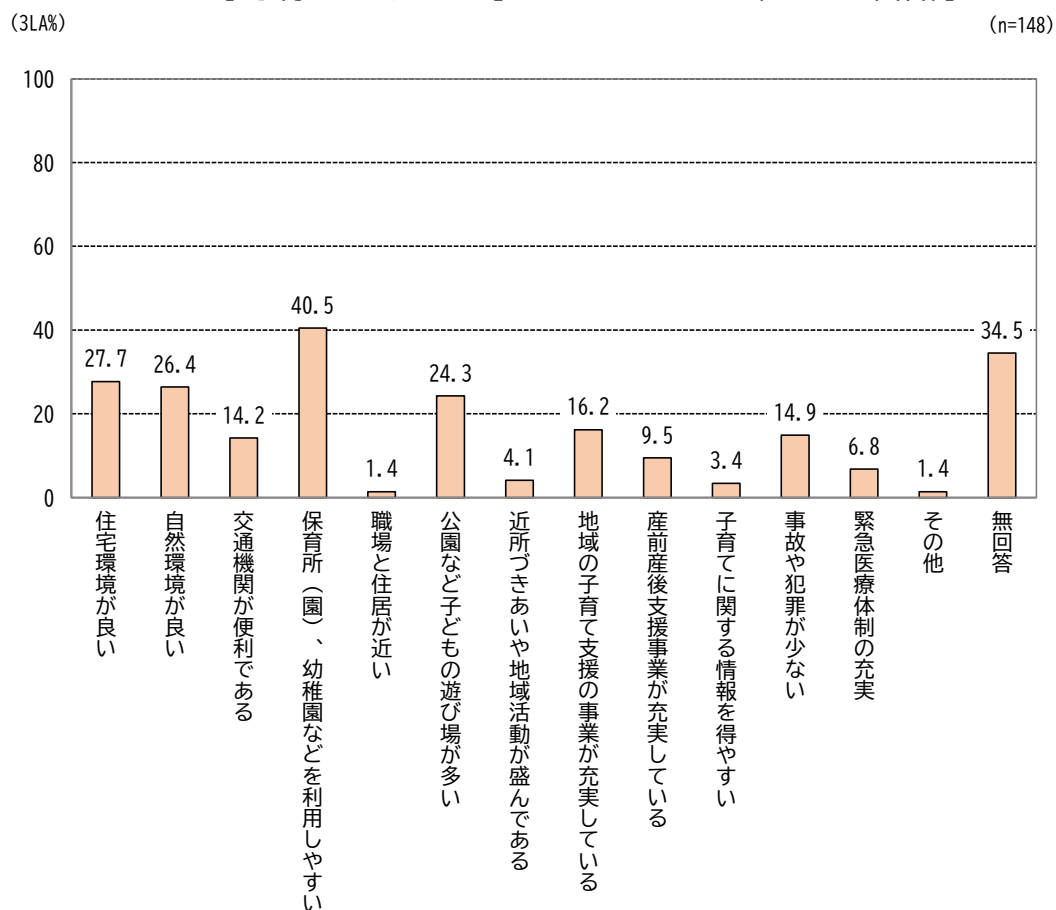
【育児休業の取得予定】



⑤ 「子育てしやすいまち」はどのようなまちか

「子育てしやすいまち」とはどのようなことだと思うかについて、「保育所(園)、幼稚園などを利用しやすい」が40.5%で最も多く、次いで「住宅環境が良い」が27.7%、「自然環境が良い」が26.4%となっています。

【「子育てしやすいまち」はどのようなまちか(3 つまで回答)】

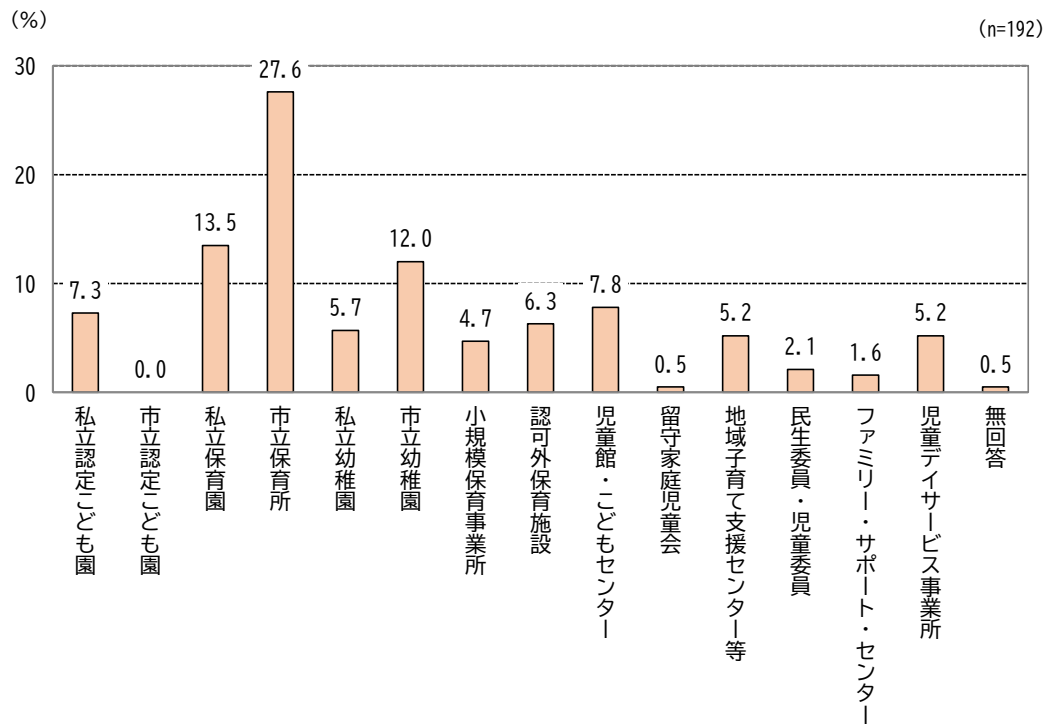


(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(担い手調査)

① 勤めている施設

お勤めの施設について、「市立保育所」が27.6%で最も多く、次いで「私立保育園」が13.5%、「市立幼稚園」が12.0%となっています。

【勤めている施設】

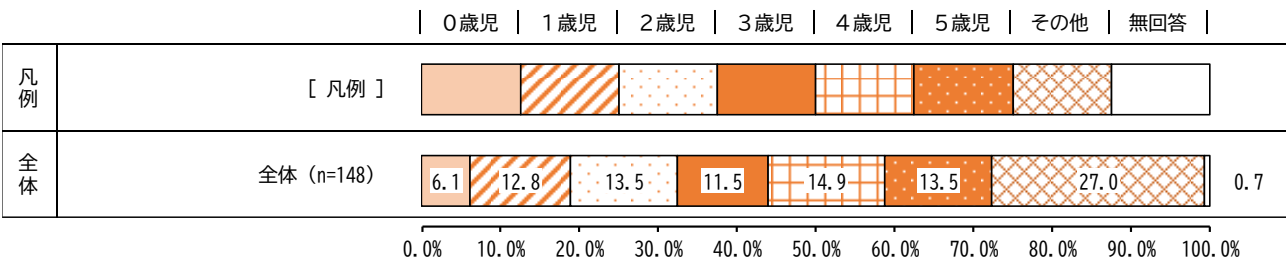


② 担当しているクラス

担当するクラスについて、「その他」が27.0%で最も多く、次いで「4歳児」が14.9%、「2歳児」「5歳児」が13.5%となっています。

その他の内訳として、フリー(5件)、縦割り保育(3件)、異年齢クラス(2件)、病児保育室・療育(2件)、3～5歳児クラス(1件)、親子教室(1件)、預かり保育(1件)、医務室(1件)、主幹保育(1件)となっています。

【担当しているクラス】

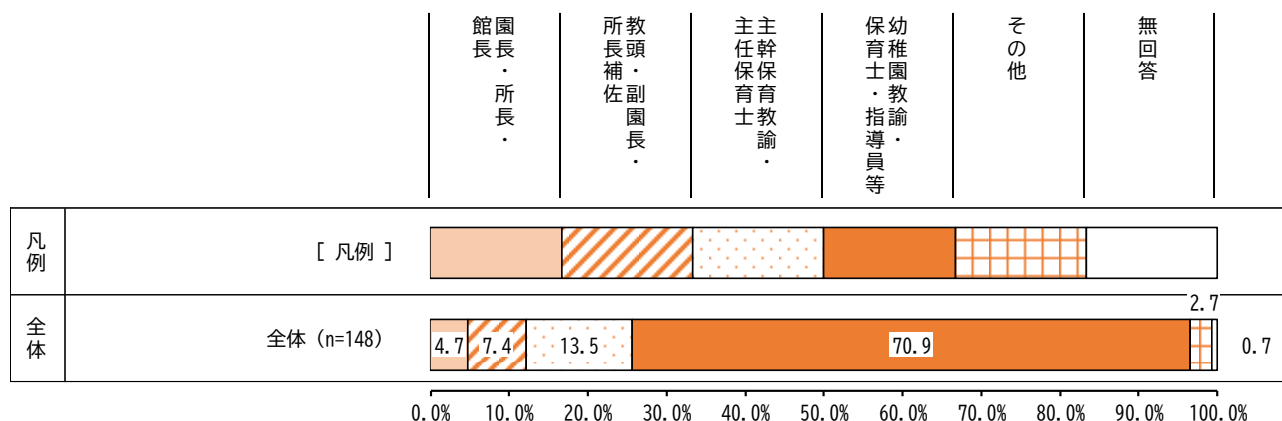


③ 就いている役職

役職について、「幼稚園教諭・保育士・指導員等」が70.9%で最も多く、次いで「主幹保育教諭・主任保育士」が13.5%、「教頭・副園長・所長補佐」が7.4%となっています。

その他の内訳として、ヘルパー教諭(1件)、保育教諭(1件)、看護師(1件)、会計年度任用職員(1件)となっています。

【就いている役職】

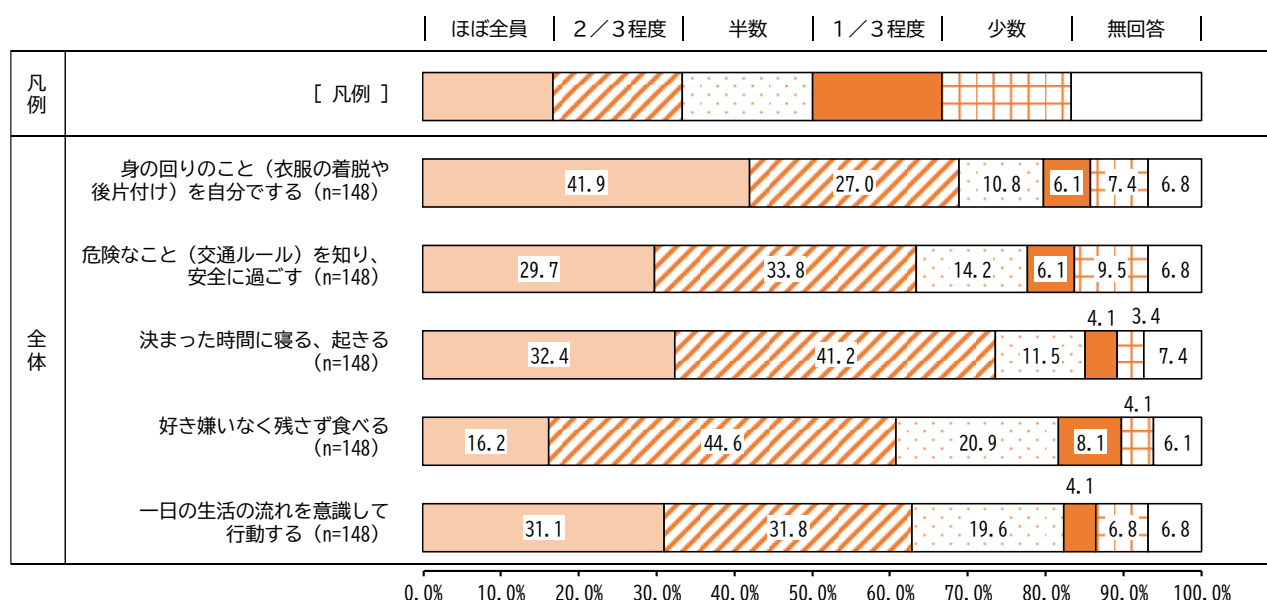


④ 生活面で、できていること

「ほぼ全員」「2/3 程度」を合わせた“クラスの 2/3 以上”は決まった時間に寝る、起きるが73.6%と他の区分に比べて多くなっています。

「1/3 程度」「少数」を合わせた“クラスの 1/3 以下”は危険なこと(交通ルール)を知り、安全に過ごす15.6%と他の区分に比べて多くなっています。

【生活面で、できていること】

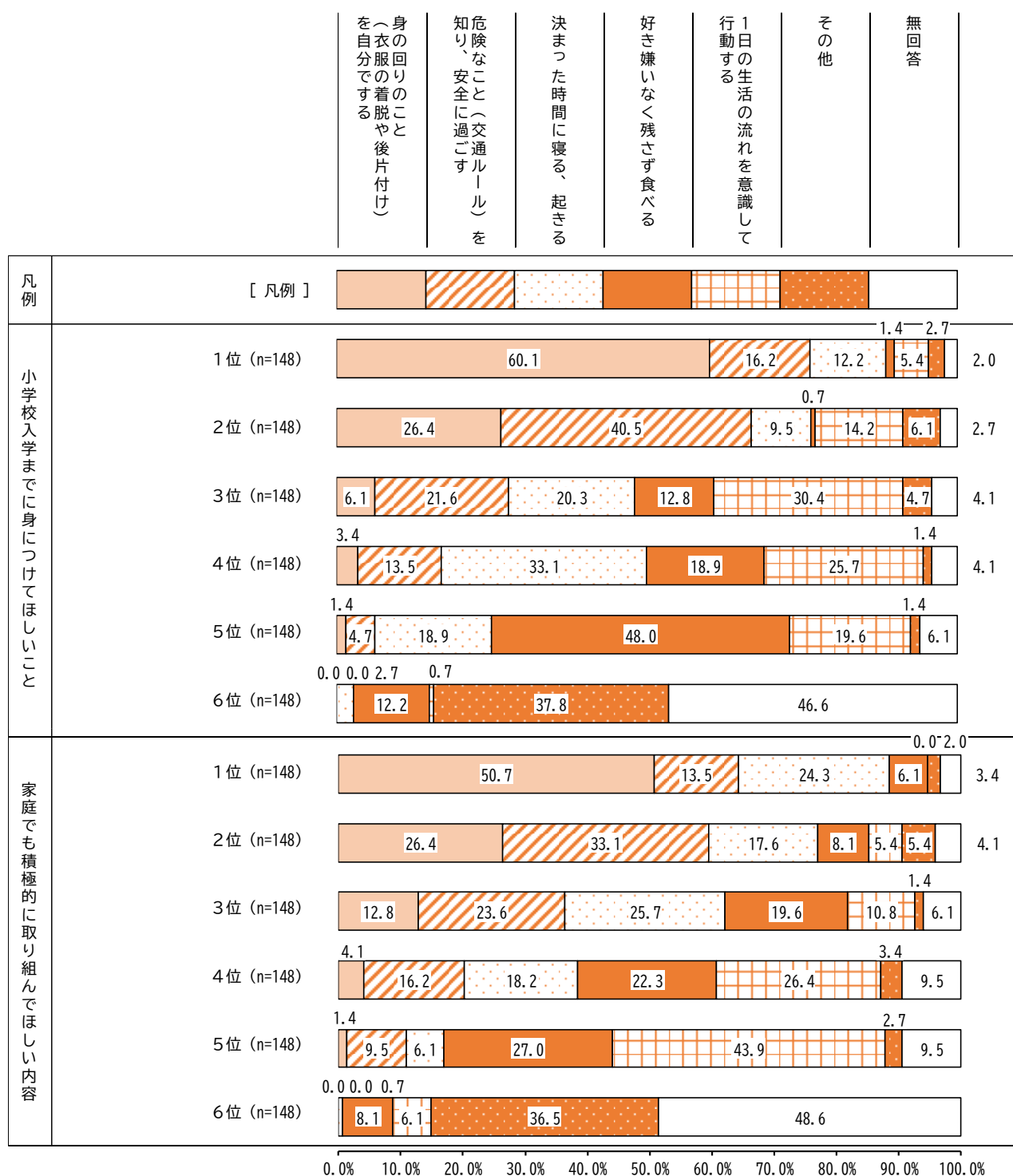


⑤ 生活面で身につけてほしいこと、取り組んでほしい内容

小学校入学までに身につけてほしいこと、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容ともに1位で最も多いものは「身の回りのこと(衣服の着脱や後片付け)」を自分でする」となっています。

また、その他の内訳として、伝える力や聞く力、排泄、人付き合い、食事に関すること、考えて行動する力、生活習慣、整理整頓や物を大切にできる力、あいさつ、集中力、お手伝いなどが挙がりました。

【小学校入学までに身につけてほしいこと、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容】

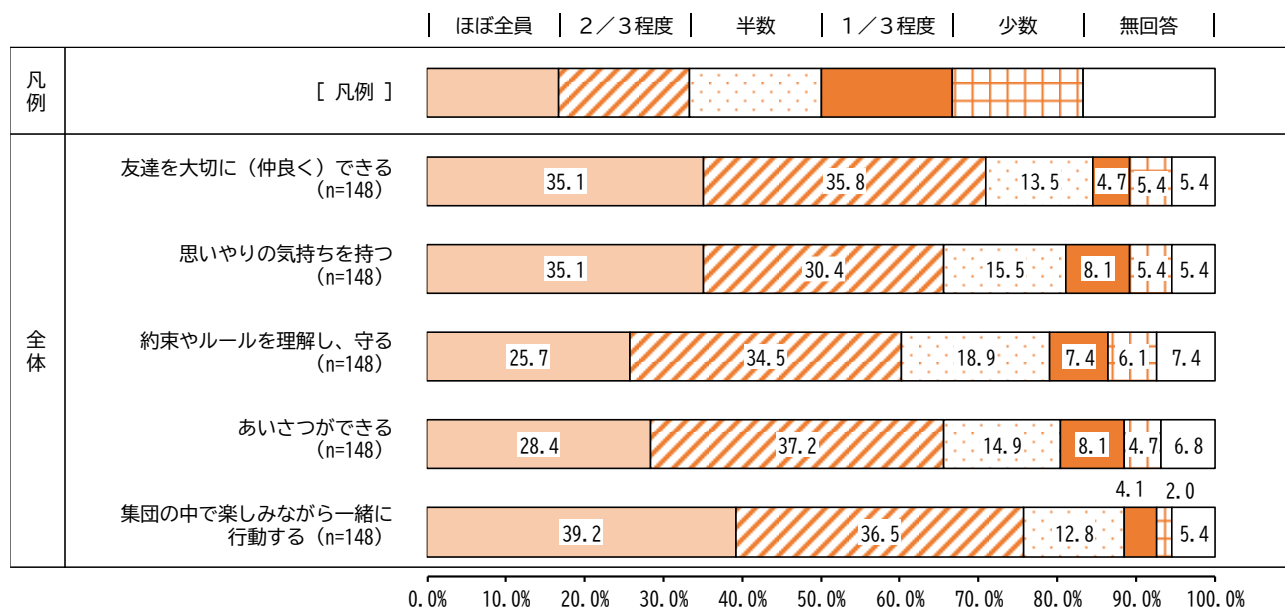


⑥ 人と関わる力で、できていること

「ほぼ全員」「2／3 程度」を合わせた“クラスの 2／3 以上”は集団の中で楽しみながら一緒に行動するが75.7%と他の区分に比べて多くなっています。

「1／3 程度」「少数」を合わせた“クラスの 1／3 以下”は思いやりの気持ちを持つ、約束やルールを理解し、守るが13.5%と他の区分に比べて多くなっています。

【人と関わる力で、できていること】

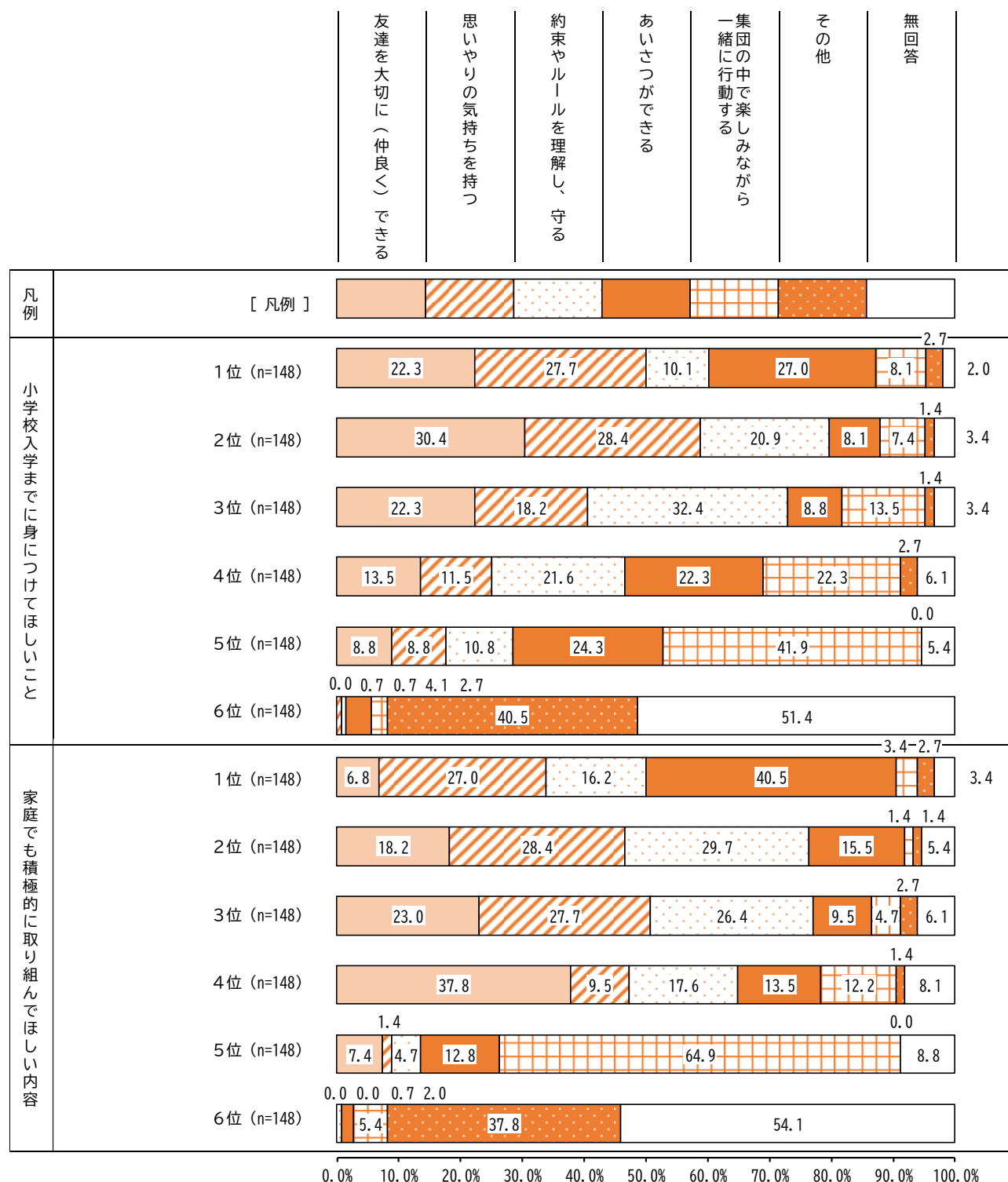


⑦ 人と関わる力で身につけてほしいこと、取り組んでほしい内容

小学校入学までに身につけてほしいことの1位で最も多いものは「思いやりの気持ちを持つ」となっている一方、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容の1位で最も多いものは「あいさつができる」となっています。

また、その他の内訳として、伝える力や聞く力、人付き合い、考えて行動する力、他人を理解する力、自己肯定感、感情のコントロール、人に流されない力などが挙がりました。

【小学校入学までに身につけてほしいこと、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容】

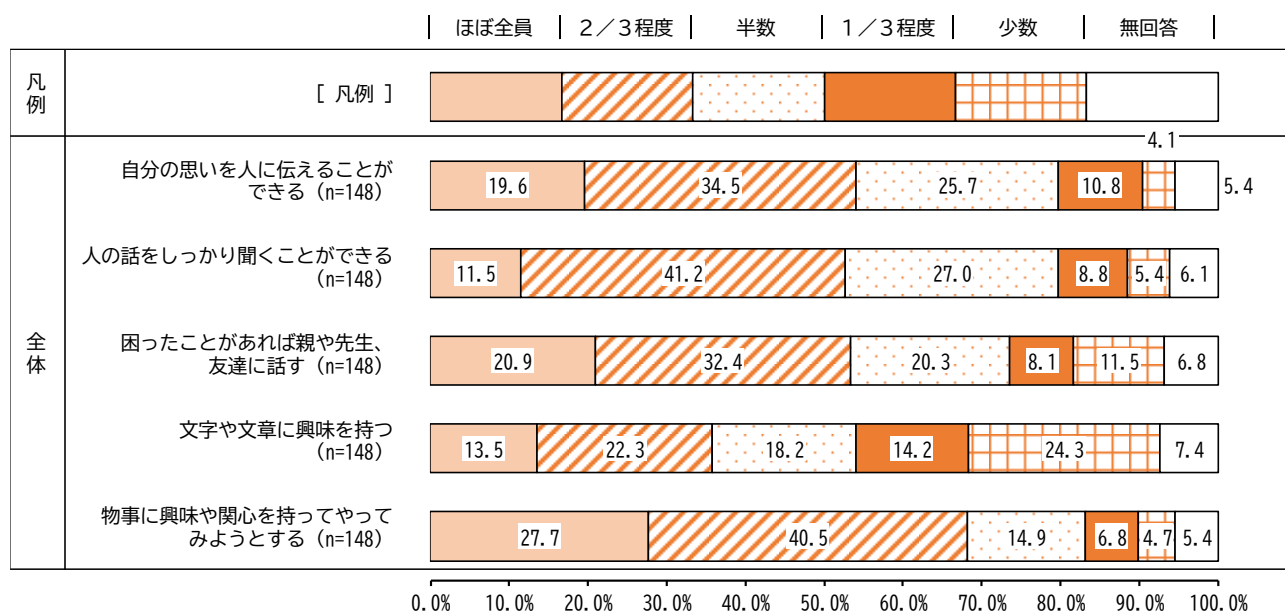


⑧ 学ぶ力で、できていること

「ほぼ全員」「2/3 程度」を合わせた“クラスの 2/3 以上”は物事に興味や関心を持ってやってみようとするが68.2%と他の区分に比べて多くなっています。

「1/3 程度」「少数」を合わせた“クラスの 1/3 以下”は文字や文章に興味を持つが38.5%と他の区分に比べて多くなっています。

【学ぶ力で、できていること】

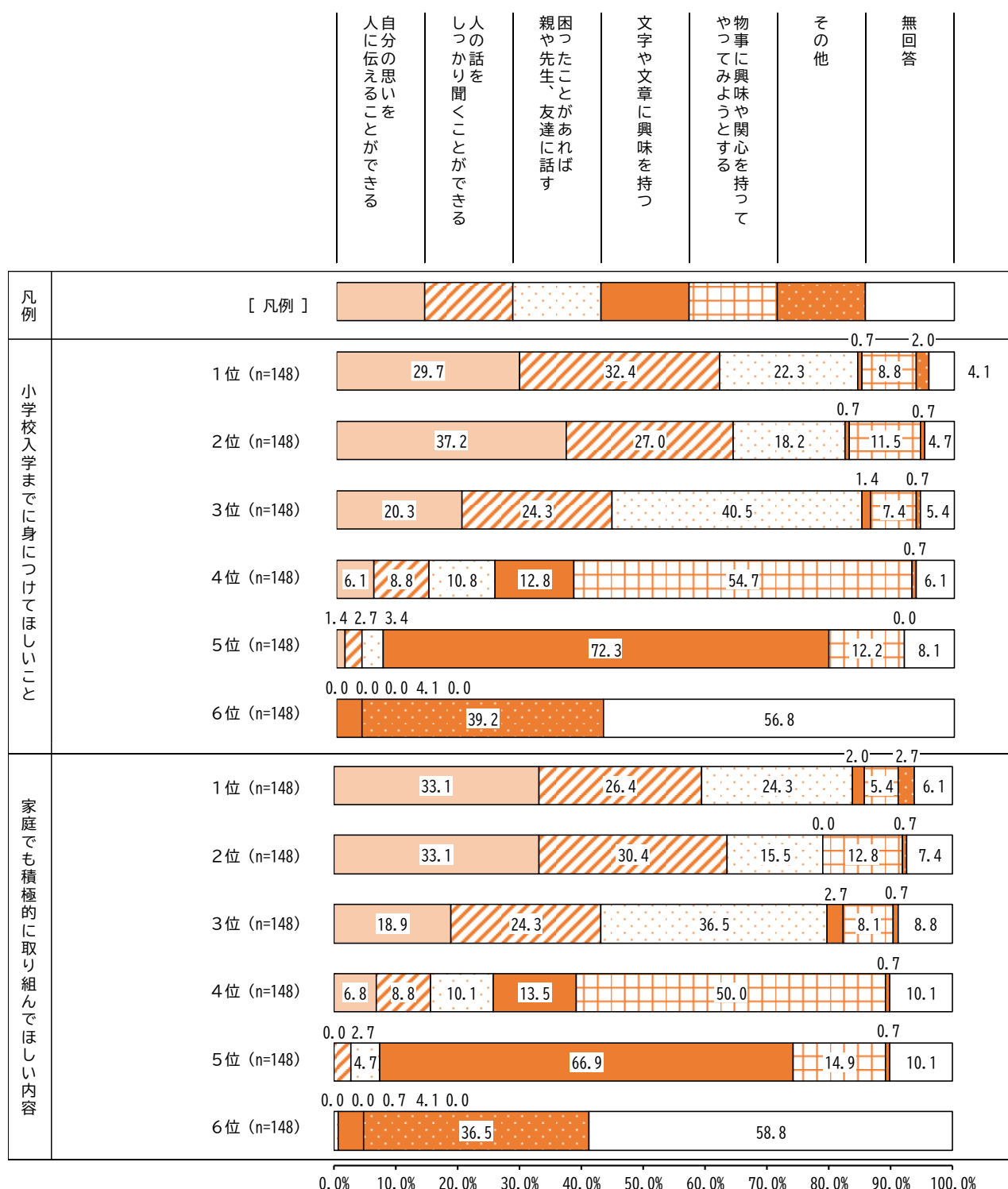


⑨ 学ば力で身につけてほしいこと、取り組んでほしい内容

小学校入学までに身につけておいてほしいことの1位で最も多いものは「人の話をしっかり聞くことができる」となっている一方、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容の1位で最も多いものは「自分の思いを人に伝えることができる」となっています。

また、その他の内訳として、自分の好きなことをみつける力、伝える力、考える力、集中力、諦めない力、遊びの経験、交通に関する注意力などが挙げられました。

【小学校入学までに身につけてほしいこと、家庭でも積極的に取り組んでほしい内容】



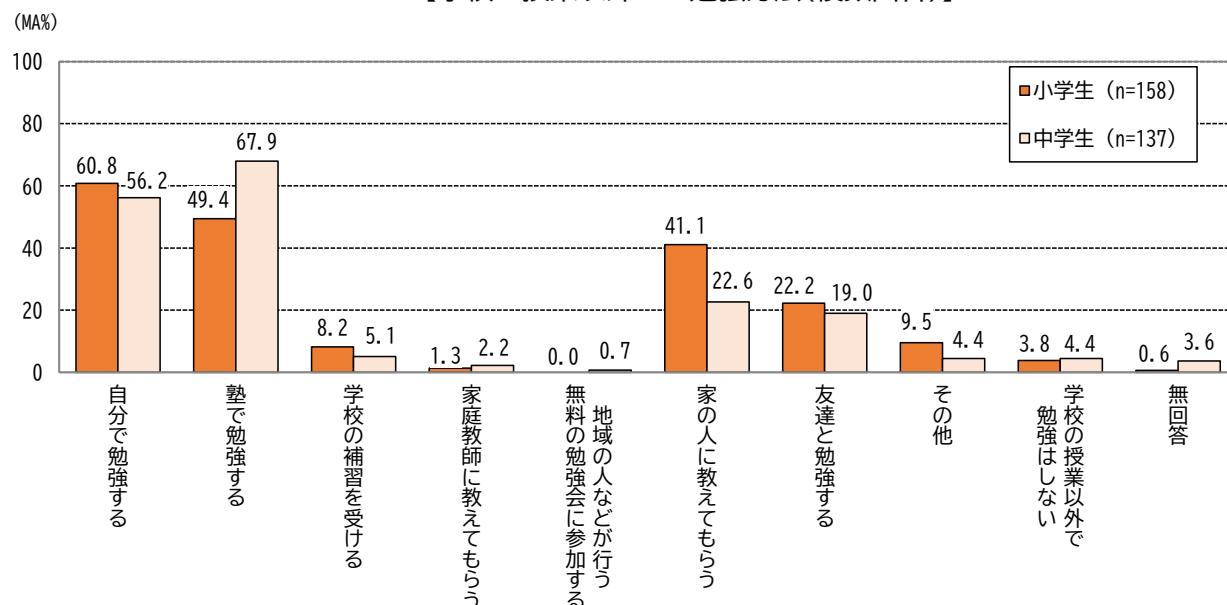
(4) こどもの生活状況調査

■ 小学生・中学生の状況について

① 学校の授業以外での勉強方法

学校の授業以外での勉強方法について、小学生では「自分で勉強する」が60.8%で最も多くなっている一方、中学生では「塾で勉強する」が67.9%で最も多くなっています。

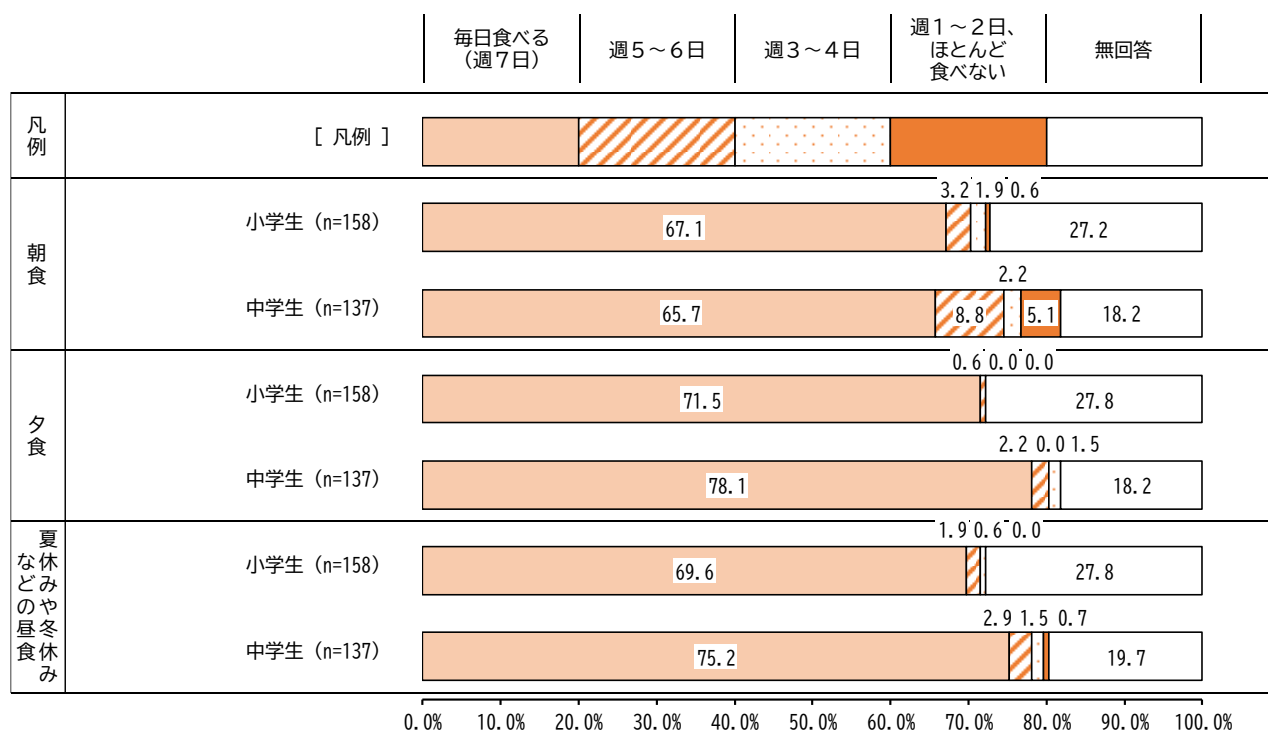
【学校の授業以外での勉強方法(複数回答)】



② 食事の頻度

食事の頻度について、「毎日食べる(週7日)」を小学生と中学生で比較すると、朝食は小学生が多くなっている一方、夕食と夏休みや冬休みなどの昼食は中学生が多くなっています。

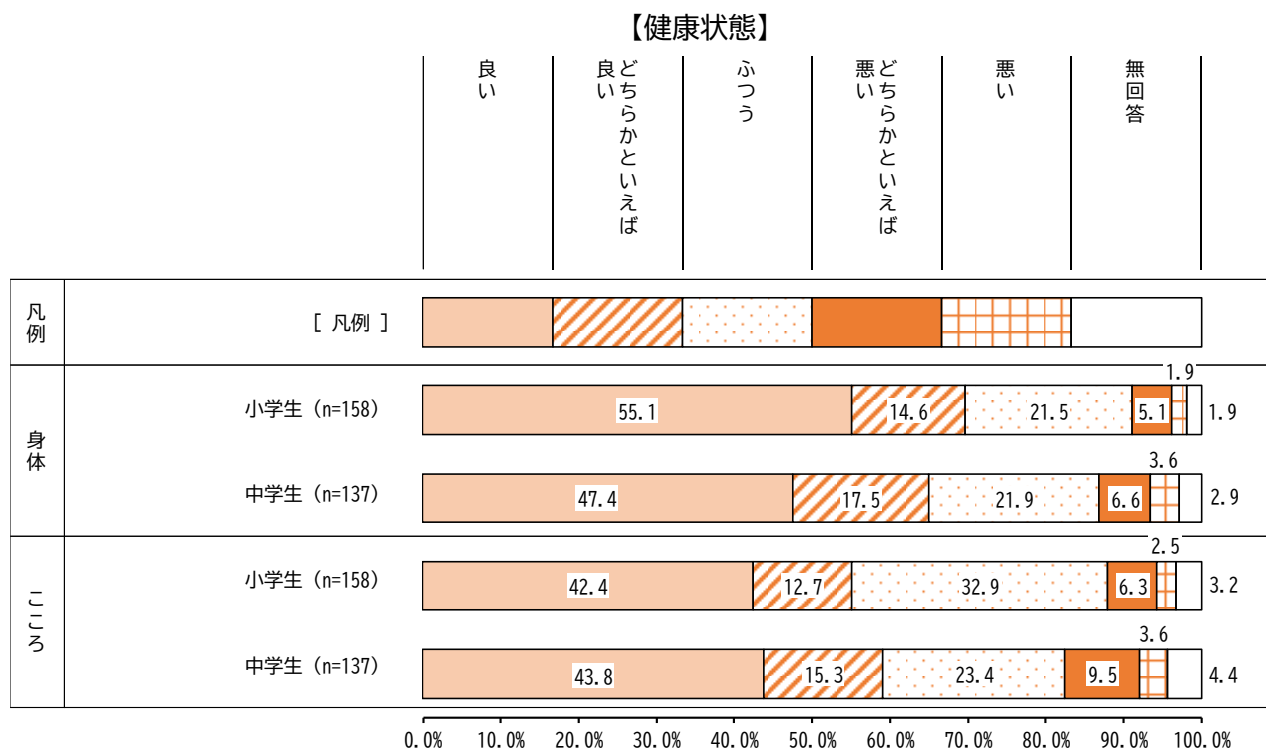
【食事の頻度】



③ 身体とこころの健康状態

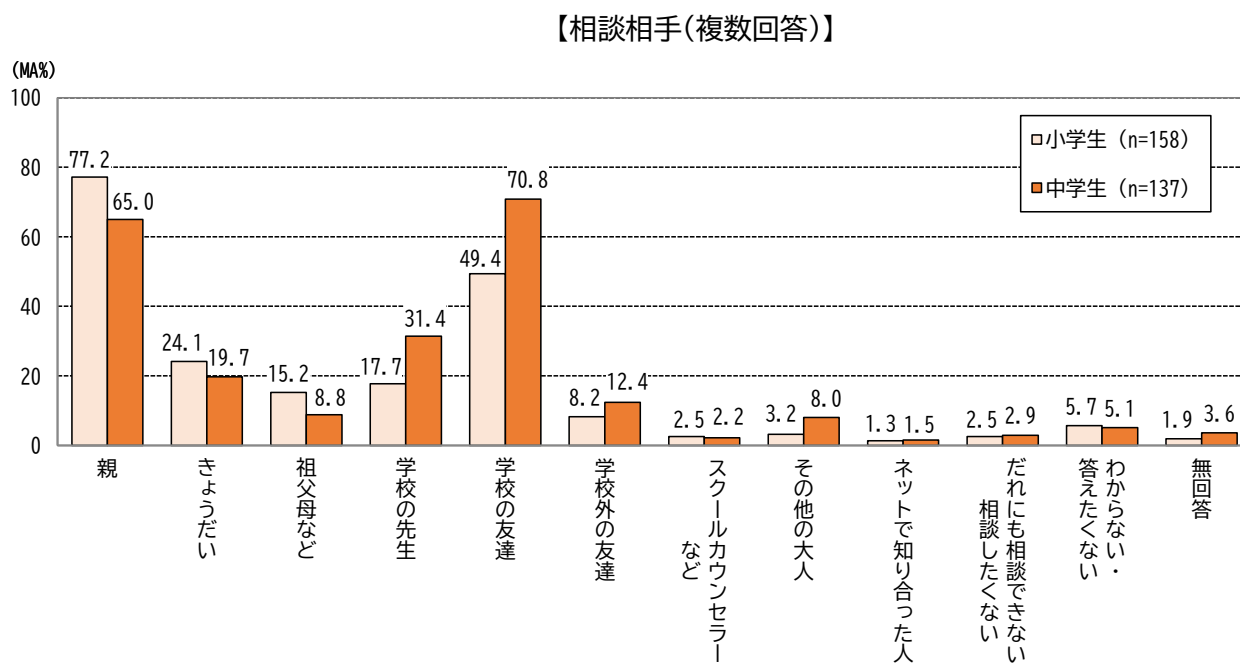
身体健康状態について、「良い」「どちらかといえば良い」を合わせた“良い人”は小学生が4.8ポイント多くなっている一方、「どちらかといえば悪い」「悪い」を合わせた“悪い人”は中学生が3.2ポイント多くなっています。

こころの健康状態について、「良い」「どちらかといえば良い」を合わせた“良い人”は中学生が4.0ポイント多くなっている一方、「どちらかといえば悪い」「悪い」を合わせた“悪い人”も中学生が4.3ポイント多くなっています。



④ 困っていることや悩みごとを相談できると思う人

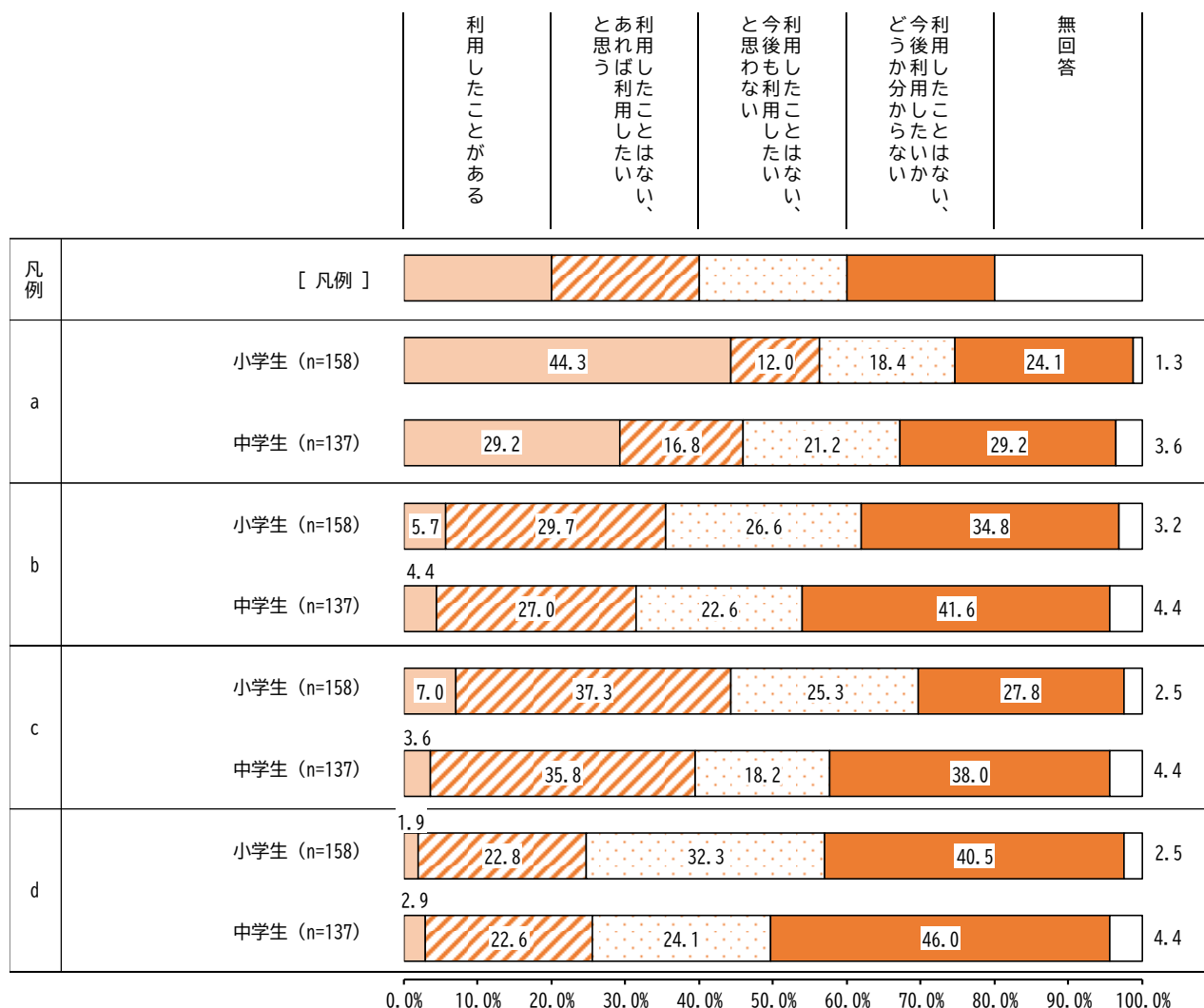
相談相手について、小学生では「親」が77.2%と最も多くなっている一方、中学生では「学校の友達」が70.8%と最も多くなっています。



⑤ 居場所の利用状況

居場所について、「利用したことがある」では小学生、中学生ともに(自分の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所、「利用したことはない、あれば利用したいと思う」では勉強を無料でみてくれる場所が最も多くなっています。

【居場所】



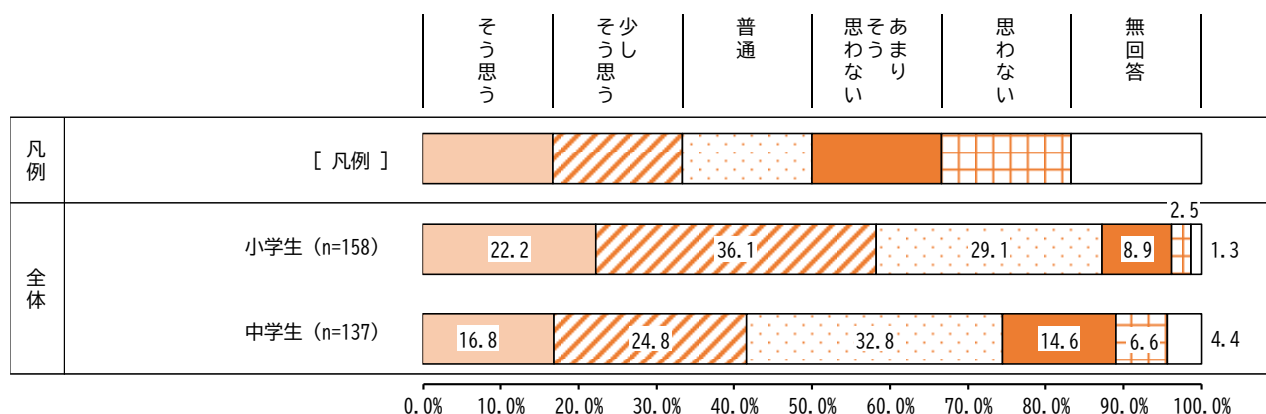
※選択肢 a～d は以下のとおりです。

- a: (自分の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所
- b: (自分の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所
- c: 勉強を無料でみてくれる場所
- d: (家や学校以外で) 何でも相談できる場所

⑥ 何事も最後までねばり強くがんばることができる

何事も最後までねばり強くがんばることができるかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は中学生では41.6%となっているのに対し、小学生では58.3%と16.7ポイント多くなっています。

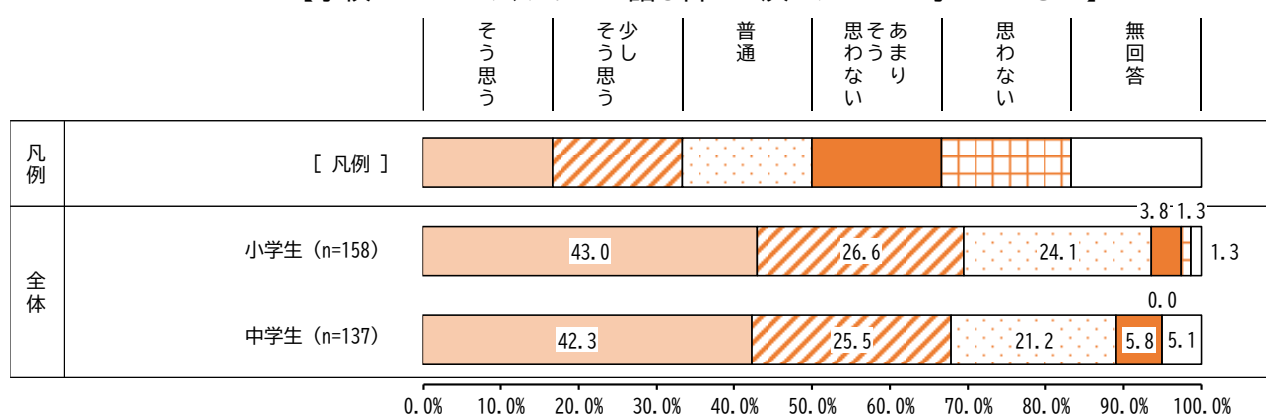
【何事も最後までねばり強くがんばることができるか】



⑦ 学校のルールや、クラスで話し合って決めたことを守っている

学校のルールや、クラスで話し合って決めたことを守っているかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生、中学生ともに約 7 割と多くなっています。

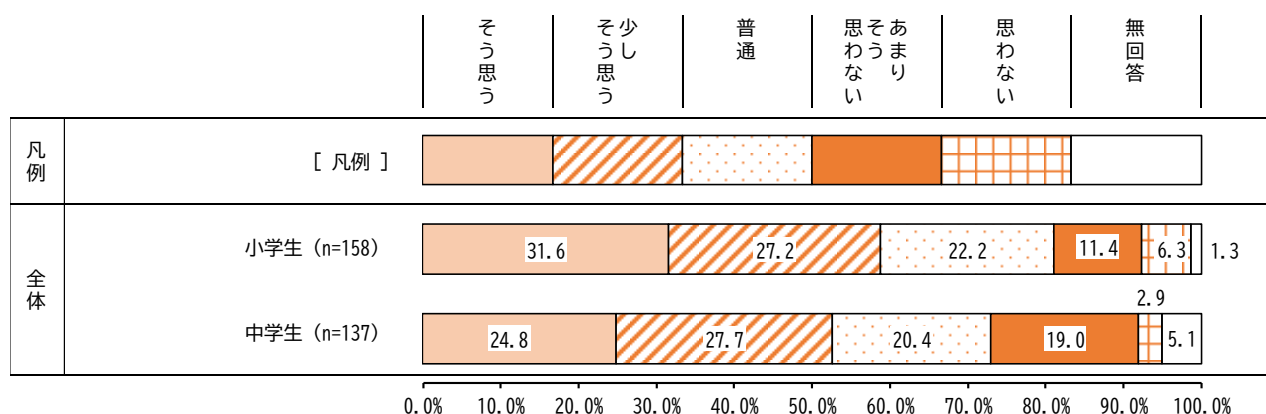
【学校のルールや、クラスで話し合って決めたことを守っているか】



⑧ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる

自分の考えをはっきり相手に伝えることができるかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生では58.8%、中学生では52.5%と半数を超えて多くなっています。

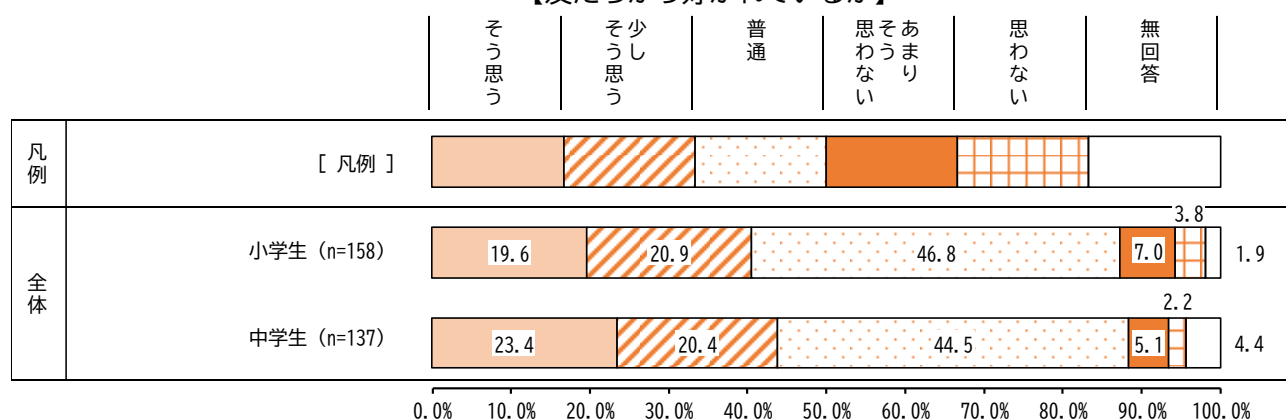
【自分の考えをはっきり相手に伝えることができるか】



⑨ 友だちから好かれている

友だちから好かれているかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生では40.5%となっているのに対し、中学生では43.8%と3.3ポイント多くなっています。

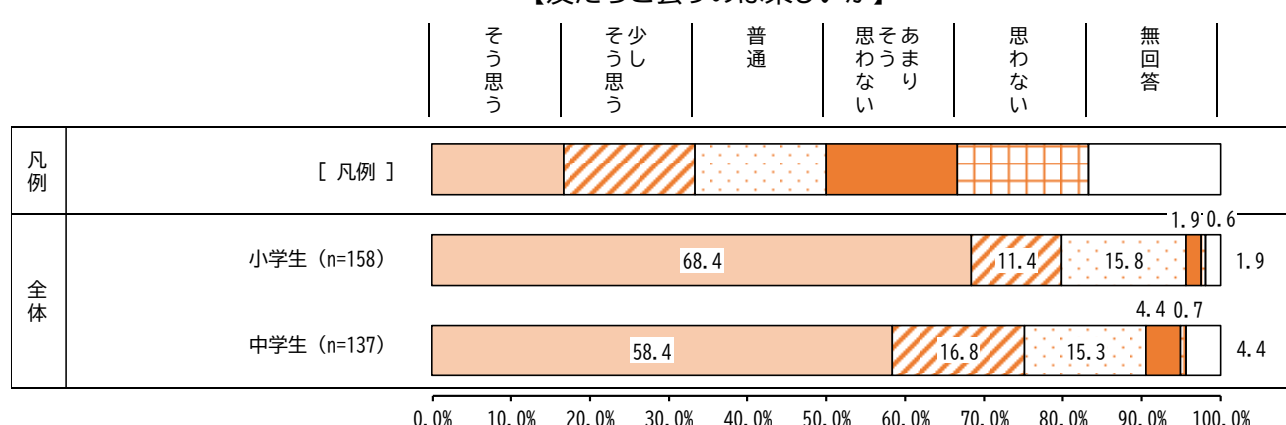
【友だちから好かれているか】



⑩ 友だちと会うのは楽しい

友だちと会うのは楽しいかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生では79.8%、中学生では75.2%と、ともに7割を超えて多くなっています。

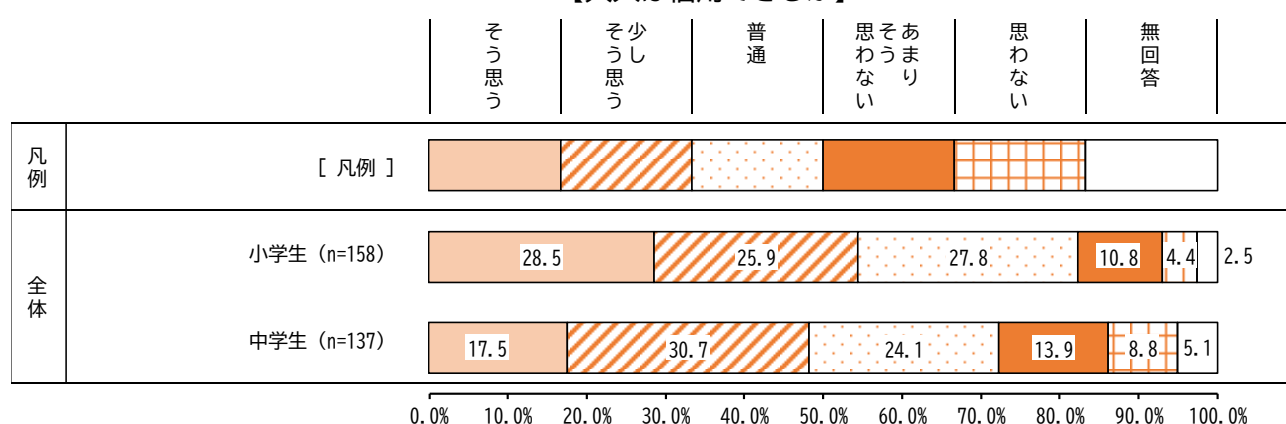
【友だちと会うのは楽しいか】



⑪ 大人は信用できる

大人は信用できるかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は中学生では48.2%となっているのに対し、小学生では54.4%と6.2ポイント多くなっています。

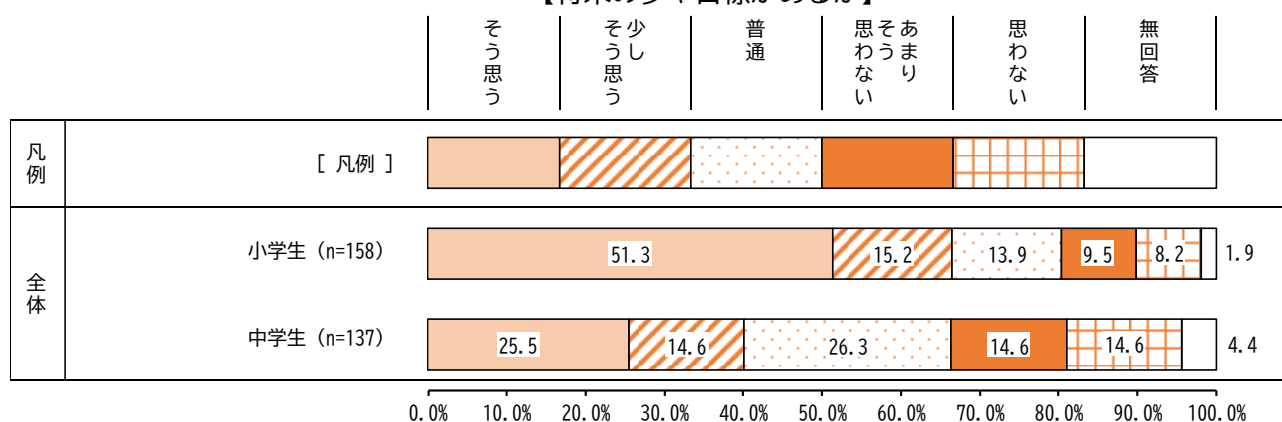
【大人は信用できるか】



⑫ 将来の夢や目標がある

将来の夢や目標があるかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は中学生では40.1%となっているのに対し、小学生では66.5%と26.4ポイント多くなっています。

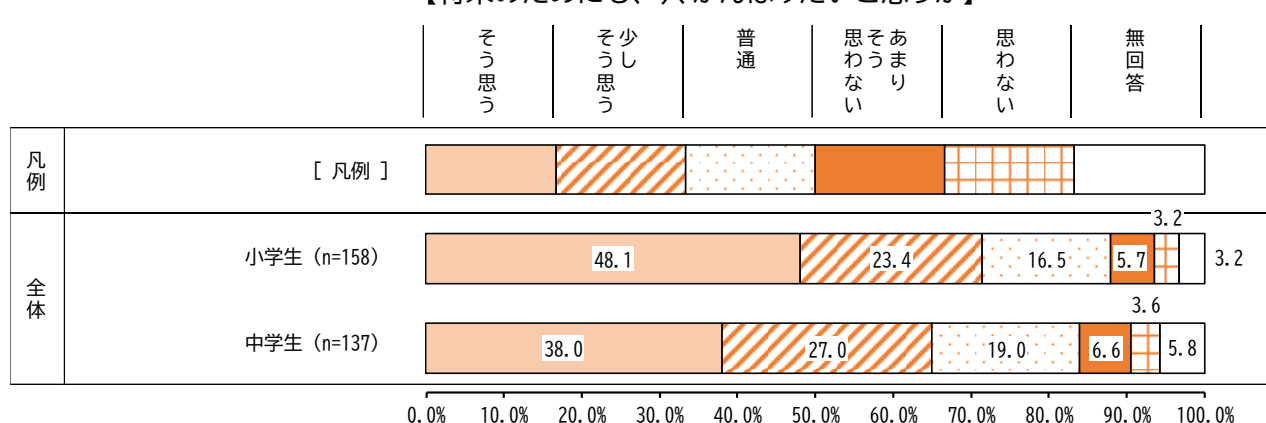
【将来の夢や目標があるか】



⑬ 将来のためにも、今、がんばりたいと思う

将来のためにも、今、がんばりたいと思うかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は中学生では65.0%となっているのに対し、小学生では71.5%と6.5ポイント多くなっています。

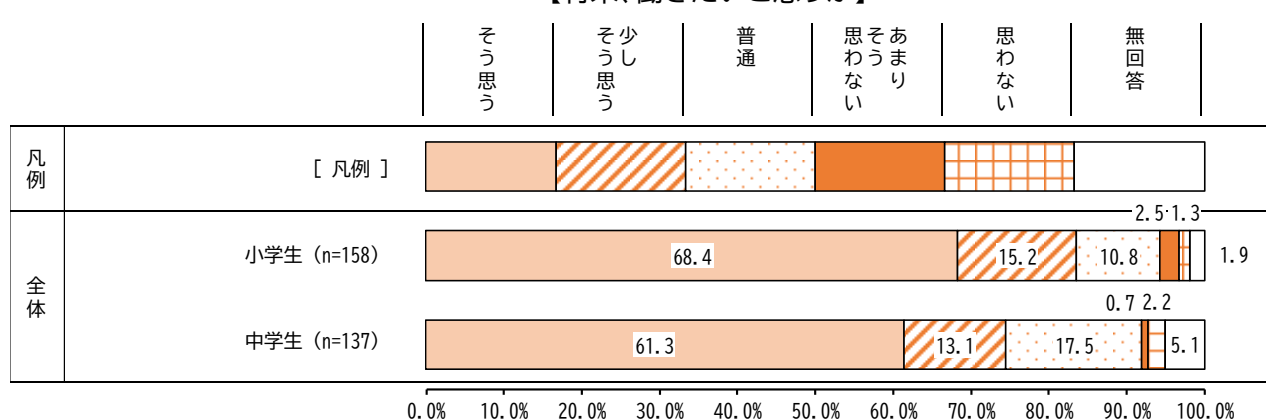
【将来のためにも、今、がんばりたいと思うか】



⑭ 将来、働きたいと思う

将来、働きたいと思うかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は中学生では74.4%となっているのに対し、小学生では83.6%と9.2ポイント多くなっています。

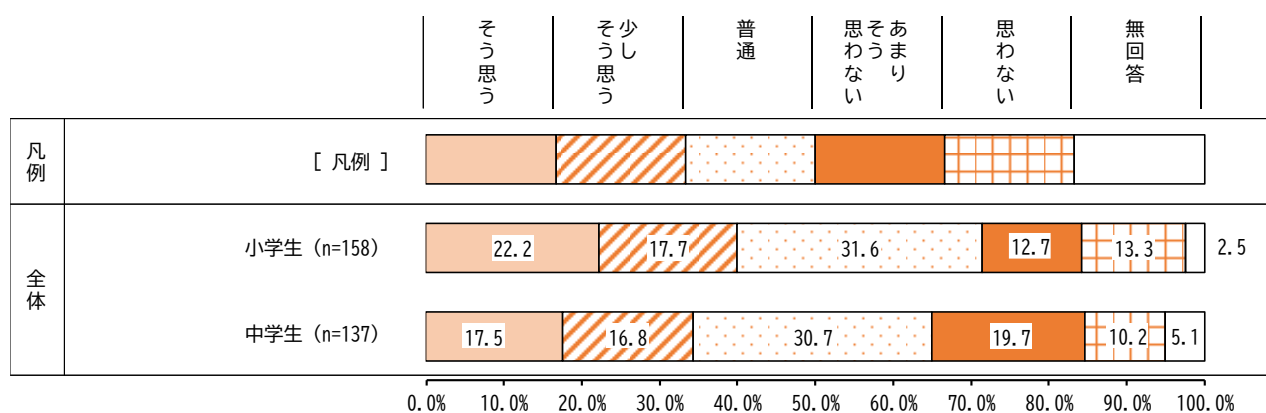
【将来、働きたいと思うか】



⑮ 自分に自信がある

自分に自信があるかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生では39.9%、中学生では34.3%となっています。

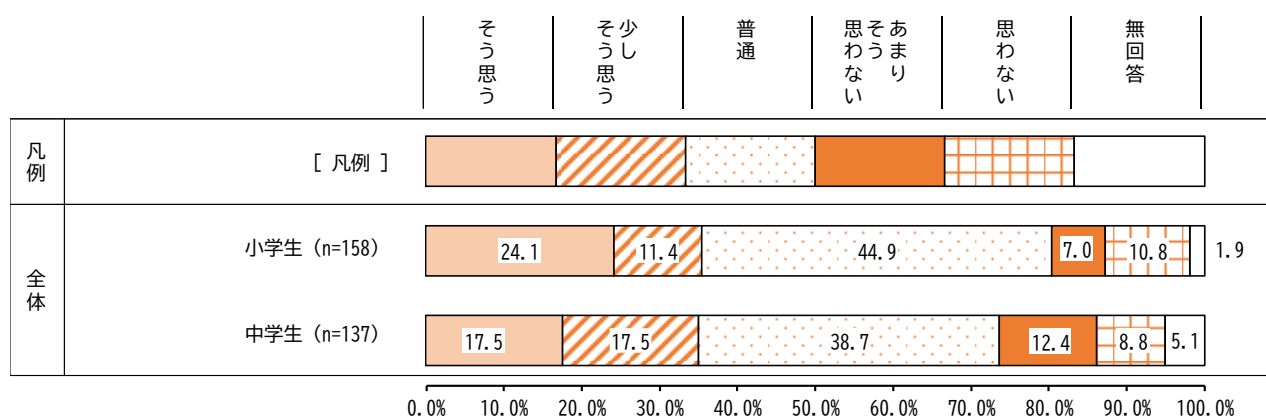
【自分に自信があるか】



⑯ 自分のことが好き

自分のことが好きかについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”は小学生では35.5%、中学生では35.0%となっています。

【自分のことが好きか】

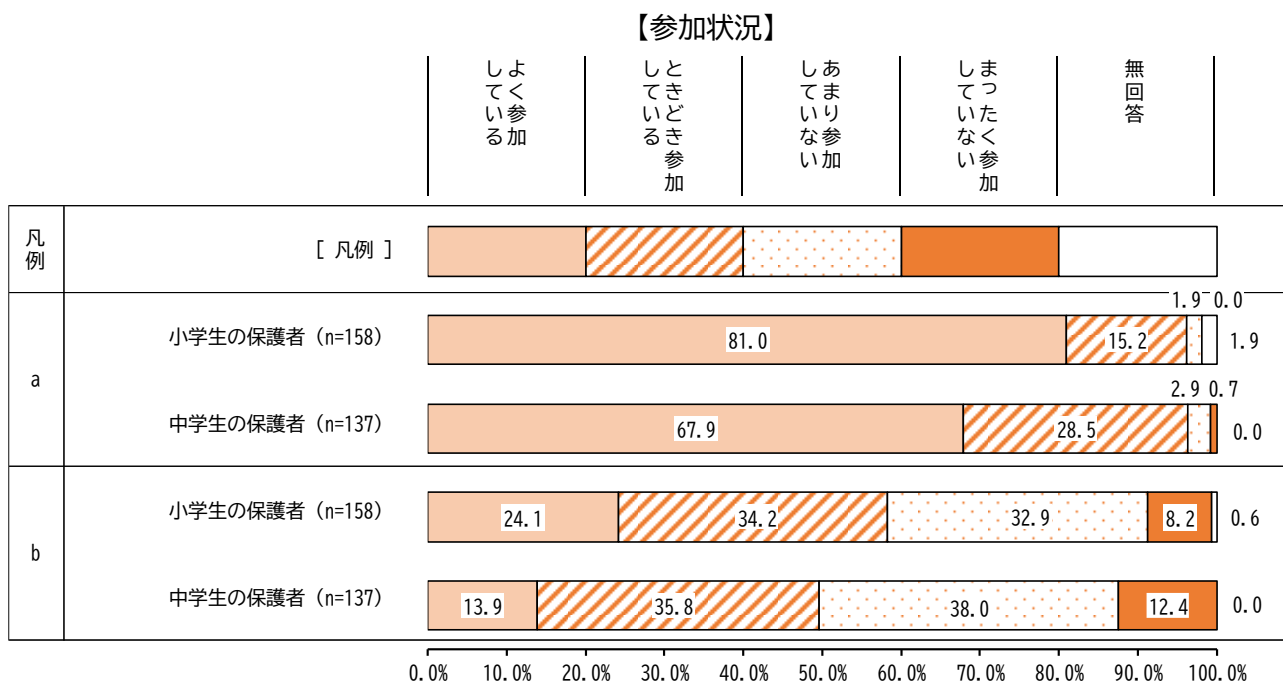


■ 小学生・中学生の保護者の状況について

① 活動の参加状況

参加状況について、小学生の保護者、中学生の保護者ともに授業参観や運動会などの学校行事への参加で「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた“参加している人”は95.0%を超えて多くなっています。

一方で、PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加で“参加している人”は5割～6割程度に留まっています。



※選択肢 a～b は以下のとおりです。

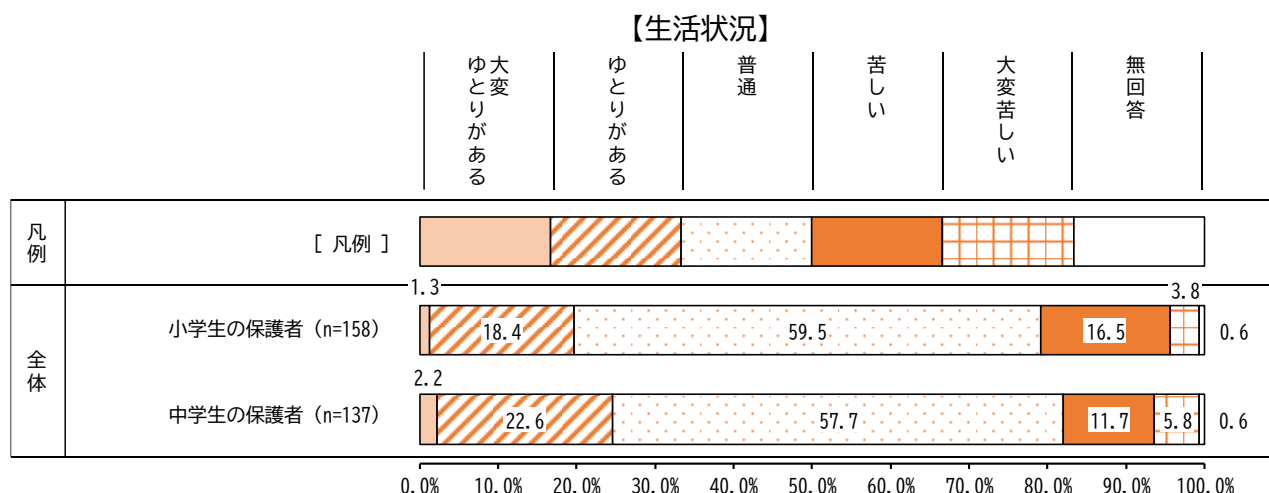
a: 授業参観や運動会などの学校行事への参加

b: PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加

② 現在の暮らしの状況

生活状況について、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」を合わせた“ゆとりのある人”は小学生の保護者が19.7%、中学生の保護者が24.8%となっています。

一方で、「苦しい」「大変苦しい」を合わせた“苦しい人”は小学生の保護者が20.3%、中学生の保護者が17.5%となっています。

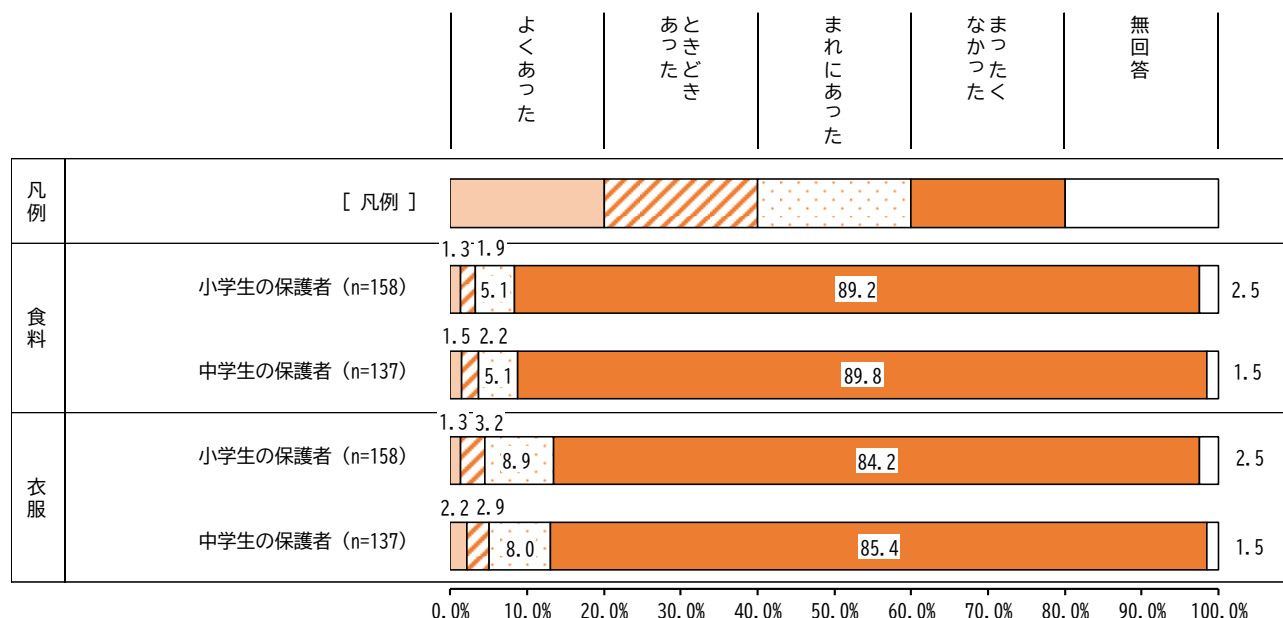


③ お金が足りなくて、食料や衣服が買えないことがあった

食料について、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた“あった人”は小学生の保護者が3.2%、中学生の保護者が3.7%となっています。

衣服について、“あった人”は小学生の保護者が4.5%、中学生の保護者が5.1%となっています。

【お金が足りなくて、家族が必要とするものが買えないことがあったか】

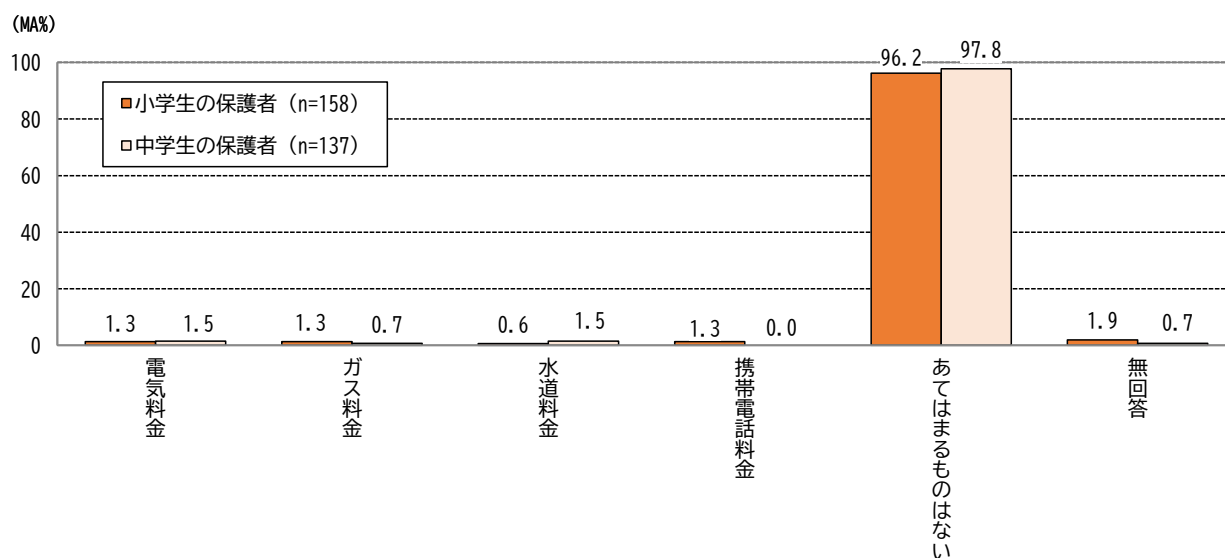


④ 経済的な理由での未払いの経験

経済的な理由で未払いになったことがあったかについて、小学生の保護者、中学生の保護者ともに「あてはまるものはない」が最も多くなっています。

一方で、少ない割合ではあるものの、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「携帯電話料金」で未払いになったことがある人もいます。

【経済的な理由で未払いになったことがあったか(複数回答)】

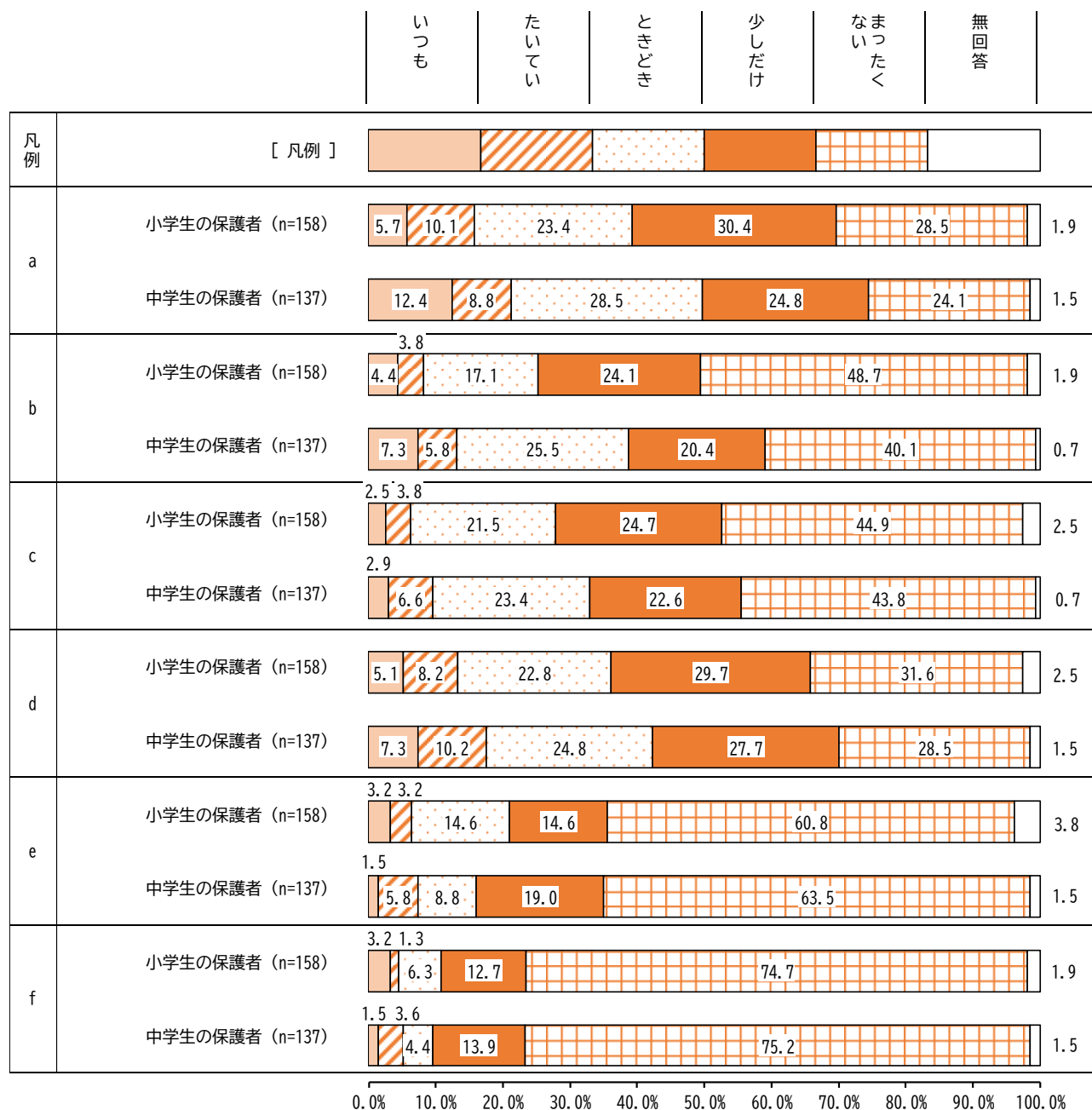


⑤ この1か月の気持ち

1か月の気持ちについて、「いつも」は小学生の保護者ではすべて1割以下と少なくなっている一方、中学生の保護者ではちょっとしたことでも気になったが12.4%と多くなっています。

「まったく」は絶望的だと感じたが小学生の保護者、中学生の保護者ともに7割を超えて多くなっています。

【1か月の気持ち】



※選択肢 a～f は以下のとおりです。

a: ちょっとしたことでも気になった

b: そわそわ、落ち着かなかった

c: 気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れなかった

d: 何をするのも面倒だと感じた

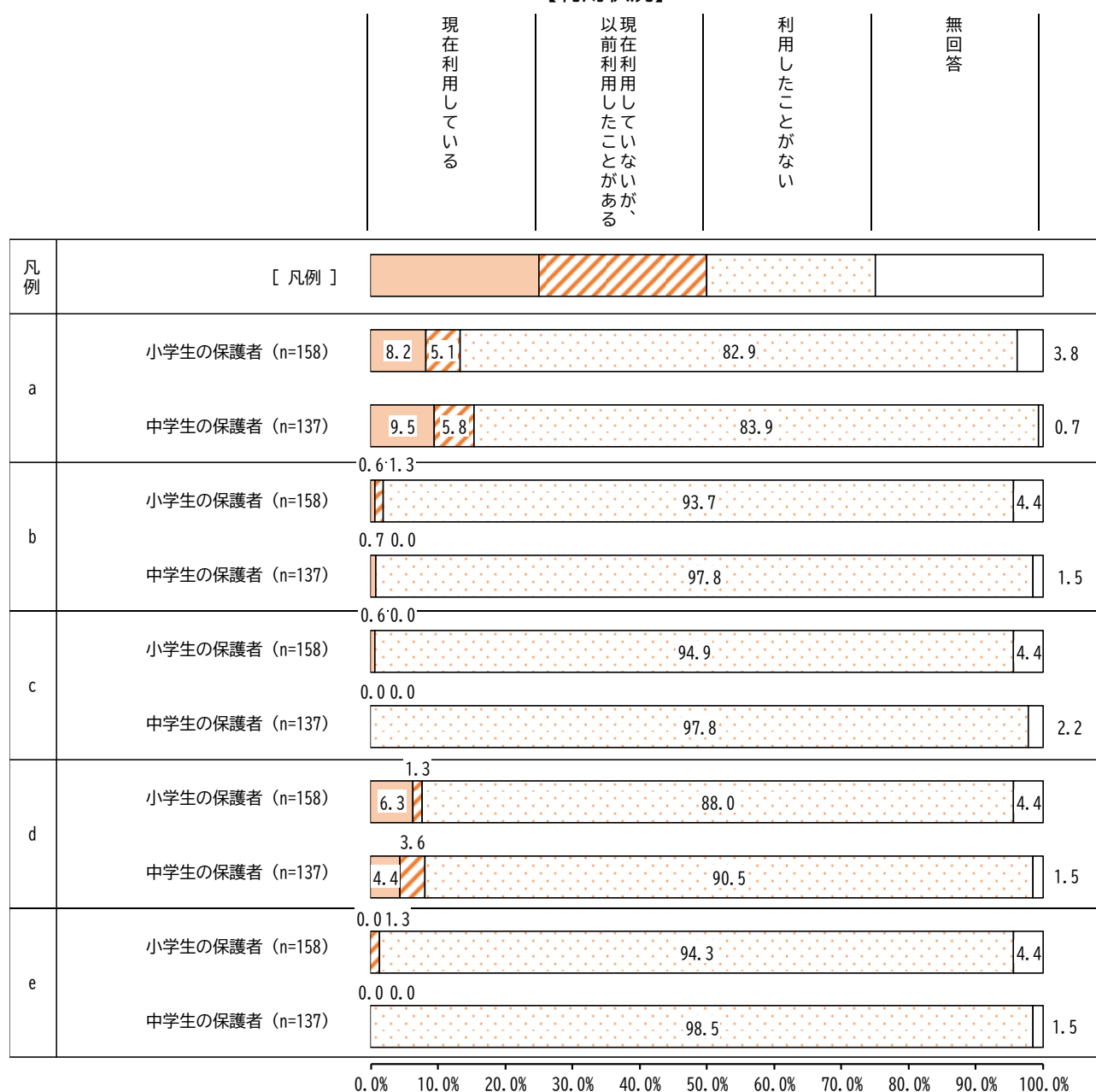
e: 自分は価値のない人間だと感じた

f: 絶望的だと感じた

⑥ 支援制度の利用状況

利用状況について、小学生の保護者、中学生の保護者ともに「現在利用している」は生活保護、生活困窮者の自立支援相談窓口、ひとり親家庭自立支援センターは1.0%未満となっています。

【利用状況】



※選択肢 a～e は以下のとおりです。

a:就学援助

b:生活保護

c:生活困窮者の自立支援相談窓口

d:児童扶養手当

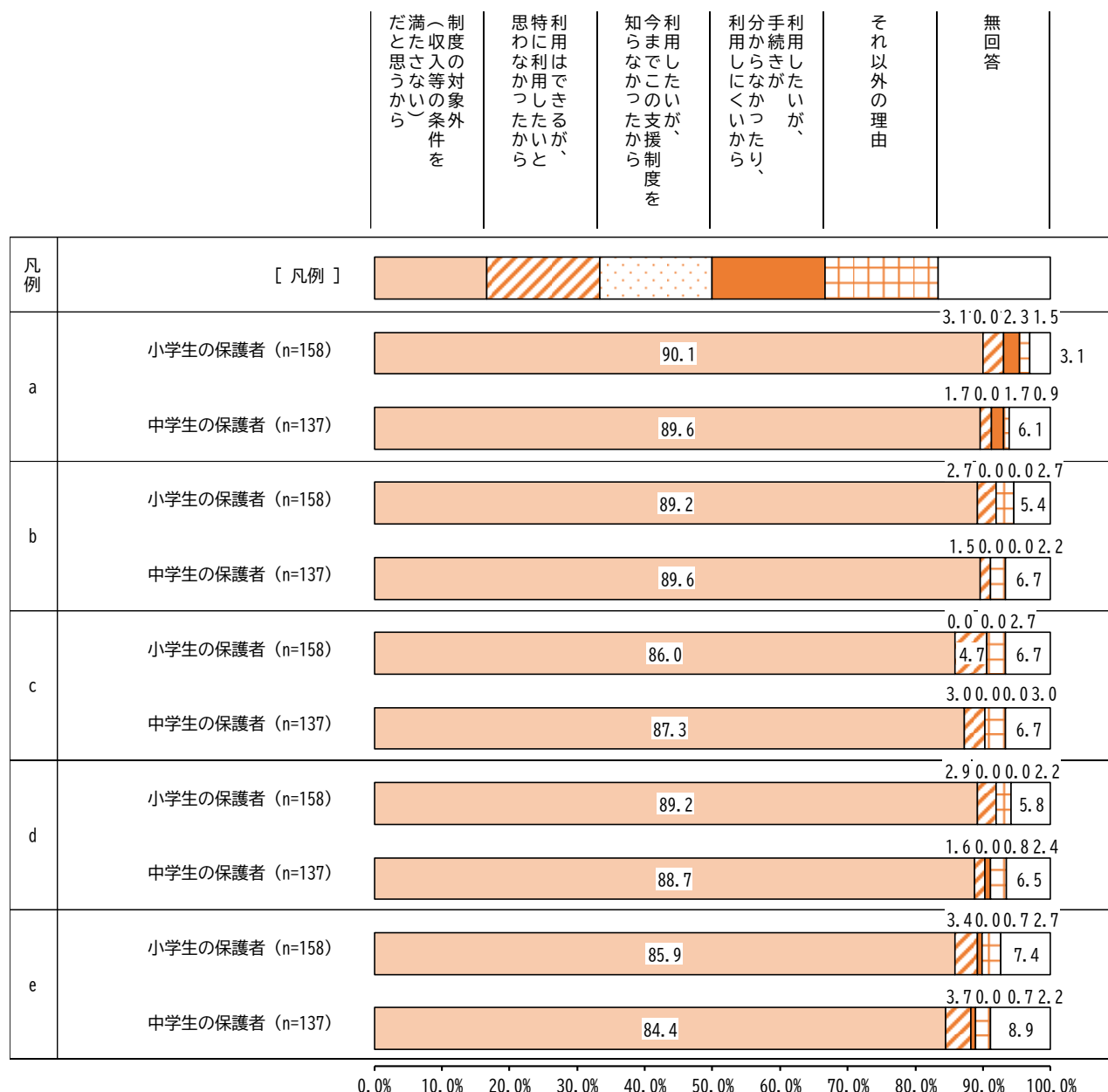
e:ひとり親家庭自立支援センター

⑦ 支援制度を利用していない理由

利用していない理由について、いずれの支援制度も、小学生の保護者、中学生の保護者ともに「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だ」と思うから」が最も多くなっています。

一方で、就学援助、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援センターでは「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」を合わせた“利用希望がある人”も一定数います。

【利用していない理由】



※選択肢 a～e は以下のとおりです。

a: 就学援助

b: 生活保護

c: 生活困窮者の自立支援相談窓口

d: 児童扶養手当

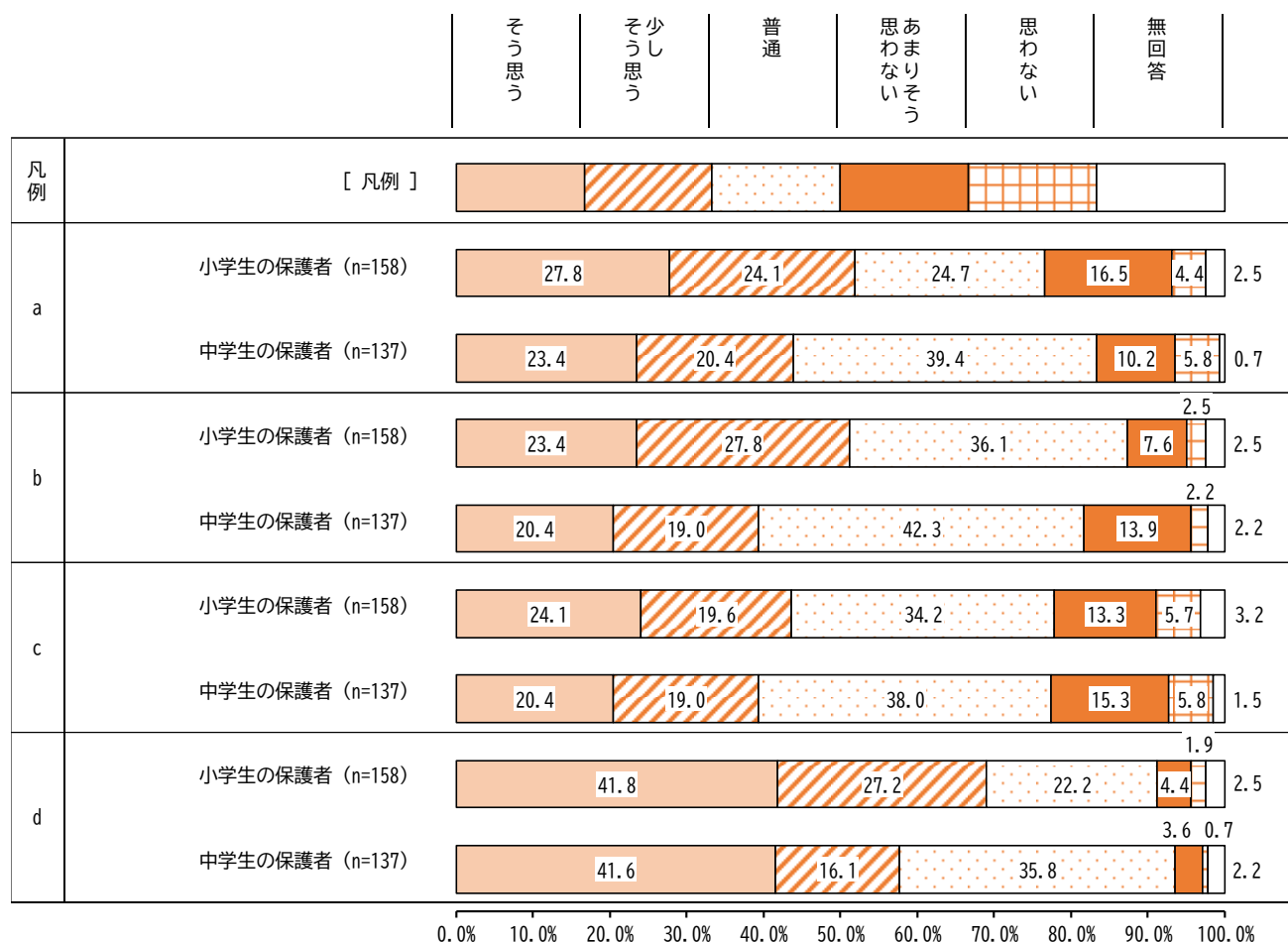
e: ひとり親家庭自立支援センター

⑧ 自身の考え

自身の考えについて、「そう思う」「少しそう思う」を合わせた“そう思う人”では、幸せであるが小学生の保護者、中学生の保護者ともに最も多くなっています。

一方で、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない人”は小学生の保護者ではストレスがあっても、発散することができている、中学生の保護者では将来に対して希望を持っているが最も多くなっています。

【自身の考え】



※選択肢 a～d は以下のとおりです。

a: ストレスがあっても、発散することができている

b: 仕事や家事、育児などを楽しんで生活している

c: 将来に対して希望を持っている

d: 幸せである

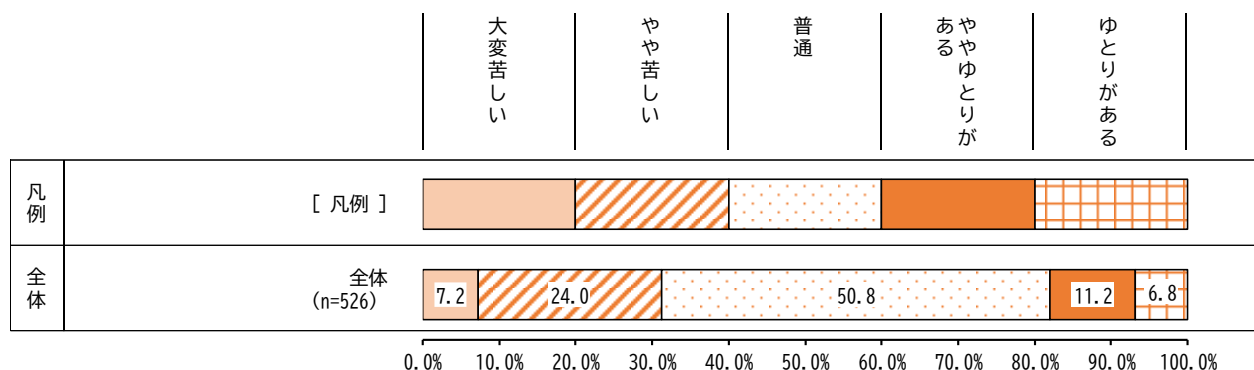
(5) 子ども・若者意識調査

■ 現在の生活状況や生活習慣について

① 現在の暮らしの状況

生活状況について、「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた“苦しい人”は31.2%、「ややゆとりがある」「ゆとりがある」を合わせた“ゆとりがある人”は18.0%となっています。

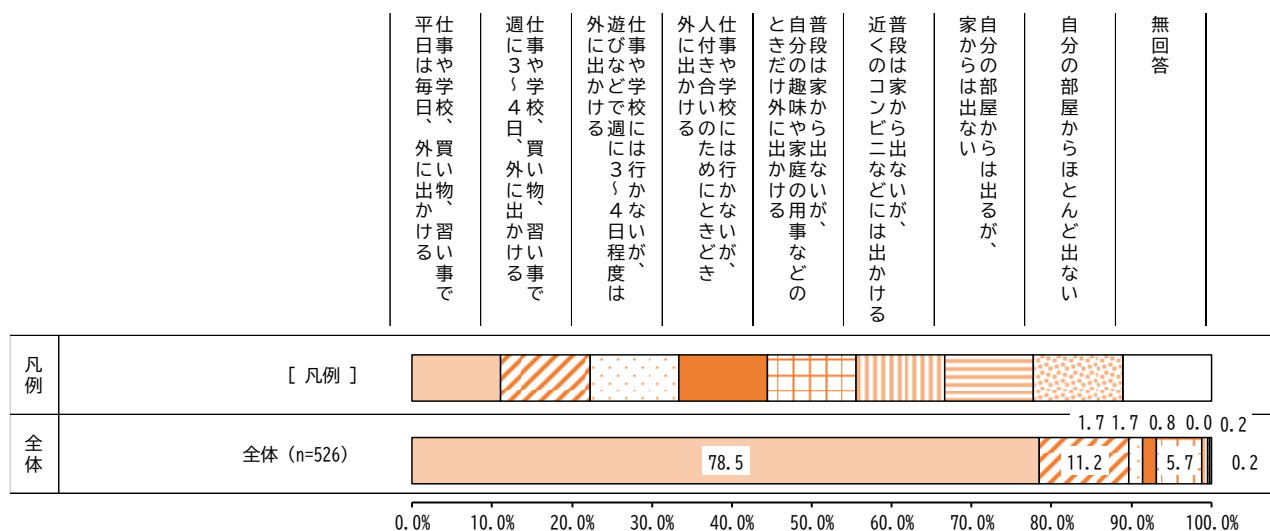
【生活状況】



② 現在の外出の状況

外出状況について、「仕事や学校、買い物、習い事で平日は毎日、外に出かける」が78.5%と最も多くなっている一方、普段は家から出ない人や、自分の部屋からは出るが、家からは出ない人、自分の部屋からほとんど出ないも一定数います。

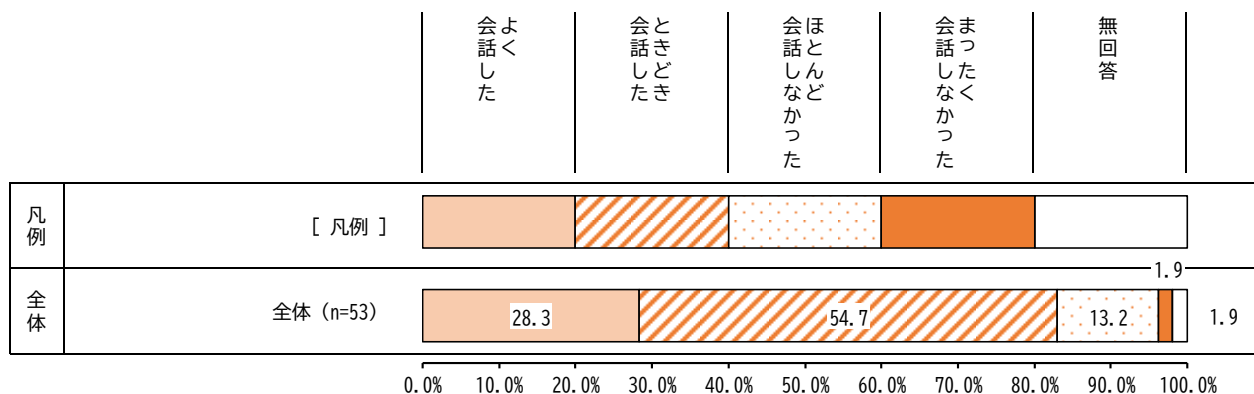
【外出状況】



③ 最近6か月間の、家族以外の人との会話状況

会話状況について、「よく会話した」「ときどき会話した」を合わせた“会話した人”は83.0%、「ほとんど会話しなかった」「まったく会話しなかった」を合わせた“会話しなかった人”は15.1%となっています。

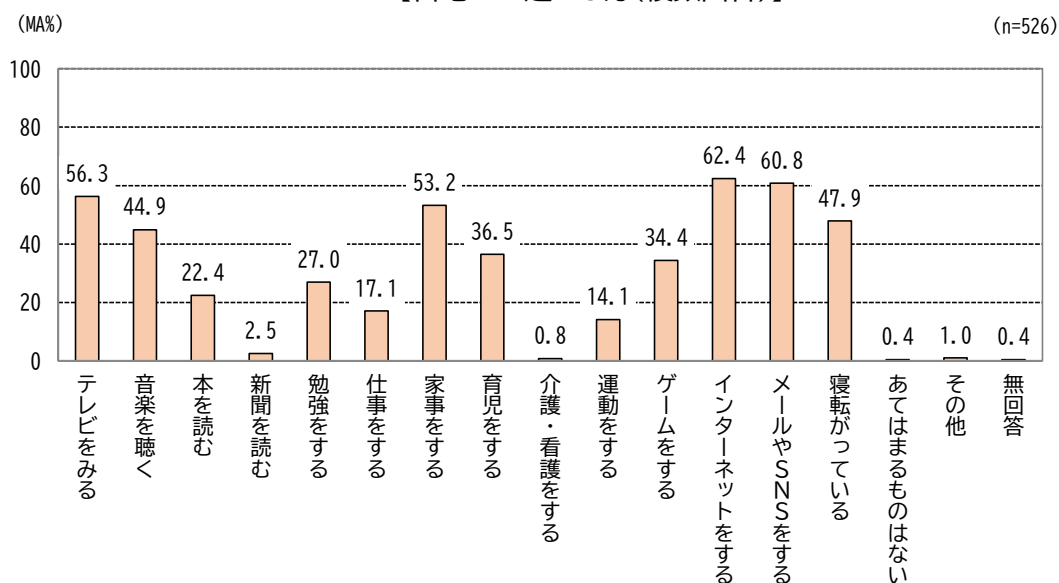
【会話状況】



④ 普段自宅にいるときにしていること

自宅での過ごし方について、「インターネットをする」が62.4%で最も多く、次いで「メールやSNSをする」が60.8%、「テレビをみる」が56.3%となっています。

【自宅での過ごし方(複数回答)】

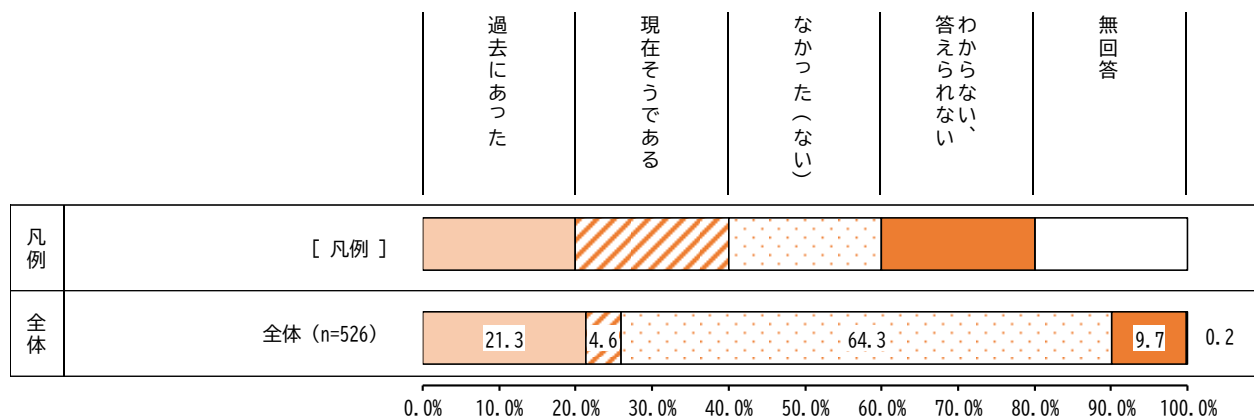


■ あなた自身の現状・将来について

① 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態の有無

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態について、「なかった(ない)」が64.3%で最も多く、次いで「過去にあった」が21.3%、「わからない、答えられない」が9.7%となっています。

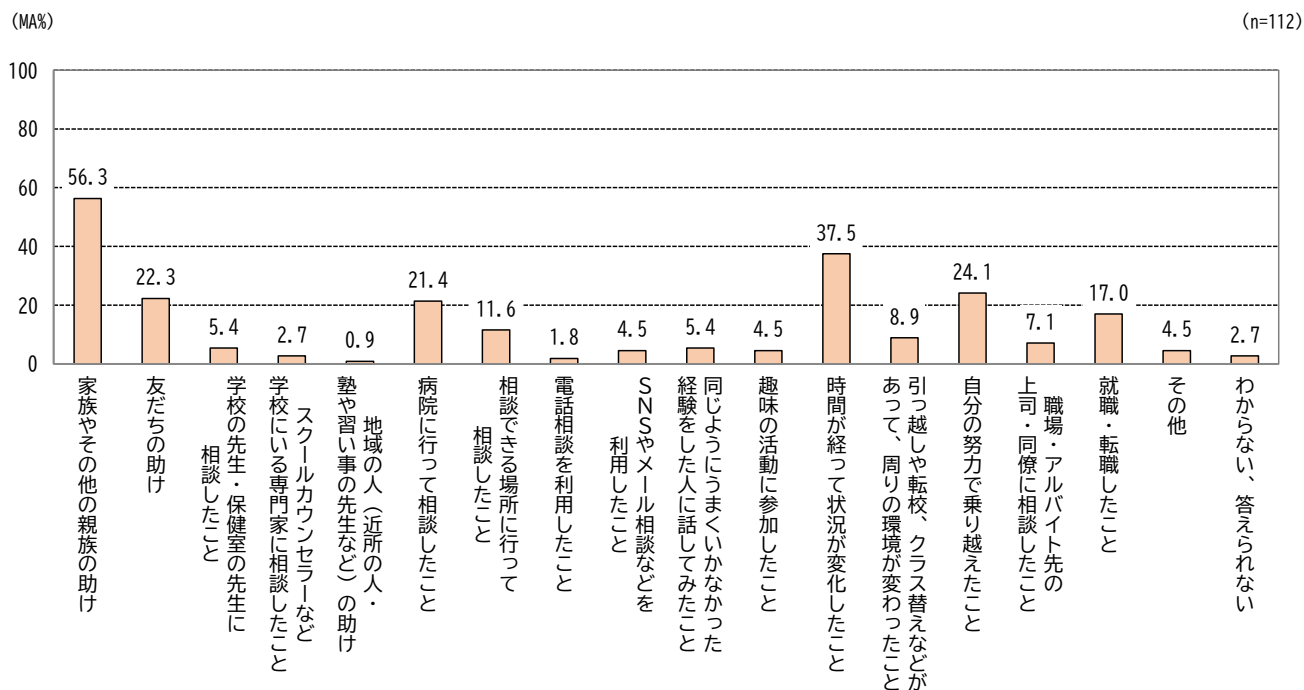
【社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態】



② 状態が改善したきっかけや改善に役立ったこと

状態が改善したきっかけや改善に役立ったことについて、「家族やその他の親族の助け」が56.3%で最も多く、次いで「時間が経って状況が変化したこと」が37.5%、「自分の努力で乗り越えたこと」が24.1%となっています。

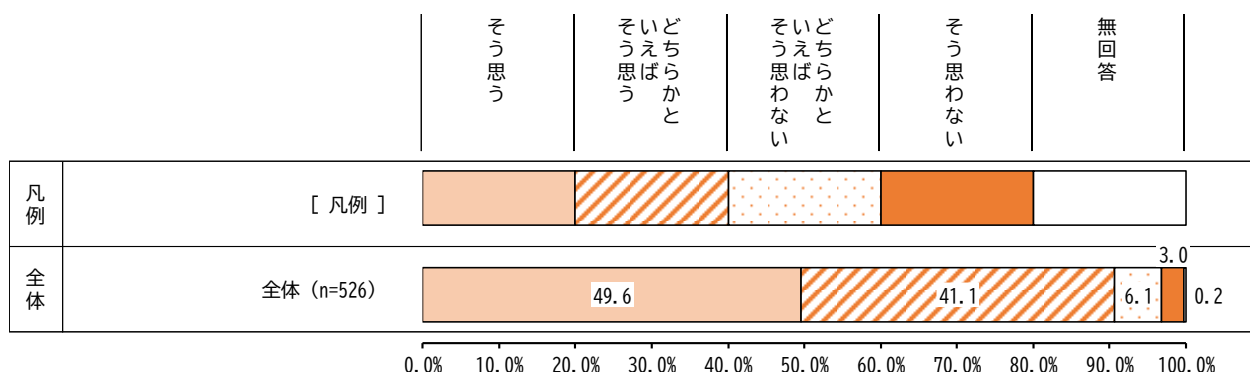
【状態が改善したきっかけや改善に役立ったこと(複数回答)】



③ 幸せ

幸せだと思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う人”は90.7%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない人”は9.1%となっています。

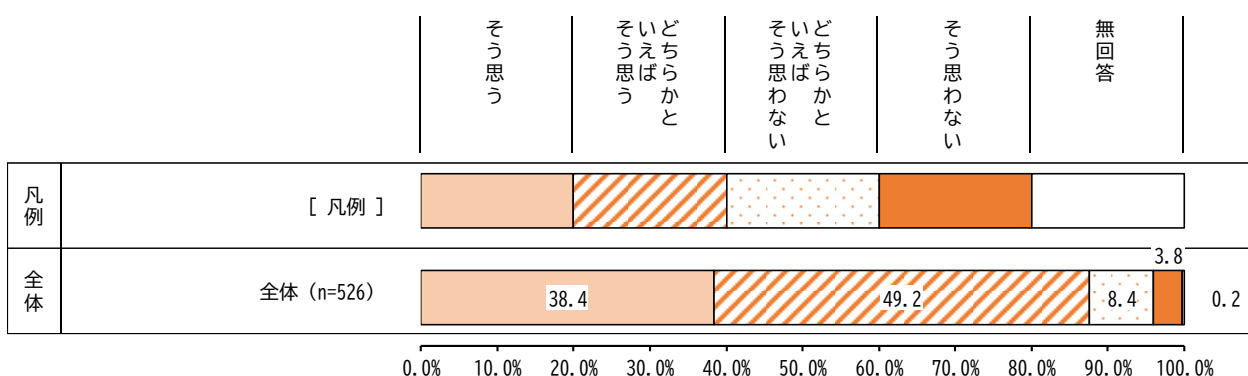
【幸せだと思うか】



④ 社会のために役立つこと

社会のために役立つことをしたいかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う人”は87.6%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない人”は12.2%となっています。

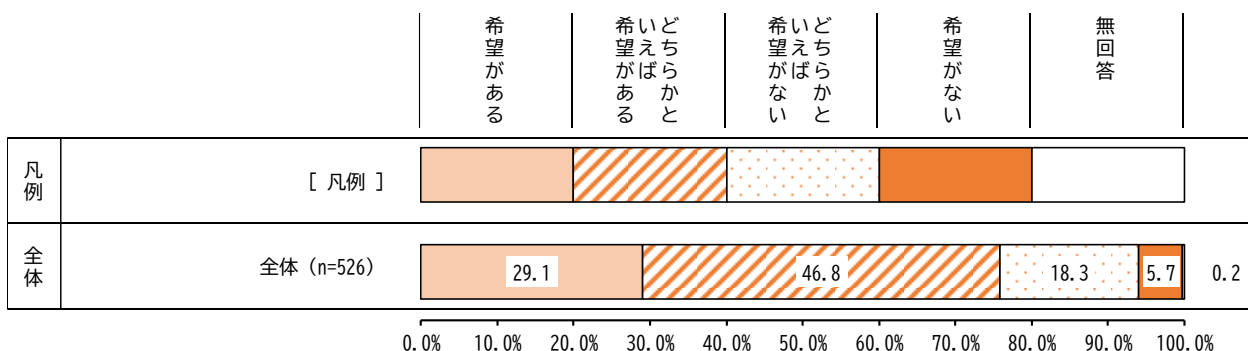
【社会のために役立つことをしたいか】



⑤ 将来への明るい希望

将来に明るい希望があるかについて、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」を合わせた“希望がある人”は75.9%、「どちらかといえば希望がない」「希望がない」を合わせた“希望がない人”は24.0%となっています。

【将来に明るい希望があるか】

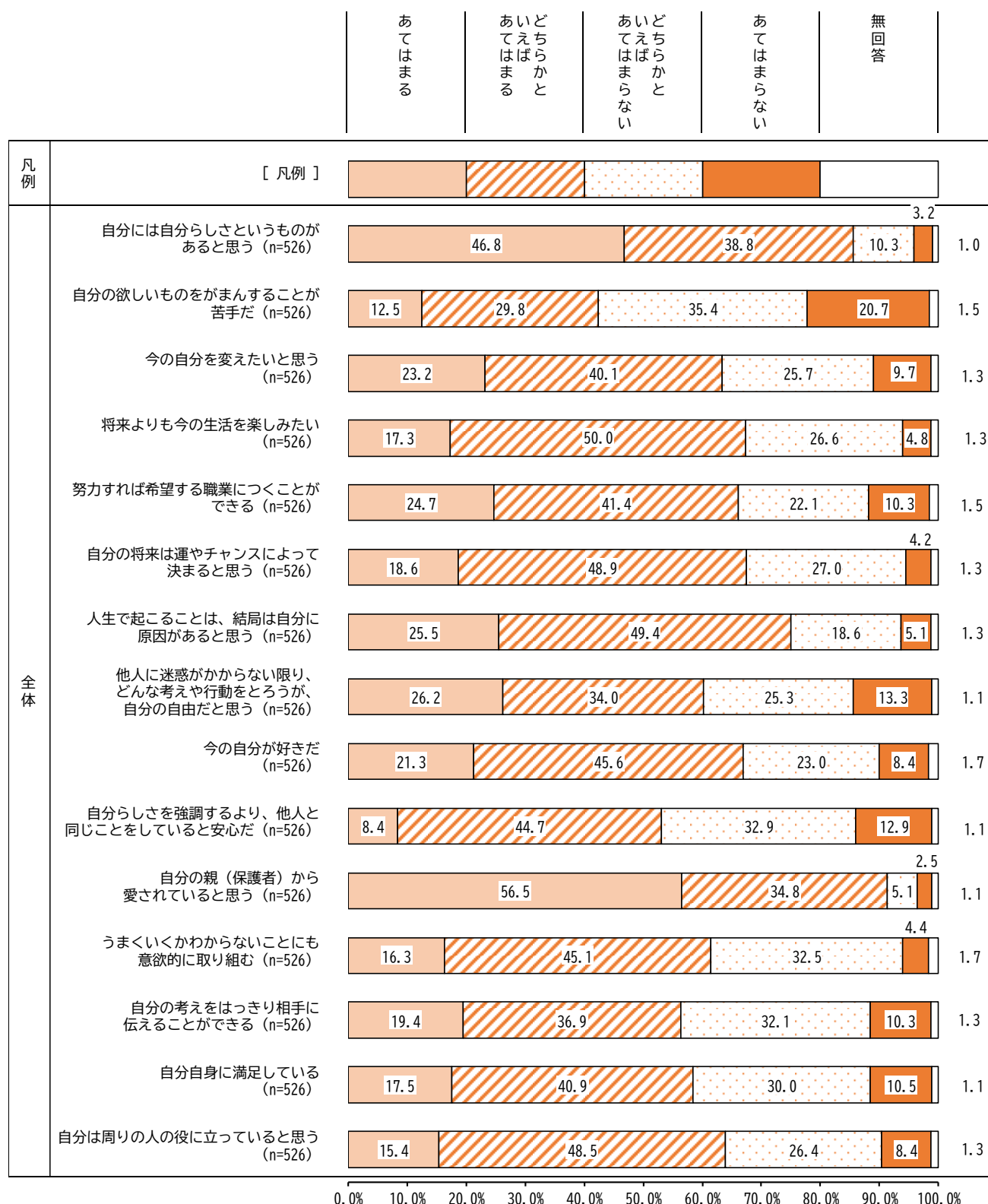


⑥ あなた自身についてあてはまること

あてはまることについて、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合わせた“あてはまる人”は自分の親（保護者）から愛されていると思うが91.3%と他の選択肢と比べて多くなっています。

一方で、「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」を合わせた“あてはまらない人”は自分の欲しいものをがまんすることが苦手が56.1%と他の選択肢と比べて多くなっています。

【あてはまること】

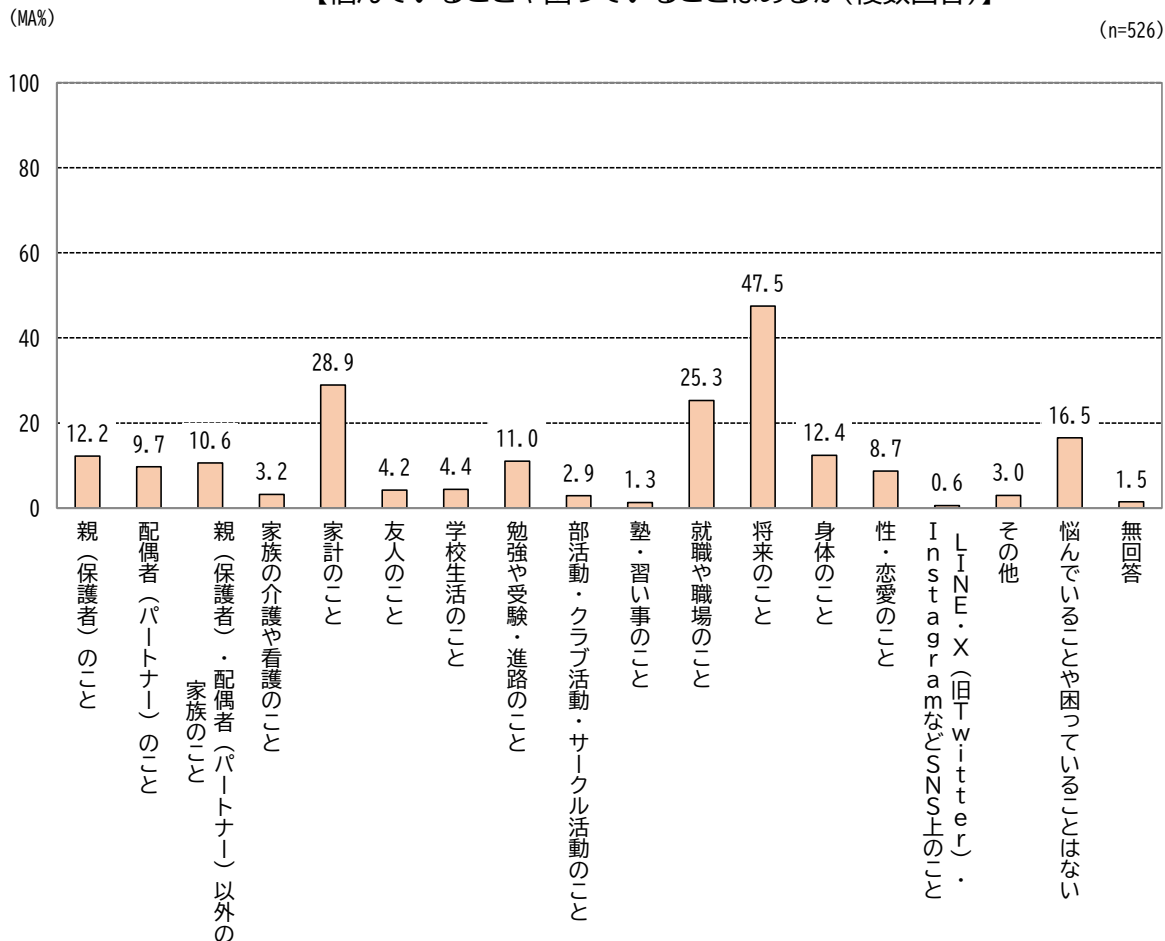


■ 悩み・相談先について

① 悩んでいることや困っていることの有無

悩んでいることや困っていることはあるかについて、「将来のこと」が47.5%で最も多く、次いで「家計のこと」が28.9%、「就職や職場のこと」が25.3%となっています。

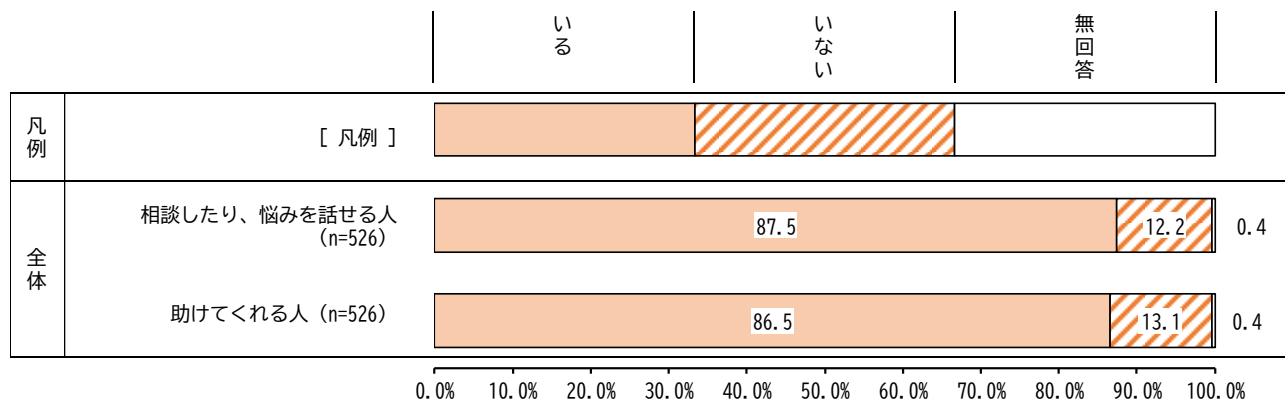
【悩んでいることや困っていることはあるか(複数回答)】



② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人の有無

相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人はいるかについて、どちらも「いる」が多くなっている一方、「いない」も一定数います。

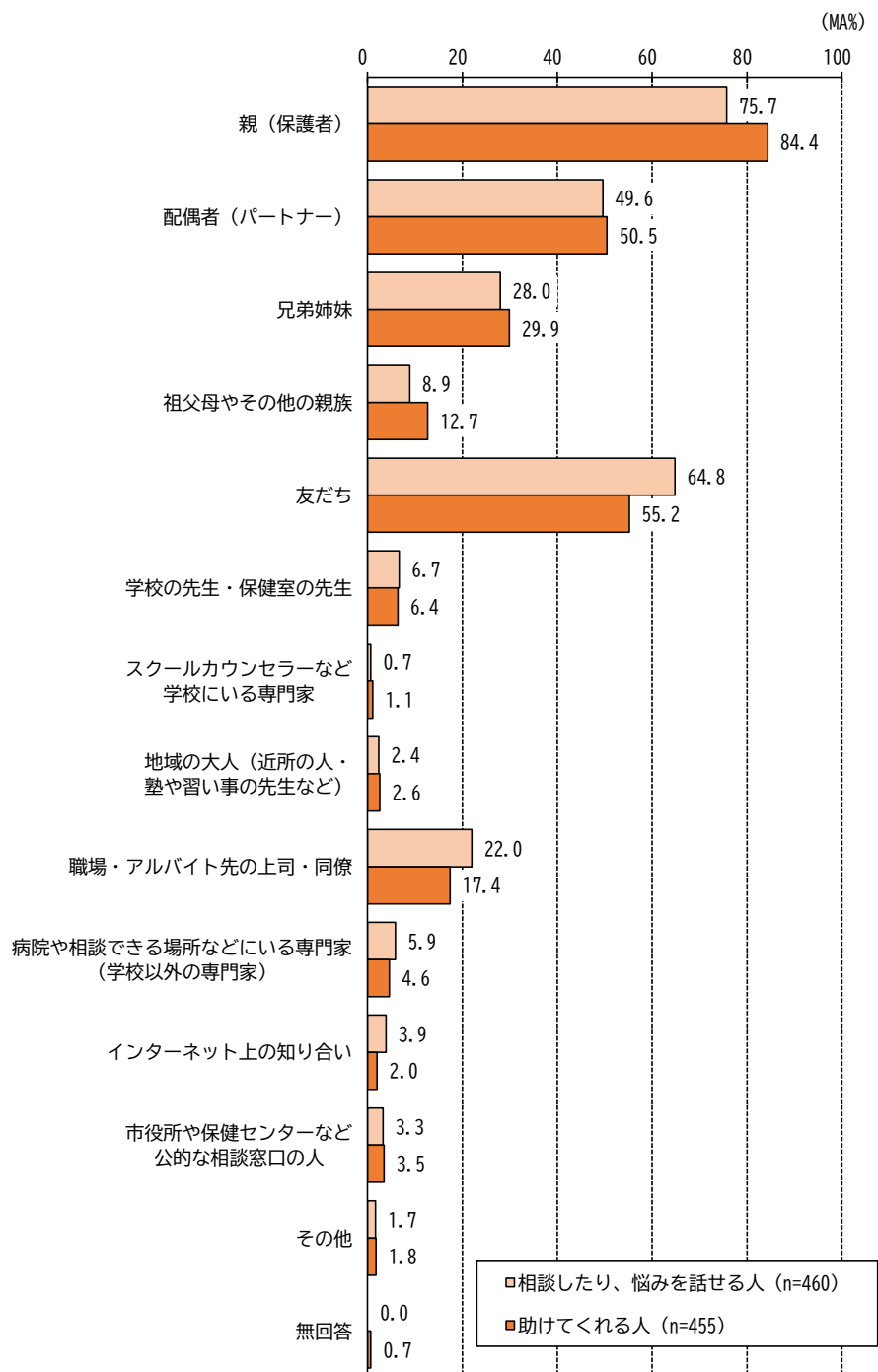
【相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人はいるか】



③ 困ったときに相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人

相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人について、どちらも「親(保護者)」が最も多くなっており、次いで、「友だち」、「配偶者(パートナー)」となっています。

【相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人(複数回答)】

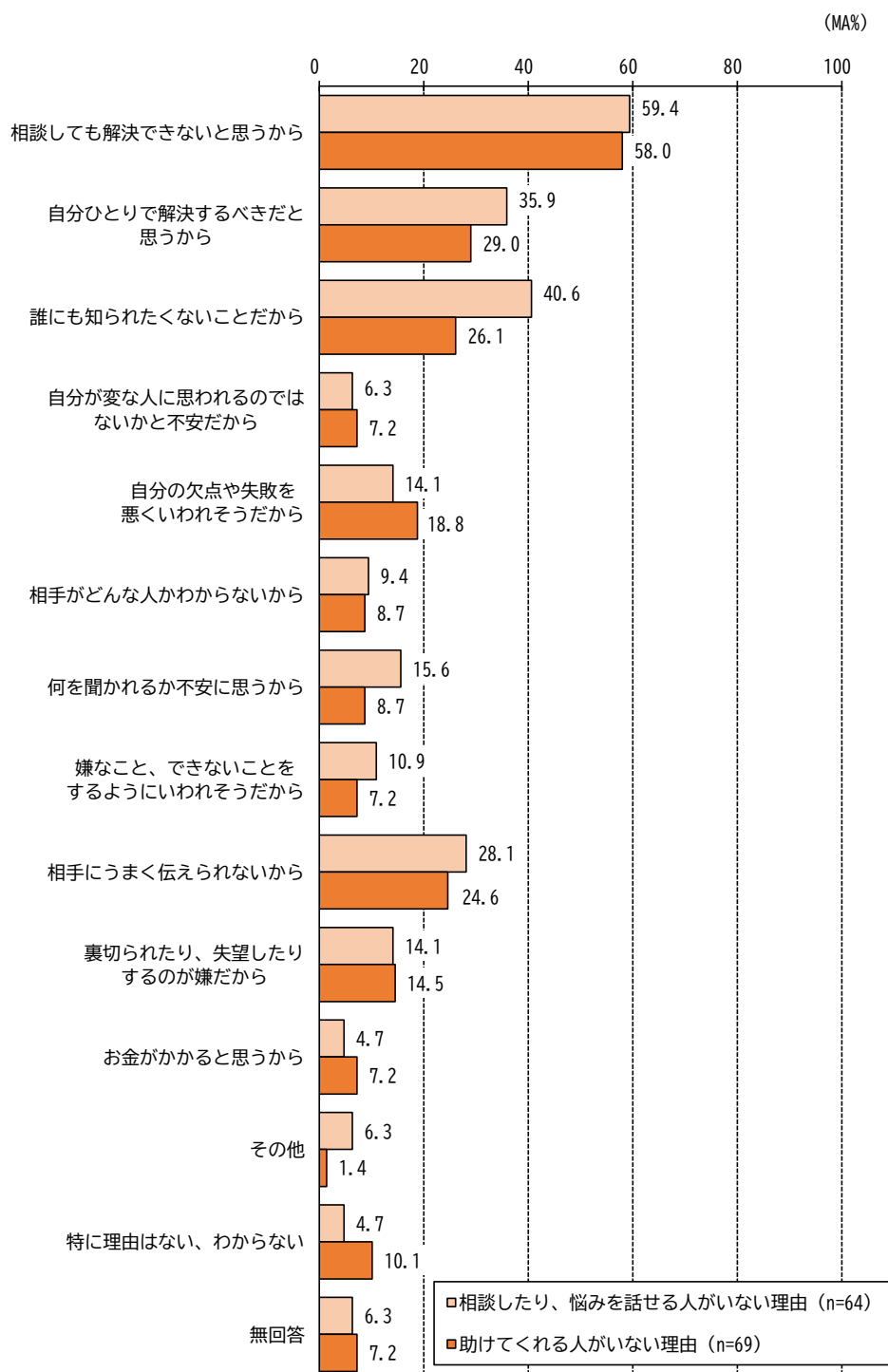


④ 困ったときに相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人がいない理由

相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人がいない理由について、どちらも「相談しても解決できないと思うから」が最も多くなっています。

また、「誰にも知られたくないことだから」や、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」も多くなっています。

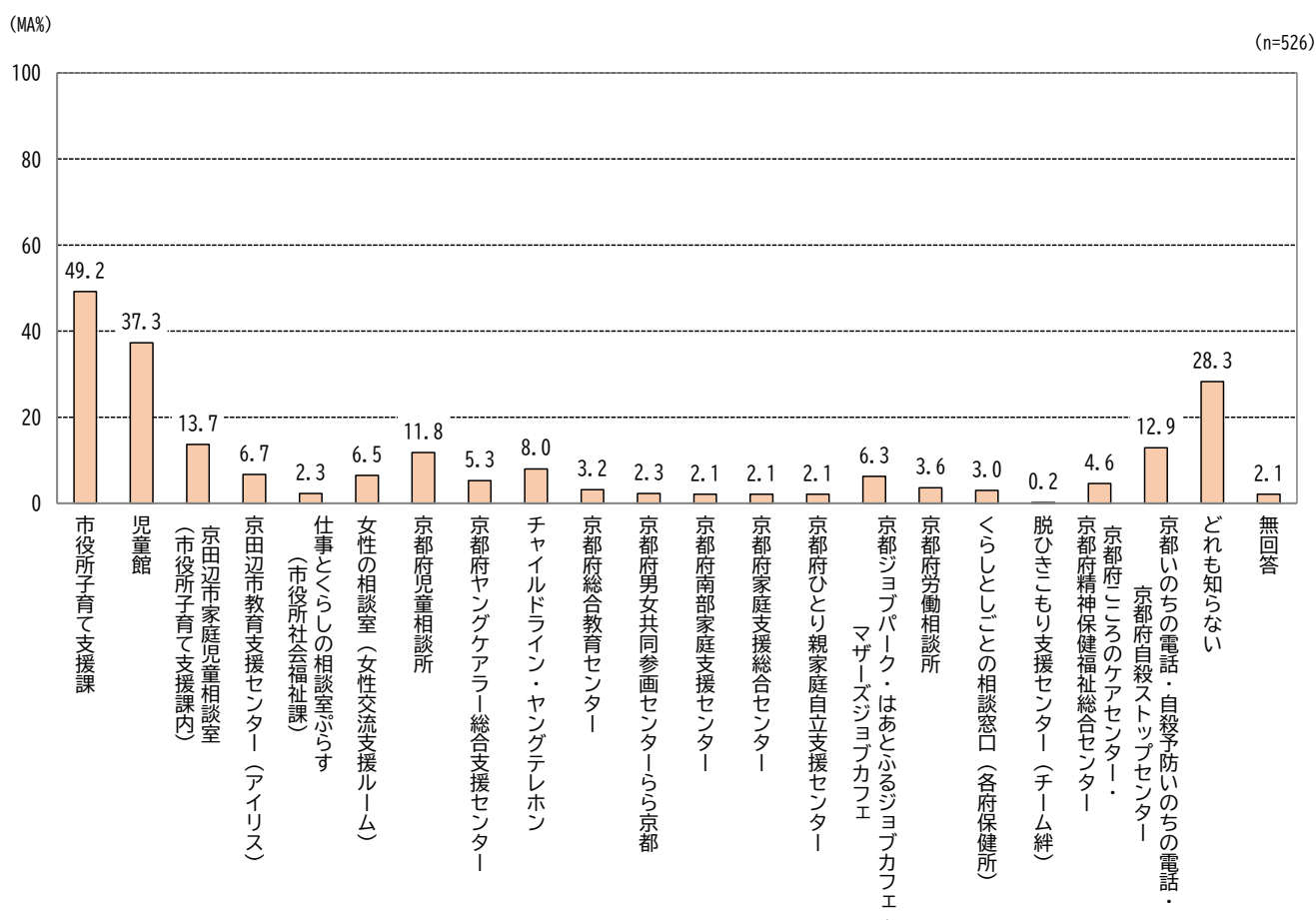
【相談したり、悩みを話せる人、助けてくれる人がいない理由(複数回答)】



⑤ 「こども・若者の相談窓口」の認知の有無

「こども・若者の相談窓口」の認知について、「市役所子育て支援課」が49.2%で最も多く、次いで「児童館」が37.3%、「どれも知らない」が28.3%となっています。

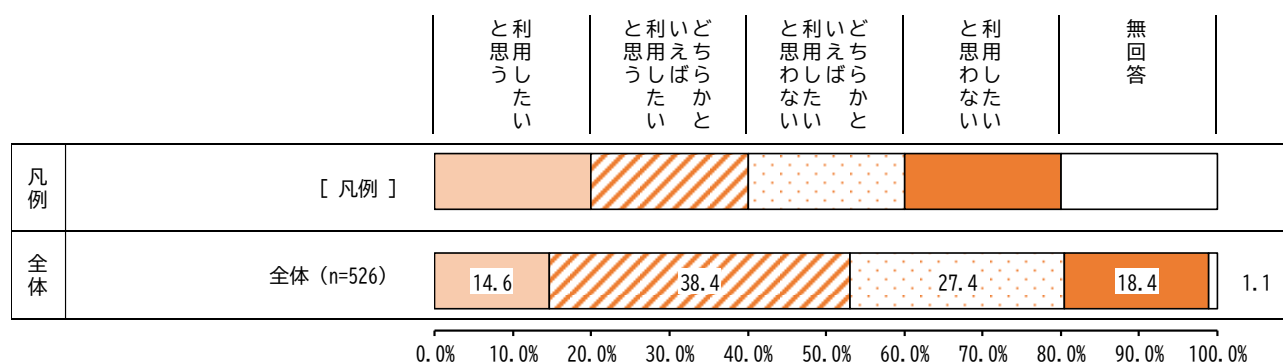
【「こども・若者の相談窓口」の認知(複数回答)】



⑥ こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口の利用意向

こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口の利用意向について、「利用したいと思う」「どちらかといえば利用したいと思う」を合わせた“利用したい人”は53.0%、「どちらかといえば利用したいと思う」「利用したいと思う」を合わせた“利用したくない人”は45.8%となっています。

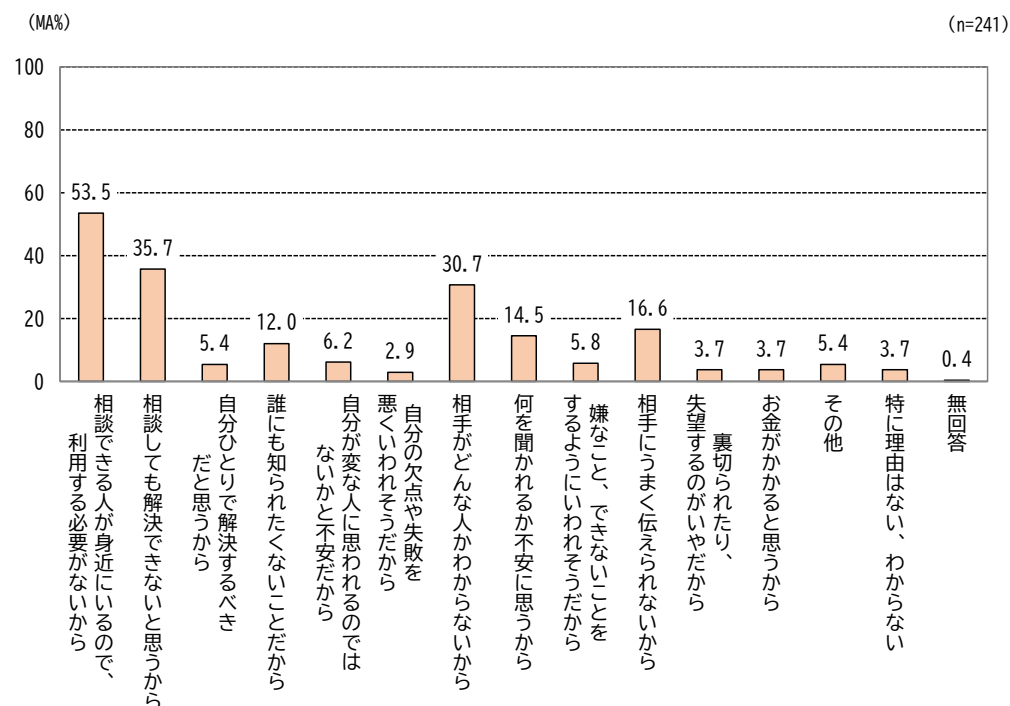
【こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口の利用意向】



⑦ こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口を利用したいと思わない理由

こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口を利用したいと思わない理由について、「相談できる人が身近にいないので、利用する必要がないから」が53.5%で最も多くなっています。

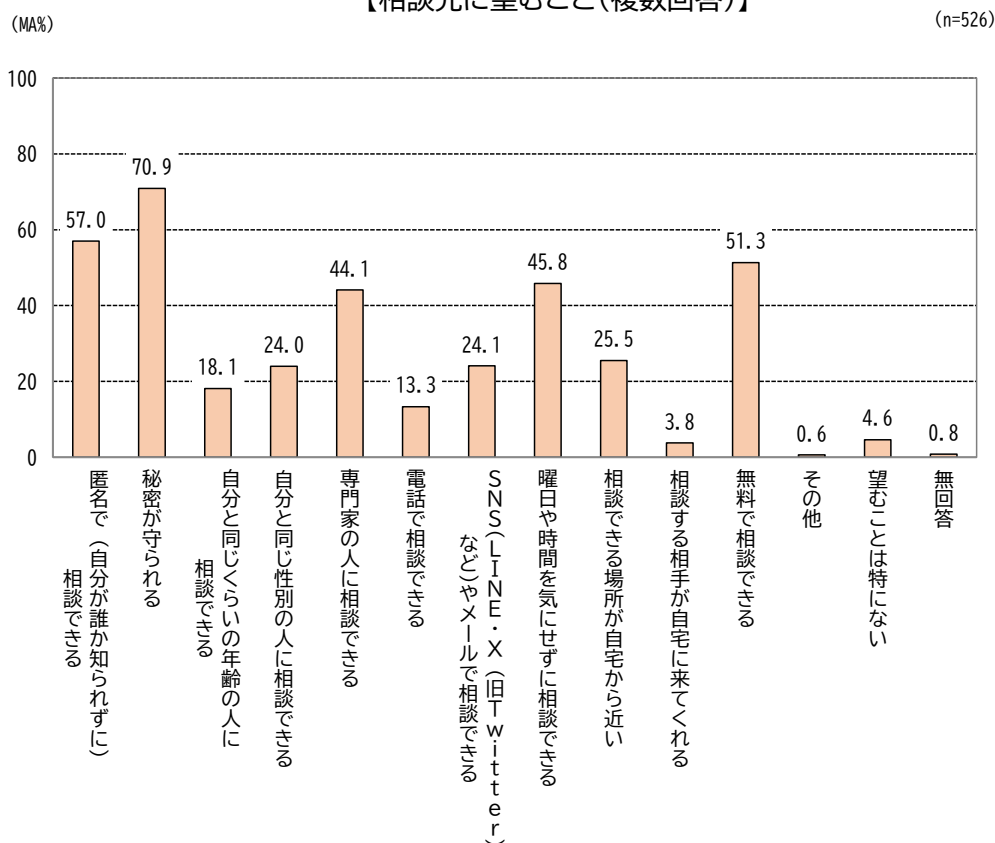
【こども・若者の悩みや困りごとを相談できる窓口を利用したいと思わない理由(複数回答)】



⑧ 相談する場合に、相談先に望むこと

相談先に望むことについて、「秘密が守られる」が70.9%で最も多く、次いで「匿名で(自分が誰か知られずに)相談できる」が57.0%、「無料で相談できる」が51.3%となっています。

【相談先に望むこと(複数回答)】

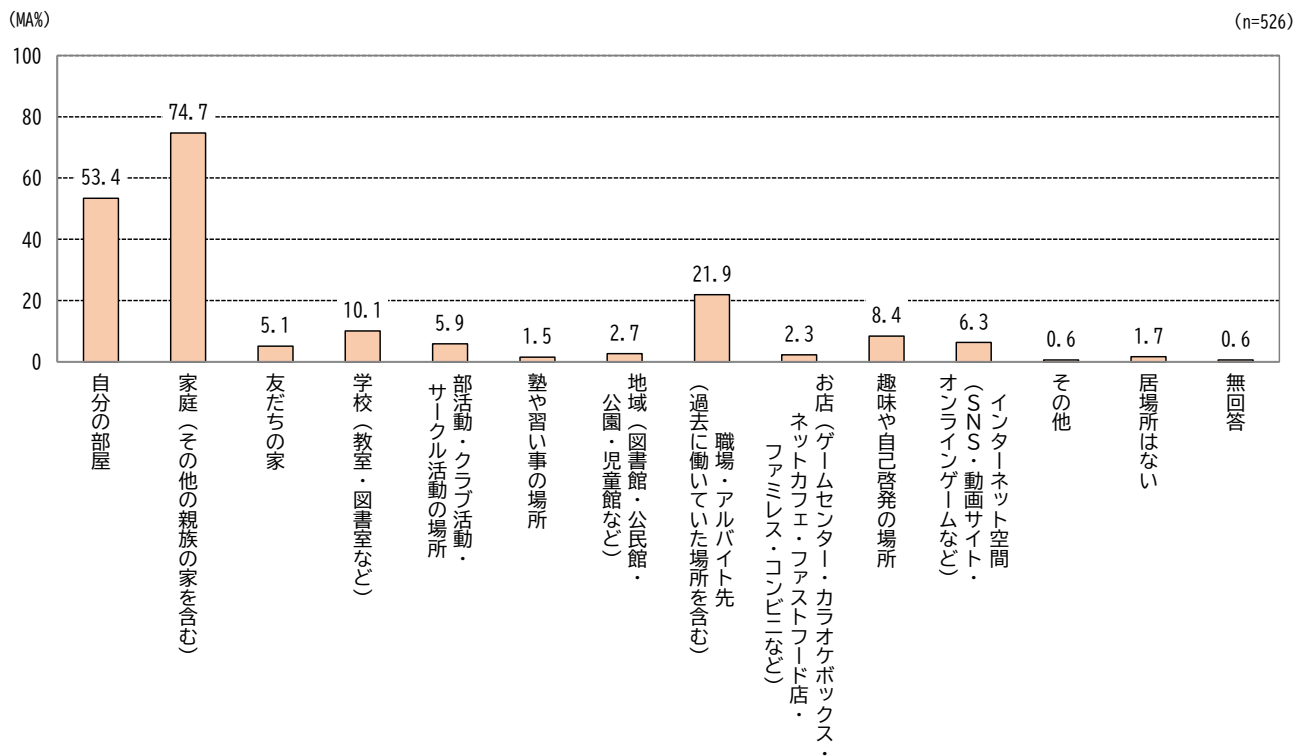


■ 求める居場所について

① あなたにとっての居場所

居場所について、「家庭(その他の親族の家を含む)」が74.7%で最も多く、次いで「自分の部屋」が53.4%、「職場・アルバイト先(過去に働いていた場所を含む)」が21.9%となっています。

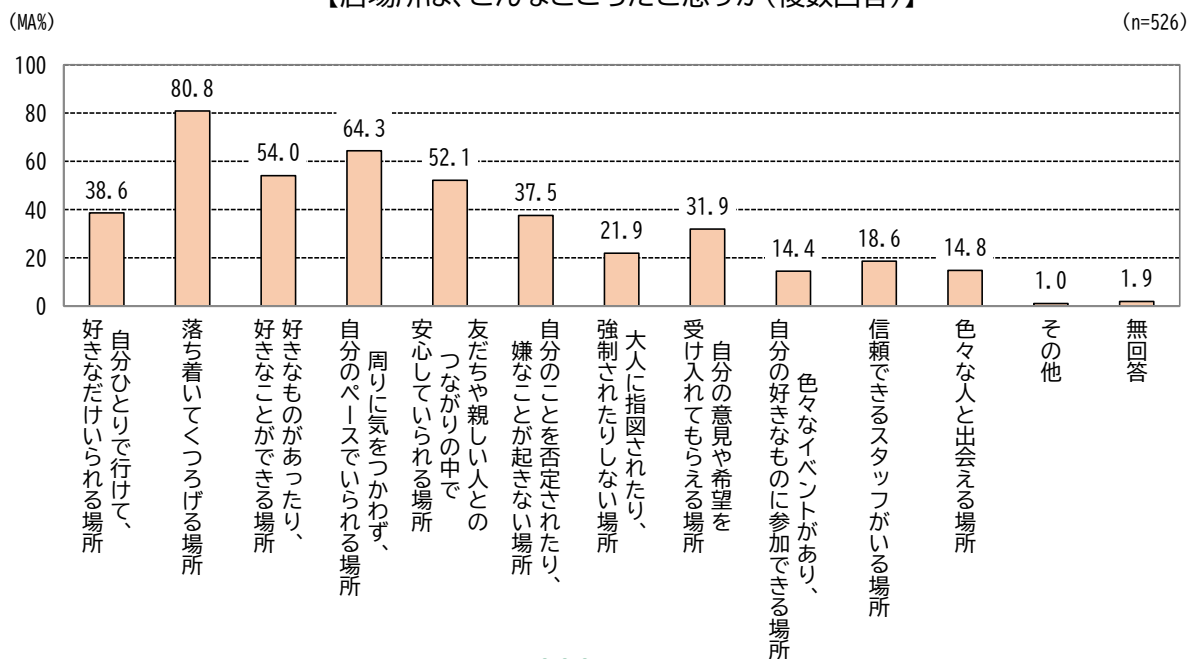
【居場所(複数回答)】



② こどもや若者にとっての居場所

居場所は、どんなところだと思うかについて、「落ち着いてくつろげる場所」が80.8%で最も多く、次いで「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が64.3%、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が54.0%となっています。

【居場所は、どんなところだと思うか(複数回答)】

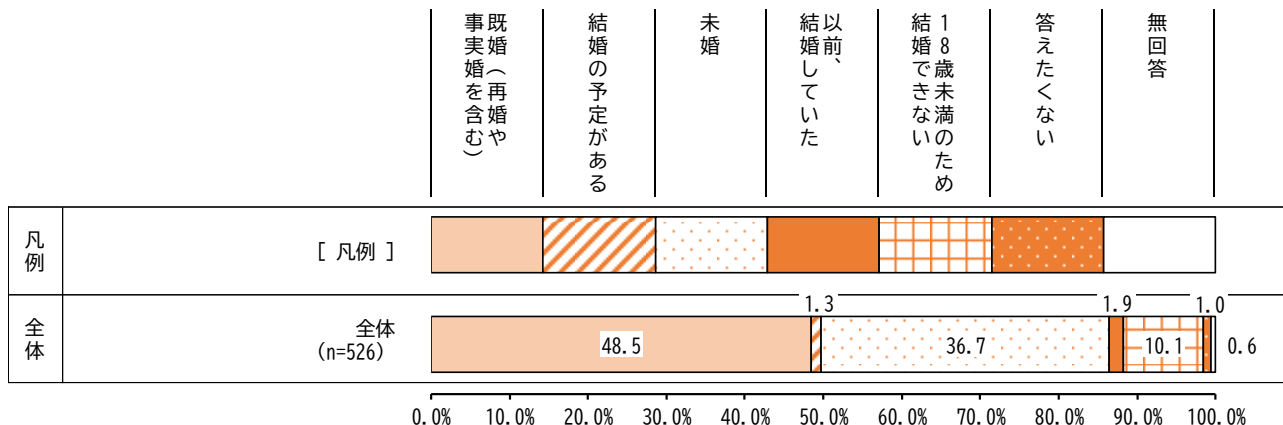


■ 結婚・出産について

① 結婚の有無

結婚の有無について、「既婚(再婚や事実婚を含む)」が48.5%で最も多く、次いで「未婚」が36.7%、「18歳未満のため結婚できない」が10.1%となっています。

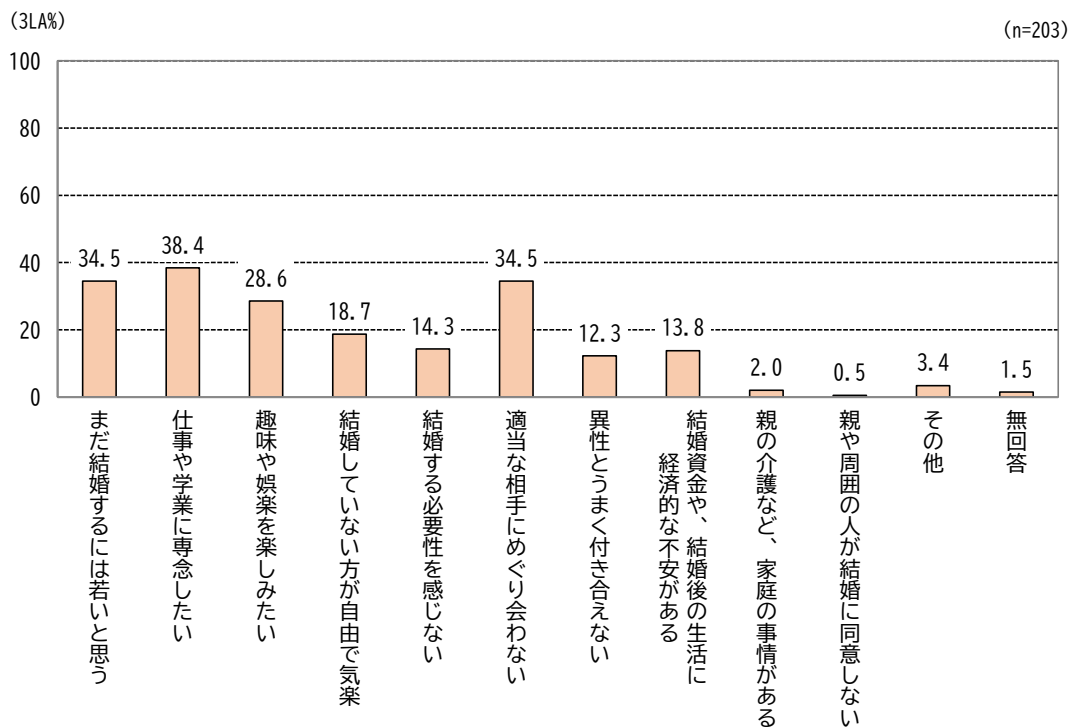
【結婚の有無】



② 未婚または独身でいる理由

未婚または独身でいる理由について、「仕事や学業に専念したい」が38.4%で最も多く、次いで「まだ結婚するには若いと思う」「適当な相手にめぐり会わない」が34.5%、「趣味や娯楽を楽しみたい」が28.6%となっています。

【未婚または独身でいる理由(3 つまで回答)】

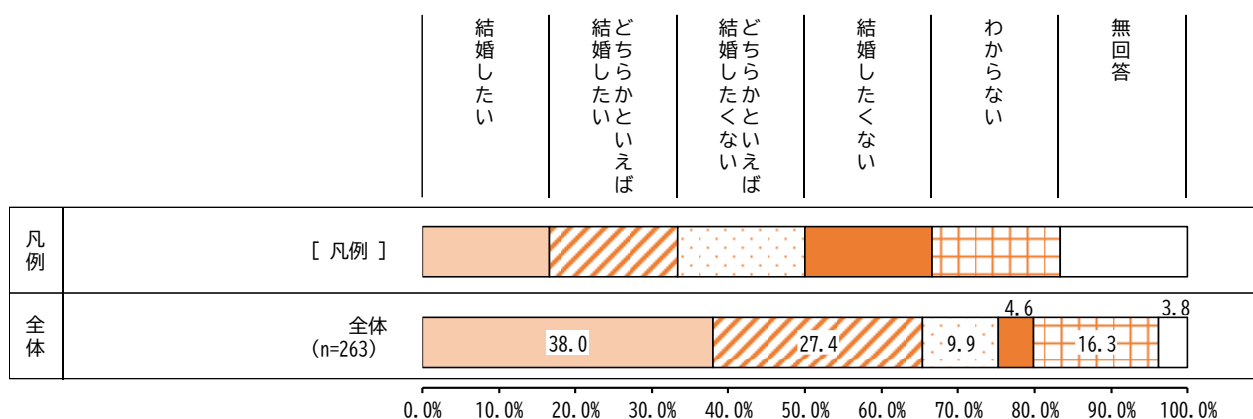


③ 今後の結婚願望

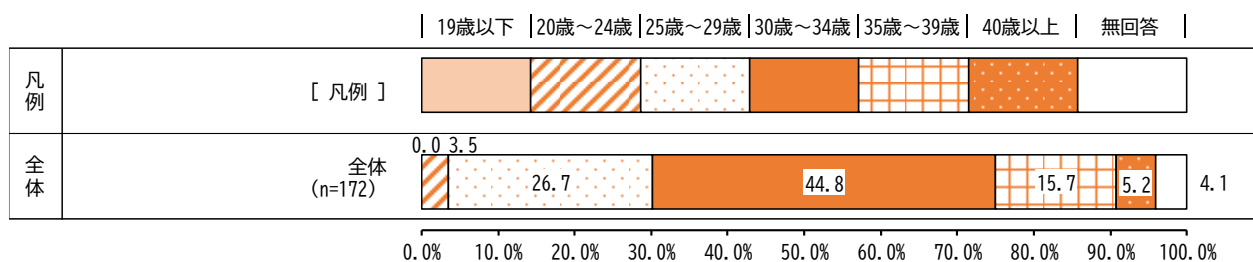
結婚願望について、「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」を合わせた“結婚したい人”は65.4%となっています。

また、結婚したい年齢について、「30歳～34歳」が44.8%で最も多く、次いで「25歳～29歳」が26.7%、「35歳～39歳」が15.7%となっています。

【結婚願望】



【結婚したい年齢】

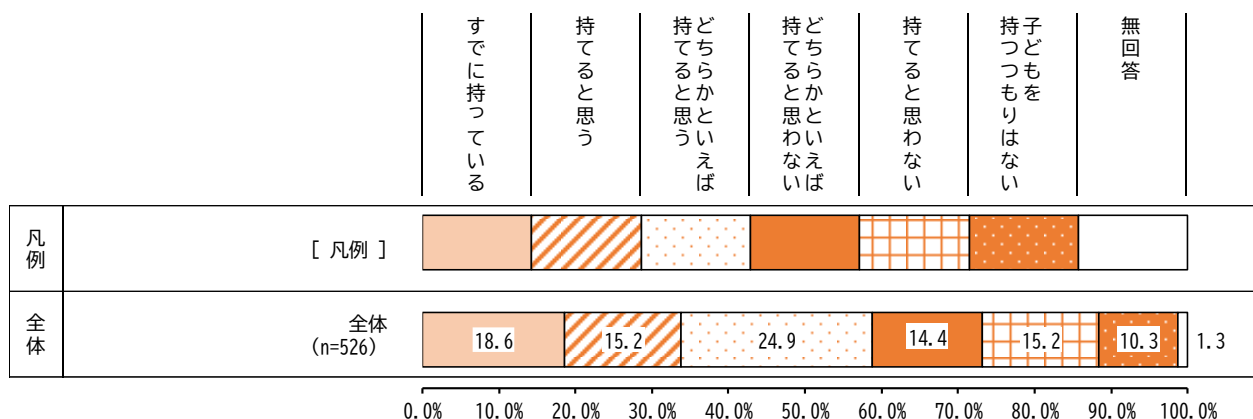


④ 理想のこども

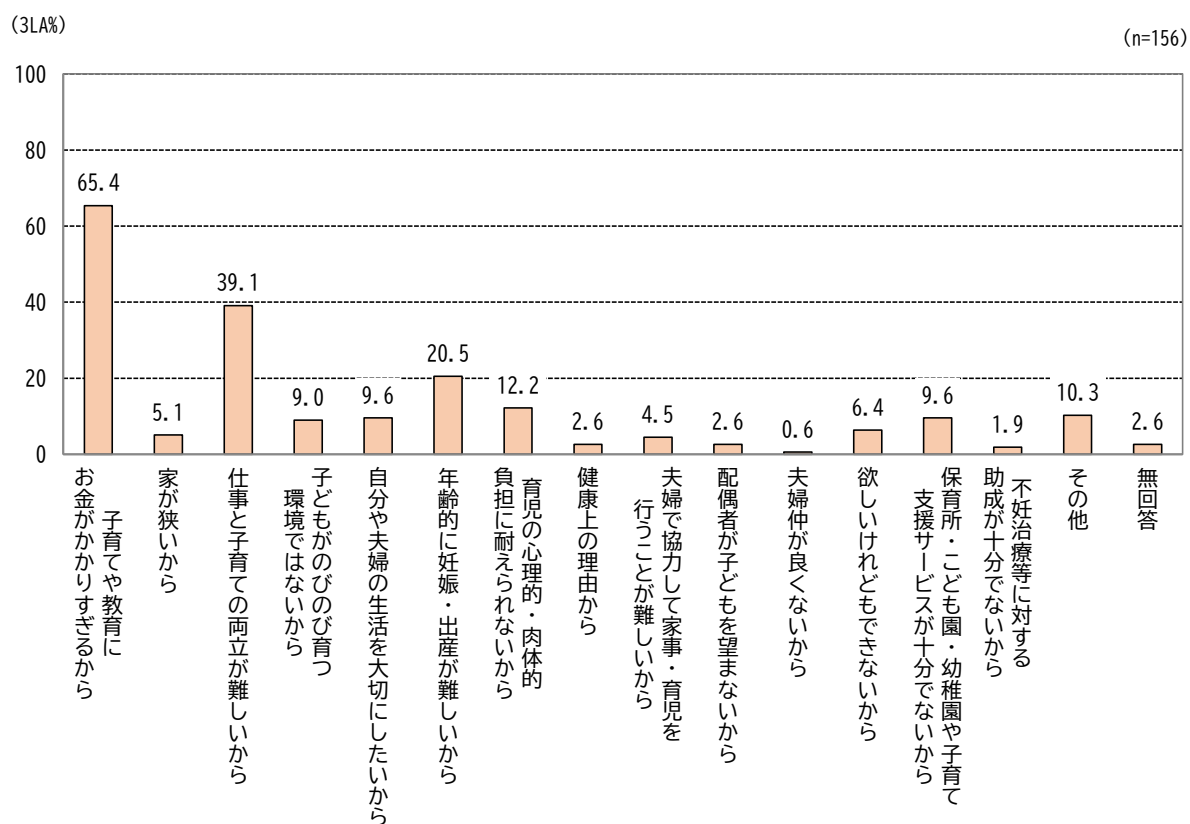
理想とすることの人数を持てると思うかについて、「どちらかといえば持てると思う」が24.9%で最も多く、次いで「すでに持っている」が18.6%、「持てると思う」「持てると思わない」が15.2%となっています。

また、理想とすることの人数を持てそうにないと思う理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が65.4%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が39.1%、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」が20.5%となっています。

【理想とすることの人数を持てると思うか】



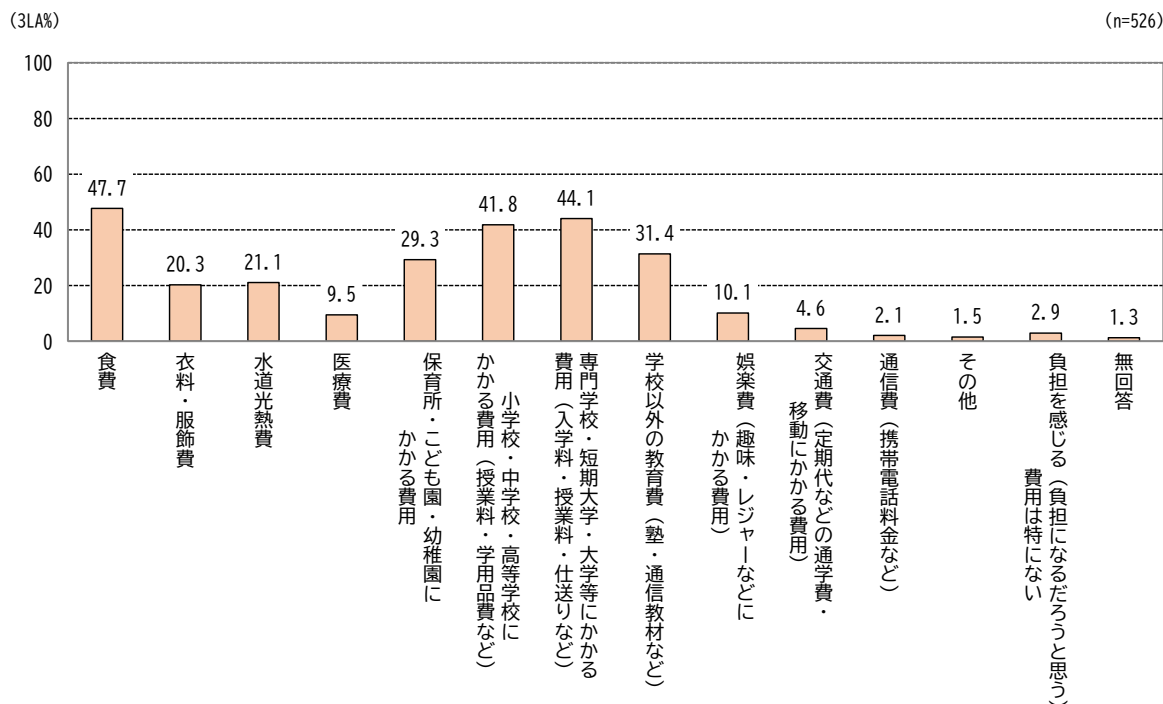
【理想とすることの人数を持てそうにないと思う理由(3 つまで回答)】



⑤ 負担を感じている(または負担になるだろうと思う)子育てにかかる費用

負担を感じている(または負担になるだろうと思う)子育てにかかる費用について、「食費」が47.7%で最も多く、次いで「専門学校・短期大学・大学等にかかる費用(入学料・授業料・仕送りなど)」が44.1%、「小学校・中学校・高等学校にかかる費用(授業料・学用品費など)」が41.8%となっています。

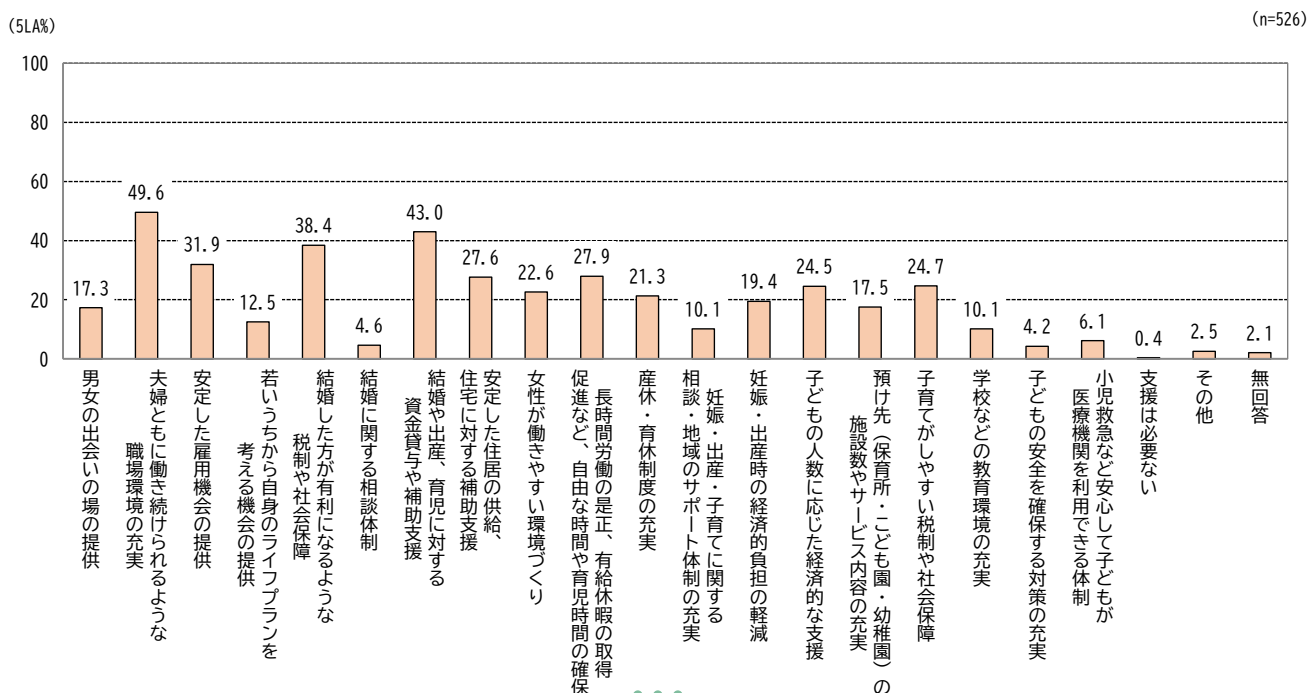
【負担を感じている(または負担になるだろうと思う)子育てにかかる費用(3 つまで回答)】



⑥ 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために必要だと思うサポート

結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために必要だと思うサポートについて、「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が49.6%で最も多く、次いで「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」が43.0%、「結婚した方が有利になるような税制や社会保障」が38.4%となっています。

【必要だと思うサポート(5 つまで回答)】

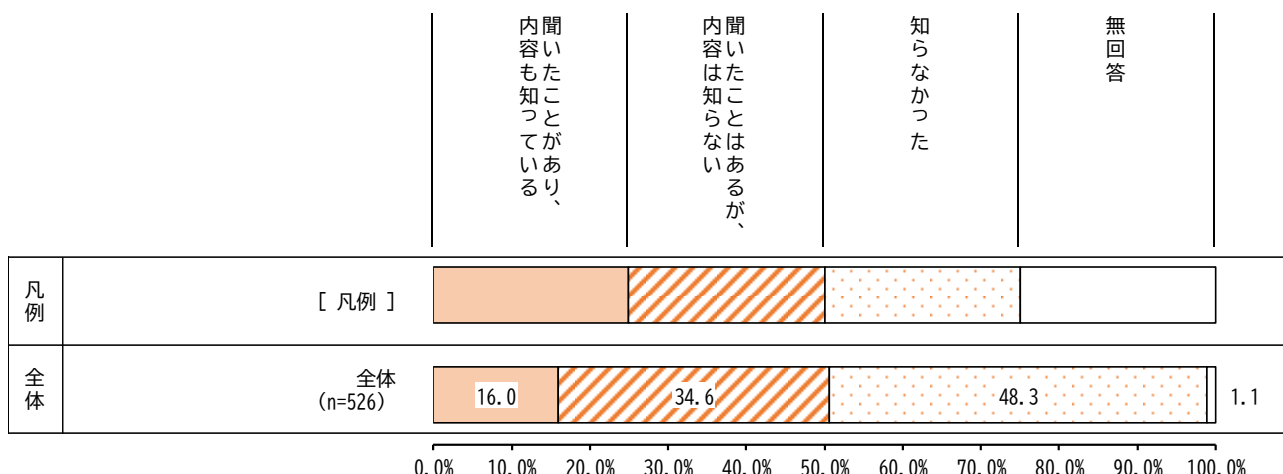


■ 行政に求める施策について

① こどもが意見を表明する権利の認知

こどもが意見を表明する権利の認知について、「知らなかった」が48.3%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.6%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が16.0%となっています。

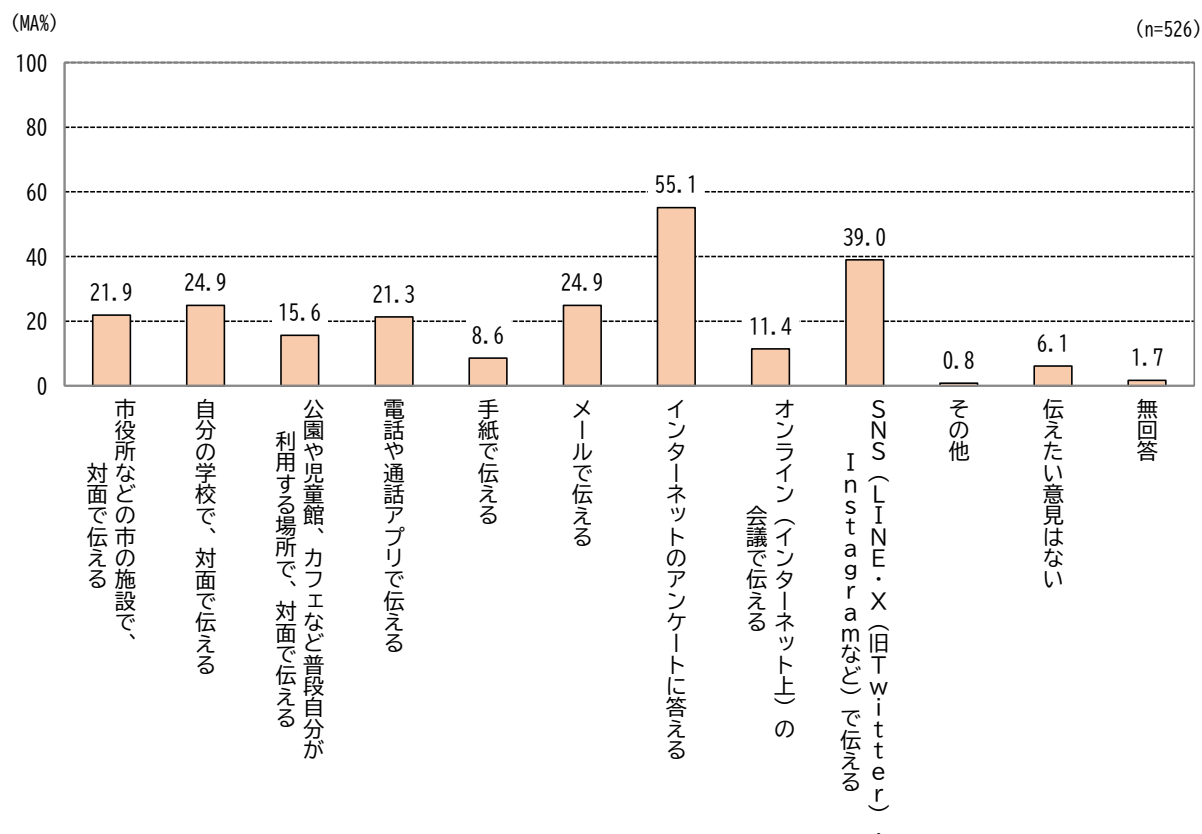
【こどもが意見を表明する権利の認知】



② 京田辺市(市役所)に自分の意見を伝えやすい方法や手法

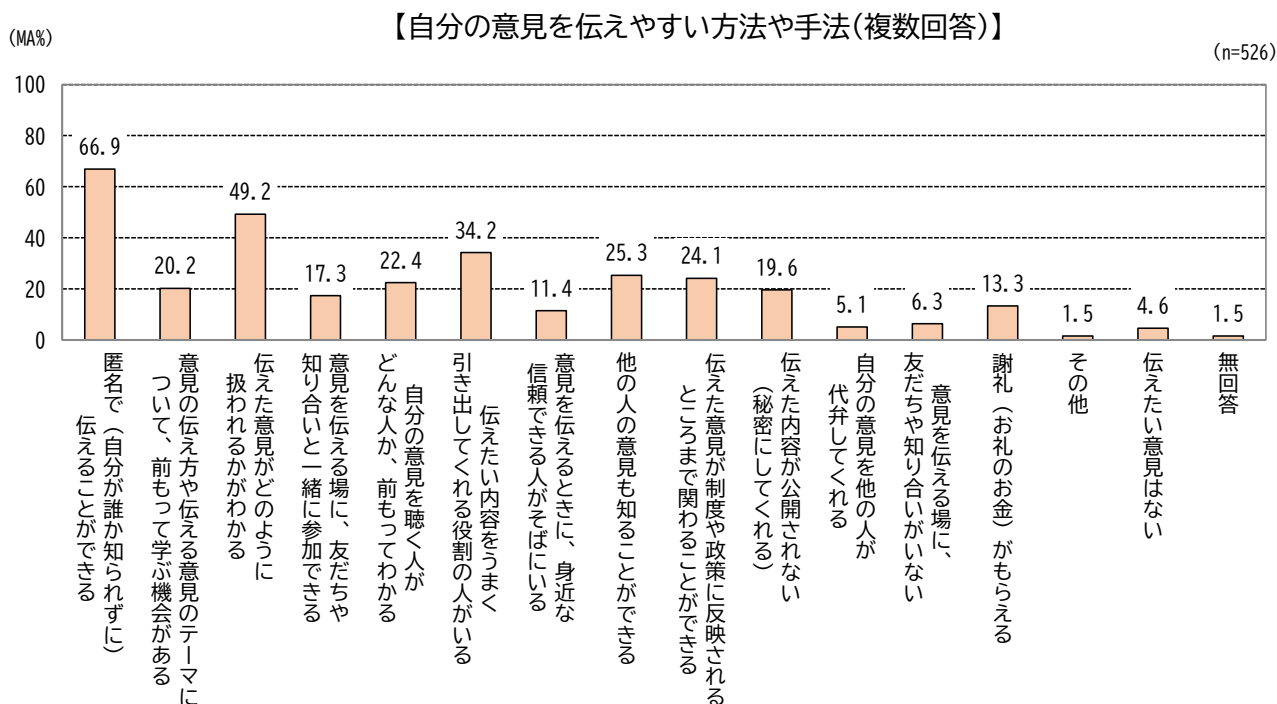
自分の意見を伝えやすい方法や手法について、「インターネットのアンケートに答える」が55.1%で最も多く、次いで「SNS(LINE・X(旧 Twitter)・Instagram など)で伝える」が39.0%、「自分の学校で、対面で伝える」「メールで伝える」が24.9%となっています。

【自分の意見を伝えやすい方法や手法(複数回答)】



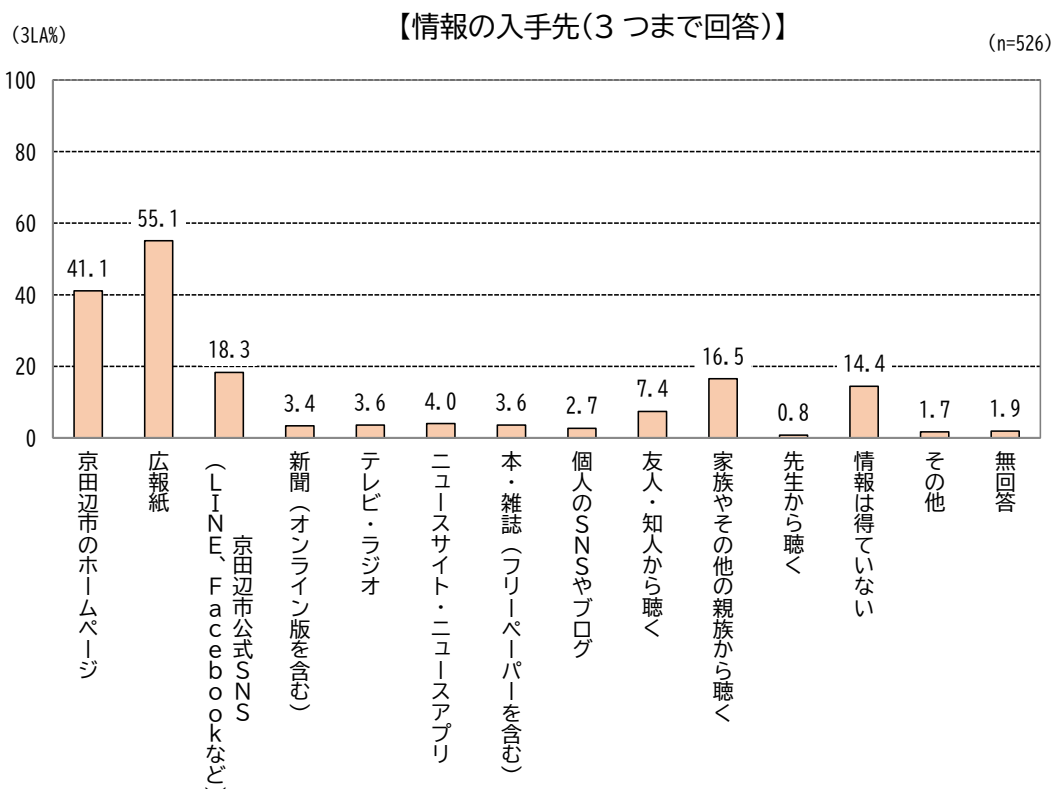
③ 京田辺市(市役所)に自分の意見を伝えやすい工夫やルール

自分の意見を伝えやすい方法や手法について、「匿名で(自分が誰か知られずに)伝えることができる」が66.9%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が49.2%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が34.2%となっています。



④ 京田辺市(市役所)の制度や政策に関する情報の入手先

情報の入手先について、「広報紙」が55.1%で最も多く、次いで「京田辺市のホームページ」が41.1%、「京田辺市公式 SNS(LINE、Facebook など)」が18.3%となっています。



⑤ 京田辺市(市役所)が取り組む若者の施策に望むこと

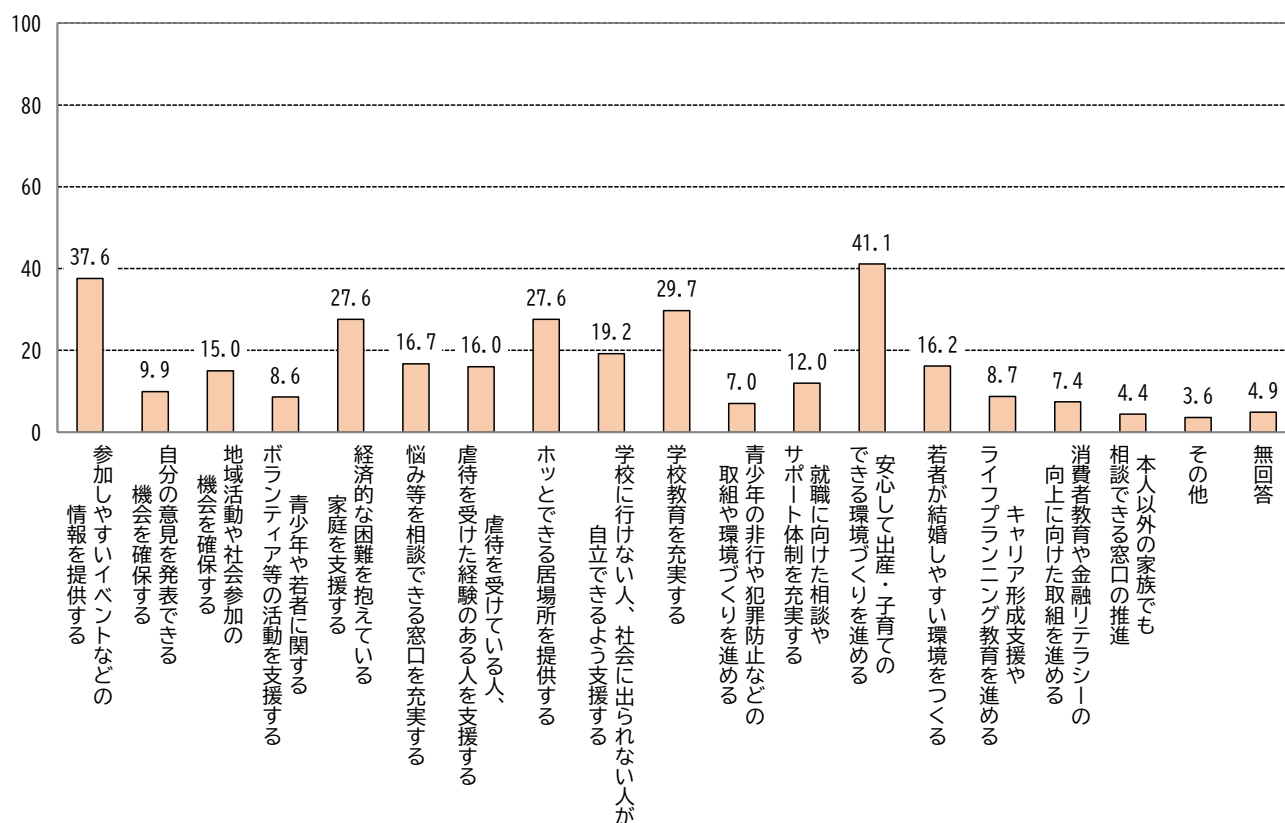
若者の施策に望むことについて、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が41.1%で最も多く、次いで「参加しやすいイベントなどの情報を提供する」が37.6%、「学校教育を充実する」が29.7%となっています。

その他の内訳として、就業環境の整備や、学校環境の整備(マンモス化対策を含む)、保育環境の整備などが挙がっています。

【若者の施策に望むこと(5 つまで回答)】

(5LA%)

(n=526)



3 第 2 期計画の成果

本市では、これまで推進してきた第 1 期計画を踏まえ、令和 2 年度(2020年度)から令和 6 年度(2024年度)までの 5 年間を計画期間とする第 2 期計画を令和 2 年(2020年)3 月に策定しました。

基本理念「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺～子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ～」を基に、3 つの基本目標と11つの施策の方向、50の重点事業を位置づけ、「教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「新・放課後こども総合プラン」に基づく取組とともに、子育て支援施策を総合的に進めてきました。

基本目標 1 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行った。
- こども家庭センターの開設(令和 6 年度(2024年度))
- 産後ケア事業として、出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行った。
- 妊婦・周産期の母子保健事業を実施した。(妊婦健康診査(14回)、産婦健康診査助成事業(2 回)、妊婦歯科検診事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、産前・産後ヘルパー派遣事業、養育支援訪問事業)
- こどもの医療費の助成を高校生年代まで拡大した。

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

- 第 3 次京田辺市男女共同参画計画を策定し、掲載事業を推進した。
- 情報発信強化事業：広報紙において子育て関係の記事を集約している。子育て関係の情報を希望する登録者に LINE 配信をスタートした。
- 子育て応援ガイドブックを毎年発行し、出生や転入の届出の際に配付した。
- 明日の親となるための子育て理解講座として年 2 回の思春期育児体験事業を実施した。

(3) 仕事と子育ての両立支援

- 第 3 次京田辺市男女共同参画計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの啓発等に取り組んだ。
- 公立中学校における給食提供を開始した。
- 市立幼保連携型認定こども園の整備事業に取り組み、大住こども園を開設した。
- 待機児童の発生を抑制するため、保育園等を民設民営方式で整備した。
- 3 歳～5 歳、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳のこどもの保育料を無償化した。
- 保育所(園)・こども園等において、年度当初での入所希望者全員を受け入れた。
- 留守家庭児童会において入会希望者の増加に対応するため、施設を整備するとともに、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み期間中などの入会希望者の増加に対応した。

(4)特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

- 医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置した。(保健・医療・保育・教育・福祉等)
- 京田辺市医療的ケア児ガイドラインを制定し、保育所、小学校で医療的ケア児の受入れを行った。
- 障がい児支援の提供体制として一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図った。(支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化)
- 特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実に努めた。
- 家庭児童相談室における相談事業を実施した。

基本目標 2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1)心身を健やかに育む子育て環境の充実

- 家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に「子ども生活・学習支援事業」を実施した。
- 教育支援センター「アイリス」を学校に行きにくい児童生徒のためのもうひとつの居場所として開設した。
- 「子どもの主張大会」を実施し、意見発表の機会を設けた。

(2)多様な学びが実現できる居場所づくり

- 同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくりに取り組み、こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組を実施した。
- 児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして「放課後子ども教室」を実施した。

(3)子どもの権利擁護の推進

- こどもの権利条約について、本市ホームページに掲載した。
- LGBTに関して、リーフレット等を活用し、理解を促進した。
- 京田辺市”生きる”支援計画に基づき、ゲートキーパー養成講座の開催などの事業を実施した。

(4)子どもの虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援を図った。

(5)子どもの貧困対策

- 生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へつなげるため、仕事とくらしの相談室「ぷらす」による相談事業を実施した。
- 家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に「子ども生活・学習支援事業」を実施した。
- 就学奨励費及び特別支援教育就学奨励費の対象者への適正な支給に努めた。

基本目標 3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1)地域における子育て支援の推進

- 大学生等によるこどもの多様な学びの機会提供に対する支援を実施した。
- 高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、保育所等のこども関連施設に派遣し、世代間交流を促進した。

(2)子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- インフラ長寿命化修繕計画及び更新計画を策定した。
- 市立幼保連携型認定こども園を整備した。
- 通学・通園路の安全対策事業を実施した。

4 本計画に向けた課題

第2期計画で取り組んだ各事業については、ほぼ所期の目標を達成できました。

特に、本市で初となる市立幼保連携型認定こども園の整備ができたことは、今後の就学前施設の整備の方向性を示す先駆けとなるものでした。しかし、施設の耐震問題の解消、保育ニーズが依然として高い一方で幼稚園ニーズは減少傾向であることや新しく制度化された「こども誰でも通園制度」への対応など、就学前施設の再編整備について、さらに計画的に対応する必要があるところです。

また、今期の計画中に、国において新たに子ども・子育てに関わる「こども基本法」の制定や各種計画等の策定等が相次ぎ、本市においても、一部それらに合わせた施策・事業をすでに着手しており、「こども計画」の策定においては、それらを踏まえる必要があります。

「こども計画」の策定に当たっては、これら第2期計画の成果と課題、国の方針及び社会動向、本市の現状、各種アンケート調査の結果などを踏まえ、次のように課題を整理しました。

(1) 施策体系等の整理

① 基本目標の整理

本市の子ども・子育て支援に関する考え方については、次章で示すとおり変更はありませんので、第2期計画の3つの基本目標について、内容は踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども基本法」の趣旨も踏まえ、順序に優先順位の差はありませんが、これまでの順序から、こどもの支援に関する目標を第一に掲げることにします。

- | |
|--|
| I 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり(親の支援) |
| II 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり(こどもの支援) |
| III 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり(こども・子育て世帯を取り巻く環境の整備) |



- | |
|--|
| I こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり(こどもの支援) |
| II こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり(親の支援) |
| III こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり(こども・子育て世帯を取り巻く環境の整備) |

② 施策の方向の整理

これまで母子保健に関する事業を「母と子の健康づくり支援」としてまとめていましたが、施策分野を明確にする観点から、「こどもの健康づくり支援」と「親の健康づくり支援」に分け、それぞれ基本目標IとIIに位置づけることにします。

③ ライフステージ別の導入

「こども基本法」では「こども」の定義が「心身の発達の過程にある者をいう。」とされ、「こども基本法」に基づく「こども大綱」では、この定義は「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している」とされています。そして、その期間の支援については、ライフステージに応じて切れ目なく行うとし、「こども大綱」と同大綱に基づく実施計画の「こどもまんなか実行計画」では、ライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」(概ね18歳頃まで)「青年期」(概ね18歳から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)の3つに分けて施策・事業を整理し、各施策をこども・若者の視点に立ってわかりやすく示しながら、連続性を持たせるよう施策を体系づけています。

本市では、これまで具体的な各事業については、18歳未満を一括して整理していましたが、本計画では、国と同様に青年期を含むライフステージ別の区分を取り入れ、各事業の対象と内容を明確にします。

(2) 基本目標ごとの課題

※▽印は第2期計画からの課題、▼印は「こどもまんなか実行計画」からの新たな課題

基本目標1 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

- ▼ 「こども基本法」の「こども」の定義も踏まえ、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、母子保健と児童福祉の一体的、包括的な相談支援体制の強化のため、新たに設置した「こども家庭センター」の周知と機能強化を図ること。
- ▽ 上記の対応のためにも、民生委員・児童委員等地域の支援者と連携しながら、困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ▼ 乳幼児の疾病予防・早期発見、発育・発達、健康の増進の観点から、先天性疾患が顕在化し、養育者が不安を感じやすい時期(生後1か月)と社会性が高まり、発達障がい認知されやすい時期(5歳)に新たな健康診査を実施すること。

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

- ▽ こどもの頃からの男女共同参画意識を醸成するため、こどもを対象とした男女共同参画推進講座を継続して開催すること。
- ▽ 妊婦が情報源とする割合の高かったインターネット、SNSへの対応としてLINEでの発信を充実するとともに、子育て応援ガイドブックの掲載内容も拡充すること。
- ▽ 継続して相談事業に取り組むとともに、相談窓口の積極的な周知を図ること。

(3) 仕事と子育ての両立支援

- ▼ 施設の耐震問題の解消、保育ニーズが依然として高い一方、幼稚園ニーズは減少傾向であることや「こども誰でも通園制度」への対応など、就学前施設の再編整備について、さらに計画的に対応する必要があること。
- ▽ 引き続き、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進を図ること。
- ▽ 依然としてニーズの高い留守家庭児童会の運営の充実を図ること。

(4)特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

- ▽ ひとり親家庭の支援の一環として、養育費確保の支援に関する取組を検討すること。
- ▽ 医療的ケア児をはじめ、障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実するとともに、インクルーシブ教育の推進を図ること。

基本目標 2 子どもが笑顔があふれ、健やかに育つ環境づくり

(1)心身を健やかに育む子育て環境の充実

- ▽ 保育士等の確保に加えて、こども園の整備も踏まえて、施設類型に関わらず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、関係職員の資質向上に努めること。
- ▽ 子育て家庭の交流や相談支援のため、地域子育て支援拠点の充実を図ること。
- ▽ ICTを活用した子育て環境の整備や学習等の充実を図ること。

(2)多様な学びが実現できる居場所づくり

- ▽ 若者活躍の場としてもこどもたちの学びの取組での大学との連携を一層進めること。
- ▽ 不登校支援をはじめとする教育支援センターの充実を図ること。
- ▽ こどもが安心して放課後等を過ごせる居場所づくりを一層進めること。

(3)子どもの権利擁護の推進

- ▽ 「こども基本法」の「こども」の定義も踏まえて、改めて「こどもの権利」の啓発を図ること。
- ▽ ヤングケアラーの把握に努めること。
- ▽ いじめ対策、自殺対策も含めた命の大切さの教育、啓発を進めること。

(4)子どもの虐待防止対策の充実

- ▽ (再掲)すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、母子保健と児童福祉の一体的、包括的な相談支援体制の強化のため、新たに設置した「こども家庭センター」の周知と機能強化を図ること。

(5)子どもの貧困対策

- ▽ 生活の安定、自立に向けた相談、支援に継続して取り組むこと。
- ▽ こどもの生活・学習支援に継続して取り組むこと。

基本目標 3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1)地域における子育て支援の推進

- ▽ こどもが事件や事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで見守る意識を高める取組を進めるとともに、地域における支え合いの強化を図るため、新たな担い手を発掘していくこと。
- ▽ (再掲)若者活躍の場としてもこどもたちの学びの取組での大学との連携を一層進めること。

(2)子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- ▽ 子育て中の方が乳幼児を連れて気軽に外出できる環境の整備を進めること。

第 3 章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画・第2期計画を通じて、基本理念として「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺～子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ～」を掲げましたが、この基本理念は、こどもを中心に、地域社会全体でこども自身の育ちや保護者の子育てを支えていき、そのことが市民を結び、地域社会に活力を生むことにつながり、未来に夢と希望を持てるまちづくりを目指したものでした。

他方、この間子ども・子育て支援に関して新たに制定や策定された「こども基本法」や「こども大綱」で示されているこれから目指すべきものは、「こどもまんなか社会」の実現です。それは、「こども大綱」において次のように説明されています。

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

具体的には、すべてのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、個性や多様性が尊重され、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会であり、その結果として、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながっていくとされています。（「こども大綱」から抜粋）

これは、これまで私たちが掲げてきた基本理念とその考え方は同じものです。

そこで、これまでの取組の成果を生かしながら、国全体の動きとも歩調を合わせられることから、新たな本計画でも、引き続き基本理念を次のとおりとし、これからも未来に夢と希望の持てるまちづくりを目指していきます。

< 基本理念 >

みんなで子育て 子ども☆キラキラ 京田辺
～ こどもの輝きが、すべての市民を結ぶ ～

2 基本的な視点

本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こども大綱」の内容なども踏まえ、次の5つの基本的な視点を大切にしていきます。

(1) こどもの健やかな成長と子育てを喜びと感じられる支援

こどもの育ちの支援に当たっては、その尊厳が重んじられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることが重要です。こどもの視点に立ち、その意見の聴取・反映に努め、成長や発達段階に応じて、健康が確保され、良質かつ適切な保育や教育が保障され、学習や体験の機会、社会への参加や活躍の機会が与えられる必要があります。こどもの健やかな成長と発達のため、「こどもの権利条約」に定められている「こどもの最善の利益」を第一に考えて取組を進めます。

また、こどもを産みたい、育てたいと考える市民の希望が叶えられ、子育てを通して喜びを感じられるよう、経済的な不安や孤立感を抱いたりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子育てを行えるよう支援に取り組めます。

(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促す取組を推進するとともに、産前産後のケアや「こども家庭センター」を中心とした配慮が必要な子育て家庭への支援、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、子育てと仕事の両立など支援を必要としている人が確実につながるよう、その時々気持ちを受け止め、妊娠・出産前からの切れ目のない支援に取り組めます。

その他、関係機関とも連携を図り、相談事業や啓発事業、適切な情報提供などに取り組めます。

(3) 地域社会全体で子育てを支援

「すべてのこどもと家庭」への支援を実現するため、地域社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情に応じて、こどもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域でこどもや子育てを見守り、先に述べたように「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組がすべての市民の幸せにつながるよう行政も含めた地域社会全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組めます。

(4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別に関わらず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができ、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、不安なく、こどもを生み育てることができる社会も「こどもまんなか社会」の一面です。

本市では、「男女共同参画推進条例」の制定、「男女共同参画計画」の策定を通して、男女平等・男女共同参画への意識づくりや家庭と仕事における男女共同参画の推進(ワーク・ライフ・バランスの推進)などに取り組み、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し、連帯できる地域社会づくり目指しています。

これからも、一人ひとりの人権が尊重され、就労の場において男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりを促進するとともに、子育てにおいては、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立が図られるよう支援します。

(5) 京田辺らしい個性と魅力を生かした子育て支援

本市は、木津川や甘南備山をはじめとする水と緑豊かな自然環境に恵まれ、古くは筒城宮が遷都された地として、多彩な伝統行事や歴史文化を現代に引き継ぐまちです。

また、京都市・大阪市・奈良市を結ぶ中間に位置し、優れた交通利便性があり、同志社大学・同志社女子大学等の学生も多く市内に暮らしており、毎年転入が転出を上回る社会増が続いてきました。

このような素晴らしい誇れる個性と魅力を生かし、こどもの健やかな成長を見守り、育む環境づくりに向け、総合的かつ多面的な子育て支援を行います。

3 基本目標

本計画では、基本理念、基本的な視点を踏まえ、次の 3 つを基本目標として掲げ、計画を推進していきます。

なお、第 2 章で述べたとおり「こども大綱」にならない、本計画における基本目標ごとの施策・事業についても、こどもの成長の段階を「こどもの誕生前から幼児期」「学童期・思春期」「青年期」の 3 段階に分けて整理するものとします。

(1) こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

こどもが権利の主体である認識の下、こどもの育ちを第一に考え、今後もこどもが健やかに、安心して成長していける環境づくりを進めます。

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、施設整備や学校における 1 人 1 台端末の活用などのほか、職員の学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等を進め、幼稚園・保育所(園)・小学校等の連携による円滑な接続を図ります。

虐待やいじめ、不登校といったこどもを取り巻く課題に対し、家庭・地域及び関係機関との連携による、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。特に、いじめ防止対策を含めたこどもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行います。

「こどもの貧困」についても、相談対応の充実や学習支援、負担軽減などの支援施策の充実、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

また、乳幼児から青年期までが安心して過ごせる居場所づくりや大学との連携による各種事業や教育支援センターでの取組など、多様な学びの居場所づくりに取り組みます。

(2) こどもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり

親となる男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促す取組を推進するとともに、妊婦健診や産前産後サポート事業などその健康の確保に努めます。

安心して子育てをするためには、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、「こども家庭センター」が中心となって、在宅の子育て家庭を含むすべてのこども及び子育て家庭を対象に、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えるとともに、積極的な情報発信に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、就学前施設の整備、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

就学前施設や学校での医療的ケア児の受入れや障がいのある児童・生徒の一貫した指導や相談を推進します。また、特別な配慮が必要なこどもや保護者・世帯を対象に、関係機関等と連携を図りながら、その特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(3) こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

市民による主体的な子育て支援への参画を進め、身近な地域の大人たちがこどもを見守る取組やこどもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を生かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに進めるとともに、こどもの自主性や社会性の育成、家庭、地域の子育て・教育力の向上など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

加えて、こどもや親子連れが安心して外出できるまちづくりや公園等の整備、地域ぐるみの防犯体制の整備など、引き続き安全、安心な環境づくりに努めます。

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

みんなで子育て
こども☆キラキラ

京田辺

こどもの輝きが、すべての市民を結ぶ

I こどもが笑顔にあふれ、
健やかに育つ環境づくり

(1) こどもの健康づくり支援

(2) 心身を健やかに育む
環境の充実

(3) こどもの権利擁護の推進

(4) こどもの虐待防止対策の
充実

(5) こどもの貧困対策

(6) 多様な学びが実現できる
居場所づくり

II こどもを生み育てる喜びが
実感できる環境づくり

(1) 親の健康づくり支援

(2) 子育てに係る意識の啓発
及び情報提供の充実

(3) 仕事と子育ての両立支援

(4) 特別な配慮が必要な子育
て家庭への支援の充実

III こどもが安心して暮らし、
育つことができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援
の推進

(2) こどもと子育て家庭に
やさしいまちづくり

※事業には、複数の分野やライフステージをまたがって実施するものがあります。

主な事業	誕生前～幼児期	●乳幼児期の健康診査事業(新規:1か月児・5歳児) ●児童の健康づくり ●こどもの発達支援事業(聴覚)
	学童期・思春期	●児童・生徒の健康づくり ●こどもの医療費の助成(高校生年代まで)
	青年期	●若い世代の定期的な健康管理の支援(検(健)診、予防接種) ●プレコンセプションケアの推進
主な事業	誕生前～幼児期	●親の就業状況にかかわらない支援の充実(こども誰でも通園制度) ●幼稚園での弁当給食運営事業
	学童期・思春期	●学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ●教育振興基本計画に基づく取組の推進 ●小中学校給食運営事業
	青年期	●国際交流の推進 ●大学、学生等との連携協力等
主な事業	誕生前～幼児期	●こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 ●障がいがある児童の保育・教育などの推進
	学童期・思春期	●人権教育の充実 ●障がいがある児童・生徒の教育などの推進 ●いじめの防止・早期発見・早期解決
	青年期	●広報(ほっと京たなべ)市民記者による連載記事掲載 ●京田辺市”生きる”支援計画に基づく事業の推進
主な事業	誕生前～幼児期	●こども家庭センターの体制強化 ●児童虐待の未然防止
	学童期・思春期	●教育相談体制の充実 ●児童虐待の未然防止
	青年期	●家庭児童相談室での相談 ●児童虐待防止啓発事業
主な事業	誕生前～幼児期	●ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援 ●幼児教育・保育の無償化
	学童期・思春期	●こども生活・学習支援事業 ●経済的支援(各種費用の負担軽減制度の案内等)
	青年期	●仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業(ひきこもりの相談も)
主な事業	誕生前～幼児期	●大住児童館リニューアル(幼児期から青年期まで対象に)
	学童期・思春期	●同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくり ●放課後子ども教室 ●平和推進事業
	青年期	●同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくり ●生涯学習人材バンク
主な事業	誕生前～幼児期	●不妊症・不育症に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 ●妊婦・周産期の母子保健事業
	学童期・思春期	●ひとり親家庭医療費助成事業
	青年期	●若い世代の定期的な健康管理の支援(検(健)診、予防接種) ●プレコンセプションケアの推進
主な事業	誕生前～幼児期	●情報発信強化事業 ●子育てに係る情報提供体制の充実(ベビープログラム) ●児童虐待防止啓発事業
	学童期・思春期	●明日の親となるための子育て理解講座 ●児童館等での相談事業
	青年期	●京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進
主な事業	誕生前～幼児期	●就学前施設の整備 ●待機児童ゼロ事業 ●病児・病後児保育事業
	学童期・思春期	●留守家庭児童会の充実 ●放課後児童対策パッケージ事業の推進
	青年期	●京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 ●女性相談
主な事業	誕生前～幼児期	●障がいがある児童の保育・教育などの推進 ●産後うつ啓発事業 ●児童虐待の未然防止
	学童期・思春期	●障がいがある児童・生徒の教育などの推進 ●こども生活・学習支援 ●児童虐待の未然防止
	青年期	●仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業(ひきこもりの相談も) ●ヤングケアラーの実態把握、啓発、相談窓口の設置
主な事業	誕生前～幼児期	●高齢者いきいきポイント事業 ●育児サークルの支援 ●子ども会育成事業の推進
	学童期・思春期	●大学生等によるこどもの多様な学びの機会提供に対する支援 ●地域伝統的体験学習の推進
	青年期	●大学生等によるこどもの多様な学びの機会提供に対する支援 ●市民活動の推進
主な事業	誕生前～幼児期	●公園・街路樹のリ・デザイン ●”タナクロ”での交流イベントの開催 ●福祉のまちづくりの推進
	学童期・思春期	●通学・通園路の安全対策事業 ●公園・街路樹のリ・デザイン ●”タナクロ”での交流イベントの開催
	青年期	●公園・街路樹のリ・デザイン ●”タナクロ”での交流イベントの開催

第 4 章 施策の展開

第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

こどもが将来にわたって笑顔で健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の持続可能な発展の基盤を築くために不可欠です。

こどもの健康を守り、育成環境を充実させ、こどもの権利を尊重する取組を通じて、こどもが心身ともに豊かに育つ社会の実現を目指します。

重点事業

Ⅰ こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1) こどもの健康づくり支援	○乳幼児期の健康診査事業	●1 か月児、5 歳児の健康診査の実施	実施	①	子育て支援課
	●プレコンセプションケアの推進	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	実施	② ③	子育て支援課 健康推進課
(2) 心身を健やかに育む環境の充実	○幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進	○京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく認定こども園等の整備 ○保育等手続における WEB 申請・予約、キャッシュレス対応等の ICT 化の推進	実施	①	保育幼稚園課
	●親の就業状況にかかわらない支援の充実	○「こども誰でも通園制度」	実施	①	こども未来政策推進室 保育幼稚園課
	●幼稚園での弁当給食運営事業	○幼稚園での弁当給食の実施	全園での実施	①	保育幼稚園課
	○シゴトミライブプロジェクト事業の推進	○シゴトニア☆京田辺の開催 ○椿本チェーン夏休み親子工場見学 ○田辺高校連携事業 ○企業の魅力発見事業 など	実施	② ③	産業振興課
(3) こどもの権利擁護の推進	○こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	○「こどもまんが児童福祉週間」の実施 ○こども・若者が権利の主体であることの周知	イベント時やホームページでの啓発	① ② ③	こども未来政策推進室 子育て支援課
	●広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○こども・若者を含む市民による記事掲載	実施	② ③	秘書広報課
(4) こどもの虐待防止対策の推進	○こども家庭センターの体制強化	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	実施	① ② ③	子育て支援課
(5) こどもの貧困対策	○こども生活・学習支援事業	○低所得の子育て世帯やひとり親家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に、こども生活・学習支援事業を実施	2か所で継続実施	②	社会福祉課
(6) 多様な学びが実現できる居場所づくり	●大住児童館リニューアル	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	リニューアルの完成と交流事業の実施	① ② ③	健康福祉政策推進室 子育て支援課

※：ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) こどもの健康づくり支援

こどもが健やかに育つよう、医療機関や保育所(園)・幼稚園などの関係機関と連携し、母子保健事業をきめ細かく実施します。

成長発達段階に応じた健康診査や相談を通じ、早期の疾病発見や親子の健康維持、早期治療・療育を推進し、妊娠期からの相談事業や健康教育で育児不安を軽減します。

また、乳幼児期・学童期の食生活が将来の食習慣を形成し、生涯にわたる健康の基礎となることから、正しい食習慣を学ぶための食育推進事業を展開します。

さらに、性や妊娠、出産に関する正しい知識を普及するプレコンセプションケアを推進し、子どもを迎える準備段階から健康支援を強化し、次世代の健康基盤を築きます。

施策の方向(2) 心身を健やかに育む環境の充実

子どもたちを取り巻く環境が日々変化する中で、すべての子どもが自分らしく育ち、現代の社会を生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための環境整備が求められています。特に、次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くためには、目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまく関わるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力を育むことが必要です。

そのため、教育の出発点である就学前教育・保育を通じて、遊びを通じた学びの基礎力や道徳心を育成し、基本的な生活習慣の定着や心身の健康の保持・増進を図ります。学校教育では、主体的・対話的で深い学びを通じ、問題解決力を高める学力や、他者への理解と思いやりを育む道徳教育を推進します。

さらに、子どもたちの視野を広げ、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会で輝く力を培うため、国際交流体験の支援、関係機関や企業等との連携による学習や職業体験等の機会の確保を進めます。あわせて、外国籍や性的マイノリティー等の子どもたちが抱える課題に対応できるよう、校内の支援体制を整備し、多様性を理解し認め合う教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

加えて、保護者にとって利便性の高い環境を提供するため、保育手続きの ICT 化や「子ども誰でも通園制度」の導入を進め、すべての子どもが平等に支援を受けられる体制を構築するとともに、幼稚園での弁当給食事業を実施して保護者の負担を軽減し、子どもたちの栄養面にも配慮した環境づくりを進めます。

施策の方向(3) こどもの権利擁護の推進

すべての子どもがひとりの人間として尊重されるため、こども基本法やこどもの権利条約に基づき、こどもや若者の権利の普及と啓発活動を行います。また、「こどもまんなか児童福祉週間」を通じて、こどもが権利の主体であることを広く知らせ、社会全体でこどもの権利を尊重する文化を育成します。

さらに、市民記者による連載記事を広報「ほっと京たなべ」に掲載することで、こどもや若者の声を発信し、彼らが自らの意見を社会に表明する機会を提供します。

このような取組を通じ、子どもたちが自信を持って社会で活躍し、自らの役割を果たす力を育む環境を整えます。

施策の方向(4) こどもの虐待防止対策の推進

こどもの虐待を防ぐために、関係機関との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を通じて情報共有を進め、ネットワークによる効果的な支援を提供できる体制を構築します。また、児童虐待防止の啓発活動を強化し、地域全体で虐待の早期発見と早期対応に努めます。

さらに、こども家庭センターの体制強化を進め、虐待の予防的対応と家庭ごとの状況に応じた切れ目ない支援を提供し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えます。

施策の方向(5) こどもの貧困対策

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる保護者が増える中、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変わり続けており、すべてのこどもたちが心身ともに健やかに成長し、また、教育の機会が平等に保障され、夢や希望を持てる社会の実現が求められています。

こうした状況の中、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、より実効的なこどもの貧困対策が進められるようになりました。

こどもの貧困がこどもたちの成長や未来に大きな影響を与えることから、本市では、こどもが生まれ育った環境に左右されずに成長できるよう、以下の点を重視して取組を推進します。

これらの取組を通じて、すべてのこどもが公平に学び、未来に向けた力を身につけられるよう支援を強化し、こどもたちが将来に希望を持てる社会を目指します。

- 年齢及び発達程度に応じて、こどもの意見や最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されること
- こどもの貧困の背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、国・府はもとより、関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行うこと
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援及び経済的支援といった施策を、こども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること

「教育の支援」に係る取組

一人ひとりを大切にした教育を推進、教育の実質的な機会均等の実現や基礎学力の充実など

「生活の安定に資するための支援」に係る取組

貧困の状況にあるこども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供など

「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」に係る取組

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練及び就職のあっせんなど

「経済的支援」に係る取組

各種手当等の支給、生活資金貸付制度の紹介、その他の貧困の状況にある子育て世帯に対する経済的支援など

施策の方向(6) 多様な学びが実現できる居場所づくり

地域の居場所づくりを推進するため、児童館などの環境整備や運営の在り方の見直しを行い、地域での居場所づくりを推進します。また、留守家庭児童会と連携し、地域住民主体の取組を通じてこどもたちの学びと成長を支える場となる放課後子ども教室を整備します。

さらに、大住児童館のリニューアルを通じ、乳幼児から青年期まで年齢に応じて、安心して過ごせる居場所を確保します。

これにより、地域全体でこどもたちを見守り、多様な学びの機会を提供し、こどもたちの成長を支える体制を強化します。

実施事業Ⅰ(1)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○妊婦・周産期の母子保健事業 (再掲Ⅱ(1))	○妊婦健康診査(14回)、妊婦歯科検診事業	子育て支援課						
○乳幼児期の健康診査事業 (再掲Ⅰ(4))	○1か月児健康診査 ○3か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳6か月児健康診査 ○5歳児健康診査	子育て支援課				○若い世代の定期的な健康管理の支援 (再掲Ⅱ(1))	○カラダメンテナンス ・16歳～29歳対象の健診 ○予防接種、がん検診 ・歯周病検診	健康推進課
○児童の健康づくり	○幼稚園・保育所(園)・認定こども園における健康診査、健康教育などの実施 ○食中毒などの予防 ○幼保合同保健研修 ○市内私立幼稚園健康診断事業への補助	保育幼稚園課	○児童の健康づくり	○小・中学校健康管理事業 (定期健康診断の実施)	学校教育課			
○乳幼児期の相談事業 (再掲Ⅰ(4))	○妊婦・乳幼児相談 ○10か月児発達相談 ○2歳児発達相談 ○発達相談員による発達相談 ○転入時アンケート	子育て支援課						
○乳幼児期の訪問事業 (再掲Ⅰ(3・4))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課						
○感染症予防対策の充実	○予防接種事業 ○感染症に係る危機管理 ○感染症に係る情報提供 ○感染症予防事業	安心まちづくり室 子育て支援課						
○健康づくり事業における重点的な取組	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活 など	健康推進課	○健康づくり事業における重点的な取組	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活 など	健康推進課	○健康づくり事業における重点的な取組 (再掲Ⅱ(1))	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活 など	健康推進課
○こどもの発達支援事業(聴覚)	○耳の聞こえチェックリストの配布 ○こどもの聞こえ支援事業・軽中等度難聴児への聞こえの確保と言語の発達の支援をするため、補聴器購入などの費用を助成 ○聴覚障がいの早期発見・早期療育に資するため、検査費用を助成	子育て支援課 障がい福祉課						

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○小児救急電話相談「#8000」の周知 ○小児救急医療体制の整備 ○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	子育て支援課 健康推進課	○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○小児救急電話相談「#8000」の周知 ○小児救急医療体制の整備 ○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	子育て支援課 健康推進課	○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	健康推進課
○ひとり親家庭医療費の助成(再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(4))	○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成	国保医療課	○ひとり親家庭医療費の助成(高校生年代まで)(再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(4))	○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成	国保医療課			
○こどもの医療費の助成(再掲Ⅰ(2))	○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援	子育て支援課	○こどもの医療費の助成(高校生年代まで)(再掲Ⅰ(2))	○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援	子育て支援課			
○養育医療給付事業(再掲Ⅰ(2))	○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付	子育て支援課						
○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲Ⅱ(2))	○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催	子育て支援課 警防課	○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲Ⅱ(2))	○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催 ○健康安全教育	子育て支援課 こども・学校サポート室 警防課	○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲Ⅱ(2))	○救命講習の開催	警防課
○専門的支援が必要な児童への支援の強化(再掲Ⅰ(3)、Ⅱ(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童への支援の強化(再掲Ⅰ(3)、Ⅱ(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 こども・学校サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			
○病児・病後児保育事業(再掲Ⅱ(3))	○病氣中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課	○病児・病後児保育事業(小学6年生まで対象)(再掲Ⅱ(3))	○病氣中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課			
○病児保育事業(体調不良児対応型)(再掲Ⅱ(3))	○保育中に体調不良となった場合に保育所等において緊急的な対応	保育幼稚園課						
○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	○こどもの生活習慣づくり	健康推進課 子育て支援課	○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	○こどもの生活習慣づくり	健康推進課 学校給食課			
○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課	○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課	○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課
			○発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実	○児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育 ○飲酒・喫煙・薬物乱用、心の健康等、多様化・深刻化する現代的健康課題に対応する保健教育の充実	こども・学校サポート室			
			○プレコンセプションケアの推進	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課 こども・学校サポート室	○プレコンセプションケアの推進(再掲Ⅱ(1))	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課

実施事業Ⅰ(2)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○教育・保育内容の充実	○保幼小中の連携の取組の推進(幼小接続カリキュラムの活用) ○質の高い幼児教育・保育の実施及び周知 ○乳幼児の豊かな「遊びと体験」の保障 ○家庭支援推進保育事業 ・特に配慮を要する児童の家庭を支援するため、家庭支援推進保育士等を配置 ○特色ある園づくり ○多様な遊びや体験 ○保育支援者の配置 ○職員配置基準の改善 ○図書館活動の充実 ・図書の実践 ・こどもの本の講座など ・点字図書作成 ・障がいのある人への対面朗読など	保育幼稚園課 こども・学校サポート室 中央図書館	○教育内容の充実 ○学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ○こども生活・学習支援事業(再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(4))	○保幼小中の連携の取組の推進(幼小接続カリキュラムの活用) ○特色を持たせた学校づくりと学校選択制度の導入 ・外部人材の活用 ・体験学習の充実 ○図書館活動の充実 ・図書の充実 ・こどもの本の講座など ・移動図書館(留守家庭児童会)への巡回(年3回)など ・点字図書作成 ・障がいのある人への対面朗読など ○家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に生活・学習支援を実施	教育総務室 学校教育課 こども・学校サポート室 社会福祉課 中央図書館			
			○教育振興基本計画に基づく取組の推進	○国際理解教育 ○情報教育 ○環境教育 ○一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育 ○道徳教育 ○健康安全教育 ○主権者教育 ○消費者教育 ○キャリア教育 など	こども・学校サポート室			
○幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進	○京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく認定こども園等の整備 ○幼稚園における預かり保育 ○保育等手続におけるWEB申請・予約、キャッシュレス対応等のICT化の推進	保育幼稚園課	○京田辺市学校施設長寿命化計画に基づく整備	○京田辺市学校施設長寿命化計画に基づく整備 ○学校施設のバリアフリー化 ・小中学校への障がいのある児童・生徒の受入れに当たり、エレベーター、多目的トイレ等の施設のバリアフリー化を推進	学校教育課			
○保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上 ○保育士・幼稚園教諭等の確保事業	○こどもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の保幼小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進 ○職員の資質向上のため、就学前教育の保育士・幼稚園教諭等を対象にした幼保合同研修を実施 ○保育人材を確保するため処遇改善を検討 ○保育人材を確保するための取組	保育幼稚園課 こども・学校サポート室	○教職員の資質・専門性の向上	○こどもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の保幼小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進 ○ねらいを持った計画的な研修を通じ、教職員の指導力の向上	こども・学校サポート室			
			○豊かな人間性を育む教育の推進(再掲Ⅰ(3・6)、Ⅱ(4))	○道徳的实践を促す環境づくり	こども・学校サポート室			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
			○安全教育の推進	○児童生徒への安全教育の徹底 ○交通安全教育や防災教育等の安全教育を計画的・継続的に実施し、危機対応能力(自ら判断し、自ら行動する力)を高める	こども・学校サポート室			
			○国際交流の推進	○海外都市などとの友好交流 ・海外のこどもや留学生などとの交流	市民参画課	○国際交流の推進	○多文化交流の機会づくり・情報提供 ○国際交流体験の支援 ・ホームステイ受入れや海外での留学体験などの支援	市民参画課
			○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進	○福祉に関する学びの場の提供 ・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る	社会福祉課	○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進	○福祉に関する学びの場の提供 ・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る	社会福祉課
			○シゴトミライブプロジェクト事業	○シゴトニア☆京田辺の開催 ・京田辺にゆかりのある企業・団体と交流しながら「京田辺のシゴト」を体験する機会の提供 ○椿本チェーン夏休み親子工場見学 ○田辺高校連携事業 ・工場見学、職場体験、出張講演、交流会など	産業振興課	○シゴトミライブプロジェクト事業	○企業の魅力発見事業 ・地域の大学生と市内企業とのマッチング促進 ○市内企業インタビュー ○創業支援事業	産業振興課
○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2))	○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 ・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点	○児童館等での相談事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)) ○教育相談体制の充実 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)・4)	○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			
○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援 (再掲Ⅰ(3))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援 (再掲Ⅰ(3))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課			
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課			
○家庭児童相談室での相談 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○各種手当等の支給による支援	○全員が対象 ・児童手当(国制度)R6拡充 ・妊婦支援給付金の支給 等 ○ひとり親家庭等(再掲Ⅰ(5)・Ⅱ(4)) ・児童扶養手当(国制度) ・特別児童福祉手当(市制度) ・交通遺児奨学金(府制度) ○こどもに障がいがある場合(再掲Ⅰ(5)・Ⅱ(4)) ・特別児童扶養手当(国制度) ・市心身障害児童特別手当 ・市特定心身障害等児童特別手当	子育て支援課	○各種手当等の支給による支援	○全員が対象 ・児童手当(国制度)R6拡充 ○ひとり親家庭等(再掲Ⅰ(5)・Ⅱ(4)) ・児童扶養手当(国制度) ・特別児童福祉手当(市制度) ・母子家庭奨学金(府制度) ・交通遺児奨学金(府制度) ○こどもに障がいがある場合(再掲Ⅰ(5)・Ⅱ(4)) ・特別児童扶養手当(国制度) ・市心身障害児童特別手当 ・市特定心身障害等児童特別手当 ○各種援助・補助金による保護者負担の軽減(再掲Ⅱ(4)) ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課	○各種手当等の支給による支援	○こどもに障がいがある場合(再掲Ⅱ(4)) ・特別児童扶養手当(20歳まで)	子育て支援課
○こどもの医療費の助成(再掲Ⅰ(1))	○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う	子育て支援課	○こどもの医療費の助成(高校生年代まで)(再掲Ⅰ(1))	○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う	子育て支援課			
○養育医療給付事業(再掲Ⅰ(1))	○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付	子育て支援課						
○自然体験活動などの促進(再掲Ⅲ(2))	○新甘南備山生活環境保全林の活用など ○幼稚園等での野外体験活動	農政課 保育幼稚園課	○自然体験活動などの促進(再掲Ⅲ(2))	○薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○自然体験活動、ボランティア活動等多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成	農政課 こども・学校サポート室			
○絵本にふれる機会の充実	○おはなし会 ○赤ちゃん向けおはなし会 ○英語のおはなし会 ○絵本読み聞かせ入門講座 ○ふれあい絵本スタート事業 ○絵本の紹介	中央図書館 子育て支援課	○読書活動の推進	○京田辺市子ども読書活動推進計画に則り、家庭における読書習慣の重要性についての理解を促進 ○学校司書との連携推進 ○英語のおはなし会	こども・学校サポート室 中央図書館			
○児童館等での遊び場の提供(再掲Ⅲ(1))	○乳幼児親子で自由に遊べる「ひろば」の実施 ○地域子育て支援拠点を設置し、安心して遊べる場所を提供	各児童館等 各地域子育て支援拠点	○児童館等での遊び場の提供(再掲Ⅲ(1))	○児童が健全に遊べる「なかよしクラブ」の実施	各児童館等			
○児童館・地域子育て支援拠点施設等の整備	○児童館・地域子育て支援拠点施設等における環境改善(空調・トイレ・手洗い場・遊戯室・駐車場等の整備・安全対策、防犯・防災対策、施設のバリアフリー化など)	子育て支援課	○児童館等の整備	○児童館・地域子育て支援拠点施設等における環境改善(空調・トイレ・手洗い場・遊戯室・駐車場等の整備・安全対策、防犯・防災対策、施設のバリアフリー化など)	子育て支援課			
○親の就業状況にかかわらない支援の充実	○「こども誰でも通園制度」 ○地域子育て支援拠点での短時間の一時預かり	こども未来政策推進室 保育幼稚園課 子育て支援課						

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(3))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(3))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などへの対応 ○生きた教材として給食を活用した食育(お茶育など)の推進や地産地消に配慮した安全で安心な給食の提供	学校給食課			
			○こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実 ○地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	○京田辺市文化振興計画及び京田辺市スポーツ推進計画に基づく取組の推進 ○部活動の地域移行への取組	文化・スポーツ振興課			
			○基礎的な体力・運動能力の向上 ○学校におけるスポーツ環境の整備	○体育の授業や体育的行事の工夫に努め、基礎的な体力、運動能力の向上 ○スポーツに継続して親しむ環境の整備 ・小学校の水泳授業を天候や気温に左右されない屋内プールにおいて専門のインストラクターにより実施	学校教育課 こども・学校サポート室			
			○学校における働き方改革	○共同学校事務室において学校事務の効率化を推進 ○小学校の水泳授業を天候や気温に左右されない屋内プールにおいて専門のインストラクターにより実施することで、教員の負担を軽減	学校教育課			
			○学校における1人1台端末活用の促進	○1人1台端末の学習面やSOSの早期把握のための活用	こども・学校サポート室			
			○「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一層の推進	○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、誰一人取り残さない安全・安心な社会の実現に資する	人権啓発推進課	○「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一層の推進	○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、誰一人取り残さない安全・安心な社会の実現に資する	人権啓発推進課
○施設の自主点検の継続実施	○施設の自主点検を継続して実施	保育幼稚園課	○学校施設・設備の点検及び整備	○学校施設・設備の適切な点検及び計画的な整備を促進し、安全で安心して学べる教育・学習環境を提供	学校教育課			
			○同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくり (再掲Ⅰ(6))	○こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組の実施 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課	○大学、学生等との連携協力等	○こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組の実施 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校 ○「きょうたなべ政策グランプリ JAPAN」の開催 ○「ええまちつくろう事業補助金」による活動支援	市民参画課

実施事業Ⅰ(3)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	○「こどもまんなか児童福祉週間」の実施 ○こども基本法、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることの周知	こども未来政策推進室 子育て支援課	○こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	○「こどもまんなか児童福祉週間」の実施 ○こども基本法、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることの周知	こども未来政策推進室 子育て支援課	○こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	○「こどもまんなか児童福祉週間」の実施 ○こども基本法、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることの周知	こども未来政策推進室 子育て支援課
			○意見発表などの機会の充実	○「子どもの主張大会」の実施	こども未来政策推進室 社会教育課 こども・学校サポート室			
			○人権意識を高めるための啓発活動等の実施	○人権問題研修会 ○こどもの人権やインターネット上の人権侵害に関する取組 ○わくわくワークショップ ○ホームページ、広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進課	○人権意識を高めるための啓発活動等の実施	○人権問題研修会 ○こどもの人権やインターネット上の人権侵害に関する取組 ○わくわくワークショップ ○ホームページ、広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進課
○人権教育の充実	○価値観の違いを認める意識の醸成・保育所(園)、幼稚園、認定こども園 ○研修会 ・ハートフルフェスタ、幼児の作品展示など	保育幼稚園課	○人権教育の充実	○計画的な人権教育の推進と人権学習の工夫改善 ・小・中学校 ○研修会 ・ハートフルフェスタ、小・中学生の作品展示など ・人権に係る学習会	こども・学校サポート室 社会教育課			
○障がいがある児童の保育・教育などの推進 (再掲Ⅱ(4))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実 ○インクルーシブ教育・保育の推進	保育幼稚園課 こども・学校サポート室	○障がいがある児童・生徒の教育などの推進 (再掲Ⅱ(4))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実 ○インクルーシブ教育・保育の推進	こども・学校サポート室			
○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 こども・学校サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
			○広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○こども・若者を含む市民による記事掲載	秘書広報課	○広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○こども・若者を含む市民による記事掲載	秘書広報課
			○いじめの防止・早期発見・早期解決	○児童・生徒の電話相談、相談窓口の周知、啓発カードの配付 ○「いじめ防止基本方針」に基づき、情報共有と組織的対応に努め、いじめの未然防止、早期発見・早期解決 ○犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、警察等関係機関と連携 ○いじめ防止対策推進委員会の開催 ○1人1台端末を活用した取組	子育て支援課 こども・学校サポート室			
			○不登校児童に対するネットワークの構築	○小中学校教員及び教育支援センター支援員を対象とした、不登校に係る会議及び研修	こども・学校サポート室			
			○豊かな人間性を育む教育の推進 (再掲Ⅰ(2・6)、Ⅱ(4))	○道徳的実践を促す環境づくり	こども・学校サポート室			
○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○子育て家庭への支援 ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業 (再掲Ⅱ(1)) ・家庭支援推進保育士の配置 (再掲Ⅰ(2)) ○相談・支援体制の充実 ・地域子育て支援センターでのすくすく子育て相談の実施 (再掲Ⅰ(2))	子育て支援課 保育幼稚園課	○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動の実施 ○自己肯定感を育てる教育の実施 ○支援員等の配置 ○公認心理師による学校等へのスーパーバイズ ○スクールカウンセラーによる教育相談の実施 ○1人1台端末を活用した取組	障がい福祉課 学校教育課 こども・学校サポート室	○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○市内高等学校・大学・企業への自殺対策事業連携訪問 ○自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動の実施	障がい福祉課
○乳幼児期の訪問事業 (再掲Ⅰ(1・4))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課						
						○女性相談 (再掲Ⅱ(3))	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム
○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援 (再掲Ⅰ(2))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への活動費の支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課						

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○こどもの性被害防止	○こどもの性的搾取等の撲滅に向けて、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施 ○こども性暴力防止法を基に「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進	人権啓発推進課 職員課 保育幼稚園課	○こどもの性被害防止	○こどもの性的搾取等の撲滅に向けて、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施 ○インターネット依存や SNS をきっかけとしたトラブルなどに巻き込まれないよう、情報モラル教育を実施 ○こども性暴力防止法を基に「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進	人権啓発推進課 教育総務室 こども・学校サポート室			
○LGBT 等への理解促進事業	○リーフレット等の活用によりこども・親・保育士、幼稚園教諭等に周知	人権啓発推進課	○LGBT 等への理解促進事業 ○社会の多様性に配慮した総合的な取組の推進	○リーフレット等の活用によりこども・親・保育士・教員に周知 ○社会の多様性に配慮し、あらゆる人権問題の解決を目指した総合的な取組の推進	人権啓発推進課 こども・学校サポート室	○LGBT 等への理解促進事業	○リーフレット等の活用により周知	人権啓発推進課
○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課	○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課	○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課

実施事業Ⅰ(4)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課	○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課	○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課
○家庭児童相談室での相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課
○乳幼児期の健康診査事業 (再掲Ⅰ(1))	○1 か月児健康診査 ○3 か月児健康診査 ○1 歳 6 か月児健康診査 ○3 歳 6 か月児健康診査 ○5 歳児の健康診査	子育て支援課						
○乳幼児期の相談事業 (再掲Ⅰ(1))	○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン ○10 か月児発達相談 ○2 歳児発達相談 ○発達相談員による発達相談 ○転入時アンケート	子育て支援課						
○乳幼児期の訪問事業 (再掲Ⅰ(1・3))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課						
○乳幼児健診未受診者、未就園児等の状況確認の実施	○乳幼児健診未受診者、未就園児の状況確認、指導 (再掲Ⅱ(4))	子育て支援課	○不就学児等の状況確認の実施	○不就学児等の状況確認、指導	子育て支援課 学校教育課			
○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))	○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 ・指導員等とこどものふれあい の中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点	○児童館等での相談事業 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2)) ○教育相談体制の充実 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2・4))	○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課
○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課
○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅱ(4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施し、家庭環境を整える ○産後ケア事業 ・出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業 ○保育所等での一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))) ・こどもの預かりの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課	○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅱ(4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施し、家庭環境を整える ○児童育成支援拠点事業 ・養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を実施 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))) ・こどもの預かりの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課			
○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅱ(4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課	○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅱ(4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課			
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課			

実施事業Ⅰ(5)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲Ⅱ(4))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へとつなげる	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲Ⅱ(4))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へとつなげる	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へとつなげる ○若者やその家族からのひきこもりに関する相談にも対応し、関係機関と連携、支援 (再掲Ⅱ(4))	社会福祉課
○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課	○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課	○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課
			○こども生活・学習支援事業 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	○低所得の子育て世帯やひとり親家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に、こども生活・学習支援事業を実施	社会福祉課			
○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援 (再掲Ⅱ(4))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組を実施する ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援 (再掲Ⅱ(4))	子育て支援課	○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援 (再掲Ⅱ(4))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組を実施する ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援 (再掲Ⅱ(4))	子育て支援課			
○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	○保育サービスの実施 (再掲Ⅱ(3)) ○病児・病後児保育事業 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3)) ○病児保育事業(体調不良児対応型) (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3))	保育幼稚園課	○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	○病児・病後児保育事業 ・小学6年生まで対象 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3))	保育幼稚園課			
○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭医療費助成事業 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(1・4)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○高校生給付型奨学金(府制度) ○ひとり親家庭医療費助成事業 (再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(1・4)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○進学・就職準備給付金の支給も含め、生活保護の実施 (再掲Ⅱ(4))	社会福祉課
○幼児教育・保育の無償化 (再掲Ⅱ(3))	○3歳から5歳のこどもと0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもの保育料等の無償化	保育幼稚園課障がい福祉課						
○教育・保育費用の負担軽減 (再掲Ⅱ(4))	○保育所(園)・幼稚園・認定こども園保育料の軽減(生活保護・ひとり親世帯など)	保育幼稚園課	○教育・保育費用の負担軽減 (再掲Ⅱ(4))	○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 ○留守家庭児童会負担金の減免	学校教育課 社会教育課			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(3))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(3))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などへの対応	学校給食課			
○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅱ(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅱ(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅱ(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課

実施事業Ⅰ(6)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
			○同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくり (再掲Ⅰ(2))	○こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課	○同志社大学等と連携したこどもの学びの機会づくり (再掲Ⅰ(2))	○こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課
			○同志社大学、日産自動車(株)、京田辺市による次世代モビリティ講座	○日産自動車(株)、同志社大学、京田辺市による電気自動車を活用したモビリティサービスを推進していく三者協定に基づき、次世代モビリティの紹介や自動運転の仕組みについての講座を開催	計画交通課			
			○放課後子ども教室 (再掲Ⅲ(1))	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
○大住児童館リニューアル (再掲Ⅲ(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル (再掲Ⅲ(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル (再掲Ⅲ(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課
			○各種教室・大会などの実施	○子ども体験教室の開催 ○映画会や夏休みの企画 ○健康や体力づくりのためのイベントや市民体育大会・市民マラソンなどの実施 ○施設でのおまつり等の実施	文化・スポーツ振興課 中央公民館 北部・中部住民センター 中央図書館	○各種教室・大会などの実施	○健康や体力づくりのためのイベントや市民体育大会・市民マラソンなどの実施 ○施設でのおまつり等の実施	文化・スポーツ振興課 北部・中部住民センター
○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課	○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課	○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課
						○生涯学習人材バンク	○生涯学習事業ボランティア派遣	社会教育課
			○平和推進事業	○小・中学生平和大使ひろしま派遣事業 ○みんなで平和を考えよう！ピースリングバスツアー ・平和について学ぶ子ども映画上映会の実施 ○平和書道展	総務室			
			○地域伝統的体験学習の推進 (再掲Ⅲ(1))	○地域伝統的体験学習の開催	社会教育課			
○子ども会育成事業の推進 (再掲Ⅲ(1))	○子ども会育成事業・地域子ども会の育成と支援	中央公民館	○子ども会育成事業の推進 (再掲Ⅲ(1))	○子ども会育成事業・地域子ども会の育成と支援	中央公民館			
			○豊かな人間性を育む教育の推進 (再掲Ⅰ(2・3)、Ⅱ(4))	○道徳的実践を促す環境づくり	こども・学校サポート室			

基本目標Ⅱ こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

こどもを育てることは、社会の未来を担う世代を育む大きな喜びであり、責任でもあります。

こどもを安心して生み育てることができる環境を整えることを目指し、保護者の健康支援や情報提供、子育て支援の充実を図ります。

重点事業

Ⅱ こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1)親の健康づくり支援	○妊婦・周産期の母子保健事業(産後ケア事業)	○出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援	実施	①	子育て支援課
(2)子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実	○情報発信強化事業	○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行	実施	①	子育て支援課
	○子育てに係る情報提供体制の充実(ベビープログラムの実施)	○ベビープログラム(BP1:初めての赤ちゃんと母親、BP2:2人目以降のきょうだいと母親が参加するプログラム)の実施	実施	①	子育て支援課
	○児童館、子育て支援拠点における相談事業	○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	実施	① ②	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点
(3)仕事と子育ての両立支援	○待機児童ゼロ事業	○年度当初で保育所(園)・こども園等への入所希望者全員の受入れ	年度当初での入所希望者全員の受入れ	①	保育幼稚園課
	○留守家庭児童会の充実	○入会希望者のニーズに対応するための施設整備や民間委託等 ○平日の放課後、土曜日のほか、夏休み期間中などの入会希望者の増加への対応	実施	②	社会教育課
(4)特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実	○児童虐待の未然防止(家庭支援事業の推進)	㊦子育て世帯訪問支援事業 ㊦児童育成支援拠点事業 ㊦親子関係形成支援事業	実施	① ②	子育て支援課

※：ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) 親の健康づくり支援

妊娠前や妊娠期から、こどもを安心して生み育てられるよう、医療機関などの関係機関と連携を強化し、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。また、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児に対する不安を軽減し、妊産婦への支援を行います。

さらに、産後ケアや助産師による家庭訪問保健指導を提供することで、出産後の不安や負担を軽減し、母親が心身ともに安心して子育てできる環境、また、母親が健康的に育児に専念できる体制を整えます。

加えて、健診や予防接種などを通じて、将来、親となる若い世代の健康管理を支援します。

施策の方向(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

少子高齢化や核家族化が進行する中で、身近な地域に相談できる相手がいらないなど、子育てへの不安や負担が増大していることから、子育てに対する不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられるよう、相談体制や情報提供の充実が重要です。

そのため、地域において相談しやすい環境を整備し、深刻な問題に対応する専門的な相談窓口の体制を強化するとともに、児童館や子育て支援拠点を地域の相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携を強化することで相談事業の充実を図ります。

さらに、ベビープログラムの実施を通じて、初めての育児を行う母親やきょうだいを育てる保護者に対する支援を提供し、地域全体での子育て支援を強化します。

加えて、家庭教育に関する情報や学習機会を提供し、親としての自覚を育みながら、家庭や地域での子育てを支援します。

施策の方向(3) 仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出や多様な働き方が進む中、保育ニーズが増加しています。育児休業が取得しやすい環境整備に加え、柔軟な働き方を選択できる社会基盤の拡充が求められています。

そのため、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など、多様な保育サービスを提供し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援します。また、待機児童ゼロ事業を通じ、少なくとも年度当初での保育所やこども園への入所希望者全員を受け入れる体制を整えるとともに、幼稚園での預かり保育を充実させます。

さらに、留守家庭児童会の充実により、平日放課後や土曜日、夏休みなどのこども受け入れ体制を強化します。

事業所に対しては、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の育児参加に関する啓発を行い、保護者が仕事と育児を両立できるよう働きかけていきます。

施策の方向(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

こどもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境を整えることが求められています。

特に近年では、ひとり親家庭や発達に課題のあるこどもなど、さまざまな環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を育むことが重要です。また、特別な支援が必要な子育て家庭には、それぞれの状況に応じた支援が求められます。

そのため、ひとり親家庭への相談体制の充実や生活・就労の支援を進め、医療的ケア児の保育・教育への支援を行うとともに、障がいがあるこどもが地域社会で自立した生活を送れるよう、保育施設や学校での支援体制を充実させます。

さらに、児童虐待の未然防止を目的とした家庭支援事業を推進し、「子育て世帯訪問支援事業」や「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を導入することで、親子関係の健全な形成と、こどもが安心して成長できる環境を提供します。

実施事業Ⅱ(1)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○不妊症・不育症に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	○不妊治療等への助成 ○不妊症・不育症等に関する情報の周知	子育て支援課						
○妊婦・周産期の母子保健事業(再掲Ⅰ(1))	○妊婦健康診査(14回)、妊婦歯科健康診査事業、産婦健康診査助成事業(2回)、産前・産後サポート事業、産前・産後ホームヘルパー派遣事業、養育支援訪問 ○産後ケア事業 出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援	子育て支援課						
○里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進	○住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携による里帰り妊産婦への切れ目のない支援	子育て支援課						
						○プレコンセプションケアの推進(再掲Ⅰ(1))	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課
						○若い世代の定期的な健康管理の支援(再掲Ⅰ(1))	○カラダメンテナンス ・16歳～29歳対象の健診 ○予防接種、がん検診 ・歯周病検診	健康推進課
						○健康づくり事業における重点的な取組(再掲Ⅰ(1))	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活 など	健康推進課

実施事業Ⅱ(2)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(3))	○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 ・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム	○教育を通じた男女共同参画の推進 (再掲Ⅱ(3))	○児童・生徒に対する男女共同参画の意識啓発	こども・学校サポート室	○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(3))	○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 ・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム
○事業所への啓発事業 (再掲Ⅱ(3))	○事業所への啓発の推進 ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発	人権啓発推進課 社会福祉課						
○情報発信強化事業	○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行	秘書広報課 子育て支援課	○情報発信強化事業	○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行	秘書広報課 子育て支援課			
○子育てに係る情報提供体制の充実	○パパママセミナーの実施 ○ベビープログラム(BP1:初めての赤ちゃんと母親、BP2:2人目以降のきょうだいと母親が参加するプログラム)の実施	子育て支援課						
○地域子育て支援事業 (再掲Ⅲ(1))	○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援 ○家庭教育支援 ・家庭教育に関する学習機会の充実	社会教育課	○地域子育てセミナーの開催支援 (再掲Ⅲ(1))	○地域子育てセミナーの開催支援 ○家庭教育支援 ・家庭教育に関する学習機会の充実	社会教育課			
			○明日の親となるための子育て理解講座	○中学生を対象とした子育て理解講座 ○乳幼児ふれあい体験事業	子育て支援課 社会教育課			
○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催	子育て支援課 警防課	○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催 ○健康安全教育	子育て支援課 こども・学校サポート室 警防課	○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	○救命講習の開催	警防課
○保育所(園)、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援拠点での相談事業 (再掲Ⅰ(2・4))	○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 ・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点	○児童館等での相談事業 (再掲Ⅰ(2・4)) ○教育相談体制の充実 (再掲Ⅰ(2・4)、Ⅱ(4))	○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2・4))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2・4))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課			
○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅰ(4))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅰ(4))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅰ(4))	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・＃189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援	子育て支援課
○子育て支援のネットワークづくり (再掲Ⅲ(1))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(3・4)、Ⅲ(1)) ○育児サークルの支援 ・サークルリーダー交流会 ・保育士などの派遣 ・えぶろんママの派遣 ・活動場所の提供など (再掲Ⅲ(1))	子育て支援課	○子育て支援のネットワークづくり (再掲Ⅲ(1))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(3・4)、Ⅲ(1))	子育て支援課			
○子育て仲間の交流促進事業	○はぐはぐカフェ ○地域子育て支援拠点でのひろば事業 ○児童館等での親子教室・ひろば事業	子育て支援課						

実施事業Ⅱ(3)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(2))	○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 ・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書の貸出しなど	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム	○教育を通じた男女共同参画の推進 (再掲Ⅱ(2))	○児童・生徒に対する男女共同参画の意識啓発	こども・学校サポート室	○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(2))	○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 ・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書の貸出しなど	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム
○事業所への啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	○事業所への啓発の推進 ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発	人権啓発推進課 社会福祉課						
○京田辺市特定事業主行動計画の推進	○京田辺市特定事業主行動計画の推進 ・男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進 ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進	職員課	○京田辺市特定事業主行動計画の推進	○京田辺市特定事業主行動計画の推進 ・男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進 ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進	職員課			
○就学前施設の整備	○幼保連携型認定こども園の整備事業 ○民間保育園等の整備 ○認定こども園、保育所、幼稚園等施設における環境改善(空調、調理場・手洗い場、教室・保育室、トイレ、遊具・園庭、駐車場、防犯・防災対策施設、バリアフリー対策等)	こども未来政策推進室 保育幼稚園課	○留守家庭児童会施設の整備	○留守家庭児童会施設における環境改善(空調、手洗い場、教室、トイレ、駐車場、防犯・防災対策施設、必要に応じたバリアフリー対策等)	社会教育課			
○待機児童ゼロ事業	○年度当初で保育所(園)・こども園等への入所希望者全員の受入れ	保育幼稚園課						
○幼児教育・保育の無償化 (再掲Ⅰ(5))	○3歳から5歳のこどもと0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもの保育料等の無償化	保育幼稚園課 障がい福祉課						
○保育サービスの実施 (再掲Ⅰ(5))	○通常保育事業 ○延長保育事業 ○障がい児保育事業 ○預かり保育事業 ○一時保育事業 ○低年齢児保育(産休明け児童の保育)	保育幼稚園課						
○苦情解決システムの運用	○苦情解決システムを適切に運用	保育幼稚園課						

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○病児・病後児保育事業 (再掲Ⅰ(1・5))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課	○病児・病後児保育事業 (再掲Ⅰ(1・5))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施 (小学6年生まで対象)	保育幼稚園課			
○病児保育事業(体調不良児対応型) (再掲Ⅰ(1・5))	○保育中に体調不良となった場合に保育所等において緊急に対応	保育幼稚園課						
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲Ⅰ(2・5))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食の実施	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲Ⅰ(2・5))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などへの対応 ○生きた教材として給食を活用した食育(お茶育など)の推進や地産地消に配慮した安全で安心な給食の提供	学校給食課			
			○留守家庭児童会の充実	○入会希望者の増加に対応するための施設整備 ○平日の放課後のほか、土曜日、夏休み期間中などの入会希望者の増加への対応	社会教育課			
			○放課後児童対策パッケージ事業の推進	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム	○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム	○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲Ⅰ(3))	女性交流支援ルーム
○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))	○ファミリー・サポート・センター事業 ・育児の援助を受けたい人になりたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合う事業	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))	○ファミリー・サポート・センター事業 ・育児の援助を受けたい人になりたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合う事業	子育て支援課			

実施事業Ⅱ(4)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○障がいがある児童の保育・教育などの推進 (再掲Ⅰ(3))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	保育幼稚園課 こども・学校サポート室	○障がいがある児童の保育・教育などの推進 (再掲Ⅰ(3))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	こども・学校サポート室			
○専門的支援が必要な児童への支援の強化 (再掲Ⅰ(1・3))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 こども・学校サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			
○障がいがある児童の自立と社会参加促進事業	○児童発達支援センター等と連携を図り、また、重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、地域社会への参加や受入れを推進	障がい福祉課 子育て支援課 保育幼稚園課 こども・学校サポート室	○障がいがある児童の自立と社会参加促進事業	○児童発達支援センター等と連携を図り、また、重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、地域社会への参加や受入れを推進 ○支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	障がい福祉課 子育て支援課 こども・学校サポート室			
○京田辺市障害児福祉計画に基づく事業の推進	○障がい児支援の提供体制の整備等 ・乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○障がい児相談支援事業 ・障害児通所支援サービス等を利用する児童に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング ○障がい児施策の情報提供・啓発の実施 ・障がいへの理解を深めるための研修 ・障害児通所に係るサービス・相談支援事業所等の情報提供	障がい福祉課	○京田辺市障害児福祉計画に基づく事業の推進	○障がい児支援の提供体制の整備等 ・乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○障がい児相談支援事業 ・障害児通所支援サービス等を利用する児童に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング ○障がい児施策の情報提供・啓発の実施 ・障がいへの理解を深めるための研修 ・障害児通所に係るサービス・相談支援事業所等の情報提供	障がい福祉課			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課	○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課	○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課
○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(再掲Ⅰ(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課	○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(再掲Ⅰ(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課	○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(20歳まで)(再掲Ⅰ(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課
○産後うつ啓発事業	○産後うつ等の啓発やスクリーニングを実施することで、産後うつ病の客観的評価と早期・継続的支援	子育て支援課						
○各種健診・発達相談などにおける相談事業	○継続的な相談・訪問支援の実施 ○健診・相談事業の未受診者の把握(再掲Ⅰ(4))	子育て支援課						
○家庭児童相談室での相談(再掲Ⅰ(2・4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談(再掲Ⅰ(2・4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課			
			○こども生活・学習支援事業(再掲Ⅰ(2・5))	○家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に実施	社会福祉課			
			○教育相談体制の充実(再掲Ⅰ(2・4)、Ⅱ(2))	○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	こども・学校サポート室			
			○児童館等での相談事業(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)) ○教育相談体制の充実(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・4))	○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			
○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援(再掲Ⅰ(5))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援(再掲Ⅱ(4))	子育て支援課	○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援(再掲Ⅰ(5))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援(再掲Ⅱ(4))	子育て支援課			
○経済的支援(再掲Ⅰ(5))	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭医療費助成事業(再掲Ⅰ(1・5)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内(再掲Ⅰ(2・5))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○高校生給付型奨学金(府制度) ○ひとり親家庭医療費助成事業(再掲Ⅰ(1・5)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内(再掲Ⅰ(2・5))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○進学・就職準備給付金の支給も含め、生活保護の実施(再掲Ⅰ(5))	社会福祉課

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当当課	事業名	事業概要	担当当課	事業名	事業概要	担当当課
○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅰ(5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅰ(5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲Ⅰ(5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流 支援ルーム 子育て支援課
○ひとり親家庭の交流促進	○ひとり親家庭新入学児童を祝う会の開催 ○京田辺・さくら(母子会)の支援	子育て支援課	○ひとり親家庭の交流促進	○京田辺・さくら(母子会)の支援	子育て支援課			
○教育・保育費用の負担軽減	○保育所(園)・幼稚園・認定こども園保育料の軽減(生活保護・ひとり親世帯など) (再掲Ⅰ(5))	保育幼稚園課	○教育・保育費用の負担軽減	○各種援助・補助金による保護者負担の軽減(再掲Ⅰ(2・5)) ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 ○留守家庭児童会負担金の減免	学校教育課 社会教育課			
○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲Ⅰ(5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲Ⅰ(5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲Ⅰ(5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援 ○若者やその家族からのひきこもりに関する相談にも対応し、関係機関と連携、支援 (再掲Ⅰ(5))	社会福祉課
○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅰ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅰ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅰ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課
			○ヤングケアラーの実態把握、啓発、相談窓口の設置	○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	子育て支援課	○ヤングケアラーの実態把握、啓発、相談窓口の設置	○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	子育て支援課
○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅰ(4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施 ○産後ケア事業 ・出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業 ○保育所等での一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3)、Ⅲ(1)) ・こどもの預かりの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課	○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅰ(4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施 ○児童育成支援拠点事業 ・養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を実施 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3)、Ⅲ(1)) ・こどもの預かりの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課			
○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅰ(4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課	○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅰ(4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課			
○特定妊婦等に対する支援の強化	○改正児童福祉法を踏まえ、特定妊婦を把握し、関係機関と連携し、適切な支援	子育て支援課						

基本目標Ⅲ こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

こどもが安心して生活し、社会の中で健やかに育つことができる環境を整えることは、持続可能な地域社会を築く上で欠かせません。

地域全体でこどもを支える体制を構築し、こどもや若者が安心して過ごせる場所を提供しつつ、地域に住むすべての世代が協力し合う社会を目指します。

重点事業

Ⅲ こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1)地域における子育て支援の推進	○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣するもの	派遣先数の増加	① ②	高齢者支援課
(2)こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	計画に基づく整備	① ② ③	公園緑地課
	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	イベント開催(公園緑地課と要調整)	① ② ③	公園緑地課 関係各課

※：ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) 地域における子育て支援の推進

こどもが乳幼児期から社会性を獲得し、心豊かに成長するためには、地域のさまざまな人々とのふれあいが重要です。

そのため、人材活用や参加支援体制を強化し、地域社会全体で子育てを推進します。また、こども同士や親同士の交流の場を提供し、育児サークルの活動を支援するほか、多年代での交流の一環として、保育所(園)児童の福祉施設訪問などを行います。

さらに、幼稚園や保育所(園)も地域の子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを開催し、地域での子育て支援を推進します。

地域全体でこどもや若者を見守り、安心して成長できる環境を整えることは、こどもの健全な成長にとって重要です。大住児童館のリニューアルでは、乳幼児から青年期まで安心して過ごせる場所を提供し、自由に学び遊べる場を通じて地域との交流を促進します。また、「高齢者いきいきポイント事業」に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣するなどの活動を通じて、世代を超えたつながりを強化し、地域全体がこどもを支える温かい社会を実現します。

施策の方向(2) こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり

本市は、木津川や甘南備山など自然豊かな環境に恵まれています。こどもたちがその中で伸び伸びと成長できることを目指します。

自然体験活動を通じて、自然の恵みに感謝する心を育むため、また、こどもが自由で安全に遊べる場を確保するために、公園や緑地の整備を進めます。公園や街路樹の再整備では、地域住民やこども、保護者の視点を取り入れ、安全に遊べる環境を提供します。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた道路や施設の整備を進めることで、妊産婦、乳幼児連れ、高齢者、障がい者など、すべての人が安心して生活できるまちづくりを実現します。

さらに、新しく整備した京田辺クロスパーク「タナクロ」を活用した交流イベントを通じて、こどもやその家族が緑や農業に触れ合う機会を創出し、自然との関わりを深めるとともに地域全体でのつながりを強化します。

近年、こどもが被害に遭う事件が増えているため、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や、防犯対策、交通安全対策を総合的に推進し、明るく安全なまちづくりを目指します。

実施事業Ⅲ(1)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
			○大学生等によるこどもの多様な学びの機会提供に対する支援	○大学教員、学生サークル等による子育て支援サポート活動に対する支援	市民参画課	○大学生等によるこどもの多様な学びの機会提供に対する支援	○大学教員、学生サークル等による子育て支援サポート活動に対する支援	市民参画課
○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣	高齢者支援課	○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣	高齢者支援課			
○子育て支援のネットワークづくり(再掲Ⅱ(2))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4)) ○育児サークルの支援 ・サークルリーダー交流会 ・保育士などの派遣 ・えぶろんママの派遣 ・活動場所の提供など(再掲Ⅱ(2))	子育て支援課	○子育て支援のネットワークづくり(再掲Ⅱ(2))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4))	子育て支援課			
			○通学・通園路の安全対策事業	○地域と学校、行政が協力した通学時の見守り ・通学安全整理員等の配置(再掲Ⅲ(2))	学校教育課			
						○市民活動の推進	○市民団体の活動助成 ○市民活動に関する講座	市民参画課
			○放課後子ども教室(再掲Ⅰ(6))	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
			○地域伝統的体験学習の推進(再掲Ⅰ(6))	○地域伝統的体験学習の開催	社会教育課			
○児童館等での遊び場の提供事業(再掲Ⅰ(2))	○乳幼児親子で自由に遊べる「ひろば」の実施 ○地域子育て支援拠点の設置	各児童館等 各地域子育て支援拠点	○児童館等での遊び場の提供(再掲Ⅰ(2))	○こどもが健全に遊べる「なかよしクラブ」の実施	各児童館等			
○大住児童館リニューアル(再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル(再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル(再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課
○子ども会育成事業の推進(再掲Ⅰ(6))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館	○子ども会育成事業の推進(再掲Ⅰ(6))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館			
○地域に開かれた保育事業の推進	○保育所(園)地域活動事業 ・保育所(園)体験(園庭開放) ・育児講座 ・世代間交流事業	保育幼稚園課						
			○地域に開かれた学校づくりの推進	○学校運営協議会制度(コミュニティスクール)等の積極的な活用を図り、開かれた学校づくりを推進	教育総務室 学校教育課 こども・学校サポート室			
○地域子育て支援事業(再掲Ⅱ(2))	○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援 ○家庭教育支援 ・家庭教育に関する学習機会の充実	社会教育課	○地域子育てセミナーの開催支援(再掲Ⅱ(2))	○地域子育てセミナーの開催支援 ○家庭教育支援 ・家庭教育に関する学習機会の充実	社会教育課			

実施事業Ⅲ(2)

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○地域みんなで子育て推進事業	○祖父母世代への子育て講座の開催と祖父母手帳の活用	子育て支援課						
○通学・通園路の安全対策事業 ○交通安全対策の充実	○通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策の実施 ・通学路安全推進会議の開催 ・踏査事業の実施 ・交通安全施設の設置及び管理	保育幼稚園課 都市整備課 施設管理課	○通学・通園路の安全対策事業 ○交通安全対策の充実	○地域と学校、行政が協力した通学時の見守り ・通学安全整理員等の配置（再掲Ⅲ(1)） ○通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策の実施 ・通学路安全推進会議の開催 ・踏査事業の実施 ・交通安全施設の設置及び管理	学校教育課 都市整備課 施設管理課			
○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会防犯パトロールへの支援	社会教育課	○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会防犯パトロールへの支援	社会教育課	○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会防犯パトロールへの支援	社会教育課
○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室	○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室	○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室
○交通安全の啓発 ○防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進	○交通安全の意識高揚と交通事故防止を図るための啓発 ○心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	計画交通課 保育幼稚園課	○交通安全の啓発 ○防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進	○交通安全の意識高揚と交通事故防止を図るための啓発 ○心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	計画交通課 こども・学校サポート室			
○さくら連絡網の活用	○こどもの安全を守るために、迅速かつ公平に正確な情報発信の実施	こども・学校サポート室	○さくら連絡網の活用	○こどもの安全を守るために、迅速かつ公平に正確な情報発信の実施	こども・学校サポート室			
○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課
○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課
○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、こどもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課	○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、こどもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課	○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、こどもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課
○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課	○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課	○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課
○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課	○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課	○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課
○自然体験活動などの促進（再掲Ⅰ(2)）	○新甘南備山生活環境保全林の活用など ○幼稚園等での野外体験活動	農政課 保育幼稚園課	○自然体験活動などの促進（再掲Ⅰ(2)）	○新甘南備山生活環境保全林の活用など ○自然体験活動、ボランティア活動等多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成	農政課 こども・学校サポート室			

こどもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課	事業名	事業概要	担当課
○循環型社会の構築	○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」との協働	清掃衛生課	○循環型社会の構築	○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」との協働	清掃衛生課	○循環型社会の構築	○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」との協働	清掃衛生課
			○持続可能な社会づくりに関する学習	○持続可能な社会の創り手となるよう、課題解決に向けて取り組もうとする意欲や態度の育成	こども・学校サポート室			
○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進	環境課	○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進	環境課	○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進	環境課
○喫煙・受動喫煙防止事業	○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る	健康推進課	○喫煙・受動喫煙防止事業	○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る	健康推進課	○喫煙・受動喫煙防止事業	○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る	健康推進課
○福祉のまちづくりの推進	○道路補修 ・市道補修の際、こどもやベビーカーに配慮し、必要な箇所の段差解消、細目グレーチングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置	施設管理課	○福祉のまちづくりの推進	○道路補修 ・市道補修の際、こどもやベビーカーに配慮し、必要な箇所の段差解消、細目グレーチングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置	施設管理課			

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに放課後児童対策パッケージに基づく取組

1 基本事項

(1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条第2項により、「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「量の見込み」、「確保方策」を定めます。本市では、法定各事業の実施に向けて、重点的に取り組んでいます。

(2) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、自治体は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に異動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域は、こどもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して定めることが求められます。

これまで、本市の総合計画（まちづくりプラン）は、北部、中部、南部の3地域を基本とすることが多くなっていますが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえると、教育・保育提供区域を3つに分けることは地域間の偏りが大きく、確保の方策を設定する上で無理が生じることが明らかになりました。そのため、教育・保育提供区域は市全体を1つの区域とします。

(3) 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には、こどもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	認可保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の 保育の必要量によって決定	

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

事業概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。

《幼稚園、認定こども園(幼稚園枠)》

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	642	623	604	586	580
提供量	1,308	1,128	1,128	1,128	1,128
特定施設	970	790	790	790	790
それ以外	338	338	338	338	338
提供量－ニーズ量	666	505	524	542	548

《保育所(園)・認定こども園(保育所枠)》

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	1,694	1,656	1,652	1,616	1,603
2号(3歳以上児)	1,000	971	942	913	904
3号					
2歳	328	294	323	319	317
1歳	268	294	291	289	287
0歳児	98	97	96	95	95
提供量	1,681	1,681	1,681	1,681	1,681
提供量－ニーズ量	-13	25	29	65	78

今後の方向性

1 号認定こどもについては、幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により、定員の適正化を図りつつ、既存の市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園、市立幼稚園・認定こども園により受入れを図ります。

2 号認定こども及び 3 号認定こどもについては、幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、既存の市立保育所・認定こども園、私立保育園・認定こども園及び企業主導型保育事業所の地域枠に加え、こども園等の新設等による施設定員の増により受入れを図ります。併せて不足するニーズ量については、定員の弾力化運用や広域利用により対応してまいります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

保護者の就労形態の多様化などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外で保育を行う事業です。

《河原こども園・草内保育所・三山木保育所・大住保育園・みみづく保育園・ウェルネス保育園京田辺・大住こども園・松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園・ニチイキッズ京田辺保育園・ほほえみ保育園京田辺園・まゆあいのおうち保育園》

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	482 人	472 人	469 人	460 人	456 人
提供量	482 人	472 人	469 人	460 人	456 人
実施箇所数(確保方策)	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
提供量－ニーズ量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後の方向性

18時台の保育終了時間希望の保護者には、時間外保育で対応できるよう、提供量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日・夏休みなどの長期休暇中にも実施しています。

《田辺東留守家庭児童会、田辺留守家庭児童会、草内留守家庭児童会、大住留守家庭児童会、桃園留守家庭児童会、薪留守家庭児童会、三山木留守家庭児童会、松井ヶ丘留守家庭児童会、Sola(空)、みんなのき倶楽部》

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	1,044 人	1,044 人	1,020 人	1,002 人	1,008 人
提供量	1,149 人	1,222 人	1,222 人	1,320 人	1,320 人
実施箇所数(確保方策)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
提供量－ニーズ量	105 人	178 人	202 人	318 人	312 人

今後の方向性

市全体としては、提供量を確保できていますが、施設によってはニーズ量が上回っており、今後も学校施設や民間事業所の活用、留守家庭児童会施設の増築などにより、確保量を増やしていきます。

留守家庭児童会における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。

放課後児童支援員不足については、継続して募集を行うとともに、人材派遣会社の活用や、一部民間委託も行い、職員体制やサービスの充実を図ります。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間養育または保護を行う事業です。

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
提供量	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量－ニーズ量	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

今後の方向性

令和 6 年度(2024年度)までと同等の方向性で提供量を確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

《支援センター3 か所・子育てひろば1 か所》

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	30,948 人	30,600 人	31,428 人	31,128 人	30,948 人
提供量	40,320 人	40,320 人	40,320 人	40,320 人	40,320 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提供量－ニーズ量	9,372 人	9,720 人	8,892 人	9,192 人	9,372 人

今後の方向性

引き続き、利用者ニーズを踏まえつつ子育てに係る支援事業の内容充実を図ります。

(5) 幼稚園における一時預かり事業(預かり保育事業)

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育する事業です。

《田辺幼稚園(R7まで)・草内幼稚園・三山木幼稚園・松井ヶ丘幼稚園・薪幼稚園・
普賢寺幼稚園・市立こども園(大住こども園・河原こども園)・
私立こども園(松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園)》

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	39,500 人	39,500 人	39,500 人	39,500 人	39,500 人
提供量	86,640 人	78,240 人	78,240 人	78,240 人	78,240 人
実施箇所数	11 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
提供量－ニーズ量	47,140 人	38,740 人	38,740 人	38,740 人	38,740 人

今後の方向性

一時預かり事業は幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるので、引き続き提供量を確保します。

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業(一時保育事業) 事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことを、主に昼間、保育所(園)で一時的に預かる事業です。

《三山木保育所・市立こども園(大住こども園・河原こども園)・

私立こども園(松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園)》

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	7,900 人	7,900 人	7,900 人	7,900 人	7,900 人
提供量	14,670 人	14,670 人	14,670 人	14,670 人	14,670 人
保育所	13,920 人	13,920 人	13,920 人	13,920 人	13,920 人
ファミサポ	750 人	750 人	750 人	750 人	750 人
実施箇所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
提供量－ニーズ量	6,770 人	6,770 人	6,770 人	6,770 人	6,770 人

今後の方向性

全体で提供量がニーズ量を下回らないため、希望者全員の受入に努めます。ただし、施設によっては、利用希望が集中する日もあることから、事前の利用者調整を図ります。

(7) 病児・病後児保育事業 事業概要

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所(園)・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業です。

《病児対応:浜口キッズクリニック・やすらぎ保育園／体調不良型:市立こども園

(大住こども園・河原こども園)・私立こども園(みんなのき三山木こども園)》

		第3期				
		R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量		4,079 人	3,994 人	3,976 人	3,898 人	3,861 人
提供量		4,800 人	4,800 人	4,800 人	4,800 人	4,800 人
病児 対応	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	提供量	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人
体調 不良	実施箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	提供量	1,920 人	1,920 人	1,920 人	1,920 人	1,920 人

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位:件)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
提供量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
提供量－ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も引き続き、支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、まかせて会員の登録会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会などのPRに努め、増員を図ります。

(9) 利用者支援事業

事業概要

こどもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

(単位:実施箇所数)

		第3期				
		R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量		2	2	2	2	2
提供量	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1

今後の方向性

今後も引き続き、保育所入所に関する相談や子育てに関する相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、広報媒体や子育て応援ガイドブック、SNSを活用して情報発信を行います。専門職の職員が妊娠・出産・子育て等に係る相談を行います。

(10) 妊婦に対する健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、「①健康状態の把握」、「②検査計測」、「③健康指導」を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《対象妊婦の受診人数》

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	680	680	680	680	680
提供量	680	680	680	680	680

今後の方向性

検査項目は、現状及び国の方向性に沿って実施します。

今後も引き続き、京都府医師会並びに大阪府医師会の医療機関及び京都府助産師会の助産所で実施します。それ以外の医療機関においては、助成事業として実施します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

子育て家庭の孤独化を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を目的に生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握する事業です。

《対象児に対する家庭訪問件数 ※訪問実施数には、他市町村への依頼も含みます。》

(単位:件)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	500	500	500	500	500
提供量	500	500	500	500	500

今後の方向性

今後も引き続き、対象者全員に訪問ができるよう努めるとともに、対象児が低出生体重児等で入院中や里帰り出産で本市におられないなど、訪問できないケースについては、その状況の把握を行います。

「こころの健康チェック(エジンバラ産後うつ病質問票)」を実施します。ただし、精神疾患で通院中の方等は、対象から除きます。

職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。

(12) 養育支援訪問事業など

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、その住居を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業です。

《家庭相談員、保健師等による家庭訪問件数》

(単位:件)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
二一ズ量	190	190	190	190	190
提供量	190	190	190	190	190

今後の方向性

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うため、今後も引き続き、全戸訪問に努めます。

今後も引き続き、京田辺市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されます。日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
提供量	実施	実施	実施	実施	実施

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

子ども・子育て支援制度等の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所(園)・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
提供量	実施	実施	実施	実施	実施

今後の方向性

保育ニーズの増大に機動的・効率的に対応するため、民間事業者の参入を促進し、支援等を実施していきます。

4 令和4年(2022年)児童福祉法改正による新規三事業の 量の見込みと確保方策

(1) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施することで、家庭環境を整え、児童虐待未然防止を図る事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	—	150	150	150	150
提供量	—	150	150	150	150

今後の方向性

令和7年度(2025年度)以降なるべく早い段階で事業を開始します。

(2) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	—	—	—	—	40
提供量	—	—	—	—	40

今後の方向性

既に実施している近隣自治体を参考に計画期間中に実施できるよう検討を進めます。

(3) 親子関係形成支援事業

事業概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	70	70	70	70	70
提供量	70	70	70	70	70

今後の方向性

既存事業と今後新規に開始する事業の割合等を検討し、実施します。

5 令和6年(2024年)子ども・子育て支援法改正による 新規三事業の量の見込みと確保方策

(1) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位:面談等回数(回))

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
提供量	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
提供量－ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

4 回の面談等を通して、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等を把握し、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。

➤ 妊娠届出時の面談・妊娠 8 か月のアンケート・赤ちゃん訪問・産後 6 か月アンケート

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満 3 歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:利用定員数(人))

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量	-	43	42	42	42
2 歳	-	7	7	7	7
1 歳	-	14	13	13	13
0 歳児	-	22	22	22	22
提供量	-	30	30	30	30
提供量－ニーズ量	-	-13	-12	-12	-12

今後の方向性

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、令和 8 年度(2026年度)から、子ども・子育て支援法の規定により、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

これに伴い、保育所等、地域子育て支援センターにおいて受入れ枠の整備を行います。

不足するニーズ量については、利用上限時間に係る経過措置の適用や広域利用により対応してまいります。

(3) 産後ケア事業

事業概要

出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

(単位:人日)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ニーズ量(延べ回数)	230	230	230	230	230
提供量	230	230	230	230	230
提供量-ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

出産後、支援を必要としているすべての産婦に対し、助産師等専門職による早期のケアが提供できるよう、支援を行います。また、医療機関等との連携により、早期からの支援に努めます。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

事業概要

本市における、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保を行う事業です。

(単位:回)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
子ども・子育て施策推進会議	4	4	4	4	4
市立幼稚園長・保育所長会議	12	12	12	12	12
幼保合同研修会	2	2	2	2	2
幼保合同保健研修	2	2	2	2	2
幼稚園教育研究会	7	7	7	7	7
保育所職員研修会	12	12	12	12	12

今後の方向性

京田辺のこどもの健やかな育ちを支える幼稚園教諭や保育士等がともに教育・保育の質を高め、相互理解を深めることを目的とする合同研修会を大学等と連携しながら開催します。

幼小接続カリキュラム等、本市独自のカリキュラムによって義務教育へつながる就学前教育・保育を提供するなど、小学校との連携を強化していきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

事業概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施する事業です。

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

8 放課後児童対策パッケージに基づく取組

(1) 放課後児童対策パッケージに基づく取組

事業概要

国において策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ(留守家庭児童会)と放課後子ども教室の連携を進める事業です。

今後の方向性

- 留守家庭児童会の登録数
登録児童数:1,065 人(令和 6 年(2024年)5 月 1 日現在)
- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体型実施の開催箇所数
箇所数:0 か所(年間実績見込み数)
- 放課後子ども教室の実施箇所数
箇所数:9 か所(年間実績見込み数)
- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携した実施に関する具体的な方策
 - ・両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子ども教室の内容・実施日等について協議します。
- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室への小学校の施設や教室等の活用に関する具体的な方策
 - ・特別教室等の学校施設の活用を図ります。
- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - ・両事業とも、教育委員会において一元的に所管します。
- 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - ・両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子ども教室の内容・実施日等について協議します。
- 地域の実情に応じた留守家庭児童会の開所時間の延長に係る取組
 - ・留守家庭児童会における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。また、高齢者等の地域の人材活用や地域の実情に応じた効果的・効率的な運営に取り組みます。
- 留守家庭児童会の役割をさらに向上させていくための方策
 - ・適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう放課後児童支援員等の研修を通じて支援の質の向上を目指します。
- 留守家庭児童会における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策
 - ・ホームページや広報紙による周知を継続するとともに、保護者説明会等において留守家庭児童会の育成支援の内容について周知を推進します。

第 6 章 計画の推進にあたって

1 こども・若者の意見の聴取・反映に努めます。

こども基本法では、すべてのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体が、こども施策を策定、実施及び評価するに当たっては、こども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務づけられています。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(5)～(6) (略)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども・若者は、単に「将来を担う」という存在だけではなく、「いまを生きる市民」であり、また支援の対象としてだけでなく、「ともに社会をつくるパートナー」としても捉えるべきであり、計画の推進に当たっても、その意見を聴き、政策に反映させる取組が求められます。

そこで、各施策・事業の内容等に応じて、各施策・事業の企画・計画、実施、評価の各段階において、こども家庭庁が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」等も参考に、次のような方法によりその意見の聴取及び反映に努めます。

方法例

- ・SNSやインターネットを活用した、こども・若者対象のアンケートの実施
- ・こども・若者を対象にしたモニター制度で、意見の募集等
- ・こども向けWEBサイトの開設(施策・事業のPR、情報提供)
- ・情報提供や意見募集の際には、年齢別やふりがな、やさしい表現の多用、専門用語などのわかりやすい解説などに配慮
- ・パブリックコメントでは、周知・意見提出方法などの工夫により、こども・若者が参加しやすい方法の実施
- ・案件に応じたワークショップの開催
- ・イベントの実施や「こども・若者」向け出前講座の開催(施策・事業のPR、情報提供、意見の直接対面聴取)
- ・事業の事務局、実行委員会、運営役等へのこども・若者の参加
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用、参画の促進
- ・こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置(こども・若者会議等)など

2 情報発信の強化、ICT化を進め市民の利便性の向上を図ります。

将来は、子どもを産みたい、育てたいと思っている人のため、子育てに悩んでいる人のため、もっと楽しく子育てしたいと考えている人のため、そして、何よりも子どもの未来のため、本市では第4章で紹介したように多くの取組を計画しています。

しかしながら、ニーズ調査でも「相談先をどれも知らなかった」「施設を知らなかった」といったご意見があり、支援を必要としている人に必要な情報が十分に届いていないという課題も見えてきました。

「情報発信」は、必要な人に届いてこそ、初めて生きた情報発信となるものです。

そこで、各事業の効果的な推進を図るために、ICTの活用により、必要な情報の入手、事業へのアクセスを容易にし、市民の利便性の向上を図ることが重要となってきます。

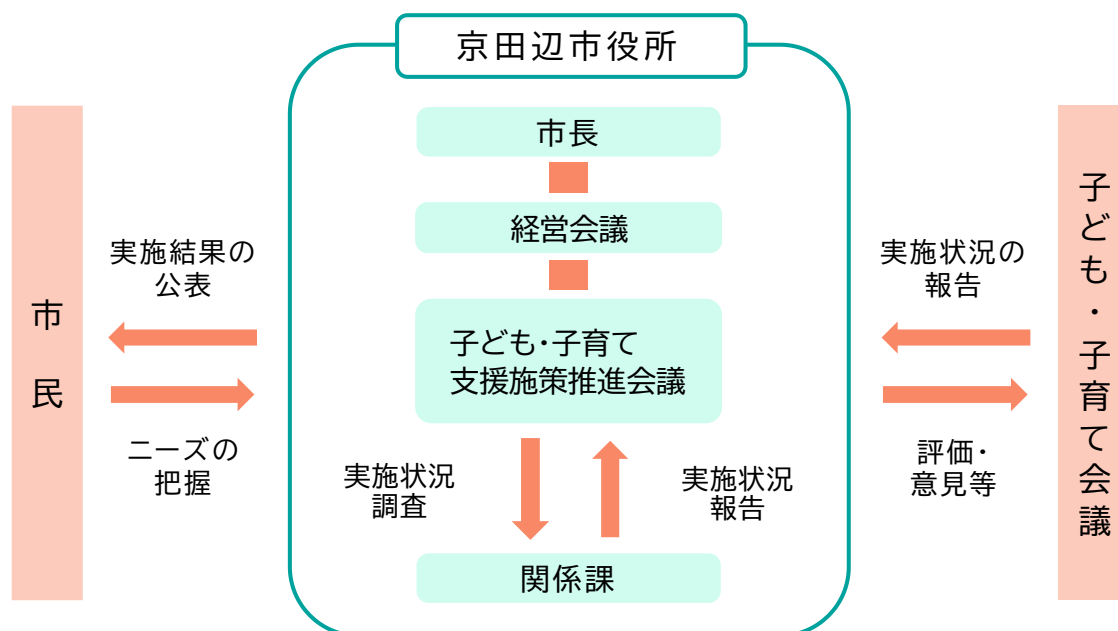
そのため、オンライン化による手続の簡素化や、子ども・若者も相談しやすいSNS等を活用した相談体制の整備、支援が必要な人にわかりやすく情報が届くようにSNS等を活用したプッシュ型広報・周知などの取組を積極的に進めます。

3 事業の評価、改善を進め、事業効果の最大化を目指します。

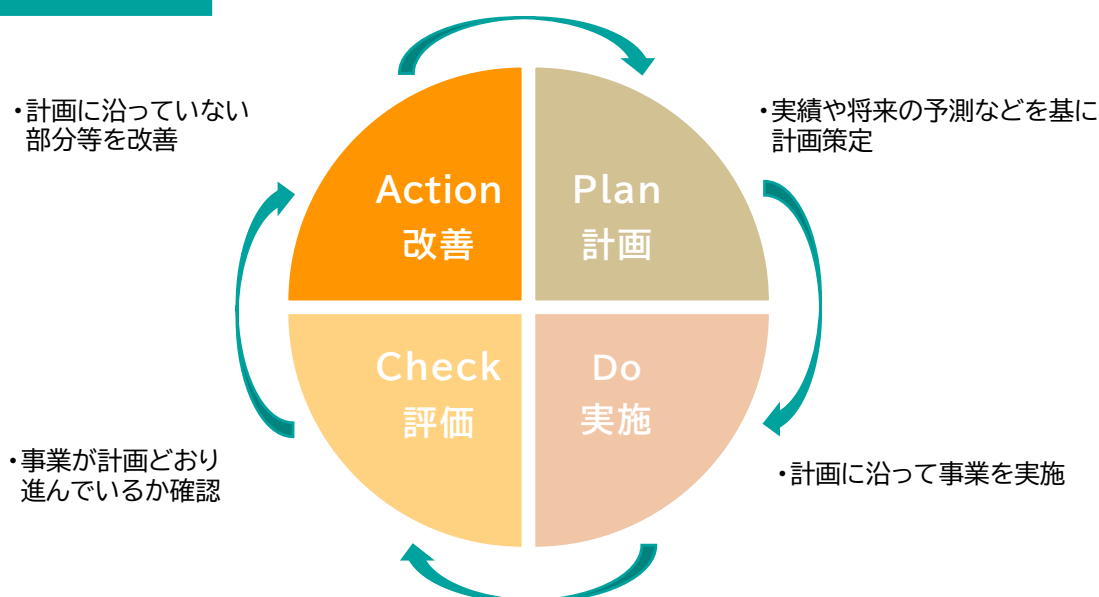
計画を着実に推進するため、PDCAサイクルにより、庁内関係各課を中心に進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、結果を公表するとともに、評価を施策の改善に反映し、事業効果の最大化を目指していきます。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを考慮しながら、翌年度以降の事業展開に生かしていきます。

計画推進のための体制



PDCAサイクル



4 市民・大学・企業・関係機関との連携を進めます。

本計画は、福祉だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、計画を効果的に推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、本市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

本市は子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士・幼稚園教諭、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実を図ります。

5 国・京都府の事業などと効果的な連携を図ります。

計画に掲げる取組については、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

特に、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、京都府との連携は重要であり、京都府こども計画の事業との連携・協力を図ります。

第 7 章 参考資料

1 京田辺市子ども・子育て会議委員名簿

計画策定期間(令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度))中の委員

役職	氏名	団体名等	備考
会 長	塘 利枝子	同志社女子大学(教授) 現代社会学部現代こども学科	
副会長	近江園 善一	京田辺医師会	
委 員	伊藤 枝里子	学校法人京都南カトリック学園 聖愛幼稚園	
	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会	
	五月女 智美	特定非営利活動法人そよかぜ子育てサポート	
	谷口 貴子	京都府助産師会	
	土井 浩之	京都府山城北保健所 福祉課	
	岡本 敦	京都府田辺警察署 生活安全課	令和6年6月9日まで
	岡 和宏		令和6年6月10日から
	岡崎 礼乃	京田辺市民間こども・保育園長会	令和6年6月28日まで
	川戸 洋子		令和6年6月29日から
	古家後 裕子	公募委員	令和6年6月28日まで
	北尾 茂則		令和6年6月29日から
	伊家 京子	京田辺市小・中学校校長会	令和6年6月9日まで
	佐々木 みゆき		令和6年6月10日から
	小森 三千恵	京田辺市小規模保育事業者	令和6年6月28日まで
	澤田 敦子		令和6年6月29日から
	大西 智子	京田辺市PTA連絡協議会(小学校)	令和6年6月9日まで
	塩田 源志		令和6年6月10日から
	米澤 隆治	京田辺市立保育所保護者会	令和6年6月9日まで
	中野 華奈		令和6年6月10日から
	土淵 春菜	同志社女子大学(学生)	令和6年6月9日まで
	西川 緑	現代社会学部現代こども学科	令和6年6月10日から
	小川 由梨恵	京田辺市養護教員部会	令和6年6月9日まで
	前田 恵美		令和6年6月10日から
	佐藤 りん	京田辺市PTA連絡協議会(中学校)	令和6年6月9日まで
	村上 洋一		令和6年6月10日から
	山本 陽子	京田辺市PTA連絡協議会(幼稚園)	令和6年6月9日まで
	山下 恵子		令和6年6月10日から

京田辺市こども計画

令和 7 年(2025年)3 月

発行 京田辺市役所 こども未来部 こども未来政策推進室

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80

TEL 0774-63-1122(代表)

E-Mail mirai@city.kyotanabe.lg.jp

